京都大学学術情報メディアセンター
食料・農業統計情報開発研究分野　統計研究資料Ｊシリーズ　No.1

復刻
農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）

第1分冊

2017年10月

学術情報メディアセンター
食料・農業統計情報開発研究分野

統計研究資料Ｊシリーズの発刊に際して

京都大学寄附講座農林水産統計デジタルアーカイブ講座は，神内良一氏の寄附により 2012 年に設置された．以来，農林水産統計の高度利用に向け，データの整備・加工・システム化について活動を行ってきている．この活動は，戦前戦後の日本農業に関する統計資料の発掘所在調査を行い，戦前期や戦後高度経済成長期の統計資料は，残存する調査原資料のデジタルアーカイブ化を行うものである．他方，戦後統計資料については，調査客体の年度間リンケージや統計調査間リンケージを行い，客観的根拠に基づく政策評価の礎を築こうとしている．さらに，構築された各種データベースは，デジタルアーカイブシステムとしての機能を発揮し，すべての研究者への情報提供をとおして共同利用として多くの成果をあげようとしている．

このような寄附講座の活動にともなって，統計文献やメタデータに関する資料調査や整備が行われるが，謄写版に代表されるように，その中にはアクセスに難があるものがある．このうちメタデータは，統計調査の実施にかかわる関連資料集であり，その時代の環境諸条件を正確に把握した上，統計調査結果の最終像を想定し，これを実現するために必要な指示書として作成されてきたものである．統計調査の利用者は，これらメタデータにかかわる資料の存在を理解し，必要に応じて目を通しておかなければならない．

本寄附講座では，それらの統計調査にかかわる資料の重要性に鑑み，これらの資料を復刻し，広く農林水産統計調査利用者の便宜に供することとした．ここに「統計研究資料Ｊシリーズ」として発表するものがそれである．この統計研究資料Ｊシリーズは，英文名では，Journal of INner-documents concerning National Agricultural and Industrial affairs（JINNAI）となり，直訳すれば，農林水産および産業一般行政に関する資料集となる．寄附者の神内良一氏に最大級の敬意を表するものである．

上述の本寄附講座が行う資料の復刻作業は，その対象によっては，紙質の劣化により，長時間の作業を必要とするものもある．また，基本的に発行部数のきわめて少ない資料を対象にすることから，資料の入手自体が厳しいものもあり，すべての資料輯の復刻が統一的に進められるものでもない．したがって，このシリーズは定期的に刊行するわけではなく，本寄附講座の活動の進展にともない，復刻資料がまとまった段階で随時発表する予定である．

編集者を代表して
2016 年 10 月吉日
京都大学学術情報メディアセンター
特命教授（農林水産統計）
齊　藤　　昭

Preface

In 2012, the endowed chair of Statistical Digital Archives of Agriculture, Forestry and Fisheries was established at the Kyoto University thanks to Mr. Ryoichi Jinnai contribution. Since then, we have been actively developing, processing, and organizing statistical data for advanced use in agriculture, forestry, and fisheries studies. These activities include conducting location surveys at excavation sites relating to Japanese agriculture before and after World War II, as well as collecting statistical data on the pre-war period and the post-war economic bubble. The remaining source material is being digitally archived. As for post-war statistical data, we are making efforts to build a foundation for policy evaluation based on objective appraisals by connecting the research packages of each year and establishing links between statistical surveys. Furthermore, some of the resulting databases are being used as digital archive systems. By sharing this information with all researchers, we hope to promote many advances.

Through the activities of our endowed laboratory, materials surveys and improvements were made in relation to these statistical documents and metadata. However, some of these materials (e.g., mimeographs) are difficult to access. Among them, metadata is a set of materials on the implementation of statistical surveys. Specifically, it consists of instructions created under the assumption that a final image of the survey results can be produced after accurately ascertaining the environmental conditions. The users of the statistical surveys should be aware of the existence of these materials, and examine them when necessary.

Given the importance of the statistical surveys in our endowed laboratory, we decided to reissue the related materials and make them available to agriculture, forestry, and fisheries survey users. Therefore, today we are pleased to announce the release of the "J-Series" statistical research material. To express our deep respect for our benefactor, this research material is called JINNAI, which is the acronym for Journal of INner-documents concerning National Agricultural and Industrial affairs.

Reissuing materials may take some time due to the possible deterioration of paper quality. In addition, since such materials were mainly printed in very small numbers, in some cases it is actually hard to obtain them, making the reprinting work advance at a varying rate. Therefore, instead of publishing this series on a regular basis, we intend to announce new issues when progress in the endowment activities is made, and when enough reprint materials are available.

Oct., 2016

Saito Akira
Specially-appointed Professor,
ACCMS, Kyoto University
Previous Director General,
Statistics Department,
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries,
Government of Japan

第一分冊 目次

統計研究資料Ｊシリーズの発刊に際して

解説 ……3
神宮司一誠

農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部） ……69
耕地調査 ……75
昭和二十八年耕地災害調査要領 ……75
作付面積と収穫高の総合調査 ……79
昭和二十二年産米及甘藷収穫高調査要綱 ……79
昭和二十二年産米作付面積実測調査に関する件 ……106
昭和二十三年麦収穫高調査要綱 ……116
昭和二十三年産米及び甘藷収穫高調査要綱 ……141
昭和二十四年抽出単位の調査実施要領 ……187
昭和二十四年主要食糧農産物供出割当数量調整資料の基礎調査要領（冬作） ……190
昭和二十五年産米面積及び収穫高町村別資料作成要領 ……202
昭和二十六年冬作調査要綱 ……211
昭和二十六年夏作調査要綱 ……276
昭和二十六年耕地面積調査要綱 ……362
米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査について ……372
昭和二十六年産麦及び水稲品種別作付面積報告について ……373

（参考）
第二分冊 目次

統計研究資料Ｊシリーズの発刊に際して

農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）……3

作付面積調査 ……3

昭和二十七年産夏作物作付面積予測調査について ……3

昭和二十七年産冬作物作付面積標本実測調査照合調査要領 ……7

昭和二十八年産冬作綜合作付実態調査要綱 ……19

昭和三十一年産作付面積と耕地面積統計調査方針 ……31

昭和三十一年産作付面積と耕地面積統計調査 様式集 ……83

昭和三十一年面積調査の作業規準 ……103

昭和三十一年主要冬作作付予定面積調査について ……188

昭和三十一年夏作作付予測調査について ……199

品種別作付面積等の面接調査について ……209

昭和三十一年産冬作作付面積調査の照合調査について ……228

昭和三十一年冬作作付面積を基本とする配分統計および
加工統計の処理について ……242

昭和三十年夏作標本実測調査層別効果について ……252

解説『農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）』

解説『農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部)』

神宮司　一誠

１．はじめに

この「農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部)」(以下,「要綱輯覧」という）は,昭和 22 年に農林省に統計調査局が設置されてから昭和 31 年までの 10 年の間に実施した農作物統計調査に関する 25 本の調査要綱類を収録したもので，農林省統計調査部内に設置された農林水産統計調査史編纂室によって「農林水産統計調査史編集資料（編の九)」として，昭和 32 年 10 月 21 日付けで作成されたものである．この「要綱輯覧」は，実際には，この「農林水産統計調査史編集資料（編の九)」(「要綱輯覧（１)」) と「同 (編の十)」(「要綱輯覧（２)」) の 2 分冊になっており，ここで解説の対象にするのは 1 分冊目 (「要綱輯覧（１)」) に当るものである．タイプで打ち直しした「原本写本」であるが，それまでの全数調査手法や表式調査手法を全面的に改め，標本実測調査法に基づく信頼度の高い正確な作物統計調査法を導入しようとした戦後の 10 年間，即ち，作物統計調査手法の確立・発展期に作成された主要な調査要綱類を収録している．現在の作物統計調査法は，方法論的にはこの時期に開発された手法をほとんどそのままの形で引き継いでおり，現在の調査手法の開発初期の内容を生の資料で知り得る貴重な資料である．

この「要綱輯覧（１)」の編集の趣旨は，その「まえがき」に非常に簡明に記述されている．即ち,「ここで収録した要綱類とは要綱，要領，調査票および要綱に準ずる重要な通達文書であって，また各調査ごとに調査創始当時のもの，および調査方法に主要なる改正があったときのもの，ならびに現行調査中のものに限った」とし,「この輯覧では耕地調査，作付面積と収穫高の総合調査，作付面積調査に関するものを分類してかかげた」としているだけである．しかし，この「要綱輯覧」に収録された 25 本の要綱類は，ほとんどが耕地及び作付面積調査法を定めた「面積調査」に関連するものである．単収調査法を定めた「収穫高」に関するものは，昭和 26 年の夏作調査要綱までのものしか収録されておらず，その数も極めて少ない．したがって，この「要綱輯覧」は,「農作物の部」となっているが, 基本的には, 主として「面積調査」に関する要綱類を収録したものになっている．このため，昭和 27 年から昭和 31 年までの「収穫高調査」や「被害調査」については, この「要綱輯覧（１)」続編に当る「要綱輯覧（２)」の方に収録されている．

そこで，この「要綱輯覧（１)」解説に当っては，伝統的な作物統計調査の体系区分として「夏作作付面積調査（耕地面積調査を含む)」,「冬作作付面積調査」,「夏作収穫高調査」,「冬作収穫高調査」,「農作物被害調査」という５つの調査区分を行い，その区分ごとに調査要綱類を時系列的に再編して解説を試みることとした．そうすると，後日,「収穫高調査」,「農作物被害調査」に係る部分は，続編としての「要綱輯

覧（２）」に収録されている「収穫高調査調査」（作況調査），「農作物被害調査」の部分にもそのまま連続できることとなる．

なお，続編に当る「要綱輯覧（２）」の収録内容については，「[参考 -1] 農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）－（２）」として１項を設け，若干の内容紹介を行っておくこととした．

２．夏作作付面積調査（耕地面積調査を含む）

「要綱輯覧」に収録された 25 本の要綱類のうち，「夏作作付面積調査（耕地面積調査を含む）」に関連する要綱類 17 本について，「主たる要綱類」と「補完的要綱類 (注 1」に区分し，第１表のように整理した．

個々の要綱類をみていく前に，まず，この 10 年間における面積調査の流れを概観しておきたい．

終戦の年の昭和 20 年の米の収穫量は，災害などもあったが 587 万ｔに落ち込んでいた．前５か年平均では 913 万ｔも取れていたことからすれば考えられない程の落ち込みであった．米の生産も統計の信頼性もどん底となっていた．この戦後の壊滅的な状況の下での緊急の課題は，新しい農林統計組織を再建し，供出制度の公正な運営に役立つ正確な作物統計を作成することであった．それは，GHQ が昭和 21 年８月に「作物調査に関する４原則 (注 2」の中で示したアメリカ流の調査手法に従えば，「郵送調査法」によって農家から直接情報を収集する方法であった．しかし，それによる統計の作成方法については，日本には馴染まない手法と考えられた．日本側の中には，信頼性の高い標本実測調査を導入すべきという考えがあった．

しかし，昭和 22 年の当初の段階は，実際にどのように設計すればいいのかまだよく分かっていなかった年であった．特に面積調査ではそうであった．そのような状況の中で十分な検討時間のないままに作成されたのが「昭和 22 年産米及甘藷収穫高調査要綱」における米及び甘藷の作付面積調査である．その手法は「全数調査法」により米と甘藷の栽培農家から申告を取り，それを市町村段階，県段階へと積み上げて行く方法であった．当時とすれば伝統的でオーソドックスな手法ではあったが，戦後間もない当時の社会情勢を考えると，この手法では大きな「虚偽申告」，即ち「申告洩れ」や「過小申告」が生じ，正確な調査にならないことは明らかであった．そこで８月末になってからではあるが，急遽出されたのが「標本実測調査の手法」を取り入れた「昭和 22 年産米作付面積実測調査に関する件」という通達であった．これは，申告で得られた米の栽培農家の作付圃場を抽出し，そこを測量して「実測面積」を求め，「申告面積」に対する「実測面積」の比から「過小申告面積」を補正しようとするものであった．「比推定」の形をした手法で

(注１ 「補完的要綱類」というのは「主」か「補完」という分類であり，重要か否かの区分ではない．

(注２ 「４原則」の内容は，①中央政府（農林省）の統制，②農林省内で作物報告に責任を負う単一機関を設けること，③中央政府に責任をもち，県から個々の農民にいたるまでの作物報告組織，④農民により中央政府に対し個々の「調査票」を郵送するために必要な組織の存続というものであった．日本側の対応は特に④に関して GHQ 側の提案は受け入れず，標本実測調査法の採用を決断した訳である．

第１表　夏作作付面積調査（耕地面積調査を含む）関係の要綱類

年次	主たる要綱類	補完的要綱類
昭和22年	(１) 昭和22年産米及甘藷収穫高調査要綱	(２) 昭和22年産米作付面積実測調査に関する件
昭和23年	(３) 昭和23年産米及び甘藷収穫高調査要綱	
昭和24年		(４) 抽出単位の調査実施要領
昭和25年		(５) 昭和25年産米面積及び収穫高町村別資料作成要領
昭和26年	(６) 昭和26年夏作調査要綱	(７) 米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査について
		(８) 昭和26年産麦及び水稲品種別作付面積報告について
	(９) 昭和26年耕地面積調査要綱	
昭和27年		(10) 昭和27年産夏作物作付面積予測調査について
昭和28年		(11) 昭和28年耕地災害調査要領
昭和29年		
昭和30年		
昭和31年	(12) 昭和31年産作付面積と耕地面積統計調査方針 (13) 昭和31年産作付面積と耕地面積調査様式集	(14) 昭和31年面積調査の作業規準 (15) 昭和31年夏作作付予測調査について (16) 品種別作付面積等の面接調査について (17) 昭和30年夏作標本実測調査層別効果について

注：1）（　）書きの数値は，今回の整理のために付したものである．

あったが，それは「無申告面積」をも補正する機能を持った手法ではなかった．申告のない農家の作付圃場は，標本抽出リストに整理されず，標本に当らないからである．

昭和 23 年の課題は，この「無申告面積」にも対応できる調査手法を設計することであった．これに対応できる調査としては，当時でも地域抽出法が考えられていた．しかし，昭和 22 年の取りまとめに手間取ったこともあり，この年は「申告調査法と組み合わせた地域抽出法」という対応しかできなかった．無申告に完全に対応できる調査法は確立できなかった．また，毎年，毎回申告を求めることを前提にした調査体系は労力的にも重すぎるものであった．

そこで，考え出されたのが「本格的な地域抽出法」の導入である．それが昭和 24 年の「抽出単位の調査実施要領」である．「抽出単位」とは後に「単位区」と呼ばれる「調査区」である．比推定のための「補助変量」に田畑別耕地面積を利用することとし，その面積を「土地台帳（土地登記簿

等の公簿)」から転記し，「対地標本調査」のための「単位区」を編成するというものであった．

この「単位区編成」によって，昭和 25 年からはこの単位区を母集団とし，ここから標本単位区を抽出して，対地標本実測調査手法という調査手法が確立された．単位区調査で土地台帳面積を調査しそれを比推定の補助変量とする比推定調査体系を築き，多品目の調査が可能となった．もちろん台帳面積にもいわゆる「縄伸び」や「畦畔面積」を含むか否か等に由来する誤りが含まれていたが，この分は，標本調査手法で実際に測量して「修正係数」を求めて対応することにした．考え方としては過小申告を修正する方法と同じである．しかし，「地域抽出法」であることから，この単位区が地上（耕地のある地域）に重複・脱漏なく配置されていれば，標本単位区内の耕地を隈なく調査することにより，土地台帳に登録されていない申告漏れに相当する耕地も見つけ出して調査することができた．この「要綱輯覧」に収録されている「 昭和 26 年夏作調査要綱」及び「昭和 26 年耕地面積調査要綱」は，面積調査が基本的な意味で確立されたとされる昭和 25 年の翌年に作成された要綱である．これら要綱に示された基本的な面積調査手法は現在まで続いている．この意味では，これらの要綱は，本「要綱輯覧」の中では，最も重要な要綱類である．目次構成をみても章構成も章の中の節構成も非常に論理的である(注 3.

しかし，統計調査に対する様々な行政ニーズに対応しなければならない中で，このような対地標本実測調査手法に基づく調査は，「小地域統計の作成には向いていない」，「対地調査では農家の意向に基づく作付予測はできない」，「農家の経営改善に役立つような統計は作成できない」ということも指摘され始めた．これらへの対応として，いわゆる「補完的要綱類」の作成が必要となってきた．それらの内の主なものが「昭和 25 年産米面積及び収穫高町村別資料作成要領」，「昭和 27 年産夏作物作付面積予測調査について」，「 昭和 28 年産冬作綜合作付実態調査要綱(注 4」などである．

そしてそのような課題を克服しつつ，対地標本実測調査体系を維持した面積調査体系の集約ともいえるのが昭和 31 年の「昭和 31 年産作付面積と耕地面積統計調査方針」であり，その方針の下に昭和 31 年に作成された「補完的要綱類」である．昭和 30 年には米の生産量は未曽有の大豊作となり，1,238 万 t を記録した年であった．また，昭和 31 年といえば，経済白書で「もはや戦後ではない」と謳われた言葉が流行語になった年である．この時期に，この「昭和 31 年産作付面積と耕地面積統計調査方針」や「昭和 31 年面積調査の作業規準」が作成されたのも農林統計組織が創設後 10 年目を迎え，面積調査手法をここまで発展させてきたという思いと新しい成長の時代を迎えて高揚した雰囲気の中にあったためであろう．

以下，個々の要綱類について個別的にみていくこととする．サブタイトルは内容を分かりやすくするために適宜付したものである．

(注 3　冬作作付面積調査の項で説明する「昭和 26 年冬作調査要綱」も同様である．

(注 4 「冬作作付面積調査」の項で解説している．

1）昭和 22 年産米及甘藷収穫高調査要綱（要綱輯覧 P.5）
～申告による全数調査方式～

この調査要綱は，「昭和 22 年産米及甘藷収穫高調査要綱」というように，米（水稲と陸稲）と甘藷の収穫高を調査するための要綱で，作付面積調査と収穫高（反収調査）調査についての調査手法を定めている．

この調査要綱は，戦後の新しい農林統計調査のための最初の調査要綱であるが，十分な調査の設計体制，調査体制が整わない段階で作成されたものである．そこでの手法は，一言でいえば，伝統的な統計調査手法による「申告による全数調査方式」というもので，まだ「標本実測調査法」に基づく調査法といえるものではなかった．

要綱全体の目次構成は，下のように総則と米と甘藷の章からなっている．

第 1 章　総則
第 2 章　米
　第 1　作付面積
　第 2　収穫面積
　第 3　生育状況
　第 4　予想収穫高
　第 5　推定実収高
第 3 章　甘藷
　第 1　作付面積
　第 2　収穫面積
　第 3　予想収穫高
　第 4　推定実収高

総則では，本調査の目的をまず「正確なる米及び甘藷の予想収穫高及び推定実収高並びに稲及び甘藷の生育状況，作付面積等を把握することを目的とする」と定め，「統計調査局長及び食糧管理局長官の共同責任に於いて之を実施する」，「調査の実施機関は各地方の作物報告事務所及び食糧事務所とする」等 (注 5 調査の運営実施に関する基本的な考え方について定めている．

米の作付面積調査の方法については，第 2 章の第 1 に定められている．その内容は，非常にシンプルで，次のようなものである．

市町村調査機関は作付面積に関し，8 月 1 日に実施せられる「臨時農業センサス」の結果 (注 6 を基とし，更に次の如き措置に依り，十分なる検討を加えた上，作物報告事務所長及び食糧事務所長の定める期日までに，作物報告事務所長宛報告する．
（1）8 月 1 日現在，筆別の綜合作付面積に付，生産者より申告させる．

(注 5　GHQ の勧告により戦後の新しい農林統計組織ができたのは昭和 22 年 4 月であるが，まだ地方の組織体制が整わないこともあって，当初は食糧管理局と共同して実施された．統計調査局が作物報告事務所，出張所を通じて調査を実施するのは，昭和 23 年度からである．

(注 6　近藤康男氏は，「戦後農林統計史（第 1 巻）」（P.145 ～ 146）の中で，このセンサスの意義について，「ここで強調したいのは，各農家からの申告というセンサス的基礎の上に少数標本調査が築き上げられたという点である．センサス積上げ方式よりはるかに精度の高い数値を推計することができるために，積上げ方式の修正という形式をとった点である（後にこの申告面積に代わる土地台帳の筆別公簿面積をもって調査単位区を編成することになるが，それは推計の基礎になる資料の存在が前提であるという右の命題を変更するものではない）」としている．但し，この「要綱」の中では「標本調査」の話はまだ出てこない．

（2）耕地図（又は見取図）を作り，又は耕地票を立てさせる等の方法により，十分準備した上で，1筆毎の実施検分を行い著しく不正確な申告の是正に努めると共に，申告の脱漏の発見に努める．
（3）出作面積及び入作面積に就いては，農地委員会の調査結果を参考として検討する．

第2として収穫面積について，次のように定めていた．

市町村調査機関は，作付面積確定後の被害田畑潰地等を1筆毎に調査し収穫期迄に収穫面積を正確に把握する．収穫面積は，部落別種類別（水稲，陸稲）及び生産者別にも整理して置く．

これらの記述から分かるように，この調査手法は申告による全数調査法である．このような調査手法では，都道府県別の作付面積は，農家段階の数値を市町村段階，都道府県段階と単純に積み上げていくだけで得られる仕組みになる．もちろん要綱上は1筆毎の実地検分(注7を行いとあるが，このような調査は実行不可能である．形だけの規定である．したがって，このような申告に基づく伝統的な調査手法では，過小申告の等の外申告漏れによる調査誤差が含まれている可能性が高く，正確な統計を作成するという所期の目的を達成するためには適切な手法であるとは言い難い(注8.

そこで取られた措置が，次項の「昭和22年産米作付面積実測調査に関する件」による標本実測調査の導入であった(注9.

甘藷の面積については，第3章に定められ，作付面積は米に準じて生産者から申告を求め，収穫面積は作付面積確定後，被害畑，潰地を1筆毎に調査して収穫期までに正確に把握するとしている．この方法についても米の場合と全く同様の問題がある．しかし，米の場合は，次の文書が定める調査が仕組まれたものの，甘藷の場合はこのままにされた．

2）昭和22年産米作付面積実測調査に関する件（要綱輯覧 P.32）
～過小申告把握のための標本実測調査導入～

統計調査局は，上の要綱に基づく申告による過小申告誤差を把握し，科学的にも正確な米の作付面積を推計するために，申

(注7　当時の筆数は，田畑で1億筆近くあるとされていた．

(注8　にもかかわらず，作付面積調査がこのような全数調査になっていることの理由のひとつに，農林省で昭和22年1月15日の「作物報告組織整備改正要綱」の中に，作付面積調査は①作付面積の申告調査を基礎とする，②農家からのアンケート式調査等により右を照査するという規定があり，その考えを引き継いだためと思われる．この改正要綱は「戦後農林統計史(第1巻)」(P.737～742）に紹介されている．

(注9 「昭和22年産米及び甘藷収穫高調査要綱」が実際に作成された時期は不明であるが，作物統計調査に標本調査法を応用することは，調査方法開発者の間では昭和22年4月の段階では決意されていたという（「戦後農林統計史（第1巻)」(P.690)）．しかし，この要綱には，収穫高調査には坪刈標本調査を導入する記述があるものの，面積調査についてはその記述はない．標本調査の必要性は分かっていたとは思われるが，その方法を要綱化するには研究が進んでおらず，22年6月に東京都下で行った調査で，要綱化できる方法を見出し，それを踏まえて「昭和22年産米作付実測調査に関する件」という通達がでたものと推定される．

告に基づく全数調査法に標本理論に基づく実測調査を導入する必要性を感じていた．このための研究調査は6月頃には東京都多摩村で行われていた．そして，この昭和22年8月26日付けで農林省統計調査局長と食糧管理局長官の連名で全国の作物報告事務所長と食糧事務所長宛て通達された「昭和22年産米作付面積実測調査に関する件」という通達は，そのための現地段階における調査手法を定めたもので，その中身は，件名とほぼ同じではあるが，「昭和22年産米作付面調査実測調査要綱」という形で「昭和22年米及甘藷収穫高調査要綱」についての追加補足的調査要綱を定めて通達したものである．甘藷の作付面積への適用については考えられていない．

なお，この文書には，実測調査要綱に係るものとして「平板測量実施要領」も付されている．

（1）昭和22年産米作付面調査実測調査要綱（要綱輯覧 P.32）

本要綱の主要な内容は要約すると次のようなものであった．

① 目的　昭和22年産米及び甘藷収穫高調査要領に基づく1筆毎の作付面積調査を一層正確にする為サンプル統計理論に基づき稲の作付面積につき標本調査を実施する．

② 調査する場所の選定　統計調査局で都道府県別に調査すべき市町村及びその市町村において選定すべき筆の番号を定める．

③ 調査方法　調査すべき筆を確認し，その筆の土地台帳面積，申告面積とトランシット，平板，間縄等の測量器具を用いた測量調査を行い求積した実測値を所定の調査表により報告する．

即ち，この手法は，第1次抽出単位は市町村，第2次抽出単位を筆とする副次抽出法で，抽出された筆の面積を測量実測し，農家からの申告値に対するその比を計算するという方法であった（注10．このような調査であることから，過小申告の調査誤差が把握できることは分かるが，申告漏れについては，そもそも作付けのある筆がリストされないことから標本として抽出される可能性がないことになり，その分を把握することができない．これを把握するためには，全ての筆を連続する一定の地域的範囲で編成した調査区を単位とする調査方法，すなわち地域抽出法を採用しなければならず，その大きさをどうするか等様々な検討が必要となる．しかし，当時は時間的な制約からその検討に時間をかけることは許されず，過小申告のみに対応する設計となった．このように申告調査基礎として，過小申告にしか対応できないという限界のある設計ではあったが，一度全数調査を行って，その全数調査の結果に標本実測調査の手法を導入し，比推定の手法で正確な面積を推計しようとする基本的な考え方は，初年度に生まれていた．

また，この要綱には，設計の基本的考え方や集推計の方法については記述されていない．この理由は，調査を行うこと

（注10 「戦後農林統計史（第2巻）」（P.43 ～ 44）によれば，標本数については，府県別に決められ，第1次抽出単位は28市町村，第2次抽出単位は各市町村15筆（全420筆）であった．しかし，予定の420筆に達したものは少なく，多くは200筆台，中には100筆台の事務所もあったとされている．

が急がれたことと集推計は各事務所で行うというものではなく本省で行うという考え方のためと思われる．しかし，この調査設計の考え方及び集推計の方法の詳細については，後日取りまとめられた当時の書物や雑誌により詳細に知ることができる．まず，この調査設計に係った畑村又好・奥野忠一の両氏が「標本調査法入門」（P.235 ～ 256）の中で，本調査の設計，集推計方法，推計結果について詳しく紹介している．また，津村善郎氏は，「作付面積調査の発展のあとをたどって（1），（2），（3）」（『農林統計調査』昭和 26 年第 1 巻第 6 号，8 号，11 号）の中で，この調査法では申告誤りは補正できても標本に当らない申告漏れ（無申告）による誤差は方法論的に把握できないという欠陥にもふれつつ，その申告漏れによる過小推計の補正をどのようにして行い統計値として取りまとめられたか，地方における調査の実態はどのようなものであったかについてもリアルに紹介している．津村善郎氏のこの論文は，「戦後農林統計史」の中でも随所で引用されている文献となっている．昭和 22 年産米作付面積調査については，「戦後農林統計史（第2巻）」（P.42 ～ 46）にも詳しく説明され，実測調査に基づく作付面積推定作業，分析作業は本省でなされたことが記述されている．

（2）平板測量実施要領（要綱輯覧 P.40）

これは，面積実測調査に係る平板測量の方法について，測量上の一般的な留意事項を定めた要領である．「要綱輯覧」の目次にはでていないが，上にみた通達の中にあったので，ここでみておくこととした．作付面積調査との関連で重要なところは，冒頭に記述されている「測量すべき耕地の作付面積は畦畔を含まぬを本則とす」という規定である．ここ規定は，収穫高は「作付面積×反収」で計算すべきもので，坪刈で推計する反収には畦畔面積を含まないものであるから，作付面積には畦畔面積を含むものであってはならないという調査の基本的考え方が含まれているという意味でも重要な規定である．また，「昭和 26 年夏作調査要綱」に出てくる耕地及び作付面積の推計式の中の「測量修正率」,「本地修正率」を理解する上でも重要な事項である．

3）昭和 23 年産米及び甘藷収穫高調査要綱（要綱輯覧 P.67）
～過小申告及び申告漏れへの対応と地域抽出法の導入及びその限界～

昭和 23 年米及び甘藷の作付面積調査からは，申告調査法を維持し，この調査手法の下で，申告漏れ調査に本格的に取り組むこととなった．この年の 4 月から面積調査の確立に重要な役割を果たすことになる津村善郎氏が加わり，次第に調査体系ができあがっていくことになった．しかし，23 年はまだ十分な研究と準備ができず不完全なものであった．

本要綱では，その第 1 章で稲及び甘藷作付面積において，以下のように概略定めている．

（1）調査方針：稲及び甘藷の栽培者から申告を求め，更に抽出調査を行う．

（2）申告調査:①申告義務者:水稲，陸稲，甘藷のいずれかを栽培しているもの全部とする．②申告事項：申告義務者の栽培する水稲，陸稲，甘藷の作付面積の外，申告票に記載の各事項について申告する．③申告票の整理:作物調査員は申告票を取纏め，調査

区番号と農家準農家を通じて通し番号を記入し，番号順に整理する．各調査票の検討，照合の仕方は云々である．

（３）抽出調査：①調査方法：申告筆の実地調査により，過少申告及び申告洩れを調査する．調査の具体的方法については別に定める (注 11.

報告期日等も定めてあるが，ここでは省略した．要約すれば，以上のような内容であり，肝心の抽出調査における調査の具体的方法については別に定めるとあり，この要綱からはその手法を知ることはできない．別に定めた資料もこの輯覧には編集されていない．このような調査要綱の下で取りまとめられた調査結果は，22 年の場合と同様に本省に送られ，申告面積の修正が行われたことが「戦後農林統計史 (第２巻)」（P.51）に記述されている．

しかし，申告漏れに対する調査事例，地域抽出法の研究状況，申告漏れの調査単位（調査区）の検討，昭和 23 年産米・甘藷の作付面積調査方法，この申告を基準とする調査の問題点（欠陥）については，「戦後農林統計史第 (2 巻)」に１項が設けられ (P.48 ～ 56)，詳しく記述されている．津村善郎氏も，「作付面積調査の発展のあとをたどって（２），（３）」（『農林統計調査』農林統計協会発行，昭和 26 年第１巻第８号，11 号）の中で詳述している．

この申告面積を基準とする調査の問題点（申告調査の不経済性と現地調査の難点）とはどのようなものであったかについて，「戦後農林統計史 (第２巻)」（P.55 ～ P.56）から要約して紹介しておきたい．

申告調査の不経済性については次の点を挙げている．

① 申告票として膨大な枚数を必要とする．

② 申告票を配り，回収するのに労力がかかる．１回で終わらず，２度，３度と足を運ぶ．

③ 集計にも大変な労力がかかる．調査区毎に集計する必要があり，面積の部位が３０進法であることもあり，検算も容易でない．１枚の申告票に夏は水稲，陸稲，甘藷の３種類があり，冬は麦の種類別，田畑別に行うので何回も返さなければならない（しかも指定された作物しか推計出来ない）．

④ 推計ベースの作成に毎回これほどの予算，労力を費やすことは，職員の士気にも影響する．

現地調査の難点としては，次の点を挙げている．

① 推計方式の性質から明らかなように，現地調査で調査した筆の作付面積が申告票の筆に該当しているかを対応させなければならないが，この申告が不正確で対応させることがなかなかむずかしい．このような事情の下では，機械的に申告漏れであるとか過少申告であるとかを判断することは極めて危険である．

② この対応関係がうまくいかない場合は，推計値は過大推計の偏りをもつ．

このように指摘される調査を毎年，夏冬繰り返して調査して行かねばならないのかと思うと多くの労力と農家への大きな負担を伴う途方もない調査手法であることが

(注 11 「戦後農林統計史（第２巻）」（P.51）によれば，標本小字数は各県 230，実測筆数は各小字とも田４筆，畑２筆と定められたとある．

容易に想像できる．この問題が次の抽出単位（単位区）編成による地域抽出法という調査手法への発展につながることになる．

4）抽出単位の調査実施要領（要綱輯覧 P.115）
～地域抽出法の基づく調査区編成の手順～

昭和 23 年までの調査を簡単に要約すると，全農家から調査対象作物の作付面積を筆別に申告してもらい，これを基礎面積として現地調査により修正するという方法であった．しかし，この申告調査手法は大きな問題点（調査手法としての不経済性と現地調査の難点）を持っていた．そこで，これらの問題点を抜本的に解決する手法として，申告調査法をやめて，新たに抽出単位(注 12 を設定し，これによって地域抽出法に基づく調査法へ転換しようとしたのが本要領である．いわゆる「対地標本調査用の母集団編成要領」である．ここでは，調査区の大きさをほぼ同じ大きさに揃え，一定の費用，労力のもとで，できるだけ精度を高めようとしている．土地台帳面積を基礎とする比推計採用の調査方式とするためである．この意味で，この要領は，歴史的な意味をもつ重要な要領のひとつであるといえる．

しかし，この要領そのものは，僅か３頁半程度の簡単なものである．要約すると以下のとおりである．

（１）調査の単位を変更する理由

本年（昭和 23 年）度の米，甘藷作付面積調査は，原則として小字を抽出単位としたが，１単位の地域が８町にも及ぶ耕地を含む場合もあり，調査の労力が過大となり，バリアンスも大きくなる憾みがあった．この結果，労力の過重を防ぎ，且つ調査の精度を高め，更に収量，被害等の調査をも一貫して行うという設計も考えたいので，今回（昭和 24 年）の麦類調査から抽出単位の大きさを次のように変更する．

（２）抽出単位の基準

抽出単位は耕地面積２町程度の地域とする．その地域は農民の知識習慣ならびに抽出調査の便宜上，小字区画を以てすることが便利であるが，しかしそれは必ずしも旧来の字切り絵図の小字区画にこだわる要はない．

（３）抽出単位を作る際の細かい注意事項

ここでは，①抽出単位の大きさを決める場合（耕地面積で２町程度，筆数は 20 乃至 30），②小字を分割する場合，③小字を合併する場合，④分割，合併の方法，⑤耕地整理地等の場合，⑥集団入植地の場合，⑦抽出単位の作成方法（土地台帳，耕地図，字切り絵図を利用）⑧市町村単位に作成し，一連の通し番号をつけること等が細かく記述されている．

（４）調査単位について調査すべき事項

調査すべき事項としては，①水田面積，畑面積，②二毛作田，③開墾干拓地，④耕地整理状況，⑤永年作物の面積と種類，⑥他市町村からの田畑別入作，面積及び入作者の市町村名，⑦地形，⑧抽出単位の耕地を耕作している人が主として住んでいる部落名，⑨抽出単位の性格（申告漏れの多そうな所，少なそうな所），⑩麦作面積（田畑別），⑪麦の地力，⑫麦の常習被害の有無とその主たる被害名，⑬この地域の春植

(注 12 「抽出単位」とは，地域抽出法における「調査区」と同じ概念である．この当時は，これを単に「抽出単位」と呼んでいたが，昭和 25 年頃からは「単位区」と呼ぶようになった．

馬鈴薯栽培の有無
（５）調査期限
調査期限については地域別に定めている（昭和 24 年１月～２月）.
以上である (注 13. 今からみると（４）の調査すべき事項の中には不必要ではないかと思われるものもある．パソコンもない時代によくここまで整理するとしたものだと感心するが，これも「人海戦術」といわれる所以かも知れない.
「戦後農林統計史（第１巻）」(P.67~71) は，地域抽出法の確立という項を設け，この要綱が作成された頃の状況を詳しく記述している．これによれば，この単位区は昭和 24 年産麦から使用する計画であったが，間に合わず，昭和 24 年産水稲の推計時にも間に合わなかったこと，またこの頃，労働過重問題が頂点に達したとある（P.59～60）．このように単位区の作成作業が非常に忙しく行われたため，ずさんな面が残り，抽出単位として不備であり，正しい地域抽出法を行いにくい事情が付きまとったこと，また，単位区の境界を地図上で行わず，土地台帳を地番順に集計しつつ，２町程度ごとに区切って単位区としたようなものもあったこと，これらの事情は過小推計の偏りを生ずる可能性があることから，昭和 26 年から２か年計画で単位区の整備を行ったこと，更に昭和 29 年には土地台帳の写しを作成したこと等により，第１次の母集団の整備がほぼ完成し，本格的な地域抽出法が可能になったと記されている．しかし，北海道では開拓計画図を基礎として，山林，原野を広範に調査対象に編入する作業があり，昭和 27 年から 31 年にかけて行われた (注 14.
この母集団整備手法は，その後，母集団整備に追われることになる手法であるが，その後もずっと引き継がれ，後年「農林統計組織の財産」といわれるまでになった．当初は，面積調査のための母集団とされていたが，収穫量調査でも被害調査でも標本抽出のための母集団として利用されるようになった．やがて，「作物統計調査母集団」と呼ばれるようになった．現在では平成 25 年から GIS 上で 200m メッシュ状に編成した単位区を利用して面積調査が行われているものの，基本的には同じ手法が用いられている．したがって，GIS によって母集団編成は簡単になったかも知れないが，母集団のメンテナンスの問題は，これからも続く課題となっている．GIS にはこれまでにない機能があり，それがフル活用できるとすれば母集団編成もその後のメンテナンスもしなくとも，対象地域全体から無作為にあるいは系統的に標本が抽出できるようにすればよいわけであるが，併せて現地調査もより一層簡単になるようなそういう新しい手法の検討がなされる日が来ないものかと思っている (注 15.

(注 13 「戦後農林統計史（第２巻）」（P.58）によれば，この結果，総単位区数は都府県計で 267 万単位区近くとなったという.
(注 14 「戦後農林統計史（第２巻）」P.143）.
(注 15 この場合参考となるのがイエーツが「SAMPLING METHODS FOR CENSUSES AND SURVEYS」の中でいう「ポイントサンプリング法」，津村善郎氏が「標本調査法」の中で紹介している「幾何学的に系統抽出する法」，それらを応用して海外技術協力の分野で試行されている「ドッ

5）昭和 25 年産米面積及び収穫高町村別資料作成要領（要綱輯覧 P.130）
～標本調査手法の限界と小地域統計の作成～

この要領は，昭和 25 年産米面積及び収穫高町村別資料の作成方法について定めたものである．戦前の統計作成は，積み上げ方式であり，市町村別の統計を作成することは比較的簡単な問題であった．しかし，新しい農林統計組織は，標本調査に基づく調査手法を導入し，少ない標本数で効率的に統計作成を行うこととし，都道府県を推計単位としていたことから，仮に推計したとしても標本数が少ないことからその推計値は誤差が大きいものとされていた．理論的には信頼しうる「市町村別統計」は作成できない，そういうものは作成すべきではないとされていた．しかし，時代は「市町村別統計」を要請していた．統計側が「市町村別統計」を作成できないというのは，不思議な感覚であったかも知れない．この要領はそういう考え方と状況の下で，作成されたものである．この要領の名称が「町村別統計作成」ではなく,「町村別資料作成」となっているのはそういう狭間の中で作成されたものであったためと推察される．

このような背景の下で作成された要領は，経緯，作成する資料の種類と作成の時期，資料提示の際の注意事項，資料作成の概要，資料作成方法５つの項からなっている．資料作成の方法については，面積の場合と収穫高の場合が分けて詳しく説明されている．以下，そのなかでのポイントなる点は以下のとおりである．

（１）経緯

ここでは，経緯について，「市町村別数字については，現在の実地調査点数では，理論的に完全に正確な数字を期待できないので，（中略）これが公表を差控えたのであるが，今回は知事会議その他の各方面の強い要請に応え，万難を排して町村別資料を作成し，必要方面の利用に供することとしたがこの数字でも従来の他の各種資料よりも精度の高いものとなる筈である」としている．

（２）作成資料の種類と作成時期

３回作成することが記され，①郡市町村別作付面積，収穫見込面積，予想反収，予想収穫高を 10 月上旬頃まで，②坪刈結果を織り込んだ検見による郡市町村別推定反収比率を 11 月 20 日頃まで，③郡市別及び町村別作付面積，収穫面積，推定反収，推定実収高の作成を１月 15 日頃までとしている．

（３）資料提示の際の注意事項

資料の提示に当っては，利用者に誤解を起こさぬようにするとの観点から「この数字は，割当の参考資料として提示するものであって，従来の各種の資料よりは精度が高い筈であるが，統計的に推計を行って統計調査事務所から公表する統計数字とは性格を異にする」としている．

（４）資料作成方法の概要

作付面積調査については，「小標本で推定するのであるから，抽出変動を十分に推察する必要があり，標本の個々を検討すると共に，各種の資料を考察し，決定する．出入作面積を考慮して，属人面積に組変える」等と記述され，収穫高については，「郡市町村別収穫高の県計が中央の決定値の合致するように作成する」旨が記述されている．

ト標本調査法」等がそれである．

（5）資料作成方法

ここでは，ここでは中央で決定された県計値に合致するよう作成する際の細かな手順が記述されている．このような手法は，現在では「配分統計作成手法」と呼ばれているが，この当時は，「県計値を出張所に分割し」，「それを市町村別に分割する」というように，「分割」という用語（注 16 が用いられている．

「市町村別資料作成」について，やや詳しく見ていたが，これは標本調査法で統計を作成する時の大きな問題であったためである．そのことが要領に「経緯」という項が設けられ，そこの「万難を排して市町村別資料を作成する」という文言に当時の状況が滲んでいる．「戦後農林統計史」の中でもこの問題は詳しく説明されている（第 1 巻 P.695 ～ P.701，第 2 巻 P.89 ～ 91）．また，「農林水産統計情報 40 年の歩み」（農林統計協会　昭和 62 年 11 月 1 日）の中に特集された座談会（P.19 ～ P.49）の中で，近藤康男，久我通武氏等が当時のエピソードを紹介している．局長をされていた近藤康男氏は，「昭和 23 年の段階でも知事から市町村別統計をやってくれという要請があり，それではやりましょうと意気込んだけれども出来なかった」ことを，そのあと昭和 24 年から 25 年にかけて作物報告課長をしておられた久我通武氏は，「当時，津村さんなんかは『そんなむちゃなことを言っても，できないものはできない』と言われたけれども『そんなことを言ったって，公平を保たないでいいというわけにはいかない』などと大げんかをしたりしながら，ようやく・・・・．どっちも本当なんだからね．できないというのも本当だし，なくては困るというのも本当だし，大変な渦を巻いたような状態でしたな．しかし，みんなまじめでしたよ」と振り返っている．

6）昭和 26 年夏作調査要綱（要綱輯覧 P.205）

～本格的地域抽出法に基づく夏作作付面積調査の確立と内容の深化～

昭和 28 年 9 月 30 日に発行された「日本農業の統計的分析」（P.100）によれば，夏作作付面積調査手法がほぼ固まったのは，昭和 25 年（注 17 とされ，その後は大きな変化を行っていないとされているが，この要綱輯覧では，昭和 25 年夏作調査要綱は収録せずに，昭和 26 年夏作調査要綱を収録している．

この要綱には，作付面積調査，収穫高調査，被害調査の３つの調査が記述されている．各調査とも体系的に記述されている（注 18．その目次構成は，次のようになっている．

（注 16　後に「配分統計」といわれる．

（注 17　この「昭和 25 年夏作調査」について，三枝義清氏は「農業統計・調査の確立過程」(P.8) の中で「津村が理想と考えていた面積調査の第 1 回で，『津村式』調査法の原点になっている」としている．

（注 18　この「昭和 26 年夏作調査要綱」は，作付面積調査，収穫高調査，被害調査の３つの調査が１つの要綱にまとめられており，統計調査の企画設計の流れ及び実際の調査の仕方について非常に分かりやすく作成されている．今でも作物統計調査を学ぶための 1 冊の「テキスト」になっているといってもよい．「まえがき」においても昭和 26 年夏作調査におけるこれら３つの作物統計

まえがき
第１章　総則
第２章　作付面積調査
第３章　水稲収穫高調査
第４章　陸稲
第５章　甘藷収穫高調査
第６章　被害調査
第７章　マイナークロップスの調査
第８章　アンケート調査
第９章　郵送調査
[符]　概要及び前年要綱との相違点 (注 19

ここでは，面積調査に関連する事項についてみていくこととする．

「まえがき」においては，「要綱作成の基本方針」と「調査一覧表」が掲げられている．「基本方針」の中では，まず，第１に米の事後割当制に対応して予想収穫高調査を強化すること，米の推定実収高調査時における調査の精度を県段階では面積調査の CV を 0.4%，作況調査の CV を 0.6% とするとしている．第２に面積調査については，「主要作物の作付面積の外に，耕地面積の調査 (注 20 も行う」，「雑穀，野菜及び主なる工芸作物の作物をも調査する．特に，水陸稲については，品種別，世帯別，耕作規模別の作付面積を調査し，更に，入作地の調査をも行う」としている．「調査一覧表」の中では，何をどのような方法で調査し，何時報告するかを定めている．耕地及び作物別を表頭にし，調査方法（現地調査，農家からのききとり調査，町村長への依頼調査としての報告調査，表式調査及び郵送調査，作付計画聞取り調査）を表側にした表で調査概要を記述している．更に，「この要領の概要並びに前年要綱との相違点についての一覧表は，末尾に添えてある」としている．このように，まず最初に，調査の方針，調査の目標と調査すべき内容，前年との違いを明確に定めている．

第１章総則の中では，①この調査は，統計法に基づく農業統計調査規則によって行う（指定統計 37 号作物調査）ことを記述し，②調査対象作物別を定め，③調査種類別・作物別の調査項目，調査方法，本省宛て報告期限，公表期日を定めている．

第２章の中では，作付面積調査というタイトルの下で，以下のような節を設け，詳しい記述をしている．

第１節　調査方針
第２節　階層分け
第３節　抽出

調査についての基本方針が記述されており，地方の目からみても非常に分かりやすくなっている．

(注 19　ここでは，作物別・調査種類別に前年度調査との相違点を一覧表にして示している．本要綱輯覧には昭和 25 年の夏作調査要綱は収録されていないが，これをみると前年度の調査方法についてある程度分かり，基本的な仕組みはあまり変更されていないことが分かる．

(注 20　耕地面積とは，水田面積と畑面積のことである．面積調査の中では重要な項目であるが，米，甘藷，麦などの作付面積調査が優先された初期の面積調査では，調査対象とされていなかった．しかし，本格的地域抽出法に基づく調査法が開始されることによって，耕地面積調査が可能となった．この調査は昭和 25 年夏作調査から始まったとされるが，昭和 26 年の要綱では，「耕地面積調査も行う」としただけで，耕地面積調査についての要綱は別途「昭和 26 年耕地面積調査要綱」として定めている．

第 4 節　現地調査
第 5 節　推計並びに分散
第 6 節　ききとり調査
第 7 節　計画面積調査，報告調査及び入作調査
第 8 節　調査の報告

この構成から分かるように，統計的調査設計 (注 21 に基づいて面積調査が実施されることがよく分かる構成になっている．昭和 22 年，23 年段階の要綱では，県別の作付面積の推計は，本省で計算される仕組みになっていたが，この 26 年の要綱では，本省の指示の下に，事務所長が標本抽出も行い，現地調査を行い，その結果を推計式にあてはめて，作物別の作付面積を推計し，分散計算の仕方も式で示されている．これらの計算は，計算様式を用いて行うのであるが，要綱輯覧の中では，これらの様式集は示されていない．

しかし，この内容をみると，非常によく整っており，先にみた「抽出単位の調査実施要領」の完成を踏まえ，本格的な地域抽出法に基づく標本調査手法が確立されたこと示している．

第 1 節は調査方針について定めており，調査対象作物，調査の項目，調査方法，現地調査の方法，ききとり調査，報告調査，入作調査に関する基本的内容を記述している．

第 2 節は階層分けについて定めており，まず，階層分けのための予備調査について説明し，階層分けで設定する特殊階層 (注 22 と一般階層で行う対地調査のための階層分けと実測調査のための階層分けについて詳述している．

第 3 節は抽出として，標本単位区数 (注 23 の決め方，標本の配分並びに抽出について記述している．

第 4 節は現地調査について定めている．現地調査は，悉皆調査する階層と抽出調査する階層とに区分して行うとし，抽出調査する階層で行う対地調査による水稲作付面積調査は，耕地面積調査に準ずるとし

(注 21　津村善郎氏は「標本調査法」という標本調査の本を著しているが，その第 1 章の $1.2 のところで「統計調査はどのように行われるか」について論じている．面積調査における実践的経験がそこに反映している．

(注 22　特殊階層について，調査要綱は目標とする単位の精度をよくするために特殊階層を設けることができるとし，具体的な例として，①焼畑，切替畑の単位区階層，②交通きわめて不便な単位区階層，③地目変換のはなはだしい単位区や筆界，単位区界が判然としない単位区階層，④耕地カード面積が見積りによる単位区階層としている．簡単に要約すれば，調査がし難いところは特殊階層として，一般階層のような標本調査地帯にしなくてもよいというものである．当時の交通事情や土地台帳の状況を考えると止むを得ない措置であるが，反面ここに折角の対地標本調査体系を不完全なものにし，調査結果にあいまいさが残る要因になっている．この特殊階層の範囲は極力小さくすべきで，ないのが理想である．

(注 23　この年の調査要綱では，これまで抽出単位と呼んでいた調査区を単位区と呼ぶように改めている．

標本単位区数は，水稲の場合で，対地調査については全国で 80,500 単位区，実測調査については 9,200 単位区としている（26 年要綱の付表参照）．畑作物の標本単位区数は前年度どおりとあるだけで記述がないが，約 50,000 単位区程度の標本が有ったのではないかと推定される．

(注 24,「台帳基準面積見積り法」によることとしている．畑作物については見積り実面積によるとされている．実測調査は，平板による全筆測量とするとしている．

第 5 節は，推計並びに分散について定め，水稲作付面積，畑作物面積の推計式及び分散計算式を定めている．

要綱に示された水稲作付面積の推計式は特殊階層における調査結果を含めたものでやや複雑な形になっているので，それらを簡略して本質的な部分を示すと，次のような式になっている．

$$\hat{T} = \frac{\sum X_i}{\sum Y_i} \cdot y \cdot r$$

X_i・・・対地標本単位区の台帳基準水稲面積

Y_i・・・対地標本単位区の耕地カード集計面積 (注 25

y・・・階層の耕地カード集計面積

r・・・縄伸び率（Y が畦畔を含まない場合は縄伸び率．含む場合は Y に対する本地面積率）

この式が，地域抽出法に基づく耕地カード集計面積（台帳面積）を補助変量とした時の比推定式である．ここにおいて，過少申告の時と異なって，「台帳基準面積見積り法」という対地調査法と「縄伸び率（本地面積率）という修正係数」の調査法の概念があり，これらの二つがこの推計式の中に織り込まれていることが分かる．このような式にしておけば，「現地調査」においては耕地カード面積に縄伸びがあろうとなかろうとその面積を基準にして作付面積の推定を行い，そこから得られた作付け率を y というその階層の耕地カード集計面積に乗じれば，台帳面積ベースの作付面積が推計され，その推計値に別途平板測量を用いた「実測調査」に拠って推計された縄伸び率を乗じれば，標本調査法に基づく実測ベースの水稲作付面積が推定されるという仕組みである (注 26. は，対象地域の全耕地を集計したものであるという点で説得力がある．

なお，精度計算に係る分散式については，対地標本見積り調査に係る部分の分散と測量修正率調査に係る部分の分散を足し合わせて求める計算式になっている．

対地見積り調査の部分の比推定の分散式は，基本的には次のようになっている．単純平均値（1 単位区当たりの作付面積）の分散を求める形とよく似た形になっているが，偏差平方和の計算が $\Sigma\ (X_i - \bar{X})^2$ ではなく，$\Sigma\ (X_i - \hat{R}Y_i)^2$ という形になっているところが異なっている．この分散式の仕組みから調査した作付面積とカード集計面積が近似している程，または，X と Y との

(注 24　耕地面積調査は作付面積調査より後から生まれた調査であるが，ここでは，方法論的には耕地面積調査手法を基準にした書き方になっている．耕地面積調査要領は別途作成されている．

(注 25　耕地カード面積とは，「土地台帳上の地目が田又は畑の筆について 1 筆ごとに面積を転記したカード」のことで，これを単位区段階集計したものを単位区のカード集計面積といい，階層段階まで積み上げたものを階層のカード集計面積という．

(注 26　面積調査に用いる比推定について詳しく説明されたテキストとしては，津村善郎著「標本調査法」（第 6 章）がある．

相関が高く，Ｒの分散が小さくなると分散の計算値が小さくなることが分かる(注27.そしてこのことはＲの値によって層別すればいいことも示している.

$$\hat{V} = \frac{N(N-n)}{n}\hat{\sigma}^2{}_{X-RY} = \frac{N(N-n)}{n}\frac{\sum(X_i - \hat{R}Y_i)^2}{n-1}$$

$$\hat{R} = \sum X_i \Big/ \sum Y_i$$

比推定法は単純推定法に比べて精度がいいといわれるのは，補助変量を推計式に折り込んだために分散計算式がこのような形になり，その結果，分散が補助変量を用いない単純平均の場合に比べて小さくなるということができる.

測量修正率の分散計算は，測量実測値をＺとすると，上記のＸの部分をＺに置き換えるだけでよい．両者の和が比推定式の分散になるが，今日ではこの測量修正率の分散計算については，測量修正率を過去のデータから計算して固定的なものとしていることから特に計算しなくなっている．従って，比推定の分散式は上の計算式を押さえておけばよいことになる.

このような緻密でユニークな比推定手法であることから「対地標本調査手法」は，正確な作付面積，耕地面積を推計するための手法として高く評価されている．「坪刈標本調査法」とともにこの「作付面積調査手法」は，戦後の農林統計組織から生まれた代表的な調査手法になっている．「戦後農林統計史」の中ではもちろん本解説の「[参考－2] 文献紹介」に紹介しているほとんどの文献にこの調査手法についての記述がある．しかし，当時の設計者である津村善郎氏は，そこから得られる結果について，①調査項目が不足し平板的である，②調査項目間の連絡が不十分であるとし，その上で，③これらの全ての欠点を今後如何に改良するか，真剣に取り組んでいきたいとしている（近藤康男編「日本農業の統計的分析」(P.125 ～ 126).

第６節の聞取り調査及び第７節の計画面積調査，報告調査及び入作調査は，対地標本調査では把握できない内容の調査であることから，別途の設計で行うことにしている.

第６節のききとり調査は，「米並びに主要なる畑作物につき，作付面積調査を調査し，米については，耕作者の世帯別，耕作規模別作付面積を他の主要な畑作物については作付面積をうるにある」としている．したがって，これは，８の「米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査について」とリンクしている調査である.

第７節の計画面積調査，報告調査及び入作調査では，計画面積調査は，「作付面積予備調査を兼ねてアウトルックの資料とするために，農家の作付計画面積をうるにある」としている．報告調査は，「水稲の品種別作付面積」を調査し，入作地調査は，「水田並びに稲作付面積の属地調査面積を属人調査面積に組替えるために行う」としている．このうち，前者は，９の「昭和 26 年産麦及び水稲品種別作付面積報告について」とリンクしている.

７）昭和 26 年耕地面積調査要綱（要綱輯覧 P.291）
～耕地面積調査手法の確立～

(注 27　この時代はほとんどの水田には水稲が作付されていたため，このような条件を満たしやすかったため，高い精度が期待できたが，近年は，米の生産調整により，標本単位区単位でみた場合は水稲作付面積と台帳面積の間の相関関係が低くなり，精度もその分低下してきていると考えられる.

この要綱は，耕耕地面積調査を行うために作成された要綱である．耕地面積調査は昭和 25 年夏作調査から水稲作付面積調査時に実施されるようになった調査であるが，昭和 26 年からは作付面積と基本的には同じ手法であるとしても別途独立した要綱として作成されたという点で歴史的意義をもつ要綱である．両要綱は「姉妹編」といってもよい．ただし，この耕地面積調査の公表については，北海道などまだ母集団整備に不十分な地域があったため，この後，単位区の整備を図りながら，一層信頼できるように充実させ，昭和 31 年度の農業白書で耕地面積を発表するための基礎となった要綱といえる．

この要綱は，次の 6 つの節からなっている．上でみた「昭和 26 年夏作調査要綱」における「作付面積調査」とほぼ同じ構成である．

第 1 節　調査方針
第 2 節　階層分け
第 3 節　標本抽出 (注 28
第 4 節　現地調査
第 5 節　推計並びに分散
第 6 節　調査の報告

この耕地面積調査手法の基本的な考え方は，作付面積調査手法と同じであるが，第 1 節の調査方針では，①調査の対象は水田，畑の面積とし，特に水田については畦畔，本地別面積を推定すること，②推計単位は水田の場合は出張所単位を原則とし，畑については県単位とすること，③抽出調査は対地調査と実測調査によって行い，対地調査の方法は台帳面積を基準として見積る，実測調査は別に定める方法により調査すること，④推計は耕地カードによる集計面積を基礎とし比推定法により推定すること，⑤調査は作付面積調査と同時に行うから階層分けや抽出などは作付面積調査と総合して行うこと等を記述している．

第 2 節では階層分けとして，階層分けのための準備調査，特殊階層の設定，一般階層における階層分けについて記述している．階層分けは対地調査用と実測調査に分け，「対地調査の階層分けはまづ単位区を水田を含む単位区と畑のみの単位区に分ける．但し，田畑混在の単位区の多い場合は水田を含む単位区と田畑混在の単位区に分けることができる．次いで各々を特殊階層と一般階層に分け，更に各々階層を単位区の性格により細分した後，面積階層に分ける」としている．実測調査の階層分けは，「水田を含む単位区について行い，畑のみの単位区は階層分けは行わない」としている．

第 3 節は標本抽出について定めたと思われるが，2 ページ分が脱落しているため，詳細は分からない．作付面積調査の内容と同様の内容と推察 (注 29 されることから，標本単位区数の決め方，標本の配分並びに抽出について記述していると思われる．

第 4 節の現地地調査は，いわゆる「台帳基準面積見積り法」による詳細な方法が記述され，実測調査については「平板による全筆調査とする」とされ，実測調査の方法については別途指示されると記述されている．

(注 28　295 ～ 296 ページが抜けているため，記述内容は不明である．
(注 29　標本単位区は，作付面積調査と同じ標本を用いるとされている（昭和 26 年夏作調査要綱の [付] 参照）．

第5節では，推計並びに分散とされ，水田本地面積，水田畦畔面積及び畑面積の推計式と水田及び畑についての分散式が示されている. 推計式及び分散式の仕組みは，水稲作付面積調査の場合と全く同様であるので，ここでは省略する.

第6節は，調査の報告として，①出張所長の報告，②事務所長の報告，③調査結果の検討要領，④調査表等の保存について定めている.

この耕地面積の調査手法は，水稲の作付面積の調査手法と同じであり，「戦後農林統計史（第2巻)」(P.132 ～ 161）の中でも章を設けて大きく取り扱われている.

8）米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査について（要綱輯覧 P.301）
～標本ききとり調査法による調査～

これは，昭和26年6月30日付けで統計調査部長から各統計調査事務所長へ通達されたものである.

内容は，米世帯別並びに耕作規模別面積調査については，申告調査の方法によってきたが, それを抽出調査（ききとり調査）によるとし，その調査は畑作物作付面積ききとり調査と併せて行うとした旨の通達である.

その調査手法の概要については，昭和26年夏作調査要綱の第2章作付面積調査の第6節ききとり調査の節に定めてある(注30.

9）昭和26年産麦及び水稲品種別作付面積報告について（要綱輯覧 P.303）
～「表式調査法」に基づく調査～

これは，昭和26年11月26日付けで統計調査部長から各統計調査事務所長へ通達されたものである.

内容は，昭和26年産麦及び水稲品種別作付面積について報告されたいという簡単なものである．調査方法については，「昭和26年夏作調査要綱」の第2章第7節にあり，「作物調査員により一括調査する」となっている．典型的なアンケート方式の「表式調査」である．このような場合，一般的には，食糧事務所から供出時の等級検査時における品種の出現割合を聞き取って推計する手法が考えられる.

10）昭和27年産夏作物作付面積予測調査について（要綱輯覧 P.307）
～「出張所長の平常の観察」基づく調査報告～

これは，昭和27年3月22日付けで統計調査部長から各統計調査事務所長へ通達されたもので，「昭和27年産夏作物作付面積予測調査要領」を作成して付したものである.

内容は，「27年産冬作調査要綱」により2月1日現在で「昭和27年産夏作物作付面積調査」を行ったのであるが，更に正確を期するため4月1日現在で調査するとしたものである.

調査対象作物は，様式の中に定められており，陸稲，甘藷，だいず，野菜類（きうり，かぼちゃ等12種類）となっている. 水稲は調査対象となっていない.

調査方法は，「出張所長は平常の観察にもとづいて要すれば関係者よりききとり，所要事項を記入の上, 事務所長に報告する.

(注30　そこに定められた標本数は，県単位で1,000調査区，標本世帯数は1調査区5戸となっている.

事務所長はそれを集計し，みずからの意見を附して部長に報告する」という典型的な「表式調査」の方法である．

この調査に対して「戦後農林統計史（第1巻）」(P.809) は，「作付予測調査は，昭和27年からの農業観測事業と関連して行われた，作物統計調査の新しい分野である．その内容はいうまでもなく，事前に作付予想を行って，次期に作付けする作物の動向を早期に把握して過当競争による農業者の損害を防止する自主調整に資すべく計画されたものであった」としている．「戦後農林統計史 (第2巻)」では，第1章の土地調査の中で，「標本実測調査の補完調査」として1項を起こして，補完調査の必要性と実施された調査の種類などを紹介している．また，第3章の土地利用統計調査の中で「作付動態調査」という節を設け，その第1項の作付予測調査のところで，この作付予測調査の発足の経緯，その後の発展過程を説明している．このことから，非常に重要な新しい調査であったことが分かる．

以上の８) の「米の耕作規模別作付面積」，９) の「米麦の品種別作付面積」，10) の「作付予測面積」という３つの調査は，作付面積の総量を把握することを目的とした対地標本調査手法では把握できない調査内容であることからこれと別途の調査の実施と報告を求めたものとなっている．行政や地域のニーズに応えていくためには，上のような調査を対地標本調査と並行して実施しなければならなくなってきたことを示すものである．

11）昭和 28 年耕地災害調査要領（要綱輯覧 P.1）

～「拡張潰廃面積調査」の一環として～

この「昭和 28 年耕地災害調査要領」は，5つの項からなった比較的簡単な要領である．

本要領は，最初に，①「昭和 28 年耕地面積調査要綱の第６節に定めた耕地拡張潰廃面積調査のうちの自然災害面積については同手引第四章第１節３にもとづき調査されることになっているが，これが詳細は本要領による」とし，次いで，②調査の対象は，直接災害と間接災害に分け，直接災害としての流失，埋没，土砂流入，長期冠水，間接災害としての用水路等の破壊により，田（主に水稲として）利用できない状態の面積としている．③調査の時期は，昭和 28 年８月１日より昭和 29 年７月 31 日までとしている．報告は，事態発生後３日以内となっている．④調査の方法は，関係者のききとりや見廻り調査としている．⑤調査のとりまとめ報告については，調査表，報告書も付いているので分かりやすい．

耕地面積調査における拡張潰廃面積調査とは，調査日前１年間における耕地の増加要因としての拡張面積と減少要因としての潰廃面積を調査するものである．

耕地災害調査要領を昭和 28 年に定めた理由は，昭和 28 年は災害が多い年で，特に６月下旬おける北九州等における豪雨被害は極めて激甚であり，それを踏まえて本要領が定められるに至ったものである（「戦後農林統計史 (第２巻)」P.150，P.449）．このようにみてくると，この「耕地災害調査要領」は，拡張潰廃調査の内訳調査としては耕地面積調査といえるが，迅速な報告を要請しており，「災害調査」としての性

格が濃いものである．

12）昭和 31 年産作付面積と耕地面積統計調査方針（要綱輯覧 P.335）
～面積統計調査 10 年間の集大成～

これまで，作物時計調査の目的，調査の時期，手順，方法，報告，公表等を定めるものは一般的に「○○調査要綱」若しくは「○○調査要領」となっていた (注 31. そして，その下に，「手引き」，「必携」というものがあった．しかし，これは「指針」となっている．更に，これまで，作物統計調査の要綱は，「夏作調査要綱」と「冬作調査要綱」に分かれ，「夏作調査要綱」の中に，「作付面積調査」，「収穫高調査」，「被害調査」という具合に分けて説明があり，作物統計調査全体がひとつにまとめられていた．この点も従来と異なっている．しかし，後者については，作物統計調査の分野別に要綱が作成されたと思えば，特に問題とすることもない．しかし，「昭和 31 年産作付面積と耕地面積統計調査方針」となると，これは一体どういう性格の要綱類なのかと考えさせられる．この点について，まえがきなどの説明があればこの方針の性格がわかるのであろうが，それもないのでよく分からない．

実際に読んでみると，「要綱」のようではあるが，「要綱」や「要領」を作成するために書かれた「指針」のような気もする．事務所の立場で読んだ場合，作付面積調査で実施しなければならない標本数が何処に定めてあるのかが分からない．標本数の決め方，計算方法は示してあるが，標本数は経費や人数に影響を及ぼすので，そのような計算を事務所に任せるはずはないと思う．別途通知するということも書かれていない (注 32. となると，この「方針」に基づく「調査要綱」，「調査要領」がなくてはならないはずであるが，その「要綱」はここに収録されていない．しかし，そういう「要領」は存在していて，ここに収録されていないだけだといえるのではないかという根拠は，「昭和 31 年産作付予測調査について」という通達の中にある．この通達の中に，この調査は「作物調査要綱第 2 編第 5 章による昭和 31 年夏作作付予測調査要領を下記のとおり定める」とあるからである．これは別途「作物調査要綱」という要綱があるということを示している．これに倣うと，この「作物調査要綱」に基づく「昭和 31 年作付面積調査要綱」，「昭和 31 年耕地面積調査要綱」若しくは両者をまとめた「耕地及び作付面積調査要綱」というものがあっていいはずである．しかし，この「要綱輯覧」の編集は，「各調査ごとに調査創始当時のもの，および調査方法に主要なる改正があったときのもの，ならびに現行調査中のものに限った」とあったことを踏まえると，面積調査については既に「昭

(注 31　このような要綱類は，「統計調査部長」が定めるものであるが，その上位規範としては，農林大臣が定める「規則」という法令があった．この当時の規則は，昭和 25 年 10 月 19 日に公布された「農業統計調査規則」であった．なお，現在の作物統計調査は，昭和 46 年 6 月 5 日農林省令第 40 号として公布された「作物統計調査規則」に基づいて実施されている．

(注 32　昭和 31 年の標本単位区数は，10 万単位区前後ではないかと推測していている．その理由は，昭和 26 年の標本単位区数が，130,500 単位区であったこと，昭和 38 年には約 5 万単位区まで減っていることからである．標本単位区数については，明確な数値を探し当てることが困難である．

和 26 年夏作調査要綱」,「昭和 26 年冬作調査要綱」,「昭和 26 年耕地面積調査要綱」として確立した要綱があることから，31 年版のこれらについては収録する必要はなかったと考えられる．となれば，この「昭和 31 年産作付面積と耕地面積統計調査方針」は，要綱が定める「面積調査」の内容がどういう方針に基づいて作成されているかを独立して分かりやすく理解させようという意図で作成されたものかも知れない．

内容的には，昭和 30 年代を迎えて，時代に即応した統計を作成して行こうとする意気込みが感じられるものになっているが,「戦後農林統計史」の中には出てこないものである．

目次構成は以下のとおりである．

第 1 章　調査の目的
第 2 章　調査の企画
　第 1 節　順序と機構
　第 2 節　標識の選択
　第 3 節　指標の階層分け
　第 4 節　調査の基準
　第 5 節　目標精度
　第 6 節　標本数の決定
第 3 章　統計の生産
　第 1 節　階層分け
　第 2 節　標本配分と抽出
　第 3 節　実施調査
　第 4 節　推計と分散
　第 5 節　推計母集団の整備
　第 6 節　調査期日と報告期日
第 4 章　統計の加工と利用
　第 1 節　郡市区町村別資料の作成
　第 2 節　作付増減原因別資料の計算
　第 3 節　耕地利用度の計算
　第 4 節　土地利用景観写真の蒐集

第 5 節　面積統計の利用法

第 1 章は調査の目的について，４つの項を立てて記述している．先ず，目的として,「耕地と作付統計のための調査目的は，農業生産力を拡充するために必要な耕地と，これが利用にかんする科学的認識，および行動決定の基礎資料を作成することにある．他面，集団の質的側面を量的に把握するために必要な基礎資料としての任務を有する」と定めている．次に予測性の重視として「経済活動又は政治行動決定の基礎資料として利用するには，将来の予測を含むことが統計の存在価値として絶対に必要なものである」と定め，次に当面の目標として,「土地利用と生産量の把握」し，更に土地利用について「耕作農家との関連において数量化し，農業生産力を手段の面から測定する」としている．最後に目的の綜合として「面積調査はがんらい土地に関する綜合的な内容をもつものである」とし，個別の解明はこれを理解すべきとしている．

第 2 章は調査の企画として，６つの節からなっている．第 2 章では，第 1 節の順序と機構の中で，面積調査の範囲を「調査の企画資料の生産及び結果の解釈（利用）までとする」としている．また，調査の目的にしたがって最適の調査方法を決定するし，実測調査と面接調査の使い分け，信頼性，実行性，経済性を具備させ，調査効率をあげるとしている．更に，調査設計の順序, 地方別設計の推進について定めている．第 3 節以降は，調査の技術的な事項についての定めである．

第 3 章は，統計の生産として，面積統計調査の手順について段階別に説明し，調査期日・報告期日ついて定めている．

第 4 章は，統計の加工と利用について記述している．

この「昭和 31 年産作付面積と耕地面積統計調査方針」自体は，先述したように「戦後農林統計史」の中では，特にとりあげられていない．このことは，中身として記述されていることが，当時の方法は昭和 26 年の方法と変わっておらず，特に方法論からみて目新しいところはなかったためと思われる．しかし，有名なのは，この要綱に基づいて調査された昭和 31 年 8 月 21 日，「農業白書」(『農林水産業の現状と問題点』) の公表に併せて，耕地面積結果が対地標本実測調査の結果として初めて公表され，それに伴って既に公表されていた昭和 30 年，31 年の水稲作付面積が修正公表されたことである．

「戦後農林統計史 (第 1 巻)」（P.298）及び「同第 2 巻」（P.159 ～ 161）では，この時のことを次のように記述している．「いったん正式な数字として公表したものを修正することは，役人としては勇気を要する問題である．したがって統計調査部内においても当時この公表には多くの反対があり，こそくの手段であるが年々なしくずしに発表するのが上策であるという意見もあった．しかし，何より統計の真実性を確保するという基本方針を貫くことが最も大事なことであり，他のいずれよりも優先すべきことであるとする考えから昭和 32 年の農林白書の発表とともに公表されたのである」とし，この公表を行った当時の統計調査部長の藤巻吉生氏が「部報」で述べた心境を次のように紹介している．「いままで思い切ってできなかった宿題があったことです．いろいろありましたが，一番大きな問題は耕地面積の公表でした．・・・あれほど正確をほこっていた農林省の統計で，しかも米の生産量といういちばんうるさい数字を 300 万石ふやそうというのですから，これはなかなかふみ切りにくい問題です．・・・たまたま昨年の夏に農林白書が初めて作られることになりました．この機会をのがしたら再び正しい数字を出すチャンスはないと思いました」（農林省統計調査部報，昭和 33 年 9 月号）．

13）昭和 31 年産作付面積と耕地面積調査様式集（要綱輯覧 P.386 の次）
～実際の調査項目，集推計過程，報告内容を示した書類集～

これは，昭和 31 年産作付面積調査と耕地面積調査に用いられる調査計画表，調査票，集計･計算表，報告書類を「調査様式集」として収録したものである．各調査ごとの調査項目及び集推計過程を細かく示したもので，実際の調査業務はここに示される調査表や報告書を用いてなされることから重要かつ貴重な資料であるが，各調査用紙は元の大きさに比べて約 30% 程度に縮小印刷され，活字が見にくいのが難点である．

14）昭和 31 年面積調査の作業規準（要綱輯覧 P.387）
～面積調査の用語集～

この「昭和 31 年面積調査の作業規準」は，面積調査の実施上に出てくる基本的な用語，調査や審査上の心得，対地標本調査用の母集団整備の方法，推計氏や分散計算式の定義を含めて細々かつ専門的に説明したもので，面積調査の実務担当をする者が熟読し，理解していなければならない事項が多岐にわたってまとめてある．ページ数は

85 ページにも及ぶものであるが，面積調査のみならず，本要綱輯覧の中に出てくる専門用語等の意味を調べる時も便利な資料になっている．上にみた「昭和 31 年産作付面積と耕地面積調査の指針」，「昭和 31 年産作付面積と耕地面積調査様式集」そしてこの「昭和 31 年面積調査の作業規準」は，これまでの面積調査の到達点を詳細に説明しているという共通点を有しており，昭和 31 年における面積調査の 3 部作となっているといえる．

章, 節の構成は以下のようになっている．

第 1 章　調査の基準
　第 1 節　調査の定義
　第 2 節　調査基準
　第 3 節　計上単位
第 2 章　実地調査
　第 1 節　見回り調査（予備調査）
　第 2 節　対地調査
　第 3 節　平板測量
　第 4 節　面接調査
　第 5 節　地押調査
第 3 章　審査
　第 1 節　チェック調査
　第 2 節　審査
第 4 章　推計母集団の整備
　第 1 節　耕地カード
　第 2 節　耕地図
　第 3 節　単位区カード
　第 4 節　調査区
第 5 章　簡略計算の手引
第 6 章　推計式および分散式
　第 1 節　耕地面積
　第 2 節　作付面積
　第 3 節　面接調査

なお,「戦後農林統計史（第 2 巻）」(P.144) は，「調査の定義と調査基準の設定」として次のように記述している．

「耕地面積調査のための定義または基準はいろいろあるが，これらはいずれも申告調査を対象としたもので，実測調査によるそれではなかった．実測調査のための定義と基準はわが国にはいまだなかったのである．このような大規模な調査を展開するからには，それにふさわしい定義，または基準を定めることは当然必要であった．もちろん実測調査という特殊技術のための定義，基準を定めるにしても，過去の統計との連続を考慮しなければならず，このためいろいろの点を配慮した」とした上で，耕地，本地，畦畔等いくつかの基本的な専門用語の定義, 取扱いについて紹介している．

15）昭和 31 年夏作作付予定調査について（要綱輯覧 P.485）
～標本面接調査法による調査～

これは昭和 31 年 2 月 27 日付けで統計調査部長から各事務所長宛てに出された通達である．通達の根拠について，「作物調査要綱第 2 編第 5 章による昭和 31 年夏作作付予測調査要領を下記のとおり定めた」としている．

定められた内容を要約すると，以下のようになっている．なお，水稲は調査対象になっていない．調査期日は，昭和 31 年 3 月 25 日，調査対象作物は，陸稲，甘藷，だいず，あずき，いんげん，らっかせい，きうり，かぼちゃ，すいか，とまと，なす，除虫菊, はっか, とうもろこし, 馬鈴薯とし，別表で調査対象県を定めている．調査項目は作物別，経営規模別に昭和 31 年の作付予定面積，増減理由割合，作付予定戸数と

なっている．調査方法は，第 1 次抽出は昭和 31 年普及調査のリストを用いて標本調査区を任意系統抽出し，第 2 次抽出は標本調査区の中から 5 戸の農家を任意系統抽出して，面接調査法により調査するとしている (注 33．推計式の仕組みは，30 年の決定面積を基準に増加面積，減少面積を加減する仕組みになっている．報告期日は 4 月 5 日，公表予定日は 4 月 15 日となっている．

この調査を先にみた昭和 27 年の調査と比べると，昭和 27 年の場合は，出張所長の平素の観察に基づいて行う「表式調査」であったのに対し，この 31 年の調査は，本格的な対人調査法に基づく「標本面接調査法」によって行うという点で大きく進歩した調査となっている．

「戦後農林統計史 (第 2 巻)」は，第 3 章の土地利用統計調査の中で「作付動態調査」という節を設け，その第 1 項の作付予測調査のところで，この作付予測調査の発足の経緯，発展過程を説明し，この「昭和 31 年夏作作付予定調査」についても調査の概要を詳しく説明している．

16）品種別作付面積等の面接調査について（要綱輯覧 P.495）
～標本面接調査法による調査～

これは，昭和 30 年 12 月 3 日付けで統計調査部長から各統計調査事務所長へ通達されたもので，「先に行われた全国事務所長会議において品種別作付面積等の調査と農業動態調査とは同一標本調査区をもって調査する予定の旨説明させたが今回農業動態調査のつごうにより別個に実施する予定となったから了知のうえ品種別作付面積等調査の階層わけ等につき下記の措置を講ぜられたい」としている．

その下記には，面接調査を標本調査で実施する手順（①階層分け，②標本数，③標本配分，④標本抽出，⑤調査項目，⑥調査票の配布，⑦推計の階層区分，⑧指定品種名，⑨指定品種特性表）が記述されている．母集団については何も説明していないが，農業動態調査用の母集団であったと思われる．標本数は，農家数の 2.5% ～ 3.0% とされ，1 県当りの標本数は最大で 5,500 とされている．

この品種別作付面積調査は，先にみたとおり昭和 26 年にも実施されたが，それは「表式調査」であった．昭和 31 年の場合は，本格的な対人調査法による標本面接調査法によってなされたことが大きな特色である．

17）昭和 30 年夏作標本実測調査層別効果について（要綱輯覧 P.539）
～調査設計（階層分けと標本配分）の評価資料～

これは，昭和 31 年 8 月 20 日付けで統計調査部長から各統計調査事務所長宛て通知されたもので，「参考資料として印刷配布する関係もあり，別紙様式により調成のうえ，9 月 5 日まで報告されたい」というものである．昭和 22 年，23 年の段階は標本調査の集推計や精度計算は本省で行っていたが，この時代になると調査設計の評価を行える層別効果計算も事務所段階で行うようになってきたことが分かる．

なお，この結果がどうなったかについて，興味の持たれるところであるが，「戦

(注 33　標本数については，本通達の末尾に別途作成された一覧表から本省において各事務所ごとに記入されるようになっている．このため，本調査の標本規模については分からない．

後農林統計史（第２巻）」は，「階層分けすることによって層別効果を高め，それによって効率化が図れると思われていたが，この計算を通じてあまり効果がないことを効果があるものと盲信していた」旨のことを述べている．

標本調査論では，どのような階層分けをすれば最も精度のよい調査をなし得るかが問題となることから，精度を高めるための階層分けについて論じられることが多いが，実務的にみた場合は，調査の目的から必要となる階層分けや調査の管理上で便利な階層分けがあり，これらに考慮しながら精度を高めるための階層分けを試みなければならない場合が多い．したがって，教科書どおりの層別効果を期待することはなかなか難しい．このような実務的な視点から，階層分けについて分かりやすく記述してあるテキストとしては，津村善郎氏の「調査の話」（P.154 ～ 166）及び「標本調査法」（P.38 ～ 60）がある．

経験的にいえば，作付面積調査や坪刈調査の場合，かつての旧出張所の管轄区域等をそのまま自然階層として用いても県全体とした時には，まずまずの層別効果が期待できるようである．

３．冬作作付面積調査
～夏作作付面積調査とほぼ同じ発展経過～

「冬作作付面積調査」は，「夏作作付面積調査」に先立って行われる．この時代の調査の方法は，多少のタイムラグといえるような違いはあるものの，基本的には「夏作作付面積調査」とほとんど同じ考え方で設計されている．

要綱輯覧の目次として整理された 25 本のうち，「冬作作付面積調査」に関連する要綱類 9 本について，主たる要綱類と補完的要綱類に区分し，第 2 表のように整理した．このように整理してみると，「冬作作付面積調査」関係の要綱類については，僅かしか収録されていないことが分かる．これは，本要綱輯覧が「耕地及び夏作作付面積調査」関係の要綱類を収録したことと，方法論的には「冬作作付面積調査」が「夏作作付面積調査」とほとんどかわらないためであったと考えられる．

しかしながら，この表の中にある「昭和 28 年産冬作綜合作付実態調査要綱」は，それまで面積調査といえば，「対地標本実測調査法」で実施するとされてきたものが，ここに至って「対人面接標本調査方式」の調査で対応せざるを得なかったという点で，重要な意義を持っている要綱である．この詳細については，後で記述する．夏作作付面積調査を含めた面積調査の歴史の中で，大きな反響を呼んだ「調査要綱」のひとつである．

１）昭和 23 年麦収穫高調査要綱（要綱輯覧 P.42）
～作付面積調査の規定なし～

この「昭和 23 年麦収穫調査高調査要綱」では，麦の収穫高調査に絞って記述されており，麦作付面積の調査方法等については，別途「麦の申告票」があるということは推察できるものの，全く触れていない．「昭和 22 年産米及甘藷収穫高要綱」に次いで作成された冬作版の「収穫高要綱」であることから，当然冬作面積調査の規定があっていいはずである．おそらく別途「要綱」が作成されているか，別途，通達又は会議

第２表　冬作作付面積調査関係の要綱類

年次	主たる要綱類	補完的要綱類
昭和22年		
昭和23年	(1) 昭和23年麦収穫高調査要綱	
昭和24年		
昭和25年		
昭和26年	(2) 昭和26年冬作調査要綱	(3) 昭和26年産麦及び水稲品種別作付面積報告について
昭和27年		(4) 昭和27年産冬作作付面積標本実測調査照合調査要領
昭和28年		(5) 昭和28年産冬作綜合作付実態調査要綱
昭和29年		
昭和30年		
昭和31年	(9) 昭和31年産作付面積と耕地面積統計調査方針	(6) 昭和31年主要冬作作付予定面積調査について
		(7) 昭和31年冬作作付面積調査の照合調査について
		(8) 昭和31年冬作作付面積を基本とする配分統計および加工統計の処理について

注：1)　(　) 書きの数値は，今回の整理のために付したものである．
　　2)　(9) 昭和31年産作付面積と耕地面積統計調査方針については，冬作作付面積についての定めは「作物名」だけであり，従ってここでは，個別には説明していない．

などで，「作付面積調査については，『昭和22年産米及甘藷収穫高要綱』に準じて行う」としたのかも知れない．とすれば，この要綱については，上の表から外してもよかったのかも知れないが，「要綱輯覧」では，「作付面積と収穫高の綜合調査」のところに分類されていたので，ここでも取り上げることとした．

津村善郎氏は「作付面積調査の発展のあとをたどって」の中で「昭和22年産米調査の結果の取りまとめは，予想外にひま取り，昭和23年の3月末にようやく終わったことは，すでに述べた通りである．したがって23年産麦の作付面積調査には，上の調査結果を取入れることも，また特別の試験調査を行うこともできずにできず，22年産米の調査方法をそのまま受継いで実施し標本の大きさを大きくしたにすぎない」と述べ，更に「申告洩れ調査は，前回も今回もおこなわなかった，というよりおこないえなかった．しかし，この調査が重要であるため，真剣に研究され，本省でも面積係は何回か試験調査をおこなっていた．しかし，これらはいずれも明確に目的をつかんで，その解決のためにおこなったわけではないので，あまり役に立っていない」としている．なお，冬作という点では馬鈴薯についても麦とは別に申告をとったこと，申告をチェックする現地調査はまったくおこなっていないと記述している．

2）昭和 26 年冬作調査要綱（要綱輯覧 P.139）

～本格的地域抽出型の標本実測調査手法～

標本実測調査に基づく面積調査は昭和 25 年にほぼ完成したといわれる．このことは夏作作付面積調査の項で詳しく説明したが，要綱が作成された時間的経過からみると「昭和 26 年夏作調査要綱」に先行して作成されたのがこの「昭和 26 年冬作調査要綱」である．このため，この「昭和 26 年冬作調査要綱」は，「昭和 26 年夏作調査要綱」の作り方と非常によく似ている．夏冬の姉妹編といってよい．

この「昭和 26 年の冬作調査要綱」の目次構成は以下のように 4 章からなっている．

第 1 章　総則
第 2 章　作付面積調査
第 3 章　麦類収穫高調査及び被害調査
第 4 章　ばれいしょ収穫高調査及び被害調査
第 5 章　マイナークロップスの調査
第 6 章　アンケート調査

第 2 章の作付面積調査は，以下のような節から構成されている．この構成は夏作作付面積調査の節構成とほとんど同じである．調査方法もほとんど同じで，分かり易く記述されている．

第 1 節　調査方針
第 2 節　階層わけ
第 3 節　抽出
第 4 節　現地調査
第 5 節　推計並びに分散
第 6 節　ききとり調査
第 7 節　報告調査

3）昭和 26 年産麦及び水稲品種別作付面積報告について（要綱輯覧 P.303）

これは，昭和 26 年 11 月 26 日付けで統計調査部長から各統計調査事務所長へ通達されたものである．内容は，昭和 26 年産麦及び水稲品種別作付面積について報告されたいという簡単なものである（夏作作付面積の項での解説に同じ）．

4）昭和 27 年産冬作作付面積標本実測調査照合調査要領（要綱輯覧 P.311）

この調査要領は，「統計調査事務所出張所における，昭和 27 年産冬作物作付面積標本実測調査の結果について調査し，作業によって生じる誤差を原因別に検出し，その対策を考究し，もって今後の調査方法の改善に資する」として定められたものである．

このような調査を行う場合，調査の全工程を再チェックするようになると，統計修正にも繋がりかねないこと可能性があるが，そうはならないように配慮されたチェック調査になっている．

即ち，調査対象出張所は部長が指定した出張所で，チェックを行う標本単位区は 1 出張所 3 単位区で，うち 1 単位区は平板測量調査結果のチェックを行うことになっている．

調査対象は，耕地面積カード集計面積の段階，対地調査時の段階，測量実測調査の段階の計算に係る事項であるが，調査結果は一定の様式に取りまとめた上，誤っていた場合はその原因，感想等を附して報告するとしたものである．

5）昭和 28 年産冬作綜合作付実態調査要綱（要綱輯覧 P.323）
～面積調査における面接調査の導入～

この調査要綱は，作物統計調査史の中で，それまでは「対地標本実測調査」が最もいい方法であるとされていた時期に,「対人面接標本調査方式」の調査で対応せざるを得なかったという点で，重要な意義を持っている要綱である.「戦後農林統計史 (第 1 巻)」（P.339）及び「同 2 巻」(P.177) でも節を設けて詳細にこの調査の背景と方法について記述している.

この調査は，麦の統制撤廃が直接の動機であって，作付けが自由になった最初の冬作物作付けの実態と自由化のなかでの麦作中心のあり方を探求し，農業経営安定化の資料を得ようとするものである．即ち，標本実測調査手法に基づく作付面積の正確な把握だけでは間にあわなくなったのである．実測調査法とは次元の異なる多くの事項を調査することが必要となった．このような調査は，申告式では正確な調査は期し難いことから，面接調査によって実施されることとなり，このためにこれまでの冬作作付面積調査は 1 年中止して，この調査に取り組むことになった.

この調査については，この調査要綱の外に調査の手引きが作成され，この調査を実施するに至った経過が以下のように記されている（「戦後農林統計史（第 2 巻）」P.180 ～ P.181）.

「昭和 22 年以降今日に至るまでの主たる努力が，作付面積及び耕地面積の実測を行ない，これによってまだ果たされたことがなかった正確かつ統一的な面積の把握に払われたことは多言をまつまでもないことであり，将来にわたってもその必要性と重要性は毫も変わることはない.・・・・一方，わが国の農業事情，殊に，農業改良，経営改善等の諸事情からみれば，作付面積及び耕地面積を個別に正確に把握するのみでは不十分である.・・・・昨年，麦が統制撤廃となり，これを契機とし，自由経済の分野が著しく拡大し，政策も従来の物の直接統制から価格を中心とする政策へ移行されて来つつある．また, 生産の面から見れば, 作付の変動は激しくなり経営改善等の必要性が高まり，他面には食糧増産等農業改良に関する要請が高まってきた．また，統計作成の面からみれば，このような事情に対応し，供出割当資料の作成の必要がなくなった反面，生産から流通にわたる各段階について広範な知識を要求されるなど諸情勢の変化があった．このような情勢の変化に対応し，かつ従来の経験の蓄積などを考慮し，麦については，本年 1 年標本実測調査をぬいても，今回研究された面接調査を確実に行うならば，従来確立された作付面積調査の大して落とすことなく統計を作成しうることが明らかとなった．よって，従来の調査精度はある程度維持しつつ，属人調査によってえられる現下有用な各種の傾向資料を付帯的に作成することを考慮し，今冬作付面積調査においては，面接調査を主体として調査を行い，27 年産標本実測調査を基礎として正確，かつ多様な統計および資料を作成することとした.」

この引用文について, 近藤康男氏は,「標本実測調査から標本面接調査へ，ここには調査技術の転換期における当事者の苦慮がにじみでている．この調査は 28 年だけで再び実測調査に立ち返るのであるが，この

調査は統計調査部の調査が，標本実測調査だけがすべてではなく，リード(注34やサールが強調した調査技術が日程にあがる日のあることを示したものであった」と記している（「戦後農林統計史（第１巻）」P.343）．

また，これまで対地標本実測調査法を推し進めてきた津村善郎氏はこの調査に対して，近藤康男編「日本農業の統計的分析」（P.125 ～ 126）の中で，次のように理解を示している．

「既に述べたように，作付面積調査にせよ収量調査にせよ，主要食糧の供出制度に対応する調査であり，米麦の生産高がどれほどであるかを正確に調査することを至上の目的としている．県の米の生産高，更に郡の生産高，村の生産高とできる限り末端の行政単位の統計を作製することに努力してきた．この目的を達成するために勢い，他の有用な統計を犠牲にするのも止むをえなかった．したがって莫大な費用をかけながらも，この期間の作物統計は生産高一本の極めて平板的なものである．例えば，農家階層別反収でさえも，作物統計からは公表されていず，僅かに世界センサスの調査があるのみである．

主要食糧の供出割当制は次第に撤廃され，現在米が残っているのみである．そこで昭和 28 年度の冬作より作付面積調査は再び属人調査傾向を強くし，方向転換の第一歩をふみ出すこととした．今後供出撤廃と共に，今までのような調査に止まっていることは不可能となろう．従来の平板的な調査を脱却する意味で，28 年度冬作作付面積調査 (注 35 を期待したい」.

「戦後農林統計史 (第２巻)」（P.177 ～ P.189）では，本調査について，本調査に係る要綱，手引，とりまとめ要領，質疑応答集を参照し，調査の目的，標本抽出方法，調査事項，調査上の定義，調査の方法ととりまとめ，調査の成果と利用について詳しい説明をしている．また，畑中広一氏は，「昭和 28 年冬作綜合作付実態調査の計画について」という論文を「農林統計調査」（農林統計調査，昭和 28 年２月号）に寄稿し，本調査についての詳しい説明を行っている．

本要綱については，これらの資料を参考にし，その時代的背景を踏まえて読むとよいと思われる．

なお，本調査要綱は，次の４つの節からなっている．

第１節　総括
第２節　調査方法
第３節　推計および分散
第４節　集計事項および集計方法

第１節の総括では，総括として，①根拠法規，②調査の目的，③調査の期日，⑤調査の種類と範囲，⑥調査事項について定めている．調査の目的については，「この調査は毎年行う冬作作付面積調査に附帯し，耕地利用実態調査，麦生産技術の現況調査および麦，なたねの消費販売高調査を併せ行い，a. 冬期作付面積に関する基本統

(注 34　GHQ は昭和 21 年５月，アメリカの農務省のコロラド州の統計事務所長であるフロイド・K・リード博士を招いて我が国の作物統計の抜本的改革の指導にあたらせた．リード氏は，標本実測調査はよいが金がかかり過ぎて駄目だという見解を持っていた（「統計夜話」久我通武著）．
(注 35　正確には，「昭和 28 年産冬作綜合作付実態調査要綱」のこと．

計，b. 冬季における耕地利用実態を各種の観点から検討しうる資料，c. 麦生産の発展段階を技術的観点から検討しうる資料，d. 農家における麦，なたねの消費，販売を明らかにする資料を作成するとしている．調査の期日は 3 月 15 日，調査の対象は耕作面積 1 畝歩以上の耕作者，調査の種類は面接調査とし，附帯的に作物調査員へのアンケート調査を行うとしている．調査事項は多岐にわたっており，ここでは省略するが正に「綜合調査」である．

第 2 節では，調査方法を定めている．ここではまず，耕作者の整備として，「①調査に先立って統計調査事務所長は，統計調査事務所出張所長をして管内における作物調査員の管轄する調査区につき，その管轄区域内の耕作者を整備を行う．②その方法は，昭和 27 年産冬作作付面積調査における申告調査票を基礎とし，これに昭和 27 年夏作申告調査など既調査資料を参考として整備する」としている．即ち，母集団整備についての規定である．次にこれらについて，抽出のためと集計のための階層分けを行い，調査区リストを作成し，定められた標本調査区数 (注 36 と標本耕作者数を所定の方法で任意系統抽出し，各調査項目について所定の推計式で推計し，分散も計算するというものである．

この調査は，一見簡単そうな対人面接調査方式による標本調査法であっても，耕作者リスト作りという母集団整備から始めなければならず，対人調査ならではの大きな成果が得られたとしても，大きな苦労があったことも見逃してはならないと思われる．また，この対人面接標本調査には，当然，昭和 22 年，23 年の段階で経験した過小申告や申告漏れの問題があったはずであるが，その点については，要綱には全く触れられていない．また，「戦後農林統計史」でも触れられていない．不思議な気がする．しかし，作付面積を構造的に把握することの重要性の方が優先されたためにそういうことは問題とならなかったのであろう．上に紹介した近藤康男氏や津村善郎氏の見解をみるとこの「昭和 28 年産冬作綜合作付実態調査要綱」の持つ意義がよく理解される．

6）昭和 31 年主要冬作作付予定面積調査について（要綱輯覧 P.473）

これは，昭和 30 年 8 月 1 日付けをもって統計調査部長から各統計調査事務所長へ出された通達である．調査期日は 10 月 1 日で，昭和 31 年産の小麦，大麦，裸麦，なたね，えんどう，そらまめ，たまねぎ，いとし，これらの作物についての作付予定面積，作付増加面積，作付減少面積およびその理由というもので，標本農家に対する面接調査法で調査するものである．

夏作作付面積調査の項に「昭和 31 年夏作作付予測調査について」という通達があるが，その冬作作付面積調査版である．

7）昭和 31 年冬作作付面積調査の照合調査について（要綱輯覧 P.515）

この調査は昭和 31 年 4 月 14 日付けで，統計調査部長から各統計調査事務所長へ通達されたもので，「昭和 31 年産作付面積を耕地面積調査方針」に基づく「昭和 31 年

(注 36　標本数は次のようになっている．①農家数 10 万戸以下の事務所　600 調査区，3,000 農家，② 10 万～ 15 万戸の事務所，800 調査区，4,000 農家，③ 15 万戸以上の事務所，1,000 調査区，5,000 農家．

冬作作付面積調査の照合調査要領」を定めたものである．この調査は，「４) 昭和 27 年産冬作作付面積標本実測調査照合調査要領」の昭和 31 年版といってよいものである．

８）昭和 31 年冬作作付面積を基本とする配分統計および加工統計の処理について（要綱輯覧 P.529）

これは，昭和 31 年 5 月 30 日付けで統計調査部長から各統計調査事務所長へ出された通達である．内容は，昭和 31 年産冬作作付面積統計が 6 月 16 日に公表される予定であるが，これを基本として配分統計を作成し，あるいは分析資料として加工するばあいの処理についての注意点を取りまとめたものである．

ここで，配分統計というのは，推計単位が県や出張所であった場合，それ以下の地域について表章するときの統計作成の総称で，「市町村別資料」（市町村別統計）等の作成のことである．分析資料とは「作付競合資料」，「耕地利用度の計算」，「農家階層別統計」，「品種別統計」，「経営規模別田畑別面積」等のことを指している．

これらのうち，市町村別資料は本省への報告は必要としないとし，分析資料については所定の期日までに本省へ報告することを求めている．

４．夏作収穫高調査

本要綱輯覧に収録された収穫高調査についての要綱類を面積調査の場合に倣って，第 3 表のように整理してみると面積調査が収録されている僅か 3 点の要綱だけであり，補完的要綱類は全く収録されていないことが分かる．このことが本「要綱輯覧」の編集者はここに夏作収穫高関係の要綱類を収録する意図はなかったのかも知れないと思われる理由のひとつである．しかし，これだけでも収穫高調査の発展過程の一端を知ることができる．

この収穫高調査も面積調査手法と共に発展してきた．昭和 22 年の段階では，坪刈調査は取り入れたものの，栽培農家の申

第 3 表　夏作収穫高調査関係の要綱類

年次	主たる要綱類	補完的要綱類
昭和22年	(1) 昭和22年産米及甘藷収穫高調査要綱	
昭和23年	(2) 昭和23年産米及び甘藷収穫高調査要綱	
昭和24年		
昭和25年		
昭和26年	(3) 昭和26年夏作調査要綱	
昭和27年		
昭和28年		
昭和29年		
昭和30年		
昭和31年		

注：1）（　）書きの数値は，今回の整理のために付したものである．

告をリストとしたため，無申告者は坪刈農家リストから外れることとなった．また，この頃は統計調査手法として用いる坪刈手法についての研究が進んでおらず，標本筆内での調査箇所数は５箇所，１箇所当たりの刈取り規模は１坪，計５坪と大きくなっていた．

面積調査の方で単位区ができあがると，収穫高調査でもこれを利用した標本単位区，標本筆の抽出ができるようになった．また，坪刈の研究も進んで標本筆内での刈取り個所数を２箇所に減らし，１箇所当たりの刈取り規模も１坪と小さくし，合計２坪刈りとすることができた(注37．これが「昭和26年夏作調査要綱」及び「昭和26年冬作調査要綱」である．この段階での調査手法を細かくみると，正確な反収を推計する手法としてはまだ種々の問題を残していた．このことは解説本文に詳しく紹介しているが，これらの問題のほとんどは昭和31年頃までには解決された．しかし，残念ながらこの要綱輯覧は主に面積調査について収録しており，昭和26年以降の収穫高調査関係についての調査要綱類はここに収録されていないので，要綱上での調査の詳細は確認できない．

戦後の作物統計調査の手法確立に大きな役割を果たされた津村善郎氏は，「日本農業の統計的分析」（近藤康男編，東洋経済新報社，昭和28年９月30日発行）の中で，標本実測調査と坪刈調査手法に基づく水稲の収量について，昭和25年度の調査手法を詳しく説明した後，「昭和26，27年とも25年度の本質的な相違点はなく，予算労力の関係で坪刈筆数を減らした程度である」としている．そうであれば，ここに収録された３点の要綱類をみるだけで，この時代における水稲収穫高調査の仕組みは分かることになる．その後においては，昭和31年までの間でみると大きく変わった点が少なくとも３点ある．第１は標本抽出法に水田面積確率比例抽出法という手法が昭和30年から採用されたこと(注38，第２は昭和31年から米の収量基準に係る縦目篩が全面的導入されたこと(注39，第３は同じく昭和31年から予想収穫高調査時における粒数調査法が改善されたことである(注40．これらは文献によって知ることがで

(注37　平成27年には１筆２箇所，１箇所1m^{2}刈り，計2m^2（0.6坪）刈りとなっている．

(注38　面積確率比例抽出法は，集推計過程における平均値計算，分散計算が簡単になるばかりでなく，精度も高い手法である．

(注39　米の収量基準は，この時導入された縦目篩で1.7mm以上の粒厚のある玄米を収量とするという原則であり，この収量基準は現在も使われている．ただし，昭和27年にはこの原則を維持しつつも，地方における米の選別目幅に応じた収量基準での10a当たり平年収量と10a当たり収量を推計し，地域の収量基準の実態に応じた調査をするようにしている．従って，この時開発された縦目篩は今も活躍している．なお，作況指数は，作柄の良否を分かりやすく表示するために，10a当たり収量を10a当たり平年収量で除した値であるが，この作況指数の表示も現在では地域の選別基準に応じたものになってきている．

(注40　ここで，粒数調査法とは，平均１穂当たり粒数を予想調査時段階で立毛のまま簡便に調査し，正確な値を調査しようとするものであるが，この段階は，最高穂における粒数を数えて，そこから別途求めた修正係数を乗じて平均１穂当たり収量を推定していた．

きるが,「要綱輯覧（２）」によっても知ることができる.

この時代を対象にした水稲収量調査関係の文献には，代表的なものとして，田中佑輔氏の「収量調査のあとをたどって」(「農林統計調査」，農林統計協会，昭和 26 年 1 月号，2 月号)，津村善郎氏の「農作物調査方法の変遷」(「日本農業の統計的分析」近藤康男編　日本経済新報社　昭和 28 年 9 月に収録), 高津順吉氏の「収量調査」(「農業統計・調査の確立過程―津村さんの業績をふまえて―」農林統計研究会 1999 年 9 月に収録),「戦後農林統計史 (第 1 巻), (第 2 巻)」(農林統計研究会　昭和 45，46 年),「農林水産統計情報 50 年史」(農林水産省統計情報部，平成 9 年 11 月）等がある.

１）昭和 22 年産米及甘藷収穫高調査要綱
（要綱輯覧 P.5）
～実行性に疑問のある調査方法～

この調査要綱においては，米の収穫高調査は，生育状況調査（第 1 回：8 月 1 日現在，第 2 回：8 月 20 日現在)，予想収穫高調査（第 1 回：9 月 20 日現在，第 2 回：10 月 20 日現在)，推定実収高調査に分類され，各調査時期とも市町村調査機関を通じて行うことになっている.

この中で，推定実収高調査での調査の方法は次のようになっている．要約して抜き書きしたものであるが，すさまじい内容になっている.

(1) 推定実収高は市町村調査機関において市町村別に検見及び坪刈により種類及び作柄による階層別平均反当収量を求め階層別収穫面積に乗じて求める.

(2) 収穫前一斉に 1 筆毎に検見を行い，水稲，陸稲別に作柄を上，中，下の３階層に分け, 各階層ごとの収穫面積を調査する．坪刈田の数は 1 町村当たり 100 点以上とし，収穫面積により階層別に按分する．坪刈田は抽選等の方法により「アトランダム」に決定する.

(3) 刈取り箇所の決定は，原則としてその筆の対角線に交叉して 1 カ所 1 坪宛て５カ所以上を選定する．刈取りは正条上の場合は 1 坪分株数を箇所ごとに刈取り，不正条上の場合は起点となる株から 3 尺 3 寸 8 分の半径円を描き，その円内にある株及び稈を刈り取る.

甘藷の調査方法も米とほぼ同様で，坪刈畑は 1 市町村宛て百点以上としている.

このような調査を本当に実施すると並大抵なことではないことが想像できるが，この点について，津村善郎氏は以下のように指摘している.

「統計調査局は法制上昭和 22 年 4 月に発足したことになっており，昭和 22 年の米から当時の食糧管理局との共同調査ということになっている．しかし，実情は統計調査局の地方機関たる作物報告事務所，その末端たる出張所の人員が揃わず，ことに出張所はほとんどなかった状態であるから共同調査とは名のみであって，実際には食糧事務所で行われたといってよい．これに加えて坪刈すべき筆数は実情を無視した数であり，到底まじめに実施しえないものであった．したがって坪刈結果と称する書類が報告されたが，同じ数字が並んでいて一見して机上で作られたことは明らかであった．昭和 22 年の収量決定は時期の関係もあり，坪刈結果と称するものによっていない．すべて調査は計画ができる限り忠実に実施されねば, 調査として意味をもたない.

調査の設計そのものはたとえ机上の理論として完全なものであっても，調査機関の実情を無視した無理なものであれば，これほど悪い設計はない」（「農作物調査方法の変遷」（近藤康男編「日本農業の統計的分析」日本経済新報社，昭和 28 年 9 月 P.121）．

また，田中佑輔氏も「全筆検見なんて出来ないことであるし，町村 100 点の坪刈をすることは不可能だろう．それにもかかわらず要綱がもっともらしくできているところは，従来における官庁統計がそうであり，その形がここでもとられたのであろうと思う」と述べているという（「戦後農林統計史 (第 1 巻)」P.694）．

2）昭和 23 年産米及び甘藷収穫高調査要綱（要綱輯覧 P.67）
～簡素化を図った調査～

昭和 23 年からは，統計調査局が単独で調査を行うこととなった．昭和 22 年の収穫高調査の方法は，到底実行可能とは思われないものであったことを踏まえ，簡素化されている．

この要綱の目次構成は，次のようになっている．

第 1 章　稲及び甘藷作付面積
第 2 章　米予想収穫高
第 3 章　米推定実収高
第 4 章　甘藷予想収穫高
第 5 章　甘藷推定実収高
第 6 章　作況決定委員会及び公表

まず，米の調査方法については，予想収穫高調査時には出張所ごとに申告筆から抽出された標本筆で粒数調査を行い，併せて市町村別に一般検見を行うとし，1 市町村当たり平均約 10 筆の作況標本筆をランダムに選定するとしている．作況標本筆の中では，対角線上の 3 箇所で，各６～７株づつ計２０株について「穂数」及び「稈長で中庸の 1 本の粒数」を調査の上，坪当たり稔実粒数を算出してその筆の反収を算定するとしている．

推定実収高調査時には，作況標本筆の刈取り調査を行うとし，刈取り箇所は対角線上の 3 箇所を選び，各箇所において，1 坪づつ計 3 坪分に相当する株数（又は畦長）を刈り取り，植付の乱雑な所では円形 1 坪刈を 3 箇所で行うとしている．刈取った籾は脱穀調製後，普通程度に乾燥の上，全重量を秤り「乾燥籾玄米換算表」により反当玄米容量を算出し，所要事項を調査票に記入して反収を推定するとしている．

収穫面積は，収穫皆無面積を調査し，申告面積から差し引いて算定するとしている．推定実収高はこの収穫面積に反収を乗じて推定することになる．

このように，この年は乾燥精籾までしか測定せず，乾燥籾玄米換算表」を用いて推察したに止まっている．このことについて，津村善郎氏は前掲書の中で「調査器具の未整備，労力不足もあったが，籾摺り歩合を調査せず，玄米収量を推定していることは大きな欠陥であり，翌昭和 24 年はまずこの点の改良より手を付けねばならなかった」旨を記述している．

甘藷の調査方法については，市町村ごとに甘藷耕作農家を一定の基準の下に 3 戸選んで特定調査筆を選定し，予想調査時にはそこで対角線上の 2 カ所で，１０株づつ計２０株「試掘」を行い，推定実収高調査時には，更にその 100 以内の周辺で 5 筆を選んで，同様の「株堀」を行い，これを基

に諸資料を参酌して反収を推定するように定めている.

3）昭和 26 年夏作調査要綱（要綱輯覧 P.205）
～充実してきたが，課題もまだ残る～

昭和 26 年のこの調査要綱は，既に面積調査の項でみたとおり，大幅に改善され，調査体系もしっかりしたものになっている．面積調査において単位区が編成されたことと，収量調査においても坪刈手法についての研究がかなり進んできたためである．収穫高調査については，水稲，陸稲，甘藷，マイナークロップス分け，章を立てて記述されている.

（1）水稲収穫高調査（要綱輯覧 P.224）

ア　調査要綱による調査の概要

水稲収穫高調査については第 3 章に記述され，節構成は次のようになっている.

第 1 節　調査方針
第 2 節　水稲作況調査圃
第 3 節　概況調査
（第 1 回 6 月 10 日現在，第 2 回 7 月 10 日現在，第 3 回 8 月 10 日現在）
第 4 節　第 1 回予想収穫高調査（9 月 10 日現在）
第 5 節　作況標本単位区の抽出
第 6 節　第 2 回予想収穫高調査（10 月 10 日現在）
第 7 節　推定実収高調査
第 8 節　郡市町村別統計及び耕作規別統計の作成

第 1 節の調査方針では，調査の種類，内容，方法，調査規模，作成する統計等の概要を簡単に記述している.

第 2 節の水稲作況調査圃では，その設置の目的，設置規模数，設置基準，調査項目，その時期と方法，取りまとめ方法等について記述している.

第3節の概況調査（第1回6月10日現在，第2回7月10日現在，第3回8月10日現在）では，各調査時期ごとの調査の内容，報告等について記述している.

第 4 節の第 1 回予想収穫高調査（9 月 10 日現在）では，調査の時期，調査の時期までに出穂した調査圃での調査，調査時に出穂していない調査圃の調査，報告等について記述している.

第 5 節の作況標本単位区の抽出では，調査の規模，階層分け，標本単位区の抽出方法について記述している.

第 6 節の第 2 回予想収穫高調査（10 月 10 日現在）では，予想収穫高の予想方法について記述し，特に標本筆での粒数調査について詳しく記述しているほか，取りまとめ，報告について記述している．その方法は，標本単位区内で 2 筆抽出した 1 筆目の標本筆で収量調査必携の定めるところによりランダムに 3 箇所を選び，各箇所において 6 株又は 7 株ずつ計 20 株につき，穂数並びに各株最高穂の全粒数及び稔実粒数を調査し，更に調査票を用いて坪当全粒数及び坪当稔実粒数を計算するとされている（注 41．また，立毛皆無面積の報告について記述している .

（注 41　収量予測の方法は，作物の収量の成り立ちを収量構成要素に分解し，調査時点で実測できるものとできないものに分け，これらの要素を掛け合わせることで収量を予想しようとすることは大きな進歩であった．しかし，この時代は，粒数の調査は最高穂における粒数を数え，その値に別

第 7 節の推定実収高調査では，坪刈の調査方法，脱穀・調製方法について詳しく記述されている外，坪刈結果の速報 (注 42，平均反収の計算及び分散計算の方法，報告について記述している．なお，「もし，予想収穫高調査時の被害地帯外に相当の被害が起こった場合は，新たに被害地帯を区別し，第 1 次階層のウェイトを考慮して，標本単位区数並びに筆数を追加抽出して調査を行う．この場合は，立毛皆無となった単位区は階層から除外し，階層別単位区数並びに概算作付面積を計算し直しておく」としている．

第 8 節の郡市町村別統計及び耕作規模別統計の作成では，郡市町村別統計及び耕作規模別統計の作成について，記述している．面積調査関係の要綱類では，市町村別資料といういい方に拘っていたが，収量調査の要綱では市町村別統計といういい方になっている．

この昭和 26 年の要綱は，昭和 23 年の要綱に比べて非常に充実した内容になっていることが分かる．ここで，特に，目新しいことは，実測筆として「水稲作況調査圃」と「作況標本単位区」があり，2 本立ての実測調査体系になっていることである．

作況調査圃は，「検見及び標本筆調査方法の基準とする外，標本筆において行う同一事項を詳細に調査するとともに，その他の事項についても，特別の調査を行って，標本調査成績の検討修正資料とする．更に，調査成績を累年集積して作況の早期予測の資料とし，又，標本調査成績との相関を求め，これに基づいて調査圃の成績による反収の推定を行う．設置筆数は，1 事務所当たり概ね 200 筆とするとあり (注 43，階層別，品種別作付面積割合に比例させた割当法で選定し，今後数年間継続できるものを選ぶとしている．調査項目，時期及び方法は，別冊「収量調査必携」によるとしている．「戦後農林統計史 (第 2 巻)」（P.305 ～ 308）は，この調査についても詳しい説明をしている．それによれば，出穂期までの調査，出穂期後 20 日調査，収穫期調査という区分で，生育進度，収量構成要素に関する詳細な調査を行っていることがわかる．この作況調査圃での調査は，昭和 24 年から開始され昭和 36 年まで継続したという．

一方，作況標本単位区での標本筆調査は，予想収穫高調査及び推定実収高調査のために実施されるものである．この作況標本単位区数は，1 推計単位（1 出張所又はいくつかを合せた地域，1 県 16 程度）平均 60 とされている．標本単位区の抽出は階層分けをした上で，階層に割り当てられた標本単位区数を任意系統抽出するとして

途の資料等から求めた最高穂修正率という係数を乗じて坪当たり粒数を計算していた．これでは必ずしも客観的な調査方法とはいえない．この方法が，上 1・下 2 法（稈長で上から 1 番目の穂と下から 2 番目の穂における粒数の平均値はその株の平均 1 穂当たり粒数に等しい）という手法が昭和 41 年頃開発され，現在はこの上 1・下 2 法のよって粒数調査がなされている．

(注 42　坪刈速報については，「坪刈結果は現場で所定のはがきに記入の上，近くのポストに投函し事務所長あて速報する」としているだけあるが，これは未調製生籾重のデータと思われる．速報性に関心が高かったことを示す一例である．

(注 43 「26 年夏作調査要綱」の付表参照．

いる．標本筆(注44は各標本単位区から2筆を系統抽出し，調査箇所は，予想収穫高調査時には標本筆の対角線上の3箇所で粒数調査を，推定実収高調査時には対角線上の2箇所で1坪づつ合計2坪の坪刈をするとしている．坪刈は通常は円形坪刈器を用いて行い，特別な場合は1筆4箇所で1/2坪分の株刈を実施するとしている．脱穀・調製については，千歯又は人力脱穀機を使用し，それを唐箕選して，精籾重を秤量するし，平均反収は精籾重で推計し，分散計算するとしている．本来ならば，籾摺りをして玄米にし，その結果に基づいて玄米重を推計し，それについての分散計算をしなければならないはずであるがそうはなっていない．

作付面積から収穫皆無面積を差し引いて計算した収穫面積に坪刈結果に基づく反収を乗じて計算する推定実収高の計算方法についてもこの要綱には記述されていない．おそらく報告計算様式とその注意書きに記述されていると思われる．

これらについて，津村善郎氏は，「日本農業の統計的分析」（P.114）の中で，次のように説明している．昭和25年の調査方法は，24年度と同じく任意抽出して坪刈りをする一般標本筆調査と有意選択を行う作況調査田の調査とに分かれる．これらの役割は前者において坪刈り，乾燥，調製，秤量し，反当の平均乾燥精籾重を推定することにある．しかしこれらの多数の標本筆を調製することは困難である．そこでこれらを作況調査田に譲り，後者で籾摺り歩合，上玄米及び屑米重歩合を推定し，この積により反当玄米重を推定する．

水稲の推定実収高の調査方法は，次のとおりである．

推定実収高＝推定収穫面積 × 推定反収
推定収穫面積＝
　推定作付面積 － 収穫皆無面積
推定反収＝
　推定乾燥籾重 × 籾摺り歩合
　↑[一般標本筆の平均]　↑[作況調査田の平均]

この論文には，標本筆調査では乾燥精籾重までとし，玄米重推定に係る籾摺り歩合については，作況調査田の調査結果を利用したとの記述があり，要綱を読んだだけでは分からなかったことが明らかにされている．

なお，推計値の計算式は，要綱に示されるとおりであるが，この年次はまだ標本単位区の抽出，標本筆の抽出も系統抽出を行っている（副次抽出法）．この場合，単位区の平均反収は，坪刈筆の面積の大きさを考慮して標本単位区の平均反収を求めるべきであるが，単位区内の各筆の作付面積は同大と仮定して単純平均して標本単位区の平均反収を求めている．これらの標本単位区の平均反収を用いて階層内平均値を求める場合は，標本単位区の作付面積（水田面積）をウェートにした加重平均値を求めて推計値としている．このように副次抽出

(注44 「26年夏作調査要綱」の付表によれば全国で123,500筆となっている．標本単位区数では県平均で1,250単位区となっている．なお，「戦後農林統計史（第2巻）」（P.327）には，水稲作況標本筆調査の変遷として，昭和23年から昭和42年までの標本筆数及び調査方法を表にして示している．要綱に記述された標本数とは若干の違いがある．

法では水田面積加重平均値を計算するところが煩わしくなっている (注 45.

イ　調査要綱による調査上の課題

昭和２６年夏作調査要綱による水稲収穫高の概略の仕組みは，関係文献を参考にしながら考えてみると，以上のとおりである．この段階における調査上の課題はいくつかあるが，津村善郎氏は，昭和 25 年の調査と 26 年の調査は基本的に変わってい (注 46 ないとしつつ，昭和 28 年の時点で，昭和 25 年における課題について，要約すると次のように整理している．

① 作況調査田は「管内を代表する」ように選択することになっているが，多くの項目について代表しうるように選ぶことは不可能であり，また固定化されているため年次変化ですら一般の傾向と逆の傾向を示すことさえある．

② 一般標本筆で乾燥精籾重まで求め，その後を作況調査田で調査している．もし両方の資料が全く同じ程度であれば問題ないが，食い違いがあればそれだけの差がそのまま現れてくる．供出制度下において調査者に無言の圧力を加え，一般標本の場合，特に調製を厳格にし，唐箕を強く廻す傾向がないとはいえない．これらの欠点を除去するためには作況調査田を廃止し，重複抽出により籾摺りする方法を採用しなければならない．

その外の欠点として

③ 調査器具の整備不十分のため，脱穀機，唐箕，籾摺り機など，農家のものをかりることもあり，少量の操作を行うには不適で，資料の一部が残るなど正確に数字をだすことができない．

④ 円形坪刈器も多分に問題を残している．

⑤ 収量調査を一言で批評すれば，反当精籾重の調査までは或る程度合理的に組み立てられているが，米の収量としては未だ完成していない．更に収穫皆無面積に至っては旧態依然たるもので，調査とはいい難い程度である．

氏の指摘された問題点等がその後どのようになったのか，「戦後農林統計史 (第 2 巻)」（P.301 ～ 338）によれば，①に係る問題については昭和 36 年から一般標本筆で籾摺り調製選別を行うようになって解決された．

②については，唐箕選はその後廃止され，31 年からは縦目篩により玄米と屑米が選別されることになった．

③については 30 年代になって以降，少量の試料を正確に処理できるように調査用の高性能小型機器（小型千歯，籾摺り機，

(注 45　しかし，昭和 30 年から標本単位区の抽出に水田面積確率比例抽出法が用いられるようになると，平均反収の推定に当って，標本単位区の水田面積の大きさを考慮することなく，単純な平均値計算でよくなるので，非常に計算が簡単になった．分散計算も同様に簡単になった．精度も向上することとなった．但し，水田面積確率比例抽出ができるためには，その累積和を計算しておく必要がある（「戦後農林統計史（第 2 巻）」P.328）．

(注 46 「昭和 26 年夏作調査要綱」は，P.238 ～ P.289 にかけて「概要及び前年の要綱との相違点」として，昭和 25 年調査との違いについて，表形式で説明している．

段篩など）が導入された.

④円形坪刈法は昭和 30 年に廃止され，株刈法になった.

⑤収穫皆無面積の調査方法については，その後，どのように措置されたかについてはよく分からない．昭和 26 年夏作調査要綱（要綱輯覧 P.232）に「立毛皆無となった単位区は階層から除外し，階層別単位区数並びに概算作付面積を計算し直しておく」という記述がある．また，後述する被害調査の中にも詳しい記述がある．しかし，これだけでは十分と考えられないことから，これは⑤の指摘に対応したものではないと考えられる.

このようにみてくると，津村善郎氏が指摘していた昭和 25 年段階の収量調査上の課題は，昭和 31 年までにはほとんど解決されたことになっている.

ウ　作物統計調査の展望

これまで，要綱上での調査の方法論をみてきたが，水稲の収量調査体系が次第に整って来つつあったこの時期，当時の作物統計課長であった原政司氏は，「作物統計の業績と課題」(「農林統計調査」，昭和 29 年 1 月号）という論文を寄稿し，戦後における発展過程を「技術的には，近年世界的に急速な進歩を遂げてきた推計学を導入し，わが国の農業諸学との結合をはかって，標本実測調査法を確立し，近代作物統計の基礎を築いたことにある．また社会経済的には，戦後の食糧危機克服と経済復興のための統計的基礎を提供し，他面には，古い統計的基礎にゆがめられてきた県間の不均衡を是正して，農村民主化に資したことに要約できるであろう」とした上で，「これはまだ完成への一里塚である」とし，積極的な災害対策，農村対策が展開され始めた中での統計提供の要請に対して，「たんなる生産高統計という一面性を速やかに脱却して，作物生産力統計の充実を行うべき好機が到来したと言えよう．今後は生産力統計への発展を図っていくべき」旨を主張し，具体的には，「作物生産の結論である生産高を正確に把握するということのほかに，作物生産の全過程をうきぼりにすること，早い時期の生産予想ということにも重点を払わなければならない」こと等を提言している.

そして，この後，そのような方向で実際の充実が図られていくこととなるが，基本的な水稲生産高調査の考え方と標本実測調査の仕組みは，この当時より標本数は少なくなったものの，調査道具の充実もあって，しっかりと受け継がれてきている.

この原政司氏の論文を引き継ぐかのように青木雄氏も昭和 31 年 12 月「農林統計調査」に「農作物統計調査の新展開」という論文を寄稿している．ここでは，①変化する農政と作物統計のうごきを概観し，②作物統計の地域的把握，③属人統計の重要性と進展，④土地利用統計の飛躍的発展，⑤収量構成要素の解明，⑥被害調査の発展，⑦行政効果の測定について論じた後，作物統計は，「社会的経済的情勢の変化と内部的な発展とによって当初の生産量のみの調査から発展してその生産量を産み出した内部的構成の把握に主眼をおくようになり，これによって統計の年次的，地域的，構造的比較が可能となり，したがって一段と農業の改良発展が図り得られるような統計へと飛躍しつつあるのが現在の農作物統計の姿であると結んでいる.

（2）陸稲収穫高調査（要綱輯覧 P.240）

陸稲の収穫高調査については，第 4 章に記述されている．標本調査を行う県は，関東 7 都県と熊本県，宮崎県，鹿児島県の 10 都県とされている．調査の手法は，水稲の調査にほとんど準ずるものとなっている．

陸稲の目次構成は次のようになっている．

第 1 節　調査方針
第 2 節　概況調査
（第 1 回 6 月 10 日現在，第 2 回 7 月 10 日現在，第 3 回 8 月 10 日現在）
第 3 節　予想収穫高調査（第 1 回 9 月 10 日現在，10 月 10 日現在）
第 4 節　推定実収高調査

（3）甘藷収穫高調査（要綱輯覧 P.244）

甘藷収穫高調査も標本実測調査法を取り入れているが，その調査は有意選定された特定筆で行うこととされている．特異な点は予想収穫高調査の直前にあたる 9 月 20 日前後に特定筆で試掘調査という実測調査を行うこととされていることである．

甘藷の収穫高調査についての目次構成は次のようになっている．

第 1 節　調査方針
第 2 節　概況調査
（第 1 回 7 月 10 日現在，第 2 回 8 月 10 日現在，第 3 回 9 月 10 日現在）
第 3 節　予想収穫高調査（10 月 10 日現在）
第 4 節　推定実収高調査

津村善郎氏は，「日本農業の統計的分析」（P.124）の中で，「甘藷の調査法の欠点は，標本筆の選定が有意選定に基づく特定筆調査であることである．この調査法であると偏りが避けられないことである」旨を指摘している．

（4）マイナークロップスの調査（要綱輯覧 P.267）

マイナークロップス（だいず，雑穀，野菜，果樹，工芸作物，緑肥飼料作物）については，面積調査と区分せず，主として表式調査について実施する外，だいず及び主要な雑穀については若干の実測調査を実施するとしている．

面積調査では作物によって作付面積，栽培面積，収穫面積という具合に使い分けている．

目次構成は次のようになっている．

第 1 節　調査方針
第 2 節　予想収穫高調査
第 4 節　推定実収高調査

マイナークロップスの調査については，「戦後農林統計史 (第 2 巻)」でも詳しく説明されている（P.365 ～ 396）．津村善郎氏は，「日本農業の統計的分析」（P.124）の中で，多くのマイナークロップスは，表式調査であること，収量の概念が十分でないことを指摘している．

（5）アンケート調査（要綱輯覧 P.275）

このアンケート調査は，「水陸稲，甘藷，だいずの作況及び収量等について，事務所で行う標本調査及び検見調査の参考資料とするために，市町村に配置している作物報告員を対象とし，作物の作況，反当収量及び作付面積の増減等について，アンケート

調査を次の要領によって行う」とし，第1節では，調査項目及び調査時期を定め，第2節では調査方法を定めている．

調査方法では，作物報告員の選定方法，調査時期別調査内容等について定めている．

なお,「戦後農林統計史 (第 2 巻)」(P.308 ～ P.309) は，このアンケート調査の実施について, GHQ の要請に基づく調査であったこと, 昭和 23 年～ 27 年に調査したこと，調査結果の信頼性は低いこと等を詳しく記述している．「戦後農林統計調査史第 1 巻」(P.347) は「アンケート調査の方法は，試みたことはあったけれども重きをなすことはなく，むしろ導入を潔癖というほどに拒み続けたといってよい．標本調査にあらずんば調査にあらずであった」としている．

（6） 郵送調査（要綱輯覧 P.277）

郵送調査については，2 節を設けて調査方法等について非常に詳しく定めている．目次の構成は，以下のようになっている．

第 1 節　水稲の施肥量及び作況調査
　1．調査方法
　2．調査期日及び報告期限
　3．調査成績のとりまとめ
第 2 節　甘藷及びマイナークロップスの推定実収高調査
　1．調査対象作物
　2．調査期日及び報告期限
　3．調査方法
　4．調査成績のとりまとめ
　5．報告
　6．未回答農家に対する再調査

これらの郵送調査は，事務所で行っている作況調査や推定実収高調査の参考資料とするために実施されているものである．この郵送調査も上述のアンケート調査と同様に GHQ の要請に基づく調査であった．

5．冬作収穫高調査

本要綱輯覧に収録された収穫高調査についての要綱類については，第 4 表のように整理され，収録されているのは 3 点であるが，昭和 24 年主要食糧農産物供出割当数量調整資料の基礎調査要領（冬作）は，面積調査のための補完要綱類とも考えることができるので，実質的には，昭和 23 年麦収穫高調査要綱と昭和 26 年冬作調査要綱の 2 点と考えてよい．

1）昭和 23 年麦収穫高調査要綱（要綱輯覧 P.42）
～基本的には米の調査手法と同じ～

この昭和 23 年麦収穫高調査要綱は，麦の収穫高調査だけについて定めている．即ち，麦の作付面積調査については，調査はすると記述され記述されているが，その具体的方法については触れられていない．

それだけに，要綱はシンプルにできており，第 1 から第 13 の見出しを立てて，調査の方法等について記述し，その後に麦作況調査票記入注意，被害状況の取りまとめ法について記述している．また，調査用紙式の全てを収録している．

第 1 では，この調査は，食糧管理法第 13 条に基づき行うとし，第 2 では，調査の実施機関は作物報告事務所とするとしている．

第 3 からは調査の内容，方法等を定めている．この中で，①調査対象は小麦，大麦，裸麦，燕麦及びライ麦とし，②調査方

第 4 表　冬作収穫高調査関係の要綱類

年次	主たる要綱類	補完的要綱類
昭和22年		
昭和23年	(1) 昭和23年麦収穫高調査要綱	
昭和24年		(2) 昭和24年主要食糧農産物供出割当数量調整資料の基礎調査要領（冬作）
昭和25年		
昭和26年	(3) 昭和26年冬作調査要綱	
昭和27年		
昭和28年		
昭和29年		
昭和30年		
昭和31年		

注：1）（　）書きの数値は，今回の整理のために付したものである．

法については，生育状況，被害状況，予想収穫高及び推定実収高につき主として標本の筆につき実測した結果に基づき推計すると述べて，標本実測調査によることを強調しているように思われる．

第 9 以降では，各調査別に記述され，第 9 では生育状況調査，第 10 では予想収穫高調査，第 11 では推定実収高について記述している．

標本筆における調査時期別の計測事項（茎数，穂数，小穂数，上麦と屑麦等）の測定方法は，調査法記入注意として記述している．被害調査についても記入要領的に記述している．

標本筆内における調査箇所の選定方法は，23 年の米調査の場合と同様で，対角線を交叉させて 5 カ所を選定し，選定地点での計測は，麦の植付形状にしたがって行い，一定畦長での調査測定を行うように定めている．当時の設計者の一人である田中佑輔氏は「23 年度の調査は水稲も麦も同様方法を用いている」（「収量調査のあとをたどって」）といっているが，それは標本実測調査の考え方，手順という視点からみた場合である．水稲と麦では特に植付形状が異なるため，水稲の場合で用いられた株刈りや円形刈りは行われず，一定畦長刈りが行われている．

この要綱について，標本実測調査法という点からみた場合は，①標本筆は申告筆から抽出されたものであること，②調査箇所（畦）の選定がランダム性を欠いていること等の問題が指摘されている（「戦後農林統計研究第 2 巻」P.340）．

このような調査設計の下で推定した結果については，米の場合と同様に，その後，政府買入実績，農家保有量等から詳細に検証を行い，作付面積，反当収量，推定実収高についての修正が行われた (注 47 という（「戦後農林統計史 (第 2 巻)」P.344）．

(注 47　このような修正は昭和 24 年産についても行われた．

2）昭和 24 年主要食糧農産物供出割当数量調整資料の基礎調査要領（冬作）（要綱輯覧 P.118）

～市町村別統計の作成～

この調査要綱は，作物調査体系の中で位置づければ，「市町村別統計作成」に関する分野に当るものである．農林統計組織における作物統計調査は，推計単位を県や郡，又は出張所であるため，小地域統計，即ち，市町村別統計が理論的には作成できないものであり，しかし，市町村別統計を作成せざるを得なくなった状況となり，「昭和 25 年産米面積及び収穫高町村別資料作成要領」が作成されたことは，２の夏作作付面積調査（耕地面積調査を含む）の中で解説した．この調査要領は，その前年度における冬作版としての市町村別統計作成といえる．

この要領は，その第１でその目的を「農林大臣の行う供出割当数量調整の資料の基礎を提供するのが目的である」とし，第２でこの調査は「食糧確保臨時措置法第 28 条に基づいて行う」としている．

第３は対象作物を麦（小麦，大麦，はだか麦），馬鈴薯，雑穀（えん麦，ライ麦，えん豆，そら豆）であるとし，第４では調査の種類は，「予想収穫高調査時」と「推定実収高調査時」の２種類としている．第５はその予想収穫高調査時における調査方法の詳細を定め，第６は推定実収高調査時の調査兵法の詳細を定めている．基本的には，作付面積，反収，収穫高に関する市町村別統計を出張所長が標本筆の調査結果や被害地図，品種別分布図，検見の結果，試験場，測候所の資料等を参酌して作成し，事務所長は事務所の職員にも現地調査を行わせ，均衡に注意して市町村別収量を決定するというものである．

3）昭和 26 年冬作調査要綱（要綱輯覧 P.139）

～面積調査の発展を踏まえた調査法の改善，米の調査手法とほぼ同じ～

既にみてきたように，昭和 26 年は地域抽出法としての単位区編成が出来上がり，冬作物の収穫高調査においてもこれを抽出単位とする標本実測調査法ができるようになってから２年目の年である．

本要綱における収穫高調査については，第３章に「麦類収穫高調査及び被害調査」，第４章に「ばれいしょ収穫高及び被害調査」第５章に「マイナークロップスの調査」，第６章に「アンケート調査」にとして定めている．しかし，調査体系として見た場合，目次構成から分かるように，昭和 26 年夏作物調査要綱の段階では，被害調査が分離されていたのに対し，ここではまだ被害調査は収穫高調査の中で調査されている．

（１）麦類収穫高調査及び被害調査（要綱輯覧 P.153）

第３章の目次構成は以下のようになっている．

第１節　調査方針
第２節　麦類作況調査圃
第３節　被害調査
第４節　作柄概況調査
第５節　作況標本単位区の抽出
第６節　予想収穫高調査及び被害調査
第７節　推定実収高及び被害調査
第８節　調査方法の説明
第９節　施肥量及び作況のメイルサンプリング

第１節では，調査方針に関することを定め，①調査対象とする麦の種類（小麦，大麦，裸麦，えん麦），②作柄概況調査時の調査項目（作況指数，被害状況），③予想収穫高調査時の調査方法（１郡平均50の標本単位区，標本単位区内では麦別２筆の標本筆を抽出し，うち１筆で小穂数調査），④推定実収高調査時の調査方法（標本筆における坪刈調査，町村別検見），⑤作況調査圃の設置と利用，⑥被害調査の方法と報告，⑦作物報告員へのアンケート調査等について総括的に記述している．

第２節では，麦類の作況調査圃について，①設置の基準（1県平均200筆，作付の少ない麦についても最低20筆），②調査箇所の選定方法（生育調査及び出穂後30日調査では１作況調査圃内で任意系統抽出法で６箇所選定，坪刈調査でも任意系統抽出法で６箇所選定し，１箇所当たり0.5坪，計３坪を刈取り調査），③調査項目，時期，方法及び報告時期について，詳細に定めている．

第３節では被害調査について詳細に定め，その内容は被害調査全般に亘っており，被害調査要綱として独立させてもいいような内容である．この内容が更に整理されて，この要綱に続く昭和26年夏作調査要綱では，章として記述されることになる．

第４節は，作柄概況調査として，調査方法及び報告について定めている．

第５節は，作況標本単位区の抽出として，①階層分け，②標本単位区の抽出について定めている．

第６節は，予想収穫高調査及び被害調査として，「標本筆の小穂数調査及び一般検見，並びに立毛皆無面積の現地確認を行って調査する」とし，５つの項（標本筆調査，一般検見，立毛皆無面積調査，調査成績の取りまとめ，報告書）を立て，調査方法等を詳細に記述している．標本筆調査では，①標本筆の選定，②調査箇所の選定，③選定した箇所での調査内容（坪当畦長，株数，穂数，小穂数等）④標本筆における予想反収及び被害状況について記述している．検見では，市町村からの被害通知を参考として，被害状況，生育の現況について検見を行い市町村別の反収を予想するとしている．

第７節の推定実収高調査及び被害調査では，「標本筆の坪刈，一般検見及び立毛皆無面積の現地確認を行って調査するとし，６つの項（標本筆の坪刈調査，一般検見，立毛皆無面積の調査，調査成績の取りまとめ，分散計算及び報告，報告書）を立て，これらについて詳述している．標本筆の坪刈調査では，①刈取起点の選定，②刈取り畦長の算出，③刈取箇所の決定，④刈取及び調製について記述している．

第８節の調査方法の説明では，株播き栽培の場合の刈取り箇所の決定，横雁木栽培における調査方法，縦雁木栽培における調査方法，畦落栽培における調査方法等栽培形態に応じた調査方法について記述している．

第９節の施肥量及び作況のメイルサンプリング調査として，「麦類の作況及び収量調査の参考資料とするために，一般麦作農家を対象として，反当施肥量及び作況について，次の要領によりメイルサンプリング調査を行う」と定め，その調査方法（麦作農家を対象とした標本調査），調査票，集計方法，調査期日，報告時期について定めている．

（2）ばれいしょ収穫高及び被害調査（要綱輯覧 P.191）

第 4 章には「ばれいしょ収穫高及び被害調査」について定めている．節構成は以下のとおりである．

第 1 節　調査方針
第 2 節　作柄概況調査
第 3 節　予想収穫高調査及び被害調査
第 4 節　推定実収高及び被害調査

第5章には「マイナークロップスの調査」について定めている．節構成は以下のとおりである．

第 1 節　調査方針
第 2 節　予想収穫高
第 3 節　推定実収高及び被害調査

第 6 章には「アンケート調査」ついて定めている．この調査は，「麦類，ばれいしょ及びなたね等の作況及び収量等について，各統計調査事務所で行う標本調査及び検見調査の参考資料とするために，市町村に配置している作物報告員を対象とし，上記の作物の作況，反当収量及び作付面積増減等について，次の要領により定期的にアンケート調査を行う」とするものである．この調査は GHQ の要請に基づくものであることは，夏作調査のところで説明した．

節構成は以下のとおりである．

第 1 節　調査項目及び調査時期
第 2 節　調査方法

第 1 節では調査項目と調査期日について定め，調査時期は，作柄概況調査時，予想収穫高調査時，推定実収高調査時に併せて行うことになっている．

第 2 節では調査方法について定め，作物報告員を対象として，各調査時期における調査項目を定めている．

6．農作物被害調査

被害調査は，昭和 22 年当時も定められていたが，それは「収量調査」の中の一分野として位置づけられていた．また，災害対策のための基礎資料を作成するという観点から，迅速な調査報告を要請していた．しかし，これまでみてきたように面積調査と収穫高調査が単位区を母集団とする標本実測調査体系として発展してくると，被害調査の方でも作況標本単位区を利用した被害面積，被害量の推定が可能となり，被害調査としても体系化されることとなった．また，被害の発生によって失われた量を農学的知見に基づいて，客観的，科学的に把握し，被害調査を理論武装するようになってきた．それが「昭和 26 年夏作調査要綱」である．ここで，被害調査の基準となる「基準収量」（被害なかりせば収量）の概念が持ち込まれた．これとともに作柄表示の基準や農業共済制度における減収量の基準となる「平年反収」についての概念整理も試みられた．しかし，まだ昭和 26 年の段階では，客観的な被害調査体系としてはまだ十分整理しきれていなかった面がみられる．後述するが，被害調査の画期的改善が図られたのは，昭和 29 年とされている．

なお，被害調査は冬作物も対象にしているが，ここでは夏作の被害調査についてみていくこととした．

第５表　農作物被害調査関係の要綱類

年次	主たる要綱類	補完的要綱類
昭和22年	(1) 昭和22年産米及甘藷収穫高調査要綱	
昭和23年	(2) 昭和23年産米及び甘藷収穫高調査要綱	
昭和24年		
昭和25年		
昭和26年	(3) 昭和26年夏作調査要綱	
昭和27年		
昭和28年		
昭和29年		
昭和30年		
昭和31年		

注：1）（　）書きの数値は、今回の整理のために付したものである.

1）昭和 22 年産米及甘藷収穫高調査要綱（要綱輯覧 P.5）
～生育状況調査の一環としての被害調査～

この要綱の中で，水稲の被害調査については，生育状況に関する項の中で，「風害，水害，干害，冷害又は病虫害の被害面積，被害程度，被害状況及び回復状況については，被害発生の都度」所定の報告様式により市町村から作物報告事務所長及び食糧事務所長に報告するよう定められている．被害発生の都度報告を求めており，定期的なものではない．調査手法については定められていない.

農作物の被害調査の歴史は明治時代からあったが，農林統計組織発足直後の被害調査が上のような簡単な規定に止まっていることについて，「戦後農林統計史（第 2 巻)」（P.442）は，「発足当初のことでもあり，作物報告事務所によっては完全に独立した組織運営ができるにいたらなかったところもあったので，被害調査としてはこの程度でもやむをえなかったものと考えられる」としている.

2）昭和 23 年産米及び甘藷収穫高調査要綱（要綱輯覧 P.67）
～被害調査の基準は平年反収～

この要綱の中で，水稲の被害調査については，予想収穫高調査の推定実収高の項に係る報告期限のところに，「農作物被害調査要綱による被害調査成績」を添えて報告するよう定めている．その「被害調査要綱」については，この要綱輯覧に収録されていない．幸いなことに，「戦後農林統計史（第 2 巻)」にその概要が記述されている（P.442）．抜粋すると，「23 年には農作物被害調査要綱が作成され，新たに被害測定の原点として平年作を基準収量と定め，さらに原則として減収を見積もるため「被害減収推定尺度 (注 48」を用いることが定められた．また，調査方法としては，被害

(注 48　作物別に倒伏程度，罹病歩合，不稔歩合等と減収歩合（被害歩合）の関係をチャートで表わし，それによって，被害量を推定するという資料．これにより被害歩合を客観的に推定できる.

の概況調査を行うこととし，このため耕作者から被害申告を収集し，作物報告事務所出張所職員による被害現地の巡回調査を行うとともに，収穫高調査の標本筆について作物の損傷状況を調査し，減収推定尺度を適用して減収量を見積るなどの新しい方法が初めて規定された．しかし，（中略）規定どおり標本筆についての調査ができず，被害現地巡回程度にとどまった」とある．確かにこの方法では，風水害や病虫害が現実に発生し，損傷を受けていて，減収推定尺度上は減収が生じていてもそれによって平年反収を下回っていなければ被害とはみなされない，これでは実態的ではないという欠陥があった．この手法は昭和 26 年夏作調査要綱の改正まで続いた．

3）昭和 26 年夏作調査要綱（要綱輯覧 P.205）
～整ってきた被害の概念と増減収調査～

被害調査は，作柄・収量調査を的確に把握するために行われるが，同時に災害対策の基礎資料として災害の発生の都度その概要を迅速に把握することや農業共済事業のための基礎資料を作成することが要請されている．被害調査の特色は，失われたものの調査であり，この調査を客観的に行うためには，その概念や調査の基準を明確に定めておくことが重要である．

この被害調査については，第 6 章にかなり詳しく記述され，被害調査の基本的な考え方と調査体系が整ってきたことがうかがえるが，まだ，きれいには整理されていない．この被害調査は，後に，主要作物の被害発生状況を作柄・被害調査時に実施する被害定期調査，重大な被害が発生した時に実施する被害応急調査，農業共済事業のために実施する減収調査という 3 種類に整理され，それらの調査に被害調査圃調査，巡回調査，標本調査の手法をどう利用するかという観点から要綱が作成されるが，昭和 26 年の時点では，この辺についての分かりやすい整理がまだなされていない．しかし，被害調査の基準に「基準収量」の概念を持ち込んだことは，被害の概念を明確にしたという大きな意義を持っている．また，農業共済事業のためになされる「増減収調査」では，調査の基準は「平年反収」となっている．このような予備知識でこの被害調査をみると分かりやすいのではないかと思われる (注 49.

第 6 章被害調査（要綱輯覧 P.247）の目次構成は次のようになっている．

第 1 節　概要
　1　調査の目的
　2　調査する作物
　3　調査の体系
　4　被害
　5　基準収量，基準反収及び被害面積
　6　被害程度の区分
　7　調査の単位
第 2 節　基準反収及び平年反収
　1　基準反収及び反当減収量

(注 49　この時代はまだ被害調査における用語が明確に整理されていない．例えば，定期報告（被害定期調査）及び被害速報では「被害面積，被害量」のことを「被害面積，減収量」といい，増減収調査（減収調査）では「減収面積，減収量」といっている．これは後年，基準収量を調査の基準とする定期報告（被害定期調査），被害速報では「被害面積，被害量」，平年反収を調査の基準とする増減収調査（減収調査）では「減収面積，減収量」という具合に整理されることになる．

2　平年反収
第3節　速報
1　事務所長の速報
2　出張所長の速報
第4節　調査方法
1　一般の方法
2　特別の方法
3　被害調査圃調査の方法
4　増減収調査の方法
第5節　報告

以下に記述された内容を簡単にみていく．

第1節では，被害調査の基本に係る7つの事項について定めている．①調査の目的について，被害調査は，所定の作物を対象として，迅速的確に，被害面積及び減収量を調査し，被害の実態を明らかにして応急対策の外，農業共済保険等，各種の災害対策の資料を作成することを目的とするとしている．②調査対象作物名を水稲，陸稲，甘藷，夏作雑穀，くわ及び事務所長が定めた作物の外，特定の地方における工芸作物及び果樹としている．③被害調査の体系では，被害調査の種類について，「一般調査」，「特別調査」，「被害調査圃調査」，「速報」，「定期報告」，「増減収調査」があること及びそれらの調査の概念を定めている．④被害の概念については，栽培開始から収納されるまでの期間に災害のため損傷を生じて減収することをいうとしている．⑤基準収量，基準反収及び被害面積については，これらに意味を定義している．⑥被害程度では，被害の程度を7区分に分けている．⑦調査の単位では，被害調査の単位は1枚の圃場としている．1枚単位でみた時に減収しているかいないかという概念である．

第2節では，基準反収及び平年反収として，これらについての概念を記述している．①基準反収とは，この減収する量を決めるときに基準となる収量ことである．この具体的には，被害発生直前の予想収量としている．この被害直前の予想収量とは，後にいう「被害なかりせば得べかりし収量」という概念で，通常は「被害なかりせば収量」といっているものである．この概念を持ち込むことにとって，風水害や病虫害によって損傷が生じ，その発生以前の予想収量よりも減収が見込まれれば被害としてカウントされることになった．被害調査の基準に平年反収を用いると，風水害や病虫害が現実に発生していたとしても平年反収を下回らない限り被害ではないということになり，生産技術対策に有効な農作物被害統計が作成できないという矛盾があったが，この問題が解決されることとなった．②しかし，被害調査の一種である増減収調査においては，平年反収が調査の基準となっている．その平年反収については，「栽培が開始される以前において本年の収穫として予想される反収」としている(注50．基準収量が被害発生直前の予想収量であるのに対して，平年収量は栽培開始前の予想収量としている点が異なるところである．

第3節は速報となっているが，これは災害等により農作物に重大な被害が発生した時に行う「被害速報」のことである．迅

(注50　平年反収は戦前から作柄判定の基準としてあったが，この概念が整ってくるのは，戦後になってからで，特に農業災害補償制度が制度の損害評価基準としても利用されるようになってからである．昭和26年夏作の段階は，本文の通りの定義であるが，昭和27年からは「平年反収とは，本年の気象の推移および被害発生状況が平年並みであると仮定した場合，播種や植付当時にお

速に調査，報告することが求められることから第１報（発生後直ちに），第２報（発生後３日目），第３報（発生後 10 日目）という報告方法を定めているが，被害の広さ，強さ，性質応じては必要な回数だけ行うとしている．被害速報がこのように節で説明されていることは，昭和 20 年代は大きな災害が頻発したことから当時におけるこの調査の重要性を示すものと思われる．

第４節は調査方法について，一般調査の方法，特別調査の方法，被害調査圃調査の方法，増減収調査の方法について記述している．

①そこでは，まず，被害は時と時を選ばずに発生し，その程度も一定しないから，日頃から準備を整えておくことが肝要である，被害が発生したならば，作物の損傷を観察し，減収推定尺度によって被害歩合を決め，被害面積，減収量を推定する等細かな指示をしている．②一般調査の方法では，被害の概況を把握してから現地調査を行うとし，現地調査では現地を巡回して被害程度別被害面積を決めるとしている．日常的な被害調査活動について定めている（注 51．③特別調査の方法では，部長が大被害が発生した時に「特別調査の指定」を行って実施される調査であるとしている．したがってこれは重大な被害が発生した時に組織的に特別に実施する調査について定めたものである．④被害調査圃調査は，「被害減収推定尺度」を作成することを目的として，水稲を対象に被害が発生した圃場に設置するもので，あわせて被害の検見の標準にもするものである．正確な被害調査を実施していくためのデータ蓄積，研修の意味を持った調査である．⑤増減収調査の方法は，農業共済事業のために行われている調査で，水稲と陸稲を対象にしている．調査方法は，「作況標本筆」での調査で平年反収を基準とする増減収程度別面積及び増減

いて予想される反収である」とされた．その後も定義の精密化が進むが，昭和 45 年からは生産調整（米の減反）が始まり，これを受けて昭和 45 年からは，単収の低い水田から減反がなされることが考慮されて「水稲の栽培を開始する以前に，その年の気象の推移，被害の発生状況等を平年並みとみなし，最近の栽培技術の進歩の度合い，作付変動等を考慮し，実収量のすう勢を基にして作成されたその年に予想される 10a 当たり収量をいう」と定義され，この定義は現在も用いられている．平年反収については，これをどのように計算するかも大きな問題で，昭和 26 年の要綱上ではその作成方法は示されていないが，中央作況審議会に諮って決定された都道府県別平年反収が示されている．「戦後農林統計史（第２巻）」（P.510 ～ 524）は，この平年反収の概念，算定方法及び利用についても詳しく説明している．

（注 51　収量調査において収穫面積を算出する際に問題とされていた「立毛皆無面積」についての調査方法についてはここに次のように定められている．「立毛皆無面積の決め方：立毛皆無面積は，損傷面積の内，作付したが立毛の全くなくなった面積であって，流失埋没，青刈すきかえし，転作，全面枯死，建設道路の敷地の５種類の状態に区分する．調査の方法は，町村長の被害通知表を参考に次のように行う．小面積の場合は，すべて現地において確認する．大面積の場合には，その周辺を巡回し，その中に含まれる単位区の作付面積を考慮して立毛皆無面積を見積る．立毛皆無の状態の種別は，現地調査により決める．立毛皆無は，特別の損傷状況を表すから，現地調査では原則として一つの損傷階層とする」

収量を所定の様式を用いて推計するようになっている．具体的には，標本筆における見積もり平年反収と検見反収から増減率を計算し，階級区分を５％とした増減収率頻度表を作成し，そのデータを基に増減収量及び増減収面積を推計するとしている．ここで，増減収面積の推計は，階級別増減収標本数の出現率から推計するようになっている．しかし，ここで，標本筆での見積り平年反収と検見反収が正確になされないとその増減収面積及び増減収量は客観的なものとはいえない．そこで，要綱では，ここで見積り調査された平年反収，検見反収，増減収階級別面積を積み上げ，平年反収，検見反収の県平均値が平年反収，坪刈に基づく推計反収に一致しないときは，それぞれの平年反収，検見反収を修正し，これに応じて増減収階級別面積を修正することにしている．更に，計算はここまででいいかというとまだ先がある．それはこのように計算したものであっても中央（本省）で事務所の推定単収が修正決定された場合は，再度計算をし直さなくてはならなくなるが，その場合の簡便な計算方法が示されている．農業共済事業の資料として利用するためには，そこまで細かな計算を行いその制度に応えようとしている(注52. しかし，この頃は，農業共済制度における損害評価について，農林統計組織がどのように係るかについて，国会でも議論になっていた．その経過については,「戦後農林統計史（第２巻)」（P.483 ～ 509）に詳述されている．こうしてこの増減収調査の延長で生まれるのが昭和 30 年産からの「減収調査 (注 53」である．一般的には,「減収調査」は昭和 30 年から始まったように理解(注 54 されているが，当時は農業災害補償制度の担当局である農政局とは，昭和 25 年ごろから打ち合わせを行っていたようである．このようにみてくると，減収調査は「昭和 26 年夏作調査要綱」段階ですでに「増減収調査」として存在しており，更に，同要綱に付表として掲載されている前年度調査との相違点をみると「昭和 25 年夏作調査要綱」でも既に増減収調査は存在し，実際には早い段階から実施されていたことが分かる．ただし，この段階で行政部局においてこの結果がどのように利用されたかについては分からないが，昭和 31 年の調査結果については，統計調査事務所別の総減収量，総減収面積，程度別減収面積について公表された記録がある．

第５節の報告は，被害調査の体系別に報告時期，報告書類，対象作物等を一覧表にして示している．

このようにみてくると，この昭和 26 年の時点においては,「増減収調査」の場合は調査方法がかなりしっかりと確立していることが分かる．しかし，定期報告や被害速報などでは，被害調査の基準である「基準収量」及び被害歩合を推定する基準と

(注 52　このような精緻な増減収調査の標本調査法，計算手法を開発したのも津村善郎氏であると言い伝えられている．記録としてはまだ探しきれていない．

(注 53　昭和 30 年の被害調査実施要領上ではまだ「増減収調査」と呼ばれている．「減収調査」と呼ばれるのはもう少し経ってからのようである．

(注 54　これは昭和 30 年の「減収調査」の開始に当って,「膨大な新規定員と多額の予算，および機動力の設置」(「戦後農林統計史（第２巻)」P.492）が認められたためと思われる．

なる「減収推定尺度」の概念はできあがっているものの，最も肝心な調査対象地域の被害面積，被害量を推定する調査法は，伝統的な巡回調査法になっており，標本調査法はまだ導入されていなかったことが分かる．

「戦後農林統計史 (第 2 巻)」(P.460 ～ P.464) によれば，被害標本調査については，昭和 28 年のあいつぐ異常被害の発生等を受けて，先ず，東北，北陸で導入が図られ，昭和 29 年には被害定期調査（予想調査時と収穫期）にこの被害標本実測調査の手法を導入し，被害調査の画期的改善を図ったとし，その標本調査法の仕組みについても詳しく説明している．基本的には，作況標本単位区を被害標本単位区として用い，指定された被害について損傷程度や罹病歩合を測定する「被害実測調査」と指定された被害についての被害歩合を見積る「見積り調査」を行うというものである．被害面積の推計方法は，作付面積調査におけるような比推定方式と異なって，単位区内の 10 筆について被害種類別に被害発生筆数割合を属性調査法によって調査し，そこでの被害筆発生割合を積み上げて対象地域の平均被害面積割合を推計し，その割合をその地域の水稲作付面積に乗じて被害面積を推定するというものであった．被害量の推計も基本的にはこの手法と同じであるが，異なるのは標本筆ごとの基準収量に被害歩合を乗じて，反当り平均被害量を計算し，これを被害面積に乗じて総被害量を推定するというシンプルな方法であった. 上でみた「増減収調査」のように標本筆段階での平年反収と検見反収が県計段階で決定されている平年反収，決定反収に一致するかのチェック計算は仕組まれていない．だた，ひとつの審査方法として，被害率（[被害量 / 平年収量] × 100）と作況指数（[実反収 / 平年反収] × 100）の和を基準指数（[基準反収 / 平年反収] × 100）とし，この基準指数が過去の基準指数に比べて大きな差がないかどうかが報告書上でチェックできるように仕組まれていた．大きすぎれば，被害を大きく見すぎていないかが分かり，低すぎれば，被害の過小見積りがあるのではないかということになる．簡単な手法ではあるが，これにより時系列的にみても妥当な結果が得られるという方法であった．

被害調査は，このようにして，被害の発生や作物の生育に関する農学的知見も調査に取り入れつつ，面積調査や収量調査と同様に標本調査法をも導入した調査として発展してきた．その後は，永らく「被害定期調査」,「被害応急調査」,「減収調査」の 3 本柱で様々な行政ニーズに応えてきたが，現在では，名称も変わり，「被害応急調査」（被害速報）と「共済減収調査」（増減収調査）の二つとなっている．「被害定期調査」については，僅かに水稲だけが収量調査の中に組み込まれ，「作物統計調査規則」上には，被害定期調査の名前は見えなくなっているが，調査そのものは残っている．

「戦後農林統計史 (第 2 巻)」（P.417 ～ 524）では，この被害調査については章を設けて詳しく説明している．しかし，このように被害調査についてみてくると，昭和 26 年から 31 年の間に，平年反収の概念と算定方法の工夫，被害標本実測調査法の導入，減収調査の確立，被害調査の体系化等被害調査も相当に進歩したことが分かる．その意味で，収穫高調査のところでも触れたことと同じことになるが，この「要領輯

覧」の中に昭和 26 年以後の被害調査に関する要綱類が収録されていないのは残念である．これらについては,「要綱輯覧（２)」をみる必要がある．「要綱輯覧（２)」には，昭和 31 年の「調査実施要領」だけでなく「様式集」も収録されている．

７．おわりに　～総括と展望～

１）作物統計調査における 10 年間の成果

この「要綱輯覧」には，戦後の新しい農林統計組織が発足した昭和 22 年から昭和 31 年までの 10 年間に作成された作物統計調査関係の主要な要綱類が 25 本収録されていた．主に「面積調査関係の要綱類」を収録したものではあったが，「収穫高調査」,「被害調査」についても昭和 26 年までの調査要綱の中に記述されていたので，それらの内容についてもかなり詳細にみることができた．

この中で，面積調査では，昭和 22 年の申告調査法において生じていた無申告，過少申告に伴う過小推計の問題を解決するために，昭和 24 年には単位区編成による地域抽出法と耕地カード面積（台帳面積）を補助変量とした比推定を用いた標本調査体系を構想し，翌昭和 25 年にはほぼ確立した．収穫高調査，被害調査でもその単位区を利用して標本調査体系を構築した．また，農学的知見も調査の中に取り入れ，調査を科学的で客観的なものにしてきた．研究調査や調査器具の開発進展の具合から調査技術的には問題も抱えていたが，それらのほとんどを昭和 31 年頃までには解決した．

これらを通じて感じたことは，僅か 10 年間の間によくもここまで作物統計調査の各分野，即ち，面積調査，収穫高調査，被害調査の分野に「地域抽出法」による「標本実測調査法」という新しい調査方法を導入し，発展させてきたこと，その「標本実測調査手法」だけでは対応できないニーズに対しては，それにふさわしい「標本面接調査」等をも補完的に導入してきたことである．そして，その中で，時間は多少かかったのかも知れないが，客観的で信頼でき，実際に利用される農作物統計を作成し，昭和 32 年には，「農業白書」の発表を契機に懸案の耕地面積統計とそれに伴う水稲作付面積の修正公表も実施してきたということである．

このように，最初の 10 年間で所期の目的を十分に達成し，その後の発展の礎を築くという大きな成果をあげている．「要綱輯覧」が編集の対象としたこの 10 年間は，最初に模範例があった訳ではなく，それこそ「歩きながら考える」，あるいは「走らせながら考える」時代だったが，戦後の農林統計史の中では，最も輝かしい時代であった．

２）成果の背景

この背景には，戦後における農林統計組織成立に特殊な事情もあったからである．まず挙げられるのは，① GHQ から改革を迫られたこともあるが，②政府自らも終戦直後における統計行政への不信感と戦後の食糧不足に対応するためには，統計作成の組織と手法を変革し，正確な作物生産量統計を作成しなければならないと強く認識したことである．③それから，その要請に応える問題意識をきちんと持った新しい農林統計調査組織の設立に取り組む指導者的人材に恵まれたこと，④更に新しくできた農林統計組織の中に地方組織を含めて短

期間のうちに優れた多くの人材を集めることができたこと，⑤それらの人々が情熱を持って取組み，生まれて間もない科学的な標本調査法を調査の中に取り入れ，継続・改善して行く基礎を築き上げたことである．

3）後世へ伝える努力

しかし，歴史の現実は厳しいもので，戦後の特殊な時代背景のもとに生まれた農林統計組織は，発足後間もない 20 年代の半ばから厳しい行革，人減らしに見舞われることとなった．その中で，農林統計組織は，農林統計の重要な役割を訴えつつ，組織防衛と合理化対応に取り組まねばならなかった．その中で，標本調査法の理論を深め，調査用器具の改善を図り，調査に工夫を加え，新しい統計ニーズに応えていかなければならなかった．それと同時に，それらに取り組んだ姿と工夫して作り上げた調査手法を客観的に後世へ伝えていこうとした．この「要綱輯覧」の編集もその努力のひとつである．また，時代はそれより下るが，丁度農林統計発足 20 年周年を記念して昭和 45 年から 46 年にかけて発刊された「戦後農林統計史（第 1 巻～第 4 巻)」もそれであった．これを執筆された方々のほとんどは，この「要綱輯覧」に収録された要綱類が作成されていく過程を直接体験された方々であり，それだけに非常に詳細に，「自己反省」も加えながら記述されており，エピソードの紹介などそこには要綱類に書かれていないその背景についても明らかにされていた．後に続く者へ先輩方が歩んできた統計調査の歴史を学び，「遠い道を切り開いていく」ことの願いが込められていた．更に，「国のいしずえ」や「農林統計調査」には，それらの方々による当時の時代を反映した貴重な論文が残されていた．十分にタイムスリップできるものであった．これらを読む過程で，「農林水産統計調査史編集資料」（全 33 編）にも出会えた．本「要綱輯覧」は，その中の 1 冊であった．このシリーズは，昭和 32 年から昭和 42 年かけて作成され，その地道な基礎作業が戦後の新しい農林統計組織創立 20 年史といわれる「戦後農林統計史（第 1 巻～第 4 巻)」の誕生への準備作業にも繋がっていたことが分かった．

4）新たな発展の可能性

単位区を母集団とする基本的な作物統計調査手法が確立してから 60 年以上が経った．それらの調査手法は，多少簡素化されたところはあるが，現在に引き継がれてきている．米生産調整という当時からは考えられない時代にあってもその調査手法についての信頼は失われなかった．新たな状況にも対応できる手法であった．まさに「揺るがぬ手法」となっている．常に耳にしてきたことではあるが，「単位区による母集団を編成」し，その上に面積調査，生産高調査，被害調査の標本調査法を築き上げたことは，確かに農林統計組織における「歴史的大事業」であった．「世界に誇り得るもの」であった．

私たちの使命は，このような農林統計の歩んできた歴史を客観的に学び，そこに問いかけ，そこから何を学び取るかということではないかと思っている．しかし，今の時代に，もしこれらの手法を使って，どこかの途上国の作物統計作成の手本にしてもらうことを考えると，効率性や正確性の面から躊躇せざるを得ない．「人海戦術だっ

た」といわれるように，途方もないマンパワーとお金と組織力を必要としたからである．一度作成しておけばかなり使える，作物統計調査全般に使える，外にも応用できるといってもそのメンテナンスには同じように人手と経費がかかるものである．この面では，その統計的手法の素晴らしさと先人の方々の途方もない努力を称え，感嘆してばかりしておれないのではないかと思う．時代の要請に応え得る効率的で正確な手法を絶えず考えていく努力をしていかねばならない，それが「遠い道を切り開いていく」ということではないかと思っている．

それでは，具体的にはどのような方法が考えられるのか，甚だ技術的な事柄ではあるが，また，２の４）の「抽出単位の調査実施要領」のところで一度触れたことではあるが，時代に馴染む調査手法を検討してみる必要があるということである．今は農林統計調査が発足した当時はまだ存在していなかったGISが簡単に使えるようになってきている．これは優れた作物統計調査用の調査機器になり得る．そこに以前からもイギリスの統計学者であるイエーツ等によって提案されている「ポイントサンプリング手法」を用いれば，特に「単位区編成方式による母集団編成」をしなくても無作為に調査対象地域から一瞬にして標本抽出ができ，耕地面積も夏作，冬作の作付面積も坪刈調査も被害調査も実施可能となってきている．「特殊階層」を設定する必要もなくなる．この手法が提案された当時は，GIS等がなくて実務的実行に移せなかったもののひとつであるが，この手法も科学的な統計的標本理論に基づく「対地標本実測調査法」である．もちろんGISの上に従来のような単位区の形をした，或いはメッシュ型のエリアフレームを築くことはできるが，「新しい革袋には新しい酒を」という格言がある．ポイントサンプリングには，いろいろな種類がある．世界的には欧米やアフリカで様々な形で実用化乃至パイロット調査中のものである(注55．まだ，作物統計調査手法として導入はされていない様である．今後はこれらの手法に後進国のみならず先進国の間でも関心が持たれ，研究が深まることを期待している．これらとは異質の調査手法である「リモートセンシング法」は，よく話題になる調査技術であるが，まだまだ時間がかかりそうである．

5）おわりに

今回の「要綱輯覧の解説」では，先人の方々が残した解説書や歴史書と同様に，作物統計調査に係る具体的な事実や資料に基づいて作物統計調査の変遷の事情を客観的に記述することに努めたが，同時に農林統計組織20周年を記念して作成された「戦後農林統計史」等による歴史的評価も紹介してきた．そして，その中に「将来の農林統計調査の設計に役立たせて欲しい」という先人の方々が残したメッセージにも応えたいと思った．ひとつの展望になればと思った．話が横道にそれたものかも知れない印象もあるが，そのひとつが上に述べたポイントサンプリング手法の紹介であった．

今回，全く思ってもいなかったこの「要綱輯覧」に出会えたこと，更にこの「要綱輯覧」を通じて，統計調査部が作成してきた年史や作物統計調査の設計に係った多く

(注55　ポイントサンプリング手法については，「ドット標本調査法による作付面積調査」として齊藤昭編著「『農』の統計にみる知のデザイン」(農林統計出版　2013年4月)に簡単に紹介されている．

の方々が直接執筆された貴重な書物や論文を読み直すこともできたことは大変幸運なことであった．多少主観も入った拙い「要綱輯覧解説」ではあるが，このような機会を与えていただいた京都大学の仙田徹志先生に心から感謝を申し上げたい．

[参考 -1] 農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）－（２）

この「要綱輯覧（２）」は，これまで解説してきた「要綱輯覧」の続編に当るもので，面積調査を除いた作物統計調査，即ち，「作況調査」（収穫高調査），「農作物被害調査」，「気象感応試験および作況試験」，「土地改良増加生産量調査」について全部で24本の要綱類が収録されている．総ページ数は565ページにもなり，分厚いものである．

この目次構成は，以下のとおりである．

作況調査
- 昭和29年農作物収穫高調査実施要領（水陸稲の部）
- 昭和31年農作物収穫高実施要領
- 昭和31年収量調査必携
- 昭和31年農作物収穫高様式集

農作物被害調査
- 麦類調査要綱に基づく被害月報報告中暖冬の被害の取扱いについて
- 昭和24年4月27日24統局第62号
- 昭和27年冬作調査要綱（被害調査の部）
- 昭和27年夏作調査要綱（被害調査の部）
- 統計指導官室制度実施要領
- 冷害による農作物被害調査について
- 昭和30年夏作物被害調査実施要領（被害増減収調査の部）
- 昭和31年産冬作農作物被害調査実施要領
- 昭和31年産冬作農作物被害調査実施要領様式集
- 昭和31年産夏作農作物被害調査実施要領
- 昭和31年産夏作農作物被害調査実施要領様式集

気象感応試験および作況試験
- 昭和24年気象感応試験実施要綱
- 昭和24年作況試験実施要領
- 昭和28年気象試験ならびに基礎試験実施要綱

土地改良増加生産量調査
- 昭和28年度土地改良水稲増加生産量調査要綱
- 昭和28年度土地改良水稲増加生産量調査要綱様式集
- 昭和28年度土地改良増加生産量調査研究の手引き
- 昭和31年度土地改良水稲増加生産量調査要綱
- 昭和31年度土地改良水稲増加生産量調査要綱様式集

地力調査
- 昭和25年土地生産力調査の一環としての水田土壌断面調査実施要領
- 昭和25年水田土壌断面調査実施要領説明書

これらのうち，「作況調査」と「農作物被害調査」については，「戦後農林統計史」等を参考にして，本「要綱輯覧」の解説の中で要点となるところをかなり詳細に説明した．この「要綱輯覧（２）」では，「収穫高調査」及び「被害調査」についての「様式集」も収録されており，これのより調査要綱類で記述された調査，取りまとめ，報告の方法が一層分かりやすくなっている．

「気象感応試験及び作況試験」，「土地改良増加生産量調査」及び「地力調査」は，既にその使命を終え，現在はなされていない研究，調査である．

「気象感応試験および作況試験」は，「農作物試験調査」といわれるもので，農学的知見に基づく作況予想や被害調査を行うために行われた業務である．「戦後農林統計史（第２巻）」（P.525 ～ 570）は，章を設けてこの試験調査について詳しく説明している．しかし，この調査を担っていた「作況試験室」は，昭和 46 年度から逐次廃止され始め，平成３年度までにすべて廃止された．その後は，専門官による「作況現地追跡試験」という形で一部調査が残されたものの，現在ではこの調査も廃止されている．

「土地改良増加生産量調査」は，「戦後農林統計史（第２巻）」（P.396 ～ 401）によれば，当時，土地改良に対する国家投資は，年々増加し，全公共投資に占める割合もほぼ３割程度の巨額に達していたため，次第にその経済効果が問題となったこと等からその効果を把握する必要性が強調されるに至り，農政局からの協力依頼の要請を受けて実施されたものである．昭和 26 年，27 年度に研究調査を実施し，昭和 28 年度より全国規模で調査が始まり，以後昭和 35 年度まで続いた調査である．

「地力調査」は，「戦後農林統計史（第２巻）」（P.162 ～ 176）によれば，事前割当制度を背景として地力に関する正確かつ科学的な調査を実施する必要性が農林省内部で強い要請となり，そのためには統計調査局において調査方法を研究し，実施するのが適当であるという意見が高まったことを踏まえて，開始された調査である．25 年の２つの実施要領は，このための実施要領である．しかし，「戦後農林統計史（第１巻）」（P.701）によれば，「ところがそのころ国土計画の観点から国土調査の動きが活発化し，「国土綜合調査」という名称の広範な調査の実施について閣議決定がなされた．そして，右のように統計調査局が研究を進めていた調査も国土綜合調査の一環に組み込まれてしまった．それは 25 年度に水田土壌調査として着手されながら，その後の情勢変化により中止せざるをえなくなった．かくて供出割当てに関連して提起された地力調査は，その方向性を見失い，挫折してしまったのである」と記されている調査である．

[参考 -2]　文献紹介

戦後の農林統計組織によって作成された作物統計調査要綱を客観的に理解するには，これに関する重要文献を読むとともに，その時代の社会的背景を理解しておくことが重要である．以下の資料は，この「要綱輯覧」に収録された要綱類を読んで行く時に参考となると思われるものである．ほとんどが絶版になっているが，国立国会図書館，農林水産省図書館を合わせると全てをみることができる．各地の公立図書館を通じて借りることもできる．国立国会図書館では遠隔複写サービスも行われている．

なお，本「要綱輯覧」を含めたシリーズとしての「農林水産統計史編纂資料」は，農林水産省図書館に保存されている．

1．歴史書関係

昭和 40 年代に作成された農林省統計調査部による「戦後農林統計史 (第 1 巻～第 4 巻)」は，戦前を含めた戦後の農林統計史が極めて詳細に記述されている．この年代は，発足当初から農林統計調査業務に従事し，統計調査の歴史を実際に体験し，かつ調査要綱のみならず，その下で作成される調査要領，調査手引き，調査必携，会議資料，質疑応答の類まで読み込んで執筆されているので，この解説を試みる上で大変参考になった．「第 1 巻」は，総論と組織機構で，総論は初代局長であった近藤康男氏によって執筆され，農林統計組織の確立期の様子が詳細に記述されている．また作物統計調査に関することも，第 2 巻と重複しているところもあるが，非常に克明に記述されている．「第 2 巻」は，作物統計業務の実務経験者によって細かなところまで詳しく執筆されている．

農林省統計情報組織 40 周年記念会による「農林水産統計情報 40 年の歩み」は，農林統計組織の発足 40 年を記念して昭和 62 年に発行されたものである．その中の「農林水産統計を顧みて」という局・部長経験者等による座談会では，この要綱輯覧に係る秘話等が率直に語られている．

農林水産省統計情報部による「農林水産統計情報 50 年史」は，農林統計組織の発足 50 年を記念して平成 9 年 11 月に発行されたものである．土地調査，生産量調査については，章を設けて説明してあり，発足当初の 10 年間についても詳しい説明がなされている．

「農業統計・調査の確立過程」編集委員会による「農業統計・調査の確立過程～津村善郎さんの業績をふまえて～」は，農林統計組織における標本調査の確立に中心的役割を果たした津村善郎氏の業績をふり返り，その意義を取りまとめた追悼集である．昭和 20 年代の面積統計調査，収量調査の発展過程が簡潔にまとめられている．

久我通武氏の「統計夜話」は，GHQ による統計改革の要請に如何にやりとりしながら統計調査局，作物報告事務所，そして作物統計調査を作り上げて行ったかが実体験を通じて執筆されている．昭和 21 年から 22 年にかけて状況を最も詳しく知る人の第一人者である．

近藤康男編の「日本農業の統計的分析」には，農林統計調査の設計に携わり，その調査体系を築き上げた津村善郎氏が昭和 22 年以降の面積調査及び収量調査の発展過程について執筆し，その欠陥についても指摘しているので，大変参考になる．

また，近藤康男氏による「近藤康男著

作集　第 10 巻　農林統計の理念」も氏が初代の統計調査局長をしていた時に雑誌等に投稿されたものを編集したもので，当時の局長がどのような考え方で統計調査の確立に尽くしたがよく分かる本である．はしがき（P.13）を借りて要約すれば，この中で繰り返し説かれていることは，①調査機関は政治や行政に歪められない客観的な調査をすることに責任をもつべきであること，②それにはあらゆる科学を調査に応用すべきこと，③客観的な利害関係に歪められない調査を推進することは農村の民主化の基礎工作として役だつはずであること，の三つであった．この論文集はその繰り返しであるといっても過言ではないというものである．この理念は，農林統計組織に深く浸透していたことから，この「要綱輯覧」及び「戦後農林統計史」を読んでいく上で参考になると思われる．

及川章夫氏による「日本農業統計調査史」は，明治期以降の農業統計調査の歴史をコンパクトにまとめたものである．「農林水産統計調査史編集資料」シリーズも参考とされて書かれている．この「要綱輯覧」に該当する部分については，「戦後の農業統計調査」という章の中で，「農業生産統計調査の展開」という節を設けて記述してあるが，コンパクトなだけに詳細さには欠けている．

農林省統計調査部 「戦後農林統計史 (第 1 巻)」（農林統計研究会，昭和 46 年 3 月）
農林省統計調査部 「戦後農林統計史 (第 2 巻)」（農林統計研究会，昭和 45 年 3 月）
農林省統計情報組織 40 周年記念会「農林水産統計情報 40 年の歩み」（農林統計協会，昭和 62 年 11 月）
農林水産省統計情報部「農林水産統計情報 50 年史」（農林統計協会，平成 9 年 11 月）
「農業統計・調査の確立過程」編集委員会「農業統計・調査の確立過程～津村善郎さんの業績をふまえて～」（農林統計研究会　平成 11 年 9 月）
久我通武「統計夜話」（葵書房，昭和 33 年 3 月）
久我通武編「日本農林統計読本」（葵書房，昭和 33 年 3 月）
近藤康男編「日本農業の統計的分析」（東洋経済新報社，昭和 28 年 9 月）
近藤康男「近藤康男著作集　第 10 巻　農林統計の理念」（農山漁村文化協会，昭和 50 年 3 月）
及川章夫「日本農業統計調査史」（農林統計協会，平成 5 年 5 月）
日本統計研究所「日本統計発達史」（東京大学出版会　1960 年 3 月）

２．統計学関係

ここに紹介した本は，いずれも農林統計業務に従事した方々が執筆したものである．特に，津村善郎氏の「調査の話」と「標本調査法」は，統計調査に関する本として，大変参考になる本である．「調査の話」には，調査方法の種類，非標本誤差についての詳しい説明があり，標本調査の実際についても分かりやすく説明されている．「標本調査法」には，統計学の基本ばかりでなく，調査設計に必要な基礎知識が詳しく説明されている．実際の調査設計と取りまとめ業務に携わりながら，このような優れたテキストが作成されたことは，農林統計組織の誇りであり，今でも新鮮で古典的な書物となっている．

中山伊知郎編集による「統計学辞典」

には，津村善郎氏が統計調査の計画の立て方(P.359 ～ 371)及び「作付面積調査」(P.395 ～ 399) について執筆している．前者は，「標本調査法」の集約版ともいえる内容になっており，後者は「昭和 26 年夏作調査要綱」における水稲作付面積調査手法の理論的かつ実務的要約版といえる内容になっている．この「要綱輯覧」を読み，その上でここに紹介した「テキスト」を読むと，「要綱輯覧」に収録された各調査の仕組みが一層よく分かるようになっている．

堀内徳高氏の「統計情報入門」は，面積調査，坪刈調査に使う推計式，分散式の計算方法が計算例を示しながら分かりやすく説明してある．

齊藤昭編著「『農』の統計にみる知のデザイン」は，現在の農林水産統計調査と農林水産業を分かりやすくまとめた最新の書である．その中に，主な調査の設計の考え方が紹介してあり，面積調査（耕地及び作付面積調査），作況調査についての調査の仕組み，推計式，誤差等についても紹介してある．この本は市販されており，入手しやすい．

畑村又好･奥野忠一 「標本調査法入門」(小石川書房，昭和 25 年 7 月)

津村善郎 「調査の話」（東洋経済新報社，昭和 29 年 12 月）

津村善郎 「標本調査法」（岩波書店，昭和 31 年 6 月）

津村善郎・築林昭明 「標本調査法」（岩波書店，昭和 61 年 2 月）

堀内徳高「統計情報入門」（農林統計協会，昭和 63 年 9 月）

中山伊知郎編集「統計学辞典」増補版（東洋経済新報社　1957 年 9 月）

齊藤昭編著 「『農』の統計にみる知のデザイン」農林統計出版　2013 年 4 月

３．論文関係

ここに紹介した論文は，「国のいしずえ」と「農林統計調査」に掲載されているものである．毎年のように読み応えのある論文が寄稿されており，当時の状況がよく分かるのみならず，当時の方々が如何に熱心に業務に取り組んでおられたかが伝わってくる．この中で津村善郎氏の「作付面積調査の発展のあとをたどって（1），（2），（3）」，及び田中佑輔氏の「収量調査のあとをたどって（1）（2）」は，作物統計調査手法の発展過程を詳しく紹介した論文となっていることから「戦後農林統計史」の中でも随所で引用され，関係者には必読の文献となっている．

また，原政司氏の「作物統計調査の業績と課題」，青木雄氏の「農作物統計調査の新展開」は，変化する農政の中で，作物統計調査がどのように対応してきたか，今後はどうあるべきかについて論じたものである．

農林省統計調査局 「昭和 22 年産米収穫高調査に使用せる標本調査について」（昭和 22 年 9 月）

畑村又好 「坪刈予備調査」（農林省統計調査局　昭和 22 年 9 月）

津村善郎 「昭和 24 年度米及び甘藷の作付面積調査」（『国のいしずえ』 農林省統計調査部　昭和 24 年 12 月）

田中佑輔 「昭和 24 年産麦作付面積及び収量の標本調査について」（『国のいしずえ』農林省統計調査部　昭和 24 年 12 月）

竹下武雄 「夏作調査要綱について」（『国

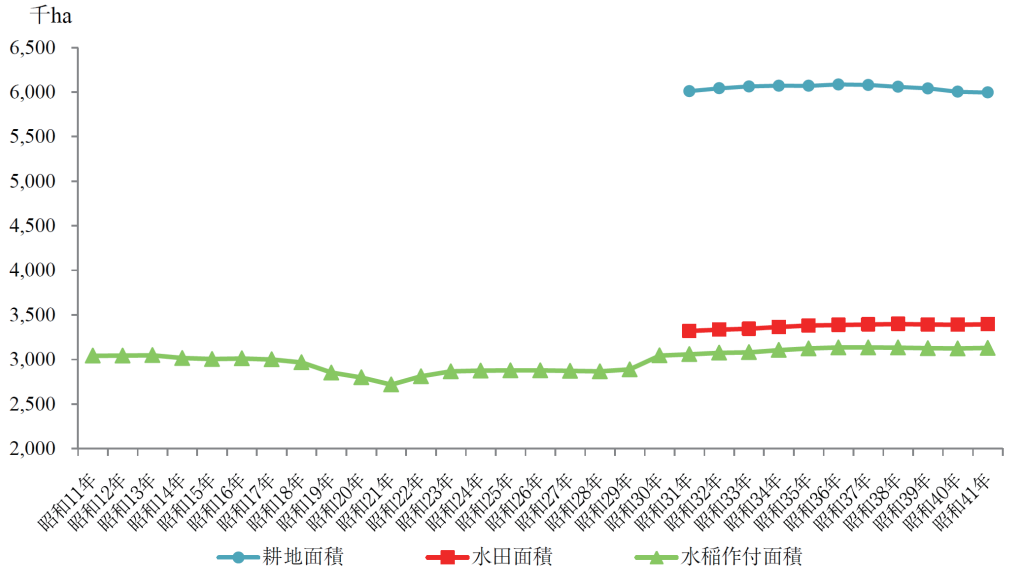
のいしずえ』農林省統計調査部　昭和24年11月）
津村善郎 「麦作付面積調査について」(『国のいしずえ』農林省統計調査部　昭和25年 月）36号
竹下武雄 「25年産冬作収量調査要綱について」(『国のいしずえ』農林省統計調査部　昭和25年5月）
田中佑輔 「収量調査のあとをたどって（1）（2）」(「農林統計調査」，農林統計協会，昭和26年1月号，2月号）
津村善郎 「作付面積調査の発展のあとをたどって（1），（2），（3）」(『農林統計調査』農林統計協会発行，昭和26年6月号，8月号，11月号）
井戸吉次・白岩政男 「わが国における土地調査の歴史」(「農林統計調査」（農林統計協会，昭和26年,11月号，12月号）
畑中広一 「昭和28年冬作綜合作付実態調査の計画について」(「農林統計調査」（農林統計協会，昭和28年2月号）
荒毛達朗 「農作物調査の変遷」(「農林統計調査」（農林統計協会，昭和28年12月号）
原　政司 「作物統計調査の業績と課題」(「農林統計調査」（農林統計協会，昭和29年1月号）
青木　雄 「農作物統計調査の新展開」(「農林統計調査」（農林統計協会，昭和30年12月号）
畑中広一 「耕地統計の確立」(「農林統計調査」(農林統計協会,昭和32年12月号）

[参考 -3]　関連統計表

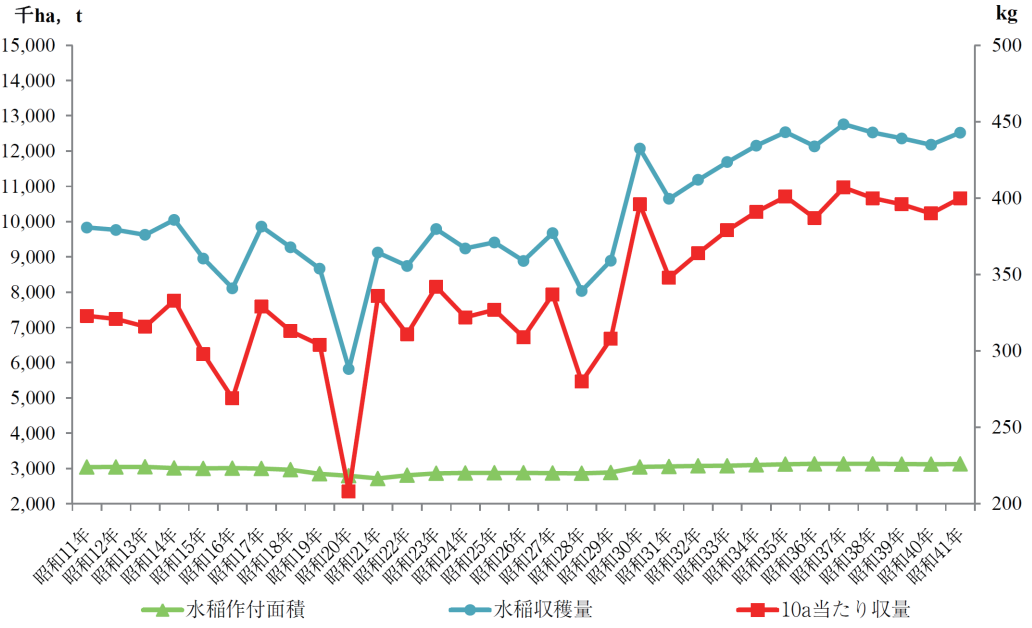
第６表　耕地及び水稲収穫量の統計値（昭和11年～昭和41年）

年次	耕地面積	水田面積	水稲作付面積	10a当たり収量	作況指数	水稲収穫量	陸稲作付面積	10a当たり収量	陸稲収穫量	水陸稲収穫量合計
	千ha	千ha	千ha	kg		千t	千ha	kg	千t	千t
昭和11年			3,042	323	113	9,836	138.8	191	265.1	10,101.1
昭和12年			3,044	321	110	9,766	146.3	125	182.3	9,948.3
昭和13年			3,048	316	107	9,628	146.1	172	251.9	9,879.9
昭和14年			3,016	333	110	10,052	150.5	194	292.4	10,344.4
昭和15年			3,004	298	95	8,955	147.7	119	175.6	9,130.6
昭和16年			3,011	269	88	8,111	144.7	105	152.2	8,263.2
昭和17年			3,001	329	107	9,859	137.0	115	157.0	10,016.0
昭和18年			2,967	313	99	9,273	117.3	136	159.7	9,432.7
昭和19年			2,852	304	97	8,666	102.8	115	118.1	8,784.1
昭和20年			2,798	208	67	5,823	71.0	69	49.1	5,872.1
昭和21年			2,719	336	111	9,124	61.3	136	83.5	9,207.5
昭和22年			2,811	311	103	8,746	72.7	72	52.1	8,798.1
昭和23年			2,866	342	112	9,792	90.9	191	173.7	9,965.7
昭和24年			2,875	322	100	9,243	112.1	125	140.5	9,383.5
昭和25年			2,877	327	99	9,412	133.9	178	238.4	9,650.4
昭和26年			2,877	309	93	8,888	139.2	110	153.8	9,041.8
昭和27年			2,872	337	101	9,676	137.5	180	247.0	9,923.0
昭和28年			2,866	280	84	8,038	148.4	135	200.5	8,238.5
昭和29年			2,888	308	92	8,895	163.4	133	218.0	9,113.0
昭和30年			3,045	396	118	12,073	177.2	175	311.6	12,384.6
昭和31年	6,012	3,320	3,059	348	104	10,647	183.2	138	252.2	10,899.2
昭和32年	6,044	3,335	3,075	364	107	11,188	164.0	168	276.1	11,464.1
昭和33年	6,064	3,345	3,080	379	108	11,689	173.7	175	304.0	11,993.0
昭和34年	6,073	3,364	3,105	391	109	12,158	182.8	188	343.1	12,501.1
昭和35年	6,071	3,381	3,124	401	108	12,539	184.0	173	319.9	12,858.9
昭和36年	6,086	3,388	3,134	387	102	12,138	166.7	168	280.7	12,418.7
昭和37年	6,081	3,393	3,134	407	105	12,762	150.3	164	247.3	13,009.3
昭和38年	6,060	3,399	3,133	400	101	12,529	139.1	203	282.6	12,811.6
昭和39年	6,042	3,392	3,126	396	99	12,362	134.7	165	222.1	12,584.1
昭和40年	6,004	3,391	3,123	390	97	12,181	132.4	172	228.1	12,409.1
昭和41年	5,996	3,396	3,129	400	99	12,526	125.3	175	219.4	12,745.4

注：1)「作物統計」（農林水産省統計情報部）から作成.



第１図　耕地面積、水田面積及び水稲作付面積の動向（昭和11年～昭和41年）



第２図　水稲作付面積、10a当たり収量及び収穫量の動向(昭和11年～41年)

農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）

部外秘

農林省統計調査要綱輯覧

（農作物の部）

農林経済局統計調査部

82

農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）

まえがき

この輯覧は戦後農林省に統計調査局が設置せられて以後実施した農作物調査に関する要綱類を集録したものである。ただしここに集録した要綱類とは要綱、要領、調査票および要綱に準ずる重要な通達文書であつて、また各調査ごとに調査創始当時のもの、および調査方法に主要なる改正のあつたときのもの、ならびに現行施行中のものに限つた。不備の点は後日追補するつもりである。

なお、農作物調査はその種類が極めて広範囲に亘るが、この輯覧では耕地調査、作付面積と収穫高の総合調査、作付面積調査に関するものを分類してかかげた。

昭和三十二年十月二十一日

農林省統計調査部内
農林水産統計調査史編集室長
土屋光豊

農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）目次

耕地調査 …… 一
昭和二十八年耕地災害調査要領 …… 一
作付面積と収穫高の総合調査 …… 五
昭和二十二年産米及甘藷収穫高調査要綱 …… 五
昭和二十二年産米作付面積実測調査に関する件（昭和二十二年八月二十八日二一統局第四八〇号） …… 三一
昭和二十三年麦収穫高調査要綱 …… 四二
昭和二十三年産米及び甘藷収穫高調査要綱 …… 六七
昭和二十四年抽出単位の調査実施要領 …… 一一五
昭和二十四年主要食糧農産物供出割当数量調整資料の基礎調査要領（冬作） …… 一一八
昭和二十五年産米面積及び収穫高町村別資料作成要領 …… 一三〇
昭和二十六年冬作調査要綱 …… 一三九
昭和二十六年夏作調査要綱 …… 二〇五
昭和二十六年耕地面積調査要綱 …… 二九一
米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査について（昭和二十六年六月三十日二六改統部第六七三六号） …… 三〇一
昭和二十六年産麦及び水稲品種別作付面積報告について（昭和二十六年十一月十六日二六改統部第八七三四号の二） …… 三〇三

作付面積調査 …… 三〇七
昭和二十七年産夏作物作付面積予測調査について（昭和二十七年三月二十二日二七改統部第七八六号） …… 三〇七
昭和二十七年産冬作物作付面積標本実測調査照合調査要領 …… 三一一
昭和二十八年産冬作綜合作付実態調査要綱 …… 三二三
昭和三十一年産作付面積と耕地面積統計調査方針 …… 三三五
昭和三十一年産作付面積と耕地面積統計調査　様式集 …… 三八七
昭和三十一年面積調査の作業規準（昭和三十年八月十一日三〇経統部第五〇〇六号） …… 四七三
昭和三十一年主要冬作作付予定面積調査について（昭和三十一年二月二十七日三一経統部第一三九六号） …… 四八五
昭和三十一年夏作作付予測調査について（昭和三十年十二月三日三〇経統部第七五六八号） …… 四九五
品種別作付面積等の面接調査について …… 五一五
昭和三十一年産冬作作付面積調査の照合調査について（昭和三十一年四月十四日三一経統部第二二四四号） …… 五二九
昭和三十一年冬作作付面積を基本とする配分統計および加工統計の処理について（昭和三十一年五月三十日三一経統部第二九八〇号） …… 五三九
昭和三十年夏作標本実測調査層別効果について（昭和三十一年八月二十日三一経統部第五一五四号） …… 五三九

昭和二十八年耕地災害調査要領

一　昭和二十八年耕地面積調査要綱第六節に定めた耕地拡張潰廃面積調査のうち自然災害面積は同手引第四章第一節三にもとづき調査することになつているが、これが詳細は本要領による。

二　調査の対象

1　直接災害

(1)　流失

洪水溢水その他の異常な天然現象によりその筆に於ける耕土の厚さ一割以上が流失した状態。ただし筆界が不明の場合は判明するまで合併して見積る。（以下同断）また耕土の厚さの原形は不明の場合が多いから近傍類地の耕地を標準として見積る。

(2)　埋没

主として山崩れ、地動などにより被災地以外の筆の土砂が耕地を被覆し耕地として利用出来なくなつた状態。

(3)　土砂流入

洪水などの異状な天候により平均粒径一㎜以上の土砂が筆別に厚さ二㎝以上、平均粒径〇・二五㎜以下の土砂が別に厚さ五㎝以上流入があつた状態。

(4)　長期冠水

坑外地などで洪水のため一作以上作付が不可能な状態。

2　間接災害

用水源用水路および頭首工の破壊、排水または揚水設備の破壊により田（主に水稲として）畑として利用出来ない状態。

三　調査の時期

昭和二十八年八月一日より昭和二十九年七月三十一日までとする。

四　調査の方法

1　出張所長は災害発生の都度、事務所長の定める所に従い、直ちに災害の概略を調査し、かつこれを事務所長に報告する。

2　更に、出張所長は№四四により町村別に調査する

3　調査の方法は散在的災害地は有識者、関係者のきゝとりにより、集団的災害地は現地の見廻り調査による。

4　この調査は上記調査表の外別紙を利用して、調査すれば便利である。

5　災害の程度が甚しく特殊階層を設け悉皆調査を行う場合は現地に於いて耕地図を基礎として、要すれば筆別に災害の状態、程度および面積を調査する。

6　この場合同一筆において直接災害と間接災害とが重複することがあるから注意を要する。又堤外地、その他台帳記載外の耕地についても洩れなく調査する。

7　以上の面積の算定はすべて台帳基準面積とする。

五　調査のとりまとめ報告

1　事務所長は耕地災害が生じた場合および新聞紙上などで耕地災害に関係ある地震、高潮、洪水、暴風、および地動などが報道された場合には遅滞なく出張所長に災害の有無および程度を照会する。

2　事務所長は出張所長の報告により災害の概略面積を統計調査部長あて電信などをもつて報告する。

3　出張所との連絡が杜絶した場合には事務所長はその状況を判断し報告する。

昭和二十八年耕地災害面積調査表

昭和　年　月　日現在

出張所　市町村

1　直接災害面積

区分 田畑別			田	畑	計
総耕地面積 (1)			反		
流失	復旧可能 (2)		反		
	復旧不能 (3)		反		
	計 (4)		反		
埋没	復旧可能 (5)		反		
	復旧不能 (6)		反		
	計 (7)		反		
土砂流入	粗砂以上	復旧可能 (8)	反		
		復旧不能 (9)	反		
		計 (10)	反		
	その他	復旧可能 (11)	反		
		復旧不能 (12)	反		
		計 (13)	反		
	主なる土砂の種類 (14)		反		
長期冠水	復旧可能 (15)		反		
	復旧不能 (16)		反		
	計 (17)		反		
合計	復旧可能 (18)		反		
	復旧不能 (19)		反		
	計 (20)		反		

昭和二十八年耕地災害面積報告書

昭和　年　月　日現在

No. 四十五

1 直接災害面積

別	田畑	区分			総耕地面積	流失			土砂流入				長期冠水			合計			統計調査事務所	名称	番号
									粗砂以上			その他									
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
川	田	郡市	糸水の名		町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	主なる土砂の種類	町	町	町
川	畑																				
川	計																				
県計																					
郡																					
郡																					
郡																					

別	田畑	区分			田	畑	計	代用施設による復旧	間接災害面積	うち直接災害と重複するもの
					反					
用水路の破壊によるもの	復旧可能	(1)			反					
	復旧不能	(2)			反					
	計	(3)			反					
頭首工の破壊によるもの	復旧可能	(4)			反					
	復旧不能	(5)			反					
	計	(6)			反					
用水路と頭首工の破壊によるもの	復旧可能	(7)			反					
	復旧不能	(8)			反					
	計	(9)			反					
その他	原因名	(10)			反					
	復旧可能	(11)			反					
	復旧不能	(12)			反					
	計	(13)			反					
合計	復旧可能	(14)			反					
	復旧不能	(15)			反					
	計	(16)			反					
うち直接災害と重複するもの	復旧可能	(17)			反					
	復旧不能	(18)			反					
	計	(19)			反					
差引間接災害面積	復旧可能	(20) (14)-(17)			反					
	復旧不能	(21) (19)-(18)			反					
	計	(22) (16)-(19)			反					

2 間接災害面積

2 間接災害面積

区分 ＼ 田畑別		田	畑	計	代用施設による復旧
用水路の破壊によるもの	(1) 復旧可能	町			
	(2) 復旧不能	町			
	(3) 計				
頭首工の破壊によるもの	(4) 復旧可能	町			
	(5) 復旧不能	町			
	(6) 計	町			
用水路と頭首工等の破壊によるもの	(7) 復旧可能	町			
	(8) 復旧不能	町			
	(9) 計	町			
その他	(10) 原因名	町			
	(11) 復旧可能	町			
	(12) 復旧不能	町			
	(13) 計	町			
その他・合計	(14) 原因名	町			
	(15) 復旧可能	町			
	(16) 復旧不能	町			
	(17) 計	町			
うち直接災害と重複するもの	(18) 復旧可能	町			
	(19) 復旧不能	町			
	(20) 計	町			
差引間接災害面積	(21) 復旧可能 (18)－(20)	町			
	(22) 復旧不能 (19)－(21)	町			
	(23) 計 (20)－(22)	町			

4 以上の概略面積報告は事態発生後三日以内に統計調査部長まで到着することを要する。

5 事務所長は更に前項四の2の調査をとりまとめてNo四十五によつて遅滞なく統計調査部長あて報告する。

6 上記の報告書には四十万分の一～七十万分の一の地図を添付し、左記の事項を記入する。

河川（青） 決潰個所（赤×印） 冠水区域（青斜線） 長期冠水区域（紫） 流失埋没（茶） 土砂流入（ 褐 ）

作付面積と収穫高の総合調査
昭和二十二年産米及甘藷収穫高調査要綱

第一章　総　則

第一　本調査は正確なる米及び甘藷の予想収穫高及び推定実収高並びに陸及び甘藷の生育状況、作付面積等を把握することを目的とする。

第二　本調査は統計調査局長及び食糧管理局長官の共同責任に於て之を実施する。

本調査の実施機関は各地方の作物報告事務所及食糧事務所とする。

第三　本調査実施の為各市町村担当食糧検査官一名を作物報告事務所に兼務させ之を市町村調査機関とする。

尚食糧事務所職員中調査事務に従事している者を作物報告事務所に兼務させ又は嘱託する。

第四　本調査は市町村別の統計を作成すると共に農家別数量を把握するものとする。

第五　市町村調査機関は自らの責任に於て本調査を行う。

検見及び坪刈を行う場合は市町村又は部落の代表者若は生産者等に公開し調査方法の公正なることを認識させることに努める。

第六　作物報告事務所長及び食糧事務所長は必要に応じ推定実収高に関しその市町村の食糧調査委員会、農地委員会、農業会、農民組合等の意見を徴する。

第七　作物報告事務所長及び食糧事務所長は調査班を編成し検見及び坪刈につき合同調査を行い市町村間の均衡を図る様努める。前項の調査班には作物報告事務所及び食糧事務所の職員外都道府県、農事試験場、測候所等の技術者其他学識経験者を参加させる。

第八　作物報告事務所長及び食糧事務所長は作付面積、生育状況、予想収穫高及び推定実収高につき、市町村調査機関の報告に基きその都道府県の市町村別統計を作成し、且つ作物報告委員にはかり充分検討の上自己の責任に於て之を決定し之が決定事情、作物報告委員会議事録及び市町村調査機関の報告者の都道府県計を添へ統計調査局長宛報告する。

作物報告委員会は作物報告事務所長及び食糧事務所長の外都道府県、農事試験場、測候所等の技術者其他学識経験者を以つて組織する。

第九　都道府県別及び全国の作付面積、生育状況、予想収穫高及び推定実収高は作況決定委員会に於て決定の上公表する。

第十　作物決定委員会は統計調査局に置き作物統計に関する専門家を以つて組織する。作況決定委員会には作物報告事務所長及び食糧

事務所長中若干名を加える。

第十一　作物報告事務所長及び食糧事務所長は作況決定委員会の決定した都道府県別の推定実収高に基き、作物報告委員会に諮り、市町村別推定実収高を決定の上公表する。

第十二　市町村調査機関は前項により決定した市町村別推定実収高に基き生産者別推定実収高を把握する。

第十三　第九及び第十一の公表の時期は作況決定委員会に於て別に之を定める。

第十四　統計調査局長及び食糧管理局長官は定期の報告の外必要に応じ随時報告を徴することが出来る。

第十五　市町村調査機関は食糧事務所長に作物報告事務所長は食糧管理局長官に夫々報告の写を提出するものとする。

第二章　米

第一　作付面積

市町村調査機関は作付面積に関し、八月一日に実施せられる「臨時農業センサス」の結果を基とし、更に次の如き措置に依り、充分なる検討を加えた上、作物報告事務所長及び食糧事務所長の定める期日までに、作物報告事務所長宛報告する。（様式第二号ノ一）

㈠　八月一日現在、筆別の綜合作付面積に付、生産者より申告させる（様式第一号）

㈡　耕地図（又は見取図）を作り、又は耕地票を立てさせる等の方法により、充分準備した上で、一筆毎の実地検分を行い著しく不正確な申告の是正に努めると共に、申告の脱漏の発見に努める。

㈢　出作面積及び入作面積に就いては、農地委員会の調査結果を参考として検討する。

作物報告事務所長及び食糧事務所長は、前項の報告を取纏め、総則第八に依り、八月二十五日迄に、統計調査局長宛調査する。（様式第二号ノ二）

第二　収穫面積

市町村調査機関は、作付面積確定後の被害田畑潰地等を一筆毎に調査し収穫期迄に収穫面積を正確に把握する。収穫面積は、部落別種類別（水稲、陸稲）及び生産者別にも整理して置く。（様式第三号）

収穫面積は推定実収高に併せて報告する。（様式第九号ノ一、第十号ノ一）

第三　生育状況

㈠　市町村調査機関は調査期日現在の稲の生育状況を調査して、作物報告事務所長及び食糧事務所長の定める期限迄に、作物報告事務所長宛報告する。（様式第五号ノ一）

前項の報告には、肥料事情其の他参考事項を附記するものとする（様式第五号ノ二）

㈡　作物報告事務所長及び食糧事務所長は、㈠の報告の外気象状況（気温、降水量及び日照時）につき毎月測候所より又豊凶考照試

驗其の他作況判定の資料につき農事試驗場等より夫々報告（様式第五号ノ三）を求め、総則第八に依り、㈢の報告期限迄に統計調査局長宛報告する。（様式第五号ノ一）

㈢ 調査時期及び報告期限

	調査期日	報告期限
第一回生育状況	八月一日	八月十五日
第二回生育状況	八月二十日	九月五日

四 風害、水害、旱害、冷害又は病虫害の被害面積、被害程度、被害状況及び回復状況については被害発生の都度㈠及㈡に準じ、作物報告事務所長及び食糧事務所長より統計調査局長宛報告する。（様式第五号ノ四）

第四 予想収穫高

㈠ 市町村調査機関は調査期日現在の稲の生育状況を調査し、且つ過去に於ける生育状況と実収高との関係及び作付面積を考慮し、其の市町村の収穫高の予想を立て、作物報告事務所長及び食糧事務所長の定める期限迄に作物報告事務所長宛報告する。（様式第六号ノ一）

㈡ 作物報告事務所長及び食糧事務所長は㈠の報告の外測候所より気象に関する資料、農事試驗場其の他より収穫予想に関する資料を蒐集し、総則第八に依り、㈢の報告期限迄に統計調査局長宛報告する。（様式第七号ノ一）

㈢ 調査期日及び報告期限

	調査期日	報告期限
第一回予想	九月二十日	十月十日
第二回予想	十月二十日	十一月十日

第五 推定実収高

㈠ 推定実収高は市町村調査機関に於て市町村別に検見及び坪刈により、種類及び作柄に依る階層別平均反当収量を求め階層別収穫面積に乗じて算出するものとする。

㈡ 検見及び坪刈田畑の選定

(イ) 収穫前一斉に一筆毎に検見を行い、水稲、陸稲別に作柄を、上、中、下の三階層に分け各階層の収穫面積を調査する。尚必要に応じ階層を増加することが出来る。

(ロ) 前項階層分けに付ては調査者は予め各階層の基準を想定しをき、且つ実地について検見眼を統一し個別的相違を出来る限り除く様

(ハ) 坪刈田畑の数は一市町村当百点以上とし収穫面積により各階層に按分する。

(ニ) 階層別坪刈田畑数を決定したならば成可く各部落に均等に分布する様且つ選定にあたり特殊の考慮が加わざる様抽籤等の方法に依り「アトランダム」に坪刈田畑を決定する。

(ニ) 坪刈（様式第八号ノ一）

(イ) 坪刈は別記方法に依り市町村調査機関が主体となり当該田畑の生産者の協力を得て実施する。

(ロ) 坪刈は登熟に応じて之を行い作業終了迄現物の保管に特に留意する。

(ハ) 調製は其の地方に於て普通に行われる方法により検査米の程度として玄米屑米別に秤量する此の場合の重量の単位は「瓩」とする。

屑米は藁、芒及び殻穀等の夾雑物を普通程度に除去し不登熟粒重量歩合「七十五%」以上一升重量「三六〇匁」以下の程度に於て決定した検査標準品以下の品位のものとする。

(四) 反当収量及び市町村総収量の算定

(イ) (ニ)の(ハ)の結果より反当収量を算定し各階層別に之を平均してその階層の反当収量とする。

(ロ) 階層別反当収量を階層別収穫面積に乗じて階層別全収量を算出し之を合計して市町村の総収量を算出する。

(五) 調査期日及び報告期限

市町村調査機関は作物報告事務所長及び食糧事務所長の定める期限迄に坪刈を終了し且つその市町村の推定実収高を算出の上作物報告事務所長宛報告する。（様式第九号ノ一）

作物報告事務所長及び食糧事務所長は前項の報告を取まとめ総則第八に依り左の報告期限迄に統計調査局長宛報告する（様式第十号ノ一）

地区	報告期限
第一区 北海道、東北、北陸、関東、東山（除岐阜）の都道府県	十一月二十五日
第二区 東海、（含岐阜）、近畿、中国、四国及び九州の府県	十二月二十五日

(六) 研究田畑の設置

作物報告事務所長及び食糧事務所長は作物報告事務所職員並に食糧事務所職員等をして自己の耕作する田畑其の他特に調査に便利な田畑を一市町村に二箇所以上選定させ之を研究田畑とし作況の判断、検見眼の養成、実測方法の研究及び坪刈と全刈との誤差の

比較研究等を行わせると共に其の実測した稈の茎数、稈長、粒数及び実収高を取纏め、十二月二十五日迄に統計調査局長宛に報告する。（様式第十一号）

(七) 生産者別推定実収高の把握

市町村調査機関はその市町村の推定実収高決定後一筆毎の収穫面積に階層別反当収量を乗じその推定実収高を算出しこれを生産者毎に集計する。（様式第三号）

甲　水稲　米坪刈実施方法

一　正条植又は片正条の場合

1　刈取個所の決定

原則として其の筆の対角線に交叉して図に示す如く一ヶ所一坪宛五ヶ所以上を選定する。



一坪当株数

2　一坪当株数の決定

イ　畦　巾（a）

刈取個所毎に刈取畦を含め十一畦間（十畦巾）の距離を実測し之より各個所に於ける平均畦巾を算定する。

この場合距離の基点は株の中央にとる。

ロ　株　間（b）

刈取個所毎に刈取株を含め二十一株（二十株間）の間の距離を実測し之より平均株間を求める。

ハ　一坪当株数（N）

イの畦巾とロの株間より次の算式により一坪当株数を決定する。

$$N = \frac{3.3^2 (\text{平方寸})}{a\,b\ (\text{平方寸})}$$

3　刈　　取

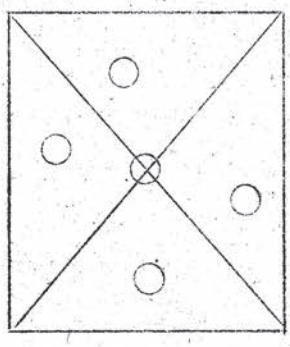
2のハにより決定された株数を普通の方法により刈取る。

但し株数に小数点以下の部分あれば整数部分に相当する株数の外に更に一株の有数分藁数にその小数点以下の部分を乗じた数の整数部分に相当する稈数を刈取る。尚刈取は中央部以外の四ヶ所に於ては必ず畦端を基点とする。

三、不正条植の場合

1　刈取個所の決定

原則としてその筆の対角線の交叉により区画される四ツの三角形の内部及び交叉点の部分の五ヶ所に於て一坪宛円形に刈取る。



○は一坪分刈株

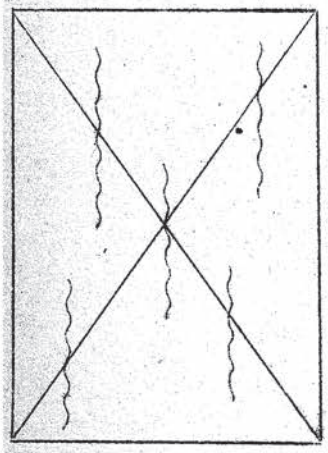
2　刈　　取

刈取基点の一株を刈取り、刈株の中央を中心として三尺三寸八分五厘の半径円を描き円内にある株及び稈を刈取る。

乙　陸　稲

1　刈取個所の決定

原則としてその筆の対角線に交叉して図に示す如く一ヶ所一坪宛五ヶ所以上を選定する。



2　一坪当畦長の決定

イ　畦　　巾（a）

刈取個所毎に刈取畦を含め十一畦間（十畦巾）の距離を実測し之より各個所に於ける平均畦巾を算定する。

ロ　畦　　長（N）

イに依る畦巾を基礎として次の算式により一坪当畦長を決定する。

$$N = \frac{3.600 \quad (\text{平方米})}{a \quad (米)}$$

3　刈　　取

2のロにより決定された畦長を普通の方法により刈取る。

第三章　甘　　藷

第一　作付面積

(一)　市町村調査機関は第二章第一より作付面積につき調査を行いその結果を作物報告事務所長及び食糧事務所長の定める期日迄に作物報告事務所長宛報告する。（様式第二号ノ一）

(二)　作物報告事務所長は前項の報告を取纏め総則第八に依り八月二十五日迄に統計調査長局長宛報告する。（様式第二号ノ二）

第二　収穫面積

市町村調査機関は作付面積確定後の被害畑、潰地等を一筆毎に調査し収穫期迄に収穫面積を正確に把握する（様式第九号ノ二）

収穫面積は部落別、生産者別及び主要品種別にも整理しておく。（様式第四号）

収穫面積は推定実収高に併せて報告する。

第三　予想収穫高

(一)　市町村調査機関は九月一日現在の甘藷の生育状況を調査し作付面積を考慮し収穫高を予想し作物報告事務所長及食糧事務所長の定める期限迄に作物報告事務所長宛報告する。（様式第六号ノ二）

(二)　作物報告事務所長及び食糧事務所長は(一)の報告の外測候所、農事試験場等より収穫予想に関する資料を蒐集し総則第八に依り九月二十日迄に統計調査局長宛報告する。（様式第七号ノ二）

第四　推定実収高

(一)　推定実収高は市町村調査機関に於いて市町村別に坪刈に依り階層別平均反当収量を求め階層別収穫面積を乗じて算出するものとす

る。

㈡ 坪堀畑の選定

(イ) 階層区分は主たる品種別による。

尚必要に応じ土質地勢を加味する。

(ロ) 坪堀畑は一市町村宛百点以上とし収穫面積に依り各階層に按分する。

(ハ) 階層別坪堀田畑数を決定したならば成可く各部落に均等に分布する様且つ選定にあたり特殊の考慮が加わらざる様抽籤等の方法に依り「アトランダム」に坪堀田畑を決定する。

㈢ 坪　堀（様式ヲ八号ノ二）

(イ) 坪堀は別記方法に依り市町村調査機関が主体となりその畑の生産者の協力を得て実施する。

(ロ) 堀取つた藷は受験藷程度に土砂を除去し羅病中のもの、外傷を受けたものを除去し検査藷と屑藷とに区分する。

但し屑藷とは検査標準以下の品位のものをいう。

(ハ) 直ちに検査藷、屑藷別に秤量する此の場合重量の単位は「瓲」とする。

㈣ 反当収量及び市町村総収量の算定

(イ) ㈢の(ハ)の結果より反当収量を算定し、各階層別に之を平均してその階層の反当収量とする。

(ロ) 階層別反当収量を階層別収穫面積に乗じて階層別全収量を算出し之を合計して市町村の総量を算出する。

㈤ 調査期日及び報告期限

市町村調査機関は作物報告事務所長及び食糧事務所長の定める期限迄に採堀を終了し且つその市町村の推定実収高を算出の上作物報告事務所長宛報告する。（様式ヲ九号ノ二）

作物報告事務所長及び食糧事務所長は前項の報告を取纏め総則ヲ八に依り十二月五日迄に統計調査局長宛報告する（様式ヲ十号ノ二）

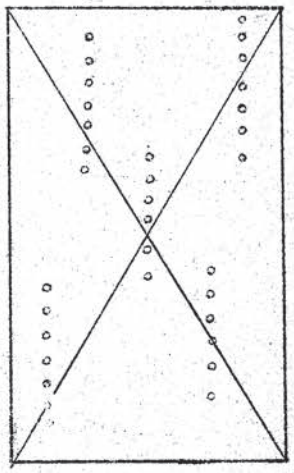
㈥ 生産別実収高の決定

市町村調査機関はその市町村の収穫高決定後一筆毎の収穫面積に階層別反当収量を乗じその収穫高を算出しこれを生産者毎に集計する。（様式ヲ四号）

甘藷坪堀実施方法

一　堀取仮所の決定

原則として其の筆の対角線に交叉して図に示す如く一ヶ所一坪宛五ヶ所以上を選定する。



○は一坪分

二　一坪当株数の決定

1　畦　巾（a）

堀取個所毎に堀取畦を含め十一畦間（十畦巾）の距離を実測し之より各個所に於ける平均畦巾を算定する。

この場合距離の基点は株の中央にとる。

2　株　間（b）

堀取個所毎に堀取株を含め二十一株（二十株間）の間の距離を実測し之より平均株間を求める。

3　一坪当株数（N）

1×の畦巾と2×の株間より次の算式により一坪当株数を決定する。

$$N = \frac{3600\ (\text{平方寸})}{ab\ (\text{平方寸})}$$

三　堀　取

二の3により決定された株数を普通の方法により堀取る

但し株数に小数点以下の部分あれば更に一株を堀取りその重量に小数点以下の部分を乗じ加算する。

様式ノ一号

昭和二十二年度産米、甘藷作付面積申告書

（八月一日現在）

調査員印	実行組合長印	組合役員印

耕作者住所

氏名　　㊞

総作付面積	内訳						
	水稲	陸稲	甘藷	雑穀及豆類	蔬菜	果樹	其ノ他ノ作物	休耕地
町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩

ハ）同上米、甘藷作付面積内訳

| 作物名 | 水稲 | | | | | |

(2) 米、甘藷八月一日以降増減面積

字地番	作物名	増減面積 反畝歩	増減理由

(3) 作柄別（品種別）収穫面積集計表

作柄	収穫面積 反畝歩
水稲 上	
水稲 中	
水稲 下	
水稲 計	
陸稲 上	
陸稲 中	
陸稲 下	
陸稲 計	

品種別	収穫面積 反畝歩
甘藷	
諸	

（註）

一 太線で囲つた内部だけ記入して下さい

二 総作付面積の欄には臨時農業センサスに基く経営面積より畦畔面積を差引いたものを記入して下さい

三 (1)表の作物別の欄は筆数の都合により欄の足りない場合は作物の名を互いに変更して記入しても差支えありません

四 作付面積は土地台帳面の如何にかかわらず、実際の状況に従つてありのままの面積を記入して下さい

五 出作その他により、他市町村において経営している分も含めて計上して下さい

農林省

—15—

様式第二号の一

昭和　年産米、甘藷作付面積報告書（　月　日現在）

市町村名

(イ)　米

担当調査員　㊞

区分	作付面積	内訳		備考
		粳	糯	
水稲	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	
陸稲				
合計				
非農家（陸稲）				

註 (1) 非農家分は合計に含めぬものとする。

(ロ)　甘藷

作付面積	品種別内訳						非農家
						其ノ他	
町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝

註

一　品種は主要のもの最少限度五品種を記載し他は其の他欄に一括すること。

二　面積は畝位に止めること。

三　非農家分は作付面積欄に計上せられるものとする。

様式ㇶ二号の二

昭和　年産米、甘藷作付面積報告書（　月　日現在）

都道府県名

(イ)　米

区分 / 水稲別	市町村調査機関よりの報告を集計した作付面積	所長決定面積	左面積内訳		備考
			糯	糯	
	町 反	町 反	町 反	町 反	
水稲					
陸稲					
合計					
非農家（陸稲）					

註 (イ) 非農家分は合計に含めぬものとす。

(ロ)　甘藷

市町村調査機関よりの報告を集計した作付面積	所長決定面積	品種別内訳					非農家	備考
						其の他		
町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	

註 1　品種は最少限度五品種を記載し他は其の他の欄に一括すること。

2　面積は反位で止むること。

3　非農家分は市町村調査機関よりの報告を集計した作付面積及所長決定面積にも含めぬものとす。なお非農家欄には市町村調査機関より報告を集計した作付面積と所長決定面積を併記するものとす。

様式第四号

甘藷耕作者台帳

部落別　　担当調査員

実行組	耕作者氏名	品種別	収穫面積	反当収量	推定実収高	備考
			反	瓩	瓩	
			畝			
			歩			
		計				

㊞

様式第三号

米耕作者台帳

部落名　　担当調査員

実行組合名	耕作者氏名	種類別	作柄別	収穫面積	反当収量	推定実収高	備考
		水稲	上	反		瓩	
			中	畝			
			下	歩			
			計				
		陸稲	上				
			中				
			下				
			計				
		計					

印

様式第五号の一

昭和　年産米生育状況調査報告書

都道府県名（市町村名）　（　月　日現在）

一般調査事項		一般田畑		研究田畑	
(1) 植付状況　適期　%		昨年対比		水稲	陸稲
(2) 活着状況		生育率		水陸別＼区分	
(3) 気象状況		水稲	%	草丈（昨年との対比）	%
(4) 肥培状況（施肥量の前年との比較施肥時期の適否等）		陸稲	%	分蘖（昨年との対比）	%
(5) 草丈、分蘖等生育状況		綜合	%	生育率（昨年との対比）	%

註 1　本表は研究田畑と一般田畑とて分ち調査する。

2　生育率とは現在の草丈、分蘖等の状況を綜合し今後正常な生育をなすものとした場合の予想反当収量を昨年度の実収量に比較した比率を指す。

3　一般調査事項は詳細に記載すること。

様式ヲ五号ノ二

〔二〕反当施肥量

肥料名 ＼ 年度別		販売肥料					自給肥料					
施肥量（反当）		硫酸アンモニア（%）										
水稲	本年											
	前年											
	前年対比											
陸稲	本年											
	前年											
	前年対比											
甘藷	本年											
	前年											
	前年対比											

註 1 本表中販売肥料とは配給肥料と其の他導入肥料（推計額）を加えたものとする。

2 販売肥料中その含有成分量を肥料名の傍に附記すること。

3 本表は基肥（苗代期を含む）及追肥の合計を記入すること。

様式ヤ五号の三

昭和　年産米甘藷生育状況に関する基礎資料報告

(一)気象条件

観測所名	気象要素	月平均気温 本年	月平均気温 平年との差	月降水総量 本年	月降水総量 平年との差	月日照総時数 本年	月日照総時数 平年との差	備考

註 1　測候所二つ以上ある。道府県に於ては水陸稲甘藷栽培地帯は全部之を記載するものとし作物気象上参考とならぬもの(例、山頂、島等にあるもの)は之を除く。

2　測候所と農事試験場とが同一地にある場合は農事試験場のものは必要ない。

3　測候所、農事試験場等にて発表せる気象に関係ある諸資料はその部度之を送附すること。

様式ヤ五号の四

三　被害状況　(作物名　　)

被害期日		被害期間	
被害原因			
被害地区			

被害程度	被害が予想収穫高調査期日以前に発生した場合				被害が予想収穫高調査期日以後に発生した場合			
	平年収に対する減収率	被害面積	減収見込高	本年予収に対する減収率	被害面積	減収見込高
	減収一〇%以下	町　反	石(㍑)	一〇%―以下	町　反	石(㍑)
一〇―三〇%						
三〇―五〇%						
五〇―七〇%						
七〇―一〇〇%						
計						

註 (1) 被害の部度之を報告するものとする。

(2) 被害原因其の他の事項につき成可く測候所、農事試験場、学校等の科学的資料を蒐集し添付すること。

(3) 被害の広範囲に亙るときは郡市別に被害状況を明らかにし要すれば地図を添付すること。

様式オ六号の一

昭和二十二年産米予想収穫高報告書

市町村名

種類	作付面積 (1)	予想反収 (2)	平年反収 (3)	作柄 (2)/(3)	予想収穫高 (1)×(2)	備考
水稲	町 反 畝	石	石	%	千石	
陸稲						
合計又は平均						
非農家（陸稲）						

作況	
一気象状況	
二肥培管理状況	
三生育状況	

註
1 平年反収は前五ヶ年間の反収の平均とする。
2 作柄は平年反収に対する予想反収の比率を記載する。
3 予想収穫高の単位は千石とし小数点以下一位に止め二位は四捨五入すること。
4 反収の単位は石とし小数点以下一位に止め二位は四捨五入すること。
5 非農家分は合計に含めぬものとする。

様式第六号の二

昭和二十二年産甘藷米　田予想収穫高報告書

市町村名

種類	作付面積	予想反収	平年反収	作柄	予想収穫高	備考
	(1)	(2)	(3)	(2)／(3)	(1)×(2)	
	町 反 畝	瓩	瓩	%	千瓩	
農家						
非農家						

作況

一、気象状況

二、肥培管理状況

三、生育状況

註
1　平年反収は前五ヶ年間の反収の平均とする。
2　作柄は平年反収に対する予想反収の比率を記載する。
3　予想収穫高の単位は千瓩とし、小数点以下二位を止め三位は四捨五入すること。
4　反収の単位は瓩とし小数点以下一位に止め二位を四捨五入すること。

様式オ七号の一

昭和二十二年産米オ　回予想収穫高報告書　　都道府県名

種類	作付面積	予想収穫高			反当収量		備考
		市町村調査機関報告の計 (1)	所長決定 (2)	平年	(1) 作付面積	(2) 作付面積	
水稲	町 反	千瓩	千瓩	瓩	瓩	瓩	
陸稲							
合計							
非農家（陸稲）							

一、気象状況

二、肥培管理状況

三、生育状況

（註）1　予想収穫高の単位は千瓩とし小数点以下一位を止め二位を四捨五入すること。

2　反収の単位は瓩とし小数点以下一位を止め四捨五入すること。

様式ヤ七号の二

昭和二十二年甘藷ヤ　回予想収穫高報告書　都道府県名

種類	作付面積	予想収穫高		反当収量		備考
		市町村調査機関報告の計 (1)	所長決定 (2)	平年作付面積 (1)	(2)	
	町 反	千瓩	千瓩	瓩	瓩	
農家						
非農家						
作況 一、気象状況 二、肥培管理状況 三、生育状況						

(注) 1 予想収穫高の単位は千瓩とし小数点以下二位で止め三位は四捨五入すること。

2 反収の単位は瓩とし小数点以下一位に止め二位を四捨五入すること。

3 非農家分は合計に含めぬものとす。

—25—

様式第八号の一

米 坪刈成績表

市町村名

耕作者氏名	耕地所在地 部落	耕地所在地 地番	坪刈田畑番号	坪刈区別	畦畔別	面積 作付面積	面積 収穫面積	作柄別	坪刈の成績 生育	坪刈の成績 乾燥籾	坪刈の成績 玄米	坪刈の成績 屑米	反当収量 玄米	反当収量 屑米

(注) 反当収量は坪刈の成績より換算すること。

様式第八号の二

甘藷 坪掘成績表

市町村名

耕作者氏名	耕地所在地 部落	耕地所在地 地番	坪掘田畑番号	坪掘品種別	面積 作付面積	面積 収穫面積	坪掘の重量 検査薯	坪掘の重量 屑薯	反当収量 検査薯	反当収量 屑薯

(注) 反当収量は坪刈の成績より換算すること。

様式第九号の一

昭和二十二年産米推定実収高報告書

市町村名

種別	作柄別	収穫面積			反当収量	推定実収高	備考
		町	反	畝	石	千石	
水稲	上						
	中						
	下						
	計又は平均						
陸稲	上						
	中						
	下						
	計又は平均						
合計							
非農家（陸稲）							

註 1 作付面積に比し収穫面積が少いときは事由別減少面積を備考欄に記載すること。

2 推定実収高の単位は千石とし小数点以下一位で止め二位を四捨五入すること。

3 反当収量の計及合計欄には推定実収高計を収穫面積計で除したるものを記入すること。

4 反収の単位は石とし小数点以下一位に止め二位を四捨五入すること。

5 非農家分は合計に含めるものとす。

様式第九号の二

昭和二十二年産小作地推定実収高報告書

市町村名

主要品種別	収穫面積 町 反 畝	反当収量 石	推定実収高 石	備考
合計				
非農家				

(註) 1 作付面積に比し収穫面積が少ないときは事由別減少面積を備考欄に記載すること。
2 推定実収高の単位は千石とし小数点以下二位に止め三位を四捨五入すること。
3 反当収量の合計欄には推定実収高計を収穫面積計で除したるものを記入すること。
4 反収の単位は石とし小数点以下一位に止め二位を四捨五入すること。
5 非農家分は合計に含めぬものとす。

様式第十号の一

昭和二十二年産米推定実収高報告書　　都道府県名

種類	収穫面積				推定実収高				反当収量		備考
	市町村調査機関報告の計 (1)		所長決定 (2)		市町村調査機関報告の計 (3)		所長決定 (4)		(3)/(1)	(4)/(2)	
	町	反	町	反	千瓩		千瓩		瓩	瓩	
水稲											
陸稲											
合計											
非農家（陸稲）											

（註）
1　作付面積に比し収穫面積が少いときは事由別減少面積を備考欄に記載すること。
2　推定実収高の単位は千瓩とし小数点以下一位で止め二位は四捨五入すること。
3　反当収量の合計欄には推定実収高合計を収穫面積合計で除したものを記入すること。
4　反収の単位は瓩とし小数点以下一位で止め二位を四捨五入とすること。
5　非農家分は合計に含めぬものとす。

様式ヌ十号の二

昭和二十二年度甘藷推定実収高報告書

都道府県名

	収穫面積			推定実収高			反当収量		
	市町村調査機関報告の計 (1)		所長決定 (2)	市町村調査機関報告の計 (3)		所長決定 (4)	(3)/(1)	(4)/(2)	
	町	反	町 反	千瓩		千瓩	瓩	瓩	
農家									
非農家									
備考									

(註) 1 作付面積に比し収穫面積が少いときは事由別減少面積一備考欄に記載する推定実収高の単位は千瓩とし小数点以下二位に止め三位は四捨五入すること。

様式第十一号

昭和　年産米研究田畑成績報告書

府県名

担当者氏名

| 市町村名 | | |

昭和二十二年産米作付面積実測調査に関する件

二二統局第四八〇号
昭和二十二年八月二十八日

農林省統計調査局長
農林省食糧管理局長官

作物報告事務所長　殿
食糧事務所長

昭和二十二年産米作付面積実測調査に関する件

表記に昭和二十二年八月十四日付統局第三六九号を以て通牒した標記調査は別紙要綱により実施せられたい。

追而本調査実施に要する経費は昭和二十二年八月十九日付二二統局第四七五号を以て割当した昭和二十二年度米、甘藷実収高調査費に一括して含まれているから為念申添える。

尚調査用紙は既に印刷済にして両事務所より統計調査局に出張せられたる職員に携行を依頼しているも九月上旬本調査に関し打合会を統計調査局に於て催す予定に付用紙未受領の分は其際受取られたい。

昭和二十二年産米作付面積実測調査要綱

一　目　的

昭和二十二年産米及び甘藷収穫高調査要綱に基く一筆毎の作付面積調査を一層正確にする為サンプル統計理論に基き稲の作付面積につき標本調査を実施する

二　調査機関

作物報告事務所長及食糧事務所長は本調査実施の為必要の数の調査班を編成する

前項の調査班は両事務所職員を中心とし都道府県農地部の職員等を以て編成する。

調査班に参加する両事務所職員は原則として本所の職員とするか事情止むを得ざる場合は食糧事務所支所の職員も参加し得ること

とする

調査班は予め選定された市町村に出張の上その市町村調査機関其の他出張所職員の協力を得て所定の調査を行う

此の場合調査すべき筆の選定及び面積の実測は調査班自ら責任を以て行うこととし市町村調査機関其の他出張所職員に委任してはならない

三　調査する場所の選定

(イ) 統計調査局長は調査上の誤差を許された範囲内（本年は都道府県単位に三%以下とする）に止め且つ費用を最小ならしめる様に調査すべき市町村及びその市町村に於て選定すべき筆の番号を定める

(ロ) 貴県（都道又は府）に於て調査すべき市町村及びその市町村に於て選定すべき筆の番号は別表の通りである

別紙記載の市町村の本年度の稲の作付面積が一千町歩を越える場合は凡そ五百町歩の区域に分割し抽籤によりその内の一区域を選定し其の区域に付き別表の番号を適用する

但し東京横浜及京都の各都市については別表記載の数の区域を選定し各々の区域につきそれぞれ別表の番号を適用する

(ハ) 筆の選定は調査班が(ロ)に指定した市町村に出張の上、六(イ)に依り行う

四　調査年月日

本調査は直に開始し十月中旬に終了する様取運ぶものとする

五　調査事項

三(ハ)に依り選定された筆につき左の事項を調査する

(イ) 実測地に関する事項

A 実測した作付面積

B 田畑の別

C 自作地、小作地の別

D 土地台帳面積

E 申告に依る作付面積

F 実地検分に依る修正面積

G 実測地が小作地の場合借りている名目上の面積

(ロ) 実測地を耕作する農家に関する事項

A 役職員の経験の有無　B 実測耕地の平反当収量　C 主食保有の状況　D 常住世帯員数　E 農家収入の種類　F 事業兼業別　G 兼業の種類　H 自小作別　I 経営耕地面積

六 調査方法

(イ) 調査すべき筆の選定

調査班は指定された市町村に出張しその市町村調査機関より昭和二十二年産米及甘藷収穫高調査要綱様式ヌ一号の申告の提示を求め重複脱漏等無きことを確めた上昭和二十二年八月一日の臨時農業センサスの農家番号順に並べ、米、甘藷作付面積内訳欄に記載されている水稲及び陸稲の栽培してある各筆に全村（市、町）を通じて一系列の通し番号を書込む

右の通し番号が別表記載の番号に該当する筆を全部調査すべき筆とする

但し別表記載の番号に該当する筆数が十五を越える市町村については最初の十五筆だけを調査する

(ロ) 作付面積実測調査票の作成

調査班は市町村調査機関其の他出張所職員の協力に依り調査すべき筆の状況並に其の筆の耕作者に関する事項中申告書、臨時農業センサス票並に土地台帳から写し取るべき事項を様式ヌ一号の作付面積実測調査票に夫々正確に転記する

更に「耕作者から聴取るべき事項」についてはその筆の耕作者より聴取記入すること

(ハ) 面積の実測

(1) 面積の実測は調査班が責任を以て行うものとするが市町村調査機関其の他適当な者に補助的作業を行わせることは差支えない

(2) 実測はトランシットを用いて行うことが最も望ましいがそれの不可能な場合には平板測量によることとする

尚経費、労力上の都合上、これも不可能の場合には巻尺を用いる等の方法に依り正確なる間縄法によって実測する

(3) 平板測量の実施方法については別紙を参照のこと

(4) 間縄法による場合は

a 筆をいくつかの三角形に分けその底辺と高さを測定し面積を求める

b 不整形四辺形にあつては四辺の長さ及び一頂角を測りその筆を作図し図上計算に依り作付面積を求める

(5) 傾斜地の面積は水平面に投影せる水平面積（底面積）によることは勿論である。

尚実測すべき面積は畦畔を含まぬものとする

(6) 実測完了后「調査票」の該当欄に実測面積を記入すると共に調査票の裏面に測図の写しを記入する、その場合必ず実測方法（トランシットによるか、平板測量か、間縄か）を併記する

平板測量の場合には調査票の裏面を直接製図用紙として用いる

(7) 本調査は食糧管理法に基く「昭和二十二年産米及甘藷収穫高調査要綱」の一部として実施されるものであるから調査者は「食糧管理法」第十三条の規定に依る職務の遂行に関する証票を携行する等充分準備する必要がある

(8) 本調査の結果は当該耕地の耕作者は勿論当該市町村の供出量の割当に直接何等の関係なく全国又は当該都道府県の作付面積の推計にのみ利用されるものなることを充分説明納得せしめる様努めること

(二) 作付面積実測調査補助票の作製

本調査を実施する市町村の市町村調査機関はその市町村に於ける水稲及び陸稲の全栽培地につき筆別に六(1)に依り定めた通し番号及び申告面積を八月一日現在の筆別申告書より作付面積実測調査補助票（様式第二号）に転記し、十月末日迄に作物報告事務所長迄提出するものとする。

七 調査票及び補助票の提出期限

作物報告事務所長及び食糧事務所長は本調査終了后調査票及補助票を一括取纏め十一月十日迄に統計調査局長宛提出する

八 チエックの為の調査

(1) 統計調査局長は特に選定した都道府県につき三に依り選定した市町村の中から更に適当の市町村を抽出して重ねて調査を行う

(2) この調査は統計調査局、食糧管理局並に開拓局職員により調査班を編成して実施する

(3) 実測の方法等は前述の通りとする

九 作物報告事務所長及び食糧事務所長は昭和二十二年産米及び甘藷収穫高調査要綱第二章第一により市町村調査機関が調査した稲の作付面積を市町村別並に水稲、陸稲別に様式第三号に依り九月末日迄に統計調査局長に報告すること

府県番号	番	市町村調査担当者		捺印	
		実測班責任者			

査表
日）

(8) 経営主の氏名	
(9) 主所	都道府県 都市 町村区 番地

あなたはいろいろの役職員（市町村長、農業会長、市町村役職員、農業会役職員、農地委員部落長、実行組合長等）を勤めたことがありますか

(10) 1 勤めたことはありません
2 勤めたことがあります　その役の名は＿＿＿＿＿＿
（現在勤めているものも含む）

この実測耕地は平年反当何俵取の地力をもつていますか

(11) 1 米　反当＿＿＿俵
2 甘藷　反当＿＿＿俵

あなたの家は主食の配給を受けていますか

(12) 1 いません
2 ＿＿＿ヶ月 受けています

(13) 常住世帯員	（センサス票の二農家人口の常住世帯員計の行の最下列の数字）	
(14) 農家収入の種類	（センサス票の九、農家収入の種類欄の○印のある項目）	番号（　）
(15) 専業、兼業別	（センサス票の十、専業兼業別欄の印のある項目）	番号（　）
(16) 兼業の種類	（センサス票の十一、兼業の種類欄の○印のある項目）	番号（　）
(17) 自小作別	（センサス票の十三、自小作別欄の○印のある項目）	番号（　）
(18) 経営耕地面積	（センサス票の六、経営土地面積の内の耕地の合計欄の計の行の数字）	町反畝歩

農林省

様式第1号

筆番号	稲	番

作付面積実測調

（実測日 昭和二十二年　月

(イ) 実測地に関する調査事項

※(1)	実測耕地の所在地	都道府県　郡市　町村区　番地	
※(2)	実測地は	1 田ですか　3 自作地ですか 2 畑ですか　4 小作地ですか	
※(3)	土地台帳面積は	1 昔のまゝですか 2 耕地整理のとき実測して訂正しましたか 3 売買のとき実測して訂正しましたか 4 その他で実測して訂正しましたか	
土地台帳面積	その面積(a)の実数は（内畦畔の場合の畦畔(b)）	反 畝 歩（ 畝 歩）	
土地台帳面積	差引（a－b）（外畦畔の場合は差引く必要はありません）	反 畝 歩	(6)－(3) 畝 歩
※(4)	申告面積（昭和二十二年産米及甘藷収穫高調査要綱に基く作付面積申告書から写す）	反 畝 歩	(6)－(4) 畝 歩
※(5)	実地検分による修正面積（同 上）	反 畝 歩	(6)－(5) 畝 歩
(6)	実測した作付面積	反 畝 歩	
(7)	実測地が小作の場合借りている名目上の面積（耕作者から聴き取る）	反 畝 歩	(6)－(7) 畝 歩

(ロ) 実測地を耕作する農家に関する事項（(8)－(12)は当該農家の経営主から聴取ること　(13)－(18)は臨時農業センサス票から写し取ること）

備考　裏書え実測図を記入すること

実測図を記入すること

(イ) 実測の方法
（該当のものに○印をつける）
1 トランシットを用いたか　2 平板測量か　3 間縄測量か

(ロ) 放距測量を行う場合は測量の必要上設けた測線を記入し耕地との関係を明らかにする

(ハ) 耕地周辺の長さを尺単位で（小数以下一位迄）記入する

様式第二号

作付面積実測調査補助票

作物名	稲	甘藷										枚中ノ	枚
番号	申告面積		番号	申告面積		番号	申告面積		番号	申告面積		番号	申告面積	
	畝	歩		畝	歩		畝	歩		畝	歩		畝	歩

農林省

備考

(1) 作物名欄は稲か甘藷かの何れか該当する方丈残し該当しない方を斜線で消すこと

(2) 水稲と陸稲とは区別せず稲の票として一括記入すること

(3) 実測耕地とした筆の番号丈を赤インクにて明瞭に○でかこうこと

(4) 申告面積欄には「昭和二十二年産米及甘藷収穫調査要綱」に基く作付面積申告書の申告面積を書き写すこと

様式第三号

市町村調査機関ノ調査シタ稲ノ作付面積

郡名	市町村名	作付面積				計	
		水稲		陸稲			
		町	反	町	反		

(備考)

作付面積ハ市町村調査機関ガ生産者ヨリノ申告ニ基キ実地検分等ニヨリ検討ノ上作物報告事務所長ニ報告シタ数字ヲソノマヽ記載スル事

(イ) 測量すべき耕地の作付面積は畦畔を含まぬを本則とす

耕地の内部に障害物がなく且平坦地であつて距離の測定に好都合な比較的小さい耕地にあつては射出法（外周の各屈折点に対して視透し及測距の行われる地点に器機を据えて、各屈折点に対して視透線を放出し同時に器機点より各屈折点迄の距離を測り一定の縮尺を以て図上の方向線上に測り取り各屈折点に相当する各点を連絡する方法）に依るのが適切である。その検定には周辺を測定し、図上のそれと対比すればよい。

(ロ) 耕地の内部に障害物があり又高低差の大きい為にその距離が測り難いときは交叉法（測定地の内又は外に適当な個所に一つの直線を設けて基線とし、その図上に基線の位置を記入し、基線の両端より耕地の外周の各屈折点を見透しそれらの見透線の交叉により各屈折点を決定する法）が好都合である。基線を選ぶに当り視透線とは三十度乃至百五十度の傾きをなす如く設定するを要する。尚更にこの基線に連るもう一つの基線を求め三点交会法によれば精度を向上しうる

(ハ) 耕地外周の全ての屈折点を容易に視透しうる基線がえられないときは基線を耕地を囲む畦畔の一つにとり、その畦畔の端は垂直線測量により求め他の屈折点を交叉法に依れば簡単に求められる。

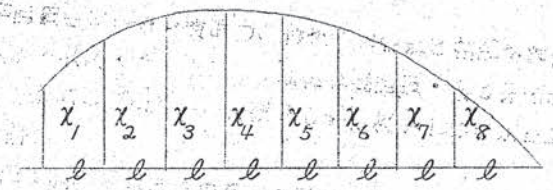
この場合も(ロ)に準じ三点交会法を用いる方がよい。

(ニ) 不整形地の不整境界線の形状並その不整境界線と外周測線との間に介在する部分の面積の測定は垂直線測量の一種である枝距法により行う即ち決定された測線を基とし之に対してその両側にある境界線上の必要な点から垂直線を下しその長さ及垂足点の位置を測定し図上に作図する。測線に対し下された垂直線（枝距）の長さは二十米を越えぬことが必要である枝距間隔は不整形地が折線で囲れた場合の外は等間隔にとることを要する。

(ヘ) 他積計算

整形地の場合は図上三斜法（図上に三角分法を行い垂線法により求積する）に依り、不整形地の場合は測線内のものは図上三斜法により求積し枝距測量部の面積は枝距間隔が不等の場合は梯形公式により等間隔の場合は境界線か放物線様のときは梯形公式による。(イ)波状をなすときは二区劃毎に放物線をなすものとしてシムプソンの三分の一定則(ロ)又は三区劃毎に放物線をなすものとして八分の三定則(ハ)による法を以て計算し、測線内の面積に加減して正確に算出する。

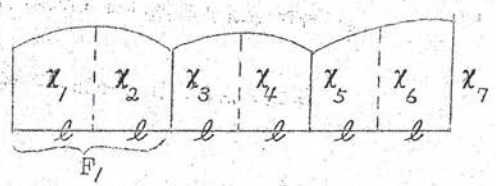
(イ)



$$F = \frac{\ell}{2}\left\{(\chi_1+\chi_2)+(\chi_2+\chi_3)\cdots\cdots(\chi_{n-1})(\chi_n)\right\}$$

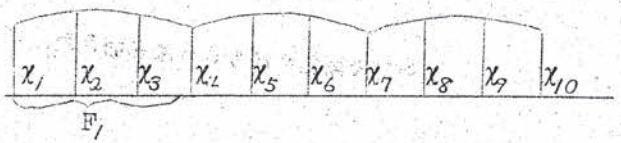
$$= \left\{\left(\frac{\chi_1+\chi_n}{2}\right)+\chi_2+\chi_3\cdots\cdots\chi_n\right\}\ell \qquad (ハ)$$

(ロ)



F_1 の面積 $= \frac{\ell}{3}(\chi_1+4\chi_2+\chi_3)$

$$F = \frac{1}{3}\left\{(\chi_1+\chi_n)+4(\chi_2+\chi_4+\chi_6\cdots\cdots\chi_{n-1}) + 2(\chi_3+\chi_5+\chi_7\cdots\cdots\chi_{n-2})\right.$$



$$F_1 = \frac{3}{8}\ell\left\{(\chi_1+3\chi_2+3\chi_3+\chi_4)\right.$$

$$F = \frac{3}{8}\ell\left\{(\chi_1+\chi_n)+3(\chi_2+\chi_3+\chi_5+\chi_6\cdots\chi_{n-1}) + 2(\chi_4+\chi_7+\cdots\cdots\chi_{n-3})\right.$$

昭年二十三年麦収穫高調査要綱

第一　根拠法

此の調査は食糧管理法第十三条に基き行う。

第二　調査機関

此の調査の実施機関は作物報告事務所とする。

第三　調査を行う作物の種類

此の調査は秋播の小麦・大麦・裸麦・燕麦及ライ麦につき行う。但し北海道に於ては同時に春播麦についても調査を行う。

第四　調査の方法

麦の生育状況・被害状況・予想収穫高及び推定実収高につき主として標本の筆つき実測した結果に基き推計する。

第五　標本の抽出

作物報告事務所長は標本にすべき筆を選定する。

標本筆は申告票第一表一一の筆の通し番号が別表第一号に該当するものとする。

標本筆はその所在地及び麦の品種により別表第二号の地域階層及び品種階層に分ける。

第六　麦作況調査票

作物報告事務所長は前条の各標本筆につき様式第一号の麦作況調査票に都道府県郡市町番号・地域階層名及び品種階層名を記入し更に耕作者住所・氏名・その耕作者の経営耕地面積・筆の字名及び地番・麦の種類・田畑の別・麦の作付面積・麦の品種名並に平年反収を麦作付面積申告票より転記し、之を各耕作者の住所を管轄する出張所長に渡す。

第七　耕作票

出張所長は麦作況調査票を受取り直に様式第二号の耕作票に耕作者住所・氏名筆の字名及地番・麦の種類及び品種名・麦の作付面積並に筆の通し番号を記載し現場に立てる。

第八　管理状況施肥状況及び病害の状況の調査

出張所長は各標本筆の耕作者に麦作況調査票を渡しその標本筆の管理状況施肥状況及び病害の状況を記入せしめる。

前項の記入及び前条耕作票の樹立は凡そ四月二十日迄（北海道に於ては七月二十日迄）に終了せしめる。

第九　生育状況調査

(一) 出張所長は五月一日迄（東北、北陸、長野の各県は五月十日迄、北海道は七月二十日迄）の五日間に標本筆につき反当茎数及び被害状況を調査し麦作況調査票に記入する。

反当茎数は有効茎数による。但し前項の期日迄に有効茎数の明瞭に分離せぬ場合は全茎数による。

反当茎数の測定を有効茎数によるか全茎数によるかは作物報告事務所長に於て地域階層別に予め決定し出張所長に通知して置く

(二) 出張所長は反当茎数・被害状況・管理状況等に基き作物報告員の意見・気象の予報等を参酌の上市町村毎に且つ麦の種類別に反収を予測する。

(三) 出張所長は(一)及(二)項の期日迄に発生した麦作付耕地の流失及び埋没の面積を調査する。

(四) 出張所長は申告による麦の作付面積(三)の流失・埋没面積及び(二)の予想反収に基き市町村毎に且つ麦の種類別に一応予想収穫高を算出し様式第三号により五月十日迄（東北、北陸、長野の各県は五月十五日迄、北海道は七月末日迄）経作物報告事務所長へ報告する。

出張所長は前項の報告に併せて反当茎数及び被害状況調査の結果を様式第四号及び第五号により提出する。

(五) 作物報告事務所長は右の報告を取纏め作況試験成績・気象感応試験成績及び気象資料と共に作物報告委員会に提出し生育状況につき審議し五月二十日迄（東北、北陸、長野の各県は五月二十五日迄、北海道は八月十日迄）に様式第六号により統計調査局長に提出する。

前項の報告には左の書類を添付する。

作物報告委員会議事録

所長意見

被害状況（様式第十号乃至十三号による）

第十 予想収穫高

(一) 出張所長は六月一日迄（北海道は八月十日迄）の十五日間に標本筆につき反当小穂数及び被害状況を調査し麦作況調査票に記入する。

(二) 出張所長は反当小穂数・被害状況等に基き作物報告員の意見・気象の予報等を参酌の上市町村毎に且つ麦の種類別に反収を予測する。

(三) 出張所長は(一)の期日迄に発生した麦作付耕地の流失及び埋没の面積を調査する。

(四) 出張所長は申告による麦の作付面積(三)の流失埋没面積及び(二)の予想反収に基き市町村毎に且つ麦の種類別に一応予想収穫高を算

出し様式第三号により六月十日迄（北海道は八月二十日迄）に作物報告事務所長に報告する。

出張所長は前項の報告に併せて反当小穂数及び被害状況調査の結果を様式第四号及び五号により提出する。

前項の反当小穂数及び被害状況は出張所管区毎に一つの品種階層に属する標本筆を更に反当小穂数により別表第三号の作況階層に分ち、その作表階層の順に様式第四号に記入し作柄階層毎に一連の標本番号を附する（市町村別とせず）。之と同時に作況調査票に作況階層名及び標本番号を記入する。

一つの作況階層に属する標本筆が六筆に満たぬ場合は合計が六筆以上になる迄隣接の作況階層を合併した上で標本番号を附する

(五) 作物報告事務所長は調査班を編成し反収を予測する。

前項の調査班は作物報告事務所職員、都道府県農事試験場職員、農学校職員、精農者等により編成する。

作物報告事務所長は麦の種類毎に地域階層別・品種階層別に平均反当茎数に最も近い反当茎数を有する標本筆を三筆以上抽出して前項の調査班が反収を予測する筆とする。

調査班は前項の筆につき反収を予測すると共に反当穂数反当小穂数被害状況等を調査し出張所の調査をチェックする。

調査班は右調査の結果を様式第七号の反収予測票に記入し作物報告事務所長に提出する。

(六) 作物報告事務所長は(四)の出張所長報告、(五)の調査班報告作況試験成績・気象感応試験成績及び気象資料を作物報告委員会に提出し予想収穫高につき審議し六月二十日迄（北海道は八月末迄）に様式第六号により統計調査局長に報告する。

前項の報告には左の書類を添付する。

作物報告委員会議事録

所長意見

被害状況（様式第十号乃至十三号による）

第十一 推定実収高

(一) 作物報告事務所長は標本筆中で反収を予測すべき標本の番号を定め反当小穂数の報告と引替に出張所長に通知する。

(二) 反収を予測すべき標本筆は作況階層毎に標本筆数の五分ノ一とする。

(三) 出張所長は作物報告事務所長の定めた番号に当る標本筆につき反収を実測し麦作況調査票に記入する。

(四) 出張所長は収穫期迄に麦作付耕地の流失及び埋没の面積を調査する。

(五) 収穫期に於ける被害状況については標本筆の全数につき調査する。但し予想収穫高調査の後格別の変化なしと認める場合は省略することができる。又予想収穫高調査に於て青刈、耕作放棄、流失・埋没及び減収割合が八〇乃至一〇〇%の筆が標本筆の全数の

三〇%を越えた市町村に付ては収穫期に標本筆を二倍に増加して被害状況を調査する。

(六) 出張所長は申告による麦の作付面積、(四)の流失・埋没面積及び(三)の反収に基き市町村毎に且つ麦の種類別に一応実収高を推定し様式第八号により七月十日迄（北海道は九月十日迄）に作物報告事務所長に提出する。

前項の報告には様式第五号による被害状況及び反収を実測した標本筆の麦作況調査票を一括添付する。又標本筆数を二倍に増加した市町村については更に様式第十四号による報告を添付する。

(七) 作物報告事務所長は前項の報告を取纏め作況試験成績・気象感応試験成績及び気象資料と共に作物報告委員会に提出し推定実収高につき審議し七月二十日迄（北海道は九月二十日迄）に様式第九号により統計調査局長に報告する。

前項の報告には左の書類を添付する。

作物報告委員会議事録

所長意見

反収を実測した標本筆の麦作況調査票

被害状況（様式第十号乃至十三号による）

第十二 チェックの為の調査

統計調査局長はアトランダムに抽出した都道府県標本筆の中から更に一定の数の標本筆をアトランダムに抽出し反当茎数・反当小穂数・反収予測値・反収等を調査し作物報告事務所の調査をチェックする。

第十三 作況決定委員会

作況決定委員会は次の日程により開催する。

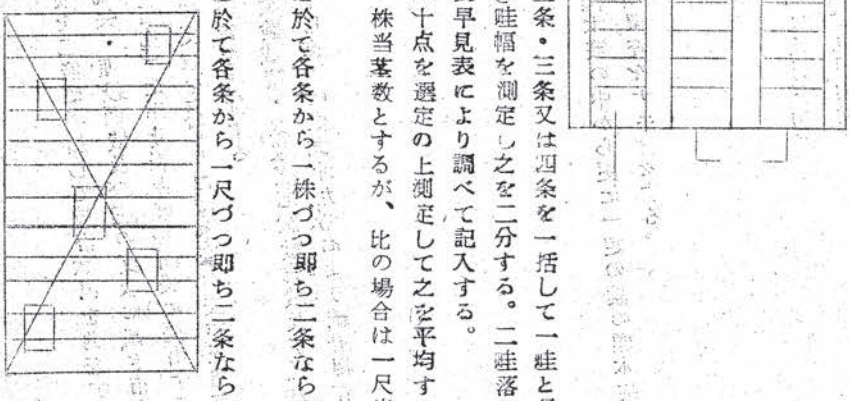
決定事項	開催日	
生育状況	六月上旬	（北海道は八月下旬）
予想収穫高	七月上旬	（北海道は九月中旬）
推定実収高	八月上旬	（北海道は十月上旬）

麦作況調査票記入注意

第三表（五月一日調査記入）について

一　畦幅及び株間は其の筆の対角線に沿った五点を選定し、その点の附近に於て十一畦間及び二十一株間を測定し、一畦間及び一株間を算出する。但し条播の場合は畦幅だけ測定すれば良い。又横植本の場合は小植木を一畦と見做す。

図に於てaを畦幅とし、小植木上の一条bの全部を一株と見て取扱う。従ってcを株間とする。



二条・三条・四条の点播又は条播の場合は二条・三条又は四条を一括して一畦と見て畦幅を測定する。

一畦落の場合は麦の栽培されている畦につき畦幅を測定し之を二分する。二畦落の場合は三分する。

二　反当畦長又は株数は畦幅と株間とにより別表早見表により調べて記入する。

三　一尺又は一株当茎数は其の筆の対角線に沿い十点を選定の上測定して之を平均する。

横植木の場合は小植木上の一条当全茎数を一株当茎数とするが、比の場合は一尺当又は一株当茎数に一条の長さ（b）又は一条当株数を乗じたものとする。

二条・三条又は四条の点播の場合は一ヶ所に於て各条から一株づつ即ち二条ならば合計二株を取り、同様に三条・四条の場合は合計三株又は四株をとりその茎数を数える。

二条・三条又は四条の条播の場合は一ヶ所に於て各条から一尺づつ即ち二条ならば合計二尺を取り、同様に三条・四条の場合は合計三尺又は四尺を取りその茎数を数える。

（二条条播の場合）

四　反当茎数は反当畦長に一尺当茎数を乗じたもの、若くは反当株数に一株当茎数を乗じたものとする。計算の結果百位を四捨五入して千位に止める。

◎第四表（六月一日調査記入）について

一　反当穂数の測定は反当茎数測定の方法に準ずる。但しこの場合には総穂数及び内被害穂数を併せて調査する。

二　一穂当小穂数は一尺当又は一株当穂数の中庸な所二点を選定し、各点につき一尺当又は一株当の総ての穂につき調査する。小穂数は大麦及び裸麦については片側中央列を数え之をそのまま記入する。（従つて二条大麦の場合は真の小穂数の二分の一、其の他の場合は六分の一となる）。

小麦・燕麦ライ麦については一穂の全小穂数を数える。

三　反当小穂数は反当穂数に一穂当小穂数を乗じたものとする。計算の結果千位を四捨五入して万位に止める。

◎第五表（収穫期実地刈取調査記入）について

一　五十尺当又は五十株当収量は其の畦の対角線に沿い五点を選定し、各点の附近で十尺又は十株づつ刈取り測定する。刈取後直ちに脱穀し一応全重量を秤量し、出張所又は試験場其の他適当な場所に集め厳重な監督の下に乾燥して上麦と屑麦とに選別し各重量を秤量する。上麦と屑麦との限界は食糧管理局の検査標準と同様とする。作物報告事務所長は食糧事務所と屑麦の標準につき打合せをなし、標準の現品を各出張所に配布して置く。

二　反収は

$$\text{反当株数} \times \frac{\text{五〇株当収量}}{50} \quad \text{又は}$$

$$\text{反当畦数} \times \frac{\text{五〇尺収量}}{50}$$

とする。計算の結果有効数字を三桁に止め、四桁目を四捨五入する。反当畦長又は反当株数は生育状況調査の際に測定したものを使用するが。反収調査の際一応チエックする。

◎被害状況の調査について

被害状況の欄は調査当日迄に発生したすべての被害の累計について記入する。

一　被害の種類

風害・雨害・赤かび病・野鼠等の様に具体的に記す。病名・虫名の分らない時は単に病名・虫害と書いてよい。何回も被害があつた時は発生の順に記入する。

二　発生の期間

既に被害の終了している時は何月何日から何月何日迄と記入し、進行中のときは何月何日からと記入し且進行中の文字に○を附ける。何回も被害のあつた時は一の場合に準ずる。

三　損傷程度

病虫害のときは標準の図によつて記入する。其の他の被害では減収歩合が一〇〇－八〇%、八〇－六〇%、六〇－四〇%、四〇－二〇%、二〇－〇%の見込のとき、夫々甚・多・中・少・軽とする。何回も被害があつたときは損傷の現況により記す。この時虫害のみが重つているならば標準の図により、そうでない場合は減収歩合により○を附ける。

もしこの標本筆が被害のため作付転換したか、流失又は埋没しているとき若は青刈されているとき該当の文字に○を附ける。

四　減収歩合

麦類減収推定尺度によつて記入する。

五　備考

調査当日の生育時期を例えば穂孕期、出穂期、成熟期（或は乳熟期・糊熟期など）の様に記す。尚抜穂（例えば黒穂病の場合）薬剤撒布の有無などの様に穂数や減収歩合に関係の深い事項を記す。

－48－

様式汐一号

番号	都道府県	郡　市	町　村

耕作者住所	
氏　名	

筆の通し番号	標本番号

麦作況調査票

（標本筆につき）

地域階層	
品質階層	
作況階層	

汐一表　麦作付面積申告票より転記

此の耕作者の経営耕地面積
町　反　畝　歩

調査担当者	㊞

標本筆の申告票の	
1のイ　筆の字名及地番　町村　字	8　麦の作付面積　畝　歩
2　麦の種類　小麦　大麦　裸麦　燕麦　ライ麦	9　麦の品種名
3　田畑の別　田　畑	10　平年反収　石　斗

〔記入注意〕　2及び3は各該当するものに○を付ける

第二表　耕作者に於て記入（第一表の続につき）

管理状況		施肥状況				
(1) 播種月日	月　日	基肥		追肥		
(2) 種子消毒	1 しました 2 しません	(7) 肥料の種類	(8) 反当施肥量	(9) 施肥期	(10) 肥料の種類	(11) 反当施肥量
(3) 薬剤散布	1 しました 2 しません		貫	月　旬		貫
(4) 麦踏回数	回			月　旬		
(5) 土入回数	回			月　旬		
(6) 最近数年間にどんな被害がありましたか				月　旬		
				月　旬		

(12) 病害の状況

1 被害はない　2 草丈が伸びないで葉が縮れている（萎縮病）　3 葉に銹（赤黒又は黄の）が出ている（銹病）

4 葉に茶色のすじができてそれが褐変する（大麦、裸麦だけ）（斑葉病）　5 根が腐って茎葉が枯れて引張ると根際から抜ける（立枯病）

6 其の他

〔記入注意〕 (イ) (2)の種子消毒(3)の薬剤散布及び(12)の病害の状況は該当するものに○を附ける。

(ロ) 石灰を施用した場合はその時期により基肥又は追肥の欄に石灰何貫と書く。

第三表　5月1日調査記入

標本筆の

(13) 栽培様式（該当する様式に○を二つ又は三つ付ける）

1 平畦 2 高畦
3 混作でも間作でもない
4 混作（一畦落 二畦落 畦落）
5 間作（抜株、普通）

(14) 播種様式（該当するものに○を四つ付ける）

1 一条 2 二条 3 三条 4 四条 5 広巾
6 条播 7 点播
8 撒播木でない 9 撒播木である
10 直播 11 移植 12 不整地播

	(15) 畦巾	(16) 株間
1	尺 寸	尺 寸
2		
3		
4		
5		
計		
平均		

反当畦長　尺　寸

(17) 又は
反当株数　株

(18) 茎数　一尺当 一株当（何れかに○を付ける）

1	本	7	本
2		8	
3		9	
4		10	
5		計	
6		平均	

(19) 反当茎数（17×18）　本

	被害の種類	被害発生の時期	損傷の程度	減収割合	備考
(20) 被害状況		自 月 日至 月 日 進行中	甚・多・中・少・軽 作付転換・流失 埋没・青刈	%	

才四表　6月1日調査記入

標本の筆の

(21) 一尺又は一株当穂数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	平均
総穂数												
被害穂数												

(22) 反当穂数　千本

(23) 被害穂の種類　黒穂・白穂・穂発芽・出すくみ・赤かび・雹害・其の他

(24) 一穂当小穂数

才一の一尺（又は一株）

	総数	内被害数		総数	内被害数		総数	内被害数		総数	内被害数		総数	内被害数
1			21			41			61			81		
2			22			42			62			82		
3			23			43			63			83		
4			24			44			64			84		
5			25			45			65			85		
6			26			46			66			86		
7			27			47			67			87		
8			28			48			68			88		
9			29			49			69			89		
10			30			50			70			90		
11			31			51			71			91		
12			32			52			72			92		
13			33			53			73			93		
14			34			54			74			94		
15			35			55			75			95		
16			36			56			76			96		
17			37			57			77			97		
18			38			58			78			98		
19			39			59			79			計		
20			40			60			80			平均		

才二の一尺（又は一株）

	総数	内被害数		総数	内被害数		総数	内被害数		総数	内被害数		総数	内被害数
1			21			41			61			81		
2			22			42			62			82		
3			23			43			63			83		
4			24			44			64			84		
5			25			45			65			85		
6			26			46			66			86		
7			27			47			67			87		
8			28			48			68			88		
9			29			49			69			89		
10			30			50			70			90		
11			31			51			71			91		
12			32			52			72			92		
13			33			53			73			93		
14			34			54			74			94		
15			35			55			75			95		
16			36			56			76			96		
17			37			57			77			97		
18			38			58			78			98		
19			39			59			79			計		
20			40			60			80			平均		

	(25) 二ヶ所平均	(26) 反当小穂数
総小穂数		万個
内被害小穂数		

	被害の種類	被害発生の時期	損傷程度	減収割合	備考
(27) 被害状況		自 月 日至 月 日 進行中	甚・多・中・少・軽 作付転換・流失 埋没・青刈	%	

第五表　収穫期実地刈取調査記入

標本の筆の						
五〇尺又は五〇株当収量				(30) 反当収量		
(28) 生麦重	(29) 乾燥麦重			(17)×(29)/50		
	上麦	屑麦	計	上麦	屑麦	計
匁	匁	匁	匁	貫	貫	貫

	被害の種類	発生の時期	損傷程度	減収割合	備考
(31) 被害状況		自 月 日至 月 日 自 月 日至 月 日	甚・多・中・少・軽 作付転換・流失 埋没・青刈	%	

様式第二号

（耕作票）

（表）

耕作者住所　字　番地 氏名		耕地所在地　字　番地 麦の種類 麦の品種名

（裏）

作付面積 畝 歩		筆の通し番号 号

様式オ三号

事務所長殿

番号	都道府県	郡市	町村

麦生育状況報告書

予想収穫高

出張所長 ㊞

市町村名

オ一表

麦の種類	A 申告の作付面積 町反	B 流失及び埋没面積 町反	A−B=C 収穫見込面積 町反	M 予想反収 石	M×C 予想収穫高 石斗
小麦					
大麦					
裸麦					
燕麦					
ライ麦					
合計					

記入注意　予想反収は標本筆の反当莖数（又は反当小穂数）、被害状況、施肥状況、管理状況等に基き作物報告員の意見、気象の予報等を参考として推定する。

オ二表　（反当施肥量）

	販買肥料					自給肥料				
肥料の種類										
施肥量										

記入注意　一　本表は生育状況報告の時だけ記入する。

二　本表は配給肥料と然らざるものとを問わず麦に施した肥料一切に付て記入する。

三　本表は麦作況調査票の反当施肥量を肥料の種類別に平均したものとする（その市町村標本筆数が二十筆で草木灰を施したものが十五筆ありその施肥量が合計百六十貫である場合は $\frac{160}{20}=8$ 貫とする。

様式ヲ四号

麦の種類

地域階層	
品質階層	

（枚の内　号）

専務所長殿

麦作況報告書（一）（標本筆全部につき）

月　日現在調査

出張所長　㊞

(1) 作況階層 六月一日	(2) 標本番号 六月一日	(3) 市町村名	筆の通し番号 (4)	又は小穂数 (5) 収穫時	被害の種類 (6)	被害発生の時期 (7)	損傷程度 (8)	減収歩合 (9)	田畑の別 (10)	経営耕地面積 (11)	平年反収 (12)
								%		町反畝歩	石斗

記入注意　五月一日調査報告の時は(1)、(2)は記入しない。

様式ヲ五号

麦作況報告書（二）

麦の種類

専務所長殿

月　日現在調査

出張所長　㊞

ヲ一表　出張所管内の標本の

総筆数	筆	内訳	無被害	筆	被害	筆	作付転換	筆	流失及び埋没	筆

| 被害の種類 | 減収量 | | |

様式オ六号

麦生育状況報告書

農林省統計調査局長殿　　作物報告事務所長　　印

麦予想収穫高報告（　月　日現在報告）

オ一表

麦の種類	出張所長報告					作物報告事務所長報告				
	甲告の作付面積	流失及び埋没面積	収穫見込面積	予想収穫高	予想反収	流失及び埋没面積	予想反収			
	町	町	町	石	斗	町	石			
小麦										
大麦										
裸麦										
燕麦										
ライ麦										
合計										

記入注意　出張所長報告欄の予想反収は出張所長の報告した予想収穫高の合計を収穫見込面積の合計で除したものとする。

生育概況　1　気象状況
　　2　肥培管理
　　3　生育状況

オ二表（反当施肥量）　　単位貫

肥料の種類 / 反当施肥量	販売肥料					自給肥料				

記入注意：1　出張所長よりの市町村報告を肥料の種類別に合計し之を全市町村数にて除したものを記入する。
2　本表は生育状況報告のときだけ記入する。

様式オ七号

麦収予測票

番号	都道府県	郡・市	町・村

麦の種類	麦
筆の通し番号	番
筆の所在地	市町字村 番地

調査班員氏名	反収予測値	平均	同上重量換算	同上石換算
	俵		貫	石斗升

	出張所調査	調査班調査
栽培様式		
播種様式		
畦巾	尺寸	尺寸
株間	尺寸	尺寸
反当畦長（株数）	尺寸（株）	尺寸（株）
一尺当又は一株当り穂数	本	本
反当穂数	千本	千本
一穂当小穂数	個	個
反当小穂数	萬個	萬個

調査月日	月 日
調査班員氏名	㊞

（註）「反収予測値を調査班員が記名投票する。

様式オ八号

事務所長殿

番　郡道府県　部　市　町　村　　麦推定実収高報告書　　出張所長　　㊞

市町村名

オ一表

| 小麦 | | |

様式第九号

農林省統計調査局長殿

麦推定実収高報告書

作物報告事務所長 ㊞

麦の種類	出張所長報告					所長決定	
	申告の作付面積	流失及び埋没面積	収穫面積	推定実収高	反収	流失及び埋没面積	反収
	町	町	町	石 斗	石	町	石
小麦							
大麦							
稞麦							
燕麦							
ライ麦							
合計							

記入注意 出張所長報告欄の反収は出張所の報告した推定実収高の合計を収穫面積の合計で除したものとする。

様式第十号

麦作況報告書（一）

麦の種類

農林省統計調査局長　殿

月　日現在調査

作物報告事務所長　㊞

第一表この都道府県の標本の

総筆数　筆　内訳　無被害　筆　被害　筆　作付転換　筆　流失及び埋没　筆

第二表　被害状況別標本筆数

被害の種類	減収歩合 10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上	小計	実地調査による流失及び埋没 筆数	面積
	筆	筆	筆	筆	筆	筆	町反
雪害							
風水害							
干害							
冷害（霜害）							
雨害（穂発芽）							
湿害							
赤錆病							
病害 黒穂病							
黄斑病							
萎縮病（縞萎縮病を含む）							
内訳 白渋病（うどん粉病）							
赤さび病							
黒さび病							
立枯病							
その他							
虫害							
よう害							
赤さび病							
内訳 たまねぎ蠅							
麦の葉もぐり蠅							
その他							
合計							
その他							

備考

記入注意

一、第一表標本の内訳被害、作付転換、流失及び埋没の欄はそれぞれ第二表の減収歩合小計、作付転換及び流失及び埋没の合計を記入する。

二、第一表実地調査による流失及び埋没の欄は管下の出張所長から報告された様式第十四号の相当欄の集計を記入する。

三、第二表は管下の出張所から報告された様式第五号第二表の集計を記入する。

様式第十一号　麦作況報告書（二）

農林省統計調査局長殿

麦の種類

第一表　出張所管内の標本の　月　日現在調査

総筆数	内訳 無被害	被害	作付転換	流失及び埋没
一〇〇、〇 %	%	%	%	%

第二表　被害状況別標本筆数の標本の総筆数に対する割合

被害の種類	減収歩合 一～一〇%未満	一一～二〇%未満	二一～三〇%未満	三一～五〇%未満	五一～七〇%未満	七一～一〇〇%	小計	作付転換	流失及び埋没	計
雪害	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
風害										
水害										
旱害（霜）										
凍害										
雹害（穂発芽）										
雨害										
赤錆病										
黒穂病										
黄錆病										
斑葉病										
萎縮病（縞萎縮病を含む）										
内訳 白渋病（うどん粉病）										
黒穂病類										
赤かび病										
立枯病										
その他										
虫害										
内訳 よとう虫										
赤ま虫										
たもぐり蠅										
麦葉の他										
その他										
合計										
備考										

作物報告事務所長　印

記入注意　一、この表の計算はすべて様式第五号の数字について行い、小数第二位の数字は四捨五入する。
二、第一表の標本の内訳%は総筆数を一〇〇として様式第五号第一表から計算する。

様式第十二号

農林省統計調査局長殿

麦作況報告書(二)

麦の種類

月　日現在調査

被害状況別面積

被害の種類	減収歩合 0.1〜10%未満	10.1〜20%未満	20.1〜30%未満	30.1〜100%	小計	作付転換	流失及び埋没	計	備考
	町	町	町	町	町	町	町	町	
雪害									
風害									
水害									
旱害									
凍害(霜)									
雹害									
雨害(穂発芽)									
湿害									
病害 赤錆病									
病害 黒錆病									
病害 黄斑病									
病害 条斑病(縞葉枯病を含む)									
病害 白絹病(うどん粉病)									
内訳 黒穂病類									
内訳 赤かび病									
内訳 枯立病									
内訳 その他病害									
虫害 よとう虫									
虫害 赤たまご蜘蛛									
虫害 内訳 麦葉もぐり蠅									
虫害 内訳 その他									
その他の内訳									
合計									

本表の計算に用いた県作付面積　町

作物報告事務所長

記入注意　被害状況別面積は県作付面積に様式　号の被害状況別標本筆の標本の総筆数に対する割合を乗じて算出する。

表作況調査様式第十三号

麦作況報告書（四）

農林省麦計調査局長　殿

月　日現在調査

麦の種類

被害状況別減収量

作物報告事務所長

本表の計算に用いた県平年反収　石　斗　㊞

被害の種類	減収量							
	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	小計	作付転換及び埋没	計
	石	石	石	石	石	石	石	石
雪害								
風害								
水害								
旱害								
凍害（霜）								
雹害								
雨害（穂発芽）								
湿害								
病害 赤錆病								
黒錆病								
黄錆病								
斑葉								
萎縮病（萎縮病を含む）								
白渋病（うどん粉病）								
黒穂病類								
赤かび病								
立枯病								
その他								
虫害								
虫害内訳 よとう虫								
赤たまご蠅								
麦葉もぐり蠅								
その他								
その他内訳								
その他合計								

記入注意　減収量は県の平年反収の減収歩合と様式第十二号被害面積とを乗じて算出する。減収歩合はそれぞれの範囲の中央の値とする。

様式第十四号

麦作況報告書（三）

（標本を増加して調査した市町村につき）

事務所長　殿

月　日現在調査

出張所長　㊞

市町村名	麦の作付されてる耕地の		その内実地調査による流失及び埋没		その市町村における標本筆の被害状況別筆数							
	総筆数	総面積	筆数	面積	0～10%	15～20%	25～30%	35～40%	45～50%	作付転換	流失及び埋没
	筆	町 反	筆	町 反	筆	筆	筆	筆	筆	筆	筆

記入注意　総筆数及び総面積は申告による筆数及び面積とする。

昭和二十三年産米及び甘藷収穫高調査要綱

農林省統計調査局

第一章　稲及び甘藷作付面積

第一　調査方針

稲及び甘藷の栽培者から申告を求め、更に、抽出調査を行う。

第二　調査期日

申告調査　七月十五日　但し、水稲第二期作は九月一日

抽出調査　八月十一日から八月三十一日まで

第三　申告調査

一　申告義務者　水稲、陸稲、甘藷のいずれかを栽培しているもの全部とする。

二　申告事項　申告義務者の栽培する水稲、陸稲、甘藷の作付面積の外、申告票に記載の各事項について申告する。（様式第一号申、農家準農家用。乙、非農家用。丙、水稲第二期作用）。

なお、植付又は播未了のものでも明かに作付を予定されているものについては申告する。

三　申告票の整理　作物調査員は申告票を取纏め、調査区番号と農家準農家を通じて通し番号を記入し、番号順に整理の上、作物報告事務所出張長（以下出張所長という。）に提出する。

出張所長は申告票を検討し、特に、申告票第三表総括表の作付面積と同第一表及び第二表の作付面積と照合し、もし相違する場合は、申告者について第三表を訂正する。

次に、作付面積中間集計表（様式第二号）に申告票の作付面積と筆数（又は団地数）を転記して調査区計を求め、更に、市町村ごとに集計し、作付面積報告書（様式第三号）に記載する。

四　報告期限　出張所長は市町村作付面積集計の結果に申告票を添えて、様式第三号により八月五日（水稲第二期作は九月十日）までに作物報告事務所長（以下事務所長という。）に報告する。

事務所長は出張所長の報告を八月十日までに取纏め、様式第三号により八月二十日（水稲第二期作は九月二十日）までに統計調査局長に報告する。

五　申告票の保存　保存責任者は出張所長とし、保存期間を二年とする。

第四　抽出調査

一　調査方法　申告筆の実地調査により、過少申告及び申告洩を調査する。調査の具体的方法については別に定める。

二　報告期限　事務所長は調査の結果を取纒め、実測調査票を添えて、九月二十日までに統計調査局長に報告する。

三　調査票の保存　保存責任者を統計調査局長とし、保存期間を一年とする。

第二章　米予想収穫高

第一　調査方針　水陸稲別に出張所の管区ごとに標本筆の粒数調査を行い、併せて市町村別に一般検見を行う。但し、陸稲の粒数調査は茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川及び鹿児島の各都県においてのみ行い、その他の道府県については一般検見のみを行う。

第二　調査期日

出張所長は左の期日に調査を行う。

東北、北陸の各県　　九月十日

その他の都道府県　　九月二十五日

但し、調査期日以前に刈取が行われる場合は、適当な時期に調査する。

第三　調査方法

一　粒数調査

(一)　水稲

(イ)　調査標本筆の選定

事務所長は別に定める方法により、その管区の全市町村について一市町村当平均約十筆の作況調査筆数を決定し、出張所長に通知する。

出張所長は市町村別の筆の通し番号により、事務所長が通知した数の筆をランダムに選定して、作況調査標本筆とする。但し、右により選定された筆が立毛皆無（四　収穫見込面積の算定の項参照）となっている場合は、これを除外して、その筆から最も近いところにある他の筆を代りに選定する。

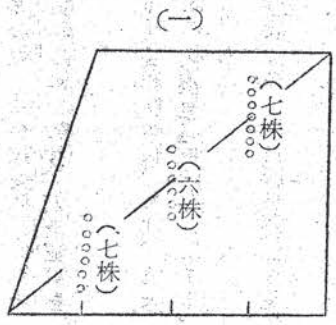
(ロ)　調査方法

出張所長は先づ作況調査標本筆について申告票からの転記事項を米作況調査票（様式第四号）の第一表に記入する。

次に、同標本筆について左図(一)により三箇所を選び、各箇所において六ー七株づつ計二十株について「穂数」及び「各株の

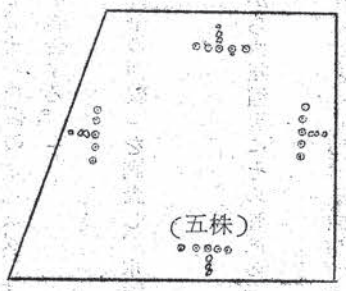
稈長（穂首までの長さ）中庸の一本の粒数」を調査の上、坪当稔実粒数を算出し、他の所要事項と共に作況調査票の第二表に記入し、その筆の反収を算定する。但し、水田の状態により筆の内部に立入って調査が出来ない場合は、左図(一)により四箇所を選び、五株づつ計二十株について調査する。

(一)



畦数を四等分する。

(二)



各辺の中央附近で辺から四列目にとる。

(二) 陸　稲

(イ) 調査標本筆の選定

事務所長は別に定める方法により、その管区を通じ百調査区を選定し、出張所長に通知する。

出張所長は事務所長の選定した調査区の申告票に調査区別に筆の通し番号を附けた上、一調査区当二筆の作況調査標本筆をランダムに選定する。

(ロ) 調査方法

出張所長は水稲に準じ、作況調査票の第一表を記入する。

次に調査標本筆について左図により四箇所を選び、各箇所において「畦長二尺当りの穂数」及び「その二尺を五等分した各部分の中庸稈一本づつ五本（計二十本）の粒数」を調査の上、坪当稔実粒数を算出し、他の所要事項と共に作況調査票の第二表に記入し、その筆の予想反収を算定する。

二　一般検見

出張所長は作況調査標本筆の調査を行う際、水陸稲別に市町村ごとに一般検見を行う。

三　反収の予測

㈠　一般検見に基く予想反収　出張所長は一般検見の外、被害調査成績、長期気象予報等により、水陸稲別にその管区の反収を予測する。

㈡　粒数調査に基く予想反収　出張所長は水稲の作況調査標本筆の予想反収を平均して、その管区の予想反収とする。（陸稲については出張所ごとの平均を算出せず、調査成績を様式第五号第三表により事務所長に報告する。）

四　収穫見込面積の算定

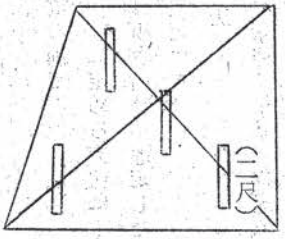
出張所長は立毛皆無面積（作付転換、青刈、流失又は埋没等により立毛が全くなった筆の面積）を調査し、水陸稲別に申告面積から差引いて、その管区の収穫見込面積を算定する。

五　予想収穫高の算定

㈠　一般検見に基く予想収穫高　出張所長は「検見による反収」と「収穫見込面積」から水陸稲別にその管区の予想収穫高を算定する。

㈡　粒数調査に基く予想収穫高　出張所長は水稲について「粒数調査による平均予想反収」と「収穫見込面積」からその管区の予想収穫高を算定する。（陸稲については算定しない。）

六　調査班



畦数を五等分する

事務所長は作物報告事務所職員、都道府県農事試験場職員等により調査班を編成する。

次に、事務所長は出張所管区ごとに一市町村を選定し、その市町村内における調査標本筆の中から三筆以上を抽出して、調査する筆を定める。調査班はその筆について検見及び粒数調査を行い、反収を予測の上、出張所長の調査をチェックし、その結果を様式第七号により事務所長に報告する。

第四　報告期限

出張所長は水陸稲別の予想収穫高を事務所長の定める期日までに様式第五号により事務所長に報告する。

事務所長は出張所長並びに調査班の報告を取纏め、作物報告委員会に諮り予想収穫高を決定の上、「作物報告委員会議事録」「所長意見」「出張所長からの報告（様式第五号）の写（二通）「農作物被害調査要綱による被害調査成績」その他「作況判定の資料（各種試験成績及び気象に基く予測式等）」を添えて、様式第六号により左の期日までに統計調査局長に報告（二通）する。

東北、北陸の各県　九月二十五日

その他の都道府県　十月　十　日

第三章　米推定実収高

第一　調査方針

水陸稲別に出張所の管区ごとに作況調査標本筆の刈取調査を実施する。

但し、陸稲の刈取調査は粒数調査を行う各都県においてのみ行い、その他の道府県については検見その他により推定する。

第二　調査期日

調査期日は事務所長が定める。

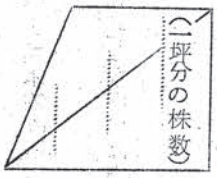
第三　調査方法

一　刈取調査

出張所長は作況調査標本筆について左図により三箇所を選び、各箇所において一坪づつ計三坪分に相当する株数（又は畦長）を刈取る。

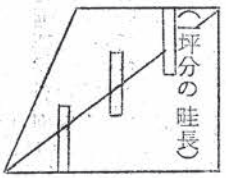
但し、特に植付の乱雑な所では円形一坪刈を三箇所において行う。

(㈠株刈の場合



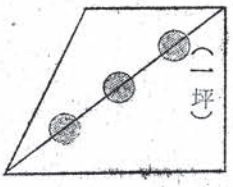
畦数を四等分する

(㈡畦刈の場合



畦数を四等分する

(㈢円形刈の場合



この辺を四等分する。

(註) 坪当株数及び坪当畦長の算定

(1) 畦　巾

刈取箇所ごとに刈取畦を含め十一畦間（十畦巾）の距離を実測し、これより各箇所における平均畦巾を算定する。この場合距離の基点は株の中央にとる。

(2) 株　間

刈取箇所ごとに刈取株を含め二十一株（二十株間）の間の距離を実測し、これより平均株間を算定する。

(3) 坪当株数

(1)の畦巾と(2)の株間とを基として次の式により坪当株数を決定する。

$$(3) = \frac{36,0000(\text{平方分})}{(1) \times (2)\ (\text{平方分})}$$

(4) 坪当畦長

(1)の畦巾を基として次の式により坪当畦長を決定する。

$$(4) = \frac{36,0000(\text{平方分})}{(1)\quad (\text{分})}$$

刈取つた籾は脱穀調製後、普通程度に乾燥の上、全重量を秤り乾燥籾　玄米換算表により反当玄米容量を算出し、所要事項を作況調査票の第三表及び第四表に記入する。但し、止むを得ず生籾より収量を推定する場合は、「成熟程度」並びに「刈取前日及び当日の天候」等を斟酌して乾燥歩留を推定の上、反当玄米容量を算出する。

二　反収の算定

出張所長はその管区内の全作況調査標本筆の反収を種類別（水、陸、うるち、もち別）に平均する。但し、種類別反収のうち標本筆に含まれないため算定できない種類については、出張所長が検見その他適当な方法により推定する。

三　収穫面積の算定

出張所長は収穫皆無面積を調査し、種類別に申告面積から差引いて、その管区の収穫面積を算定する。なお、収穫皆無とは次の場合である。

㈠　立毛皆無の場合

㈡　収穫時に立毛があつても、玄米の品位が主要食糧検査令に基く検査標準以上（屑米下）の収穫物のない場合。

四　推定実収高の算定

出張所長は「平均反収」と「収穫面積」から種類別にその管区の推定実収高を算定する。

第四　報告期限

出張所長は種類別の推定実収高を事務所長の定める期日までに作況調査票を添えて、様式第八号により事務所長に報告する。

事務所長は出張所長の報告を取纏め、作物報告委員会に諮り推定実収高を決定の上、「作物報告委員会議事録」「所長意見」「作況調査票」「出張所長からの報告（様式第八号）の写」「農作物被害調査要綱による被害調査成績」を添えて、様式第九号により左の期日までに統計調査局長に報告（二通）する。

第一区（北　陸）　十一月二十日

第二区（東日本）　十一月三十日

第三区（西日本）　十二月二十日　但し、水稲第一期作は九月十日

第　四　章　甘藷予想収穫高

第一　調査方針

品種別に特定調査農家において試掘を行い、更に、「附近耕地の作況」と「特定調農家の調査筆の作況」とを比較して調査する。

第二　調査期日

出張所長は九月二十日に調査を行う。

第三　調査方法

一　調査品種の決定

出張所長は申告票の農家準農家番号により、ランダムに二十分の一の甘藷作付農家を抽出し、その甘藷作付面積について品種別作付面積について品種別作付面積を算出し、これによりその管区の甘藷総作付面積を按分して、品種別作付面積を算定する。

次に、品種別作付面積の多いものから順次に第一、第二及び第三の調査品種を定める。但し、第二又は第三の品種の作付面積がその管区の甘藷総作付面積の五％以下の場合は、その品種を除外する。なお、調査品種以外の品種は雑品種として扱う。

二　特定調査農家とその調査筆の選定

出張所長は左の基準により、市町村ごとに甘藷耕作農家三戸を特定調査農家として選定する。但し、作付面積その他の事情により必要と認めた場合は、その戸数を適宜増減する事ができる。

選定基準

㈠　特定調査農家はその甘藷耕作面積がその市町村において略中庸なものとする。

㈡　調査筆はその所在地が出張所管区内において耕種条件を異にする各種の地域を代表するものとする。

㈢　調査筆は地力がその地域内で中庸で、且つ、均等なものとする。

㈣　調査筆の品種については出張所管区を通じて品種別筆数がなるべく管区内の品種別作付面積に比例するよう、且つ、各品種が市町村ごとに少くとも一筆はあるように銓衡する。

一戸当の調査筆は二筆とする。

なお、特定調査農家とその調査筆を選定したならば、管区を通じて調査筆の通し番号をつけ、甘藷作況調査票（様式第十二号）に記入する。

三　調査方法

㈠　特定調査農家における調査

出張所長は先づ特定調査農家の調査筆（以下特定調査筆という。）について予備調査を行い、作況調査票の第一表に記入する。

次に、特定調査筆について左図により一箇所において十株づつ計二十株を試掘し、その他の調査成績と共に作況調査票の第二表に記入し、従来の早掘試験成績等を斟酌して反収を予測する。更に、右に予測した反収を管区を通じ品種別に平均して、「特定調査筆の品種別平均予想反収」を算出する。なお、早掘による損害に対しては若干の補償をする。

（註）　反当株数の算定

(1)　畦　巾

掘取箇所ごとに掘取畦を含め十一畦間（十畦巾）の距離を実測し、これより各箇所における平均畦巾を算定する。この場合距離の基点は株の中央にとる。

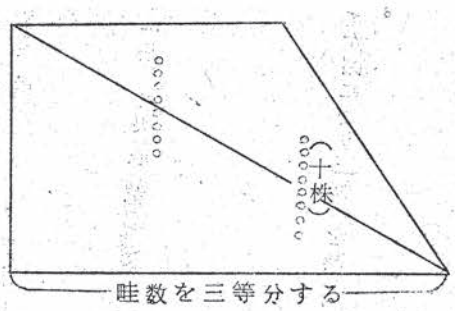
(2)　株　間

掘取箇所ごとに掘取株を含め十一株（十株間）の間の距離を実測し、これより平均株間を算定する。

(3)　反当株数

(1)の畦巾と(2)の株間とを基として次の式により反当株数を決定する。

$$(3) = \frac{10{,}000{,}000\ (\text{平方分})}{(1) \times (2)\quad (\text{平方分})}$$



(二)　附近の耕地における調査

出張所長は特定調査筆と同一品種の栽培されている耕地を特定調査筆から百米の範囲内で五筆選定し、その筆についての茎葉の「繁茂状況」及び「充実程度」等の作況を観察し、特定調査筆の作況と比較して、その成績を作況調査票の第二表に記入する。

四　反収の予測

出張所長は特定調査筆の試掘を基にし、その附近の耕地における調査成績、被害調査成績、長期気象予報等を斟酌して、その管区の品種別反収を予測する。但し、雑品種については出張所長が適当な方法により推定する。

なお、この際右の「管区の品種別予想反収」と前項の「特定調査筆の品種別予想反収」との比率を算出しておく。

五　収穫見込面積の算定

出張所長は立毛皆無面積を調査し、申告面積から差引いて、収穫見込面積を算出し、これを品種別に按分して、その管区の品種別収穫見込面積を算定する。

六　予想収穫高の算定

出張所長は管区の品種別の「予想反収」と「収穫見込面積」からその管区の予想収穫高を算定する。

第四　報告期限

出張所長は予想収穫高を事務所長の定める期日までに様式第十二号により事務所長に報告する。

事務所長は出張所長の報告を取纒め、作物報告委員会に諮り予想収穫高を決定の上、「作物報告委員会議事録」「所長意見」「出張所長からの報告（様式第十三号）の写（二通）」「農作物被害調査要綱による被害調査成績」その他「作況判定の資料（各種試験成績及び気象に基く予測式等）」を添えて、様式第十三号により十月十日までに統計調査局長に報告（二通）する。

第五章　甘藷推定実収高

第一　調査方針

特定調査筆について株掘を行い、その成績に基いて実収高を推定する。

第二　調査期日

調査期日は事務所長が定める。

第三　調査方法

一　株掘調査

出張所長は原則として特定調査筆について左図により三箇所を選び、各箇所において十株づつ計三十株を掘取り、反収を算出し、所要事項を作況調査票の第二表に記入する。

二　反収の算定

出張所長は特定調査筆の株掘による反収を品種別に平均する。

次に、右の平均反収に基いて予算収穫高調査時の「管区の品種別予想反収」と「特定調査筆の予想反収」との比率その他を斟酌して、その管区の品種別の反収を推定する。



三　収穫面積の算定

出張所長は収穫皆無面積を調査し、申告面積から差引いて、収穫面積を算出し、これを品種別に按分して、その管区の品種別収穫面積を算定する。なお、収穫皆無とは次の場合である。

㈠　立毛皆無の場合。

㈡　収穫時に立毛があつても、諸の品位が主要食糧検査令に基く検査標準以上の収穫物のない場合。

四　推定実収高の算定

出張所長は品種別の「反収」と「収穫面積」からその管区の推定実収高を算定する。

第四　報告期限

出張所長は推定実収高を事務所長の定める期日までに作況調査票を添えて、様式第十四号により事務所長に報告する。

事務所長は出張所長の報告を取纏め、作物報告委員会に諮り推定実収高を決定の上、「作物報告委員会議事録」「所長意見」「作況調査票」「農作物被害調査要綱による被害調査成績」を添えて、様式第十五号により十一月三十日までに統計調査局長に報告（二通）する。

第六章　作況決定委員会及び公表

作況決定委員会開催の期日、及び公表期日は左の通りである。

決定公表事項	作況決定委員会開催期日	公表期日
稲及び甘藷作付面積	十月二十日	十月二十五日
米予想収穫高	十月二十日	十月二十五日
米推定実収高	北陸　十一月三十日 東日本　十二月十日 西日本　一月十日	十二月五日 十二月十五日 一月十五日
甘藷予想収穫高	十月二十日	十月二十五日
甘藷推定実収高	十二月十日	十二月十五日

付面積申告票（農家準農家用）

日調　査

住所又は所在地	町村　字		
氏名（又は名称）		捺印	

第三表　作付面積総括表（第一表と第二表との(5)欄をそれぞれ集計して記入する。）

	作物別		作付面積				内耕地整理済面積
			町	反	畝	歩	
一表(5)欄より	水稲	うるち					町　反　畝　歩
		もち					
二表(5)欄より	陸稲	うるち					町　反　畝　歩
		もち					
	甘藷						

記　入　注　意

一、この調査は、申告された筆の中から、あとで幾筆かを実際に実測して、申告の正しいか正しくないかをしらべることになつています。もし、その時故意に少い申告をしたり筆の申告を洩らしたりしたことがわかりますと、その部落全体、村全体、県全体にも非常な迷惑をかけることになりますから、ありのまゝを正直に申告して下さい。

二、この票で申告を願う欄は、太線で囲まれた部分です。なお、裏面も忘れず、もれなく申告して下さい。

三、申告を願うのは、稲、甘藷の作付面積についてゞありますから、土地台帳面積の如何にかかわらず、実際に水稲、陸稲、甘藷を作付した面積（近く作付を予定している面積を含む）を全部申告するのです。殊に、隣村や隣部落に行つて作つている分も落さないようにして下さい。また、水害等の被害をうけて、すでに立毛を失つている分についても一旦作付したものは全部記入するのです。但し同一の土地に同一の作物を追作したときは重複して計上する必要はありません。

四、同一の筆（又は団地）に間作や混作をしている場合には、稲、甘藷の作付面積を見積つて記入して下さい。

五、記入違いをしたときは、二本線を引いて（数字の場合はその全数字を）書き直し、その左欄外に捺印して下さい。

六、記入が済んだら、必ず第三表と第一表、第二表の(5)欄の各々の合計とがそれぞれ一致しているかどうかをしらべて下さい。

作物調査員検印

様式第一号　甲

調査区番号	
農家準農家番号	

昭和二十三年　稲、甘藷作

七月十五

第一表　水稲筆別（又は団地別）申告表

	うるち・もち別 (1)	品種名 (2)	筆（又は団地）の字名と地番 団地の場合、例えば三筆がまとまって一団地をなしているような場合は、三つの地番を並べて記入する。他町村に作っている筆（又は団地）については町村名も記入する。 (3)	筆（又は団地）の枚数 (4)	水稲作付面積 台帳面積の如何にかかわらず、実際に作付した面積を正確に記入する。 (5) 反	畝	歩	台帳面積 水稲以外の作物を一部に作っていても、その筆（又は団地）の全面積を記入する。 (6) 反	畝	歩	(5)と(6)とが著しく異るときは、その理由を記入する。 (7)	耕地整理に○の印をしてある筆（又は団地） (8)
例	うるち	愛国	字中里　165	2		8	11		8	20		○
例	うるち	旭	字中里　160 〃　161 〃　173	5	1	6	05	1	8	23	他は蔬菜作	○
例	うるち	愛国	山田村 字道上　55	1		6	24		5	28	台帳面積が実際の面積より小さい。	—
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

（うるちの分を全部記入してから、もちの分を記入

（欄が足りなくなつたら紙をつぎ足して下さい）— 裏面も忘れずに —

— 81 —

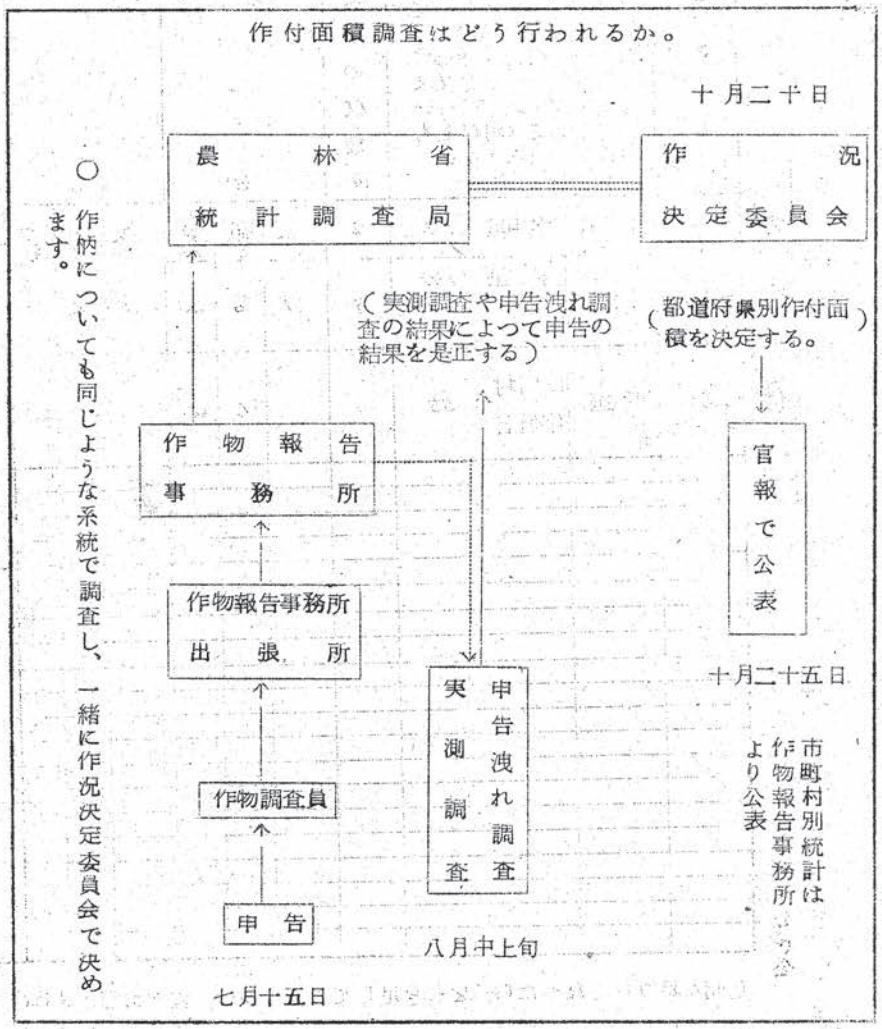
△農家の皆さん△

一、この調査は、正確な作付面積をしらべることを目的とし、農林省が直属の作物報告事務所を通じて行うことになつております。

二、作物報告事務所は、このような申告をとつたり、実測をしたりして、市町村や府県の相互間に不公平のない調査をすることを目的として生れた新らしい組織であります。したがつてこの組織は調査のみに責任をもち、供出や課税とは直接には無関係でありますが、国や府県はこの調査の結果を供出や配給又は課税などの元になる大切な資料として使いますから、皆さんも充分これに協力して下さい。

三、作物調査員は、この作物報告組織の第一線機関でありますから、おからない点は相談して間違いなく申告して下さい。

農林省統計調査局長



様式第一号　甲（農面）

第二表　陸稲、甘藷筆別（又は団地別）申告表

	陸稲うるち、陸稲もち、甘藷別 (1)	品種名 (2)	筆（又は団地）の字名と地番 団地の場合、例えば三筆がまとまって一団地をなしているような場合は、三つの地番を並べて記入する。他町村に作っている筆（又は団地）については町村名も記入する。 (3)	筆（又は団地）の枚数 (4)	陸稲 甘藷 作付面積 台帳面積の如何にかかわらず、実際に作付した面積を正確に記入する。 (5) 反	畝	歩	台帳面積 陸稲、甘藷以外の作物を一部に作っていても、その筆（又は団地）の全面積を記入する。 (6) 反	畝	歩	(5)と(6)とが著しく異るときは、その理由を記入する。 (7)	耕地整理のしてある筆（又は団地）に○印をつける。 (8)
例	陸うるち	浦三	字中里 216	1		4	25		4	13		
例	陸うるち	戦捷	山田村字道上 57	2		3	23		6	15	他は蔬菜作	○
例	陸うるち	浦三	字木下 32	1		2	12		5	28	果樹畑に間作	—
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

（陸稲うるち、陸稲もち、甘藷の順にそれぞれまとめて記入して下さい。）

（欄が足りなくなつたら紙をつぎ足して記入して下さい。）

様式第一号 乙

昭和二十三年 稲、甘藷作付面積申告票（非農家用）

七月十五日 調査

市町村名	
市町村番号	
調査区番号	

出張所

作物調査員検印

番号	非農家	氏名	陸稲 うるち 反畝歩	陸稲 もち 反畝歩	甘藷 反畝歩	番号	非農家	氏名	陸稲 うるち 反畝歩	陸稲 もち 反畝歩	甘藷 反畝歩	番号	非農家	氏名	陸稲 うるち 反畝歩	陸稲 もち 反畝歩	甘藷 反畝歩
一						一九						三七					
二						二〇						三八					
三						二一						三九					
四						二二						四〇					
五						二三						四一					
六						二四						四二					
七						二五						四三					
八						二六						四四					
九						二七						四五					
十						二八						四六					
十一						二九						四七					
十二						三〇						四八					
十三						三一						四九					
十四						三二						五〇					
十五						三三						五一					
十六						三四						五二					
十七						三五						五三					
十八						三六						五四					

記入注意

一、申告を願うのは、陸稲と甘藷との作付面積についてであるから、土地台帳の如何にかかわらず、実際に稲、甘藷を作付した面積（近く作付を予定している面積を含む）をもれなく記入する。殊に、隣村や隣部落に行つて作つている分も落さないようにする。また、水害等の被害をうけて、すでに立毛を失つている分も一旦作付したものは全部記入する。

二、この申告は、作物調査員があらかじめ作成してある非農家一覧表によつて、もれることのないように注意して記入する。

三、本表は、次回調査に際し、必要な加除訂正をして耕作者一覧表として用いる。

様式第一号乙（裏面）

○作物調査員の方え

一、調査員は、先づ作物報告事務所出張所の人達と一緒に、この調査について充分に研究しておくことが大切である。

二、調査にあたつては、この申告票を配る相手をもれなく探し出すことが調査の要諦であるから、予め七月五日までに農家、準農家、非農家別に耕作者一覧表を作つておくことが肝要である。

三、念のためにいうならば、申告義務者の範囲は、調査要綱に示されているとおり、「水稲、陸稲、甘藷のいずれかを栽培しているもの全部」であるから、農家であろうと非農家であろうと、また、水稲や陸稲や甘藷の作付面積が多かろうと少なかろうとを問わず、いずれか一つ以上を栽培しているものは、全部洩らさず調査の対象となるのである。

ただし、等しく申告義務者であつても、実際調査をする場合には、農家及び準農家に対しては、「農家準農家用」の申告票を用い、非農家に対しては、「非農家用」の申告票によつて連記式で調査員が聞きとり記入して廻るのである。

四、そこで、あらかじめ「耕作者一覧表」をつくる場合には、申告義務者を、農家、準農家に区別しておくことが必要であるが、その区別の仕方は、次の基準によるものとする。

すなわち、この調査で農家とは、米、麦、甘藷、馬鈴薯、雑穀等の主要農作物のいずれか一種以上について、生産供出割当をうけている者、肥料の配給をうけている者及び水田を耕作する者のうちいずれか一つ以上に該当する者がその世帯員中にいる世帯をいい、準農家とは、会社、組合、学校、試験場等で主要農作物の耕作を行うものをいう。但し、調査に当つて、農家の場合と異る点は、その耕作を行つている事業所がそれぞれ調査の単位となるのであり、同一会社の経営に属するからといつて、本社で一括して記入させるようなことのないように注意しなくてはならない。申告義務者のうちで、農家及び準農家に該当しないものが非農家である。

五、受持調査区内の申告票を集めたならばよく調べ、間違いのないことを確めた上捺印し、作物報告事務所出張所長に提出する。

様式第一号　丙

市町村名	
市町村番号	
調査区番号	

昭和二十三年　稲第二期作作付面積申告票

九月一日調査

出張所	
作物調査員検印	

農家準農家番号	氏名（又は名称）	捺印	水稲 うるち 反畝歩	水稲 もち 反畝歩	農家準農家番号	氏名（又は名称）	捺印	水稲 うるち 反畝歩	水稲 もち 反畝歩	農家準農家番号	氏名（又は名称）	捺印	水稲 うるち 反畝歩	水稲 もち 反畝歩
一					一九					三七				
二					二〇					三八				
三					二一					三九				
四					二二					四〇				
五					二三					四一				
六					二四					四二				
七					二五					四三				
八					二六					四四				
九					二七					四五				
一〇					二八					四六				
一一					二九					四七				
一二					三〇					四八				
一三					三一					四九				
一四					三二					五〇				
一五					三三					五一				
一六					三四					五二				
一七					三五					五三				
一八					三六					五四				

記入注意

一、申告を願うのは、水稲第二期作の作付面積についてであるから、土地台帳面の如何にかかわらず実際に二期作をした面積をもれなく記入する。殊に、隣村や隣部落に行って作っている分も、また、水害等の被害をうけて、すでに立毛を失っている分についても、一旦作付したものは全部記入する。

二、この申告は、作物調査員があらかじめ作成してある二期作農家、準農家一覧表によって、もれることのないように注意し、農家の分を記入してから準農家の分を記入する。

三、本表は、次回調査に際し、必要な加除訂正をして二期作農家、準農家一覧表として用いる。

農林省

様式第二号

郡市	
町村名	
調査区番号	

昭和二十三年　稲、甘藷作付面積中間集計表

申告票第三表より

農家氏名	準農家番号	作付面積					内、耕地整理済面積				筆（又は団地）数					
		水稲		陸稲		甘藷	水稲	陸稲、甘藷	水稲				陸稲、甘藷			
		うるち	もち	うるち	もち				耕地整理済数	耕地未整理数	累計	耕地整理済数	耕地未整理数	累計
	（又は名称）	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩						

様式第三号　甲

昭和二十三年
稲、甘藷作付面積報告書

郡市町村名	同番号
郡 市 町 村	

所管市町村数　うち　番目

作物報告事務所出張所

本表作成者氏名

第一表　稲、甘藷耕作者数及び作付面積

	作付農家及び準農家										作付非農家数	作付面積	作付耕作者数	作付面積
	農家				準農家				計					
	作付農家数	作付面積			作付農家数	作付面積			作付農家数	作付面積				
		町	反			町	反			町	反			
稲 水稲 うるち														
稲 水稲 もち														
稲 水稲 計														
稲 陸稲 うるち														
稲 陸稲 もち														
稲 陸稲 計														
稲 合計														
甘藷														

備考　高知県や鹿児島県で二期作をしている場合は、上記水稲作付面積のうち一期作分について記入する。

一期作農家数……、その作付面積……町……反。同準農家数……、その作付面積……町……反

記入注意

一、「作付農家数」「同準農家数」は、中間集計表のそれぞれの記入行数を算えて記入する。

二、「作付面積」は、中間集計表の作付面積を農家、準農家別に集計し、市町村計を求めて記入する。この際、市町村計の畝位を四捨五入して記入する。

三、非農家については、非農家申告票を中間集計表に準じて取り扱い記入する。

第二表　稲、甘藷作付筆数及び耕地整理済作付面積

	作付筆数				耕地整理済作付面積	
	耕地整理済数	耕地未整理数	計		町	反
水稲						
陸稲						
甘藷						

記入注意

一、「耕地整理済筆数」は、中間集計表の「累計筆数」欄の最後の数のそれぞれを記入する。

二、「耕地整理済作付面積」は、中間集計表の「内、耕地整理済面積」欄の集計をそれぞれ記入する。

報告要領

一、出張所長はこの報告書を複写で三部作成し、そのうち一部（厚紙）に出張所長の捺印をして正報告書とし、他の一部（薄紙）を写として添付し、計二部を作物報告事務所長に送り、残りの一部は出張所長の控えとする。

二、作物報告事務所長は郡市計及び都道府県計を求め、出張所長から送られた報告書写を添付して統計調査局長に送る。

様式第三号　乙

昭和二十三年　稲第二期作作付面積報告書

郡市町村名	郡市	町村
同番号		

所管市町村数……
うち……番目

作物報告事務所
出張所

本表作成者氏名

	農家			準農家		
	作付農家数	作付面積		作付準農家数	作付面積	
		町	反		町	反
稲						
うるち						
水						
もち						
合計						

記入注意

一、「作付農家数」「同準農家数」は、稲第二期作作付面積申告票のそれぞれの記入行数を算えて記入する。

二、「作付面積」は、稲第二期作作付面積申告票の作付面積を農家、準農家別に集計し、市町村計を求めて記入する。この際、市町村計の畝位は四捨五入して記入する。

報告要領

一、出張所長はこの報告書を複写で三部作成し、そのうち一部（厚紙）に出張所長の捺印をして正報告書とし、他の一部（薄紙）を写として添付し、計二部を作物報告事務所長に送り、残りの一部は出張所長の控えとする。

二、作物報告事務所長は都市計及び都道府県計を求め、出張所長から送られた報告書写を添付して統計調査局長に送る。

—90—

様式第四号

番号	都道府県	郡	市	町	村

市町村内の通し番号

調査区番号

米作況調査票

第一表　陸稲　水稲　作付面積申告票より転記

耕作者氏名	
氏名	

調査担当者　印

標本筆の申告票の

一、うるち　もち（何れかに○をつける）　うるち　もち　三、筆の所在地　町村　字　番地

二、品種名　五、作付面積　反　畝　歩

第二表　粒数調査時記入

粒数調査					栽植密度				
	一株当又は二尺当（何れかに○をつける）	中庸稈一茎当り				畦巾	株間		
	全穂数	無効穂数	稔実粒数	不稔粒数		尺	寸	分	尺	寸	分
		(1)	(2)	(3)	(4)						
一					一						
二					二						
三					三						
四					四						
五					合計						
六					平均 (ヰ)				(ヲ)		
七					(ヨ) 水稲の坪当株数						
八					(タ) 条播の場合の坪当畦長	尺					
九						寸					
					参考事項						
一〇					栽培様式（何れかに○をつける）	直播　移植					
一一					播種期日（直播の場合）	月　日					
一二					田植期日（移植の場合）	月　日					
一三					出穂期日	月　日					
一四					完熟期日	月　日					
一五					地力調査で査定された等級	等					
一六					平年反収（聴取り）	石　斗					
一七					被害	風水旱冷病					
一八					（何れかに○をつける）	虫　その他　なし					
一九					作況						
二〇					備考						
合計											
平均											
(五) 一株当又は二尺当有効穂数 (1)÷(2)	本										
(六) 一株当又は二尺当稔実粒数 (3)×(5)	粒										
(七) 一坪当稔実粒数 (6)×(12)又は(6)×(15)÷2	粒										
(八) 推定玄米一升粒数 $\frac{(7)\times 300}{(8)}$	粒										
(九) 予想反収	升										

記入注意

一、粒数調査は稈長、（穂首までの長さ）の順に並べて中央の茎について行う。もし穂数が偶数ならば中央の二本について株別に長い方と短い方を交互に調査する。

二、計算の場合は小数点以下一位に止め、二位を四捨五入する。但し(七)は十位を四捨五入して百位に止める。

三、推定玄米一升粒数は既有の資料に品種、気象、地域性等を斟酌して現地で推定する。

四、(八)の計算は別表早見表を利用することが出来る。

五、水稲の(ヰ)(ヲ)は調査箇所ごとに四株間を縦横に測定して平均する。

六、播種期日には水稲の直播及び陸稲においてのみ記入する。

七、完熟期日には調査当日にその時期に達していない場合は予想により記入する。

八、被害状況備考には発生時期、病害虫の種類、被害程度、その他必要と認める事項を記入する。

様式第四号（裏面）

第三表　刈取調査時記入

刈取期日	月	日	天候

	畦巾 寸	畦巾 分	株間 寸	株間 分	(三) 坪当株数	(四) 坪当畦長	刈取方法（何れかに○をつける）
一					360,000 (1)×(2) 株	360,000 (1) 分	
二							
三							
合計							
平均	(1)		(2)				

記入注意　坪当株数は小数点以下一位に止め、二位を四捨五入する。

第四表　刈取調査時記入

生籾	全重量	(五) 匁	乾燥籾	(六) 匁	乾燥籾から反収を算出する場合	(七)より別表に基いて見出 (十)す乾燥籾一貫目当の玄米容量	升	石	生籾から反収を算出する場合	(十一) 反常乾燥籾重量 (8)×0.98 匁
	一升重量			(七) 匁						(十二) 反当玄米容量 (12)×5 升
	反当全重量 (8)=(5)×100/(9)=(6)×100	(八) 貫		(九) 貫		(十三) 反玄米容量 (10)×(9)				(十四) 補正率 % (十五) 反当玄米容量 (13)×(14) 石
(十六) 被害による減収歩合	%	(十七) 被害について特記を要する事項								要合を場正する補

記入注意　一、(十)の別表は次の通りである。

乾燥籾一玄米換算表

乾燥籾十升重量	乾燥籾一貫目当玄米容量
二〇〇匁―二一〇匁	二升・〇一〇
二一一 ―二三〇	二一・〇一四
二三一 ―二五〇	二一・〇一七
二五一 ―二七〇	二一・〇二〇
二七一 ―二九〇	二一・〇二二
二九一 ―三一〇	二一・〇二四

二、(14)の補正率は熟期、刈取時の天候、地域等に応じて補正を要する率を記入するが一例をあげれば次の通りである。

天候	乾燥歩留	補正率
刈取前日及び当日晴天（乾燥可）	九〇%として	一〇二・三%とする。
刈取前日及び当日晴天	八八	一〇〇・〇
刈取前日雨天・前夜から当日に亘り曇天	八五	九六・六
刈取前日から降雨持続又は朝露甚多	八〇	九〇・九

三、(16)はこの筆が被害のあつた場合に限り次の算式により計算の上記入する。

第二表の平年反収―この表の(11)又は(13)若くは(15)

第二表の平年反収

四、(17)は被害の前歴、被害に関係のあつたと思はれる気象状況、その他事務所長がその地方で必要と認めた事項で、予め出張所長に通知しておいた事項について記入する。

様式第五号

作物報告事務所長殿

水稲
陸稲 予想収穫高報告書

（　月　日現在報告）

出張所長　㊞

第一表　一般検見に基く予想収穫高

市町村番号 ＼ 事項	(1) 申告の作付面積	(2) 立毛皆無面積	(3)＝(1)−(2) 収穫見込面積	(4) 予想反収	(4)×(3) 予想収穫高
	町 反	町 反	町 反	石 斗	石 斗
合計					

記入注意　一、予想反収は一般検見の結果を基とし被害状況、施肥状況、管理状況、作物報告員の意見、気象の長期予報等を参考として市町村別に推定する。

二、予想反収の合計欄には予想収穫高の合計を収穫見込面積の合計で除した平均反収を記入する。

－95－

第二表　粒数調査に基く予想収穫高

標本筆数	平均坪当稔実粒数(5)	平均予想反収(6)			収穫見込面積(7)		予想収穫高(8)＝(6)×(7)	
筆	粒	石	斗	升	町	反	石	斗

記入注意　一、本表は水稲についてのみ作成する。
二、(5)及び(6)は出張所管区内における全調査標本筆の平均を記入する。
三、(7)は第一表(3)の合計欄の数字をそのまゝ記入する。

第三表　粒数調査成績一覧表

郡市町村調査区	番号	調査区内の筆の通し番号	坪当稔実粒数	推定玄米一升粒数	予想反収		
			粒	粒	石	斗	升

記入注意　本表は陸稲についてのみ作成する。

様式第六号

水稲陸稲予想収穫高報告書

（　月　日現在報告）

農林省統計調査局長殿

作物報告事務所長　㊞

事項 / 種類別				
作付面積申告の				
立毛皆無面積				
収穫見込面積 (1)				
一般検見に基く	予想収穫高	予想反収	石	
			斗	
			石	
			斗	
			升	
粒数調査に基く	平均坪当稔実粒数 (2)		粒	
	予想反収 (3)		斗	
			升	
出張所長からの報告				
所長決定				

記入注意　一、(2)は各出張所長からの報告（様式第五号）の第二表の平均坪当稔実粒数に標本筆数の重みをかけて平均する。

二、(3)は同じく第二表の予想収穫高の合計を本表の収穫見込面積で割って求める。

様式第七号

番号	都道府県 郡 市 町 村

調査区番号

米作況チェック調査票

調査期日	月 日
調査班長氏名	印

作況調査標本番号		調査班員氏名	反収予測値
筆の所在地	市町村 字 番地		石 斗 升
種類（何れかに○をつける）	水稲 陸稲 うるち もち		
栽培様式（何れかに○をつける）	株植 条播（並木植）		
		平均	

	出張所調査			調査班調査		
畦巾	尺	寸	分	尺	寸	分
株間		寸	分		寸	分
坪当株数又は畦長	尺	株	寸	尺	株	寸
一株当又は二尺当有効穂数	本			本		
一穂当稔実粒数	粒			粒		
一株当又は二尺当稔実粒数	粒			粒		
一坪当稔実粒数	粒			粒		
予想反収	石	斗	升	石	斗	升

記入注意　一、出張所調査の予想反収は粒数計算により算出したものとする。

二、反収予測値は調査班員が記名投票し、その平均値を調査班の予想反収とする。

様式第八号

米推定実収高報告書

作物報告事務所長殿

出張所長 ㊞

第一表　刈取調査による反収（作況調査票より転記）

| 水稲 | うるち | | |

第三表　推定実収高

事項 ＼ 種類別		水稲 うるち	水稲 もち	水稲 小計（平均）	陸稲 うるち	陸稲 もち	陸稲 小計（平均）	合計
(1) 申告の作付面積	町							
	反							
(2) 収穫皆無面積	町							
	反							
(3) ＝(1)－(2) 収穫面積	町							
	反							
(4) 反収	石							
(5) ＝(4)×(3)	石							
	斗							
(6) 推定実収高 玄米	石							
	斗							
(5)の内訳 屑米	石							
	斗							

記入注意　一、(2)には第二表の合計欄を転記する。
二、(4)には第一表の平均欄を転記する。
三、(6)は検査標準により玄米、屑米に分けるが、その各々の推定実収高は出張所長の推定による。

様式第九号

米推定実収高報告書

農林省統計調査局長

作物報告事務所長　㊞

事項 / 種類別		出張所長からの報告								所長決定			
		申告の作付面積		収穫皆無面積		収穫面積		推定実収高		反収		収穫皆無面積	反収
		町	反	町	反	町	反	石	斗	石		町	石
水稲	うるち												
	もち												
	小計（平均）												
陸稲	うるち												
	もち												
	小計（平均）												
合計													

記入注意　一、推定実収高欄には様式第八号第三表（六）の太線の出張所別計を記入する。

二、出張所長からの報告反収欄は推定実収高を収穫面積で除し算出する。

屑米推定実収高	出張所長からの報告	石	斗
	所長決定	石	斗

様式第十一号　甘藷作況調査票（昭和二十三年）

番号	都道府県	郡市	町村

調査期日	予想収穫高	推定実収高
月日	月日	

出張所管区別特定調査筆の通し番号

第一表

調査筆の	所在地	字	番地
	地勢（何れかに○をつける）	山間部　平坦	
	土質	粘質土　壌土　砂質土	

調査担当者
印

耕作者住所	字　番地
氏名	

第二表

| 品種名 | | |

| 検 | | |

様式第十一号（裏面）

第一表

出張所管区別特長調査筆の通し番号

調査の筆		
所在地	字	番地
地勢	何れかに○をつける	山間部・平坦部
土地	何れかに○をつける	粘質土・壌土・砂質土

第二表

| 品種名 | | |

| 調査予想収量 | | |

様式第十号

甘藷品種別作付面積及び筆数中間集計表

（甘藷作付面積申告票から二十分の一の農家を抽出して集計する。）

番号	都道府県	都市	町村

出張所

品種名	農家・準農家番号	筆（又は団地）数	面積	筆（又は団地）数	面積	筆（又は団地）数	面積
合計							

記入注意　一、筆（又は団地）数は申告票の品種別の記載行数を算えて記入する。

二、本表の記載に申告票の作付面積の歩位以下を四捨五入して記入する。

—106—

様式第十二号

甘藷予想収穫高報告書

作物報告事務所長　殿

出張所長　㊞

第一表　品種別作付面積比率

(一)　調査品種及び雑品種

事項 / 市町村番号	二十分の一の農家の品種別作付面積					合計	百分率
	第一（　）	第二（　）	第三（　）	雑品種	合計		
	畝	畝	畝	畝	畝		一〇〇・〇%
合計							

記入注意　一、本表は甘藷品種別作付面積及び筆数中間集計表より集計する。

二、品種別作付面積欄の（　）にはそれぞれ該当品種名を記入する。

(二)　上表の雑品種の内訳（出張所管区合計）

品種名	作付面積
	畝
	畝
	畝
	畝
	畝
	畝
	畝

第　品種　品種名

第二表　品種別予想反収

事項 / 市町村番号	特定調査筆の番号	試掘による反当諸重	予想反収	附近の耕地の平均予想反収	(3)＝(2)/(1)と(1)との比率
		貫	貫	貫	
合計	（筆数）				
平均			（二）		

出張所長の予測するその管区の同一品種の反収(二)

記入注意　一、本表は第一、第二及び第三品種についてそれぞれ別記とする。　二、(3)は計算の場合小数点以下二位に止める。

第四表　予想収穫高

事項 / 市町村番号	(4) 申告の作付面積	(5) 立毛皆無面積	(6)＝(4)－(5) 収穫見込面積
	町 反	町 反	町 反

事項 / 品種名	(7) 品種別作付面積比率	(8) 収穫見込面積	(9) 予想反収	(10)＝(9)×(8) 予想収穫高
第一				
第二				
第三				
雑品種				
合計又は平均	一〇〇			

記入注意　一、(7)は第一表から、(11)は第三表(6)の合計を転記する。
二、(8)は(11)に(7)の比率を乗じて算出する。
三、(9)は第二表の(2)の各々を転記する。但し、雑品種については新に推定記入する。
四、(9)の平均は(10)の合計を(11)で除して算出する。

様式第十三号

甘藷予想収穫高報告書

農林省統計調査局長　殿

作物報告事務所長　㊞

第一表　予想収穫高

／	作付面積	立毛皆無面積	収穫見込面積	予想収穫高	反収
出張所長からの報告	町　反	町　反	町　反	貫	貫
所長決定	町	町	町		

第二表　品種別作付面積

（単位　反）

品種名	二十分の一の農家の作付面積	(ハ)同上百分比%	品種別全面積 (ロ)×(イ)
合計		一〇〇・〇	(ロ)

記入注意　(ロ)には第一表の出張所長からの報告の作付面積をとる。

様式第十四号　　甘藷推定実収高報告書

作物報告事務所長殿　　出張所長　　印

第一表　（作況調査票から転記）　　（単位　貫）

| 第一品種（　） | 調査筆番号 | | |

第三表　収穫面積

事項 / 市町村番号	(1) 申告の作付面積	(2) 収穫皆無面積	(3)＝(1)－(2) 収穫面積
	町 反	町 反	町 反
合計			

第四表　推定実収高

事項 / 品種名	(1) 品種別作付面積比率	(2)＝(5)×(1) 収穫面積	(3) 反収	(4)＝(3)×(2) 推定実収高
	%	町 反	貫	貫
第一				
第二				
第三				
雑品種				
合計又は平均	一〇〇・〇	(5)		

記入注意　一、(1)予想収穫高報告書様式第十二号第一表の百分比を、(5)は第三表(3)の合計をそれぞれ転記する。
二、(2)は(5)に(1)の比率を乗じて算出する。
三、(3)は第二表(5)より転記する。但し(3)の平均は(4)の合計を(5)で除して計算する。

－ 111 －

様式第十五号

甘藷推定実収高報告書

農林省統計調査局長　殿

作物報告事務所長　　印

申告の作付面積 (1)	出張所長からの報告	所長決定
町 反		
収穫皆無面積 (2)		
町 反		
収穫面積 (3)＝(1)－(2)		
町 反		
推定実収高 (4)		
貫		
反収 (5)		
貫		

記入注意　出張所長からの(5)は(4)を(3)で除したものとする。

－112－

報告一覧表

事項	調査期日	報告期限	様式	添附書類
稲及び甘藷作付面積（申告調査）	七月十五日（水稲第二期作九月一日）	八月二十日（水稲第二期作九月二十日）	第三号	実測調査票
同（抽出調査）	八月十一日より八月三十一日まで	九月二十日		作物報告委員会議事録 所長意見 出張所長からの報告（様式第五号）の写 農作物被害調査要綱による被害調査成績 その他作況判定の資料
米予想収穫高	東北、北陸の各県九月十日 その他の都道府県九月二十五日	東北、北陸の各県九月二十五日 その他の都道府県十月十日	第六号	
米推定実収高	事務所長の定める期日	第一区（北陸）十一月二十日 第二区（東日本）十一月三十日 第三区（西日本）十二月二十日 （水稲第一期作九月十日）	第九号	作物報告委員会議事録 所長意見 作況調査票 農作物被害調査要綱による被害調査成績 出張所長からの報告（様式第八号）の写

	甘藷予想収穫高	九月二十日	十月十日	第十二号
	甘藷推定実収高	事務所長の定める期日	十一月三十日	第十五号

作物報告委員会議事録
所長意見
出張所長からの報告（様式第十二号）の写
農作物被害調査要綱による被害調査成績
その他作況判定の資料

作物報告委員会議事録
所長意見
作況調査票
農作物被害調査要綱による被害調査成績

昭和二十四年抽出単位の調査実施要領

一、調査の単位を変更する理由

本年度の米、甘藷作付面積調査は、原則として小字を抽出単位としたが、一単位の地域が八町にも及ぶ耕地を含む場合もあり、調査の労力が過大となり、バリアンスも大きくなる憾みがあつた。その結果に鑑み、労力の過重を防ぎ、且つ調査の精度を高め、更に又予算の見透しがつけば、収量、被害等の調査をも一貫して行うという設計も考へたいので、今回の表頽調査から抽出単位の大きさを次のように変更する。

尚その上に、今度決定した抽出単位については抽出単位毎に、その地域の有する特性を調査し、階層分けの資料とする等に用い、今後なるべく変更せず、永く用いたい意向であり、その事項については調査票中の空欄に調査の都度、必要に応じ、項目を追加して、完全なものとしてゆく方針である。

二、抽出単位は次の基準できめる。

抽出単位は耕地面積二町程度の地域とする。その地域は農民の知識習慣ならびに抽出調査の便宜上、小字区劃を以てすることが便利であるが、しかしそれは必ずしも旧来の字切り絵図の小字区劃にこだわる要はない。農民の俗称や、開拓、耕地整理、工場敷地或いは河川、道路の改変等で現況が変つている場合は、その境界によつて区劃するがよい。

三、抽出単位を作る際の細い注意事項

(一) 抽出単位の大きさ　抽出単位の大きさは耕地面積二町程度、筆数二〇乃至三〇が適当である。この際、開墾、耕地の潰廃基の他の事情により、現況が土地台帳と著しく変化している場合は現況によるように留意されたい。

(二) 小字を分割する場合　抽出単位の大きさを耕地面積二町程度とする結果、分割すべき小字を生ずる。又耕地面積二町以下の小字であつても、山林等を包含し、且つ耕地が散在している時は、現地調査の場合、労力が過重となる虞れがあるから分割してもよい。

(三) 小字を合併する場合　耕地面積の極く小さい小字では、バリアンスを小さくする面からは二町程度迄合併することが望ましいが、その為に一方調査の労力を増してはならないから隣接の小字と合併しても(二)の項の如き虞のないように注意し、(二)の項に記したようなことの起りさうな場合は、無理に合併してはならない。

(四) 分割、合併の方法　(イ) 分割の境界は、道路、水路等の明瞭な線を以てし、略図を描き、まぎれ易い境界には地番を記入し、各単位に名称を附して(例へば天神前の一、中田の甲)、後にその抽出単位の範囲を誤らないようにする。略図は「抽出単位調査票」の裏面を使用する。トレシング・ペーパーの入手出来る場合に、これを用ゐて境界線を写し取ると便利であろう。

(ロ) 合併の場合、市町村の境界に跨る地域又は小字は合併しない。

(ハ) 小字を分割又は合併して抽出単位を作る場合は、各単位が、水田のみ、或いは畑のみというように、なるべく等質性を得ることが望ましい。これはバリアンスを少くするためである。

(ニ) 耕地整理地、一地元増反地はその他の地域と区別して等質な抽出単位とし、大きさは同じく耕地面積二町程度とする。但し、之等の面積が一団地五反未満の場合は、特に分離しなくともよい。

(ホ) 集団入植地でしかも一農家の耕地が一町以上の団地をなしている場合は、その集団入植地をその他の地域と区別して抽出単位をつくる。この場合の抽出単位は農家数戸分の耕地を集めたものとし、(農人単位)、その大きさは耕地面積十町程度とする。

一農家の耕地が一町以下の場合或は一町以上でも団地をなさず散在している場合は一般抽出単位と同じく、耕地面積二町程度の単位とする。

(ヘ) 抽出単位の作成は、作物報告事務所出張所にて、土地台帳、耕地図、字切り絵図等を利用して行う。今後抽出単位の改編はなるべく避けたいから、少くとも耕地面積は四の(一)のようなやり方で綿密な調査を行うと共に、小字又は地域の脱漏・重複のないよう十分注意せられたい。但し、全く耕地を有せざる小字(完全な山林、住宅地等)はリストする必要がない。

(ト) 抽出単位には市町村毎に一連の通し番号をつける。

四、抽出単位につき調査すべき事項

(一) 水田面積、畑面積

本項の面積のきめ方は、土地台帳の集計、字切り絵図の図上測量、其の他事情の明るい人から聴取する等の方法によりなるべく正確に調査する。尚、机上ではどうしてもわからぬ場合は現地に行って見積りをして貰はねばならない。

(二) 二毛作田面積(三毛作以上を含む)

本項以下(ハ)項迄、及び(ニ)、(ホ)、(ヘ)項は役場、農地委員会、農業協同組合等の既存の資料を利用し、或いは事情の明るい人に聴取する等の方法による。

(三) 開墾干拓地

昭和二十年十一月以降の開墾干拓地にして、且つ一年以上作物の作付けられた耕地につき、田畑別の面積と、集団入植、地元増反、干拓の別を記入する。但し切替畑(焼畑)は之に含めたい。

(四) 耕地整理状況

田畑別整理済面積と、その完了年次(明治、大正、昭和の別)を記入する。これは耕地整理といっても、あまり古く耕地整理が

行われたため、区劃などもその後変つたものがあることを考えて入れた項目である。従つて当然明治以前のものは之に含めない。測量せる入植地等は之に含める。

(五) 永年作物の面積と種類

桑、果樹、茶、その他の永年作物（コウゾ、ミツマタ、コリヤナギ、タケノコを目的とする竹藪等）が集団的に栽培されている耕地について記入する。但し、畑の周囲や境界に植えたものや、点在する柿のようなものは之に含めない。二種以上ある場合は種類を列記し、面積は各々の合計を記入する。

(六) 他市町村からの田畑別入作面積及び入作者の市町村名。面積は(三)の後段の方法により推測し、入作者の市町村名とあるところはその単位に入作している人々の中で相等の部分を占める人達の居る市町村名のことである。

(七) 地形。平坦地、丘陵地、山間地の別（収量、被害に影響する要素として考へた項目である）

(八) 抽出単位の耕地を耕作している人が主として住んでいる部落名

(九) 抽出単位の性格を次の二種に分ける。

A 申告漏れの多そうな所、例えば

イ、都市近郊、或いは交通、貸出しに便利な所

ロ、市町村間の入作がその耕地の約三分の一以上あるもの

ハ、その地域の耕地がその地域を耕作している人の主として住んでいる部落から交通不便な所にあるもの

ニ、表作付面積の一割以上が永年作物の間作であるもの

B、申告漏れの少なそうな所

(十) 麦作付面積（田畑別）

事情の明るい人に聴取するとか、実地検分によるとか、又は部落に対する作付割当を算定して、田、畑面積に乗ずる等の方法による。

田畑別に分らない所は「計」の欄だけでよい。先に挙げた、二毛作田、永年作物の面積は、麦作付面積の項をきめる際に役立てる為に入れた項目である。

(十一) 麦の地力

抽出単位の麦の平均地力を何俵で反当何俵取りと記入する。この場合、その地域で最も作付の多い種類の麦で表はす。例えば、小麦で四俵半取りと表はす。

(十二) 麦の常習被害の有無と、その主たる被害者

常習被害とは十年のうち七年以上同一種類の被害の発生した場合とする。（坪刈りの階層分けの時に利用する為の項目である）

(ヰ) この地域の春植馬鈴薯栽培予定の有無

五、調査期限

東北・北陸　昭和二十四年二月末日

関東及び長野　〃　二月十五日

その他の府県　〃　一月十五日

昭和二十四年主要食糧農産物供出割当数量調整資料の基礎調査要領（冬作）

農林省統計調査局

第一　目　的

この要領に定める調査は昭和二十四年主要食糧農産物（冬作）について農林大臣の行う供出割当数量調整の資料の基礎を提供するのが目的である。

第二　根拠法

この要領に定める調査は食糧確保臨時措置法第二十八条に基いて行う。

第三　対象の作物

この要領に定める調査の対象の作物は麦（小麦、大麦、はだか麦）、馬鈴しよ、雑穀（えん麦、ライ麦、えん豆、そら豆）である。

第四　種　類

この要領に定める調査は、予収収穫高調査時における調査と推定実収高調査時における調査との二種類である。

第五　予想収穫高調査時における調査

一　出張所長は五月一日に市町村長を通じて主要食糧農作物被害申告票を、食糧確保臨時措置法第八条第二項に基く届出を行つた生産者に配布してその記入を得た上、五月二十日までに再び市町村長を通じて蒐集する。

二　出張所長は一の被害申告票とともに様式第一号による被害農家一覧表を市町村長に配布してその記入を得た上、被害申告票ととも

もに蒐集する。

三、この調査で反収は収穫見込面積（即ち作付面積から収穫皆無面積）を差引いた面積に対するものではなく、作付面積に対する反収とする。

それは現在の作報の調査では一筆ごとは収穫皆無であるかどうかを区別して調査することは不可能であるから、市町村別収量を出すには結局被害申告票に書かれた作付面積に対して一率に部落平均反収をかけてそれを集計することになる。そうするとこの際収穫皆無面積を除いた収穫見込に対する反収を用いるのは不合理であるから、収穫皆無面積を含むところの作付面積に対する反収を用いるのである。

四、出張所長は三の作物ごとの地帯別反収に、その作物の地帯別作付面積の大體の割合を加重して平均し、尚麦については麦調査要綱に定める標本筆の調査結果を可能な限り参酌した上、作物ごとに市町村別の反収を推定する。

2　出張所長は前号の推定に基き事務所長の定める期日までに、様式第二号による主要食糧農作物収量報告書を作成して事務所長に提出する。

五(一)　事務所長はほぼ事情の似通つた郡又は地帯ごとに出張所長を招致して事情を聴取検討の上、直ちに一応の市町村別作付面積、作付面積に対する反収及び収量を決定のする。

(二)　市町村別作付面積決定の資料としては

1　申告による麦作付面積

2　標本調査による修正率

を用いる。

この場合各市町村の申告告等に関する事情を見て、郡の修正率を市町村の事情により多少加減して適用し、一応の市町村別作付面積を決定する。

なお昭和二十四年産麦類春植馬鈴薯及び第二類農作物収穫高並びに被害調査要綱（以下略して麦調査要綱という）による市町村別作付面積（麦様式第一〇号）は右により一応決定した面積を使用することとする。

(三)　作付面積に対する市町村別の反収の算出は次の様にする。

1　事務所長は被害の激甚地又は特に必要と認めた地域についてできるだけ事務所の職員に現地調査を行わせ、予め作況及び被害状況の大体をつかんでおく。

そして出張所長から

(1) 市町村内の地帯別反収を表わす地図

(2) 被害の原因の作用の状況についてコンタラインを記入した地図（例えば水害ならば浸水日数一日、二日、三日……七日という様な事情について等温線又は等高線に準じた線を描いた図）

(3) 品種分布図

(4) その他必要な資料

を検見の結果又は農事試験場、測候所等の資料に基いて作製したものを提出させる。

(四) 前記の反収を(三)により定めた作付面積と掛け合わせて市町村別収量を求める。

（右の市町村収量を市町村の収穫見込面積で割れば、収穫見込面積に対する反収が出てくる。この結果は麦調査要綱による一般検見の反収と対照される性質の数字である。）

六、出張所長は五の指示に従い作物ごとに市町村の地帯別反収を決定する。

七、出張所長は六の市町村の地帯別反収により様式第三号主要食糧農作物地帯別部落一覧表二部を作製し、一部を事務所長に提出するとともに、他の一部に被害申告票を添えて食糧事務所出張所長に通知する。

2 前号の通知期限は五月二十五日（但し北海道の麦、馬鈴しよ、雑穀、東北地方の馬鈴しよについては七月十日）とし必ず厳守する。

八、三による出張所長の調査期間、四による出張所長の報告期日、五による事務所長の指示期日は、七の2の食糧事務所出張所長への通知期日が厳守されるように諸般の事情を参酌した上で事務所長が定める。

九、事務所長は六月十日（北海道の麦、馬鈴しよ、雑穀、東北地方の馬鈴しよについては七月二十五日）までに五の決定に基く市町村別収量の事前割当数量に対する増減収量を様式第四号により統計調査局長に報告する。

第六、推定実収高調査時における調査

一 予想収穫高調査時から推定実収高調査時に至る期間に被害が発生したときは出張所長は事務所長の定める期間内に被害申告票及び被害農家一覧表を第五の一及び二に定めた手続に従って配布蒐集する。

二 出張所長は第五の三によって定めた地帯区分を変更する必要を認めたときはこれを変更の上、事務所長の定める期間内に作物ごとに地帯別反収を調査する。

三 出張所長は二の地帯別反収を基として、麦については麦調査要綱に定める標本筆の調査結果を参酌した上、作物ごとに市町村ごとの反収を推定する。

2　出張所長は前号の推定に基き事務所長の定める期日までに様式第二号による主要食糧農作物収量報告書を作成し事務所長に提出する。

四　事務所長は三の報告書を検討し、特に均衡に注意して作物ごとに市町村別収量を決定して出張所長に指示する。

五、出張所長は四の指示に従い作物ごとに市町村の地帯別反収を決定する。

六、出張所長は五の市町村の地帯別反収により様式第三号主要食糧農作物地帯別部落一覧表二部を作製し、一部を事務所長に提出するとともに、他の一部に第六の一により被害申告票を集めたときはそれを添えて食糧事務所出張所長に通知する。

七、出張所長は一により蒐集した被害農家一覧表からランダムに十分の一の農家を抽出する。

2　抽出された標本農家ごとに作物別収量を計算し、当該農家の割当生産数量に比較して農家を単位とした減収量を計算する。

3　前号の作物別収量の計算は表については昭和二十三年秋播麦類作付面積調査要綱に定める麦作付面積申告票の控を利用し、六に定める地帯別部落一覧表の地帯別反収を用いて筆別収量を計算し、その結果を合計して被害農家一覧表の収量欄に記入することとし、馬鈴しよ、雑穀についてはこの一覧表の第四欄と地帯別部落一覧表の地帯別反収とにより直接同欄に記入する。

4　前号の結果をもととして計算した標本農家ごとの作物別減収量の合計を十倍して作物ごとの農家を単位とした市町村別減収量とし、事務所長の定める期日までに様式第五号による主要食糧農作物減収量報告書を事務所長に提出する。

それで事務所の仕事の繁閑に応じて左の通り変更を認める。

(1)　統計調査局長に報告の時期を一ヶ月延して八月二十日とする。

(2)　農家の数を二十分の一又は三十分の一に減ずる。

抽出農家については、単に様式第三号による反収を用いて農家を単位として減収量を計算するにとどめ、特に現地調査は行わない。

併し余裕のある事務所では、被害状況に応じて事例的に抽出農家の各筆の現地調査（検見）を行い、その結果を右の計算結果と比較するならば、将来この調査要領を改善していく上の重要な資料が得られることとなり、望ましい。

農家を抽出するためのリストは被害農家一覧表を用いる。この一覧表が一回しかとつてないときは、そのままリストとし又二回とつているときは、一回目の表と合せてリストとする。

なお六の(三)の参照。

八　事務所長は七の報告書を検討し、特に均衡に注意して農家を単位とした作物別の減収量を決定し、その郡別の合計を七月二十日（北海道の麦、馬鈴しよ、雑穀、東北地方の馬鈴しよについては九月二十五日）までに様式第五号に準じて統計調査局長に報告す

る。

九九　事務所長は七月二十日（北海道の麦、馬鈴しよ、雑穀、東北地方の馬鈴しよについては九月二十五日）までに麦調査綱に定める調査による市町村別収量の事前割当数量に対する増減収量を様式第四号により統計調査局長に報告する。

玄米石換算比率（容量比率）

玄米	一、〇〇〇	えん麦	〇、三五〇〇
小麦	〇、八四〇	ライ麦	〇、九〇〇〇
大麦	〇、六〇二	えん豆	〇、九〇二六
裸麦	〇、八八八	そら豆	〇、八六一五

この率は食糧管理局米麦課の算出によるもので今年のこの調査について食管の使用する率である。

これによれば原石で小麦一石は玄米石に換算すれば〇、八四〇石となる。

なお馬鈴しよについては貫で調査することになつているから換算の要はない。

主要食糧農作物被害申告票

月　日　現在

横面をよく読んでから書いて下さい。

耕作者	住所	村 町 字 番地
	氏名	㊞

一作物名		この作物の事前割当	
		二生産割当	三供出割当
		石斗貫	石斗貫

四種類	五筆（又は団地）の字名及び地番	六作付面積	七この筆（又は団地）の全収量	八災害の有無及び種類	反当収量	全収量	全収量（米石換算）
		反畝歩	石斗貫		石斗貫	石斗貫	石斗貫
計							

記入注意

供出割当の変更を要する者はこの申告票を次の期限までに市町村役場を通じて作物報告事務所の出張所に提出して下さい。

一　小麦、大麦、はだか麦、馬鈴しよ及び冬作雑穀については……五月十五日現在で五月十八日までに

二　米、甘しよ及び夏作雑穀については……九月十五日現在で九月十八日までに

尚この期日以後に減収を生じて変更を要するときは収穫期までにこの票を出して下さい。

この票の太線で囲んだ処だけ書いて下さい。

この票には災害を受けた筆も受けなかつた筆も全部書いて下さい。

一　欄　この申告票は作物別に書くのですが小麦、大麦、はだか麦は一つにまとめて、麦として一票に、馬鈴しよも一票に雑穀はまとめて一票に書いて下さい。

二～三欄　(1)　出張所長は市町村長に連絡して、その市町村の割当が（イ）玄米石で行われているか、（ロ）麦は麦石、雑穀は原石、いもは貫で行われているかを明瞭にしておく。

(2)　申告票には2欄及び3欄に割当てられた通りに記入させ、玄米石でない場合、玄米石の換算は市町村長に依頼する。

四欄　麦のときは小麦、大麦、はだか麦の別、雑穀のときは大豆、小豆、ささげ等のように、この欄に種類を書いて下さい。

五欄　できるだけ筆別に書いて下さい。

六欄　実際に作付した面積を書いて下さい。

七欄　この申告票を出すときに穫れる見込を反当でなく全収量を原石（又は貫）で書いて下さい。

八欄　災害の種類は植付不能、作付転換、風害、水害、病害、虫害等と書いて下さい。

(一)　この申告票は今年のこの調査に関する限り出張所長は、単に市町村長を通じて配布蒐集し、五月二十五日までに様式第三号主要食糧農作物地帯別部落一覧表と共に食糧事務所出張所長（又は都合により同支所長）に渡すだけであつて、その間作報において何等検討照合等を行わない。

(二)　配布は原則として供出変更を精求した者に限る。但し事情によりそれ以外の者（供出割当のない農家）にも配布した方がよいときは配布して差支ない。この場合供出割当のない農家の分は申告票に何等かの目印を付けておく方がよい。

様式第一号　甲

被害農家一覧表（　枚のうち　枚目）

月　日現在

村　町

麦

耕作者氏名	生産割当A（米石で）	供出割当B（米石で）	申告収量（麦石で）	標本農家に○印	収量C（米石で）	減収量 A－C	変更量 BとA－Cとの内小さい方
	石 斗 升	石 斗 升	石 斗 升		石 斗 升	石 斗 升	石 斗 升

記入注意

一　この票は生産割当を受けた耕作者中災害その他真に止むを得ない事由によつて割当られた生産量をあげ得ない者について書いて下さい。

二　太線で囲んだ処だけ書いて下さい。

三　供出割当を受けた者（完全保有農家）の分を先に書いて下さい。

四　供出割当を受けなかつた者（一部保有農家）についてはB欄は空欄にして下さい。

五　申告収量の欄は完全保有農家では被害申告票の七欄の計の数字を一部保有農家では聞取りで書いて下さい。

この表は第五の二に定めるところにより市町村長に依頼して作製して貰うものである。

この二回目の一覧表に記入されるのは、今回初めて被害のあつた農家である。

様式第一号　乙

被害農家一覧表（　枚のうち　枚目）

馬鈴しよ

村　町

耕作者氏名	生産割当 A	供出割当 B	馬鈴しよを植えた処の字名、地番及び面積（単位畝）								申告収量	○印	収量減 C	減収量 A－C	変更量
			字名	地番	面積	字名	地番	面積	字名	地番	面積					

	生産割当	供出割当	雑穀の作物名と植えた処の字名地番及面積（単位畝）										○	収量	減収量	変更量
			上に作			上に作			上に作							
耕作者氏名	A	B	物名下に	地番	面積	物名下に	地番	面積	物名下に	地番	面積	申告収量		C	A－C	
	（米石で）	（米石で）	字名			字名			字名				印	米石で	米石で	米石で
	石斗升	石斗升			畝			畝			畝	石斗升		石斗升	石斗升	石斗升

記入注意

1　この票は生産割当を受けた耕作者中災害その他真に止むを得ない事由によって割当られた生産量をあげ得ない者について書いて下さい。

2　太線で囲んだ処だけ書いて下さい。

3　供出割当を受けた者（完全保有農家）の分を先に書いて下さい。

4　供出割当を受けなかつた者（一部保有農家）についてはB欄は空欄にして下さい。

5　雑穀をうえた場所の作物名を字名の上に、次欄に地番面積を開取りで書いて下さい。

6　申告収量の欄は完全保有農家では被害申告票の7欄の計の数字を一部保有農家では開取りで書いて下さい。

様式第11号

主要食糧農作物収量報告書

月日調査報告
月日決定報告　（何れかを消す）

事務所長殿

出張所長　㊞

作物名	

	面積	反収	収量 A	生産割当 B	差引 A増減（△）B

管内	村町	村町	村町	村町	村町	村町
						町
						貫斗
						千貫石
						千貫石
						千貫石

記入注意

一　要領第五の四の二（又は第六の三の二）の報告のときは標題の下の決定報告の文字を消し、同第五の七（又は第六の六）報告のときは調査報告の文字を消す。尚後者のときは面積反収の欄は記入しなくともよい。

二　作物名は麦、馬鈴しよ、雑穀にまとめたものと小麦、大麦、はだか麦、えん豆、そら豆等の内訳別のものとする。尚後者ではB、A－B欄は不要である。

三　面積は麦については申告面積、馬鈴しよ、雑穀では概数を見積つて記入する。作付面積が決定したときはそれによる。

四　反収は麦、雑穀は米石、馬鈴しよは貫とする。

五　管内の反収の欄は管内の収量をその面積で割つたものとする。

要領本文の改訂に従い第五の四二に基いて出張所長が様式第二号によつて報告するときは反収の欄だけを記入することとし、他の欄は省略する様に指導する。この時反収の単位は麦は麦石、雑穀は原石、馬鈴しよは貫とする。

（別紙）

様式第三号

主要食糧農作物地帯別部落一覧表

作物名　　月　日作製

市町村名　　町村

収量　　石
千貫

作物報告事務所出張所長　㊞

部落名	作付面積に対する反収						見積面積の比重

反収は麦は麦石、雑穀は原石、馬鈴しよは貫とし、見積面積の比重は市町村別反収量を計算する場合のウエイトとするもので大体の見当によつて記入する。

反収の欄が六つ以上のときは欄をふやす。

この様式は改めて印刷して送付しないから、もとの様式を直して使用して貰いたい。

様式第四号

主要食糧農作物増減収量報告書（市町村を単位とした）

月　日　報告

統計調査局長殿

作物報告事務所長

作物名	一　収量が生産割当より小さくない町村について				二　収量が生産割当より小さい町村について				三　県全体について			
	町村数	面積	収量	生産割当	差引増	町村数	面積	収量	生産割当	差引減	収量	生産割当	差引増減(△)

麦		町	石	石	石		町	町	町	石	石	石	石	石	石
馬鈴しよ		町	千貫	千貫	千貫		町	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫	千貫
雑穀	町	石	石	石	石		町	石	石	石	石	石	石	石	石

記入注意

一　欄　様式第二号の決定報告の分の差引増減（A－B）欄の△印のない町村についての作物別の合計を記入する。

二　欄　様式第二号の決定報告の分の差引増減（A－B）欄の△印のある町村についての作物別の合計を記入する。

三　欄一～二欄の和を記入する。ここでは市は市町村なみに取扱う。

㈠　事務所長が市町村別作付面積、反収及び収量を決めたときは、様式第二号に記入しておき、これを集計して第四号の報告書を作製する。

㈡　この報告書の県全体の収量は麦調査要綱に基く収量と対照されるものである。但し両者はその調査の時期がずれているからその数字が必らずしも一致しない。後者については要綱所定の方法による調査結果をそのまま報告しなければならない。また後者の調査結果がまとまつた場合はその結果を事務所長から食糧事務所長に通知することとする。

様式第五号

主要食糧農作物減収量報告書（農家を単位とした）

月　日報告

作物報告事務所長殿

作物名

町村名	生産割当	供出割当	収量	減収量	変更量	備考
	石 千貫	石 千貫	石 千貫	石 千貫	石 千貫	

作物報告事務所出張所長　㊞

記入注意

この報告は様式第一号の○印の農家について相当欄の合計を作りその十倍を記入する。

（従つてこの生産割当の数字の様式第四号の数字とは一般に異なる。）

昭和二十五年産米面積及び収穫高町村別資料作成要領

I 経緯

昭和二十五年産水稲については、統計的推計数字としては郡別の数字が公表される。町村別数字については、現在の実地調査点数では、理論的に完全に正確な数字を期待できないので、従来は事務所内において一応の数字を算出するに止め、これが公表を差控えたのであるが、今回は知事会議その他の各方面の強い要請に応え、万難を排して町村別資料を作成し、必要方面の利用に供することとしたがこの数字でも従来の他の各種の資料よりも精度の高いものとなる筈である。

II 作成資料の種類と作成の時期

A 都道府県別の補正割当は、中央決定の予想収穫高に基ずき行われるであろうが、その際市町村別収量の提示を要請されると思われるので、これに応ずる準備を整える。郡市町村別作付面積、収穫見込面積、予想反収、予想収穫高の作成　全国補正割当会議開催日（十一月上旬頃）まで

B 未端割当の際には、時期が多少遅れるので、その後の作況の推移が判然とし、資料も逐次整備されてくると思われるから、推定実収高の中央決定は未だ行われていないが、一応坪刈結果を織込んだ検見による郡市町村別推定反収比率を算定して参考に供する。

県内郡市別及び郡内町村別推定反収比率の作成（郡市別は県平均推定反収に対する比率、町村別は郡平均推定反収に対する比率）県内町村別補正割当会議開催日（十一月二十日頃）まで

C 推定実収高調査終了後上記（B）の再検討を行い、推定実収高の中央決定公表後、作況報告審議会の議を経て、郡市別面積収穫高を決定公表し、更に町村別面積収穫高を必要方面に提示する。

郡市別及び町村別作付面積、収穫面積、推定反収、推定実収高の作成　一月十五日頃まで

III 資料提示の際の注意事項

資料の提示に当つては、次の通りその数字の意味するとこは及び後に統計的に推計を行つて決定公表する数字との関連を明らかにして、誤解を起さぬよう注意すること。

1 この数字は、割当の参考資料として提出するものであつて、従来の各種の資料よりは精度が高い筈であるが、統計的に推計を行つて統計調査事務所から公表する統計数字とはその性格を異にする。

2 予想収穫高調査時の町村別反収よりも推定反収比率の方が、その後の作況の推移ならびに坪刈の成績を加えているので町村向の均衡をよく表わし、割当の補正資料としてよりよいものであるが、予想収穫高調査時の県収穫高と推定実収高調査時の県収穫高と

は必ずしも一致しないから、予想収穫高調査時の県平均反収に推定反収比率を乗じて計算した数字そのまゝを町村別反収とすることには無理がある。

3　推定反収比率は推定実収高の中途に於て作成した数字なので最後に決定公表される推定実収高と一致しない場合がある。

Ⅳ　資料作成方法概要

A　作付面積について

町村別作付面積を作成するには、標本調査の結果に基ずき、過去の統計を実際の数字に訂正して行く事が基本的態度であるが、今年度については次の様な順序で作成する。

1　出張所別数字の作成　　これに先立ち郡別に作付面積を決定することもあろう。いづれも要綱によって既に行っていることであり詳説を必要としない。

2　町村別数字の計算　　実測調査と対地調査のそれぞれを次の1)、2)の二方法の何れかの一つにより計算する。

1)　推定単位の階層別比率（繼延率、作付率）を管内各町村に共通して使用し、要綱に準じて計算する。

2)　各町村内の標本のみにて階層別比率を計算する。但し面積階層は外して計算する。

なお、実測調査のみでなく、対地調査に於ても、今夏の標本の外に、昨夏以来の標本を加えて計算するものとする。

3　小標本で推定するのであるから、抽出変動を充分に推察する必要があり、標本の個々を検討すると共に、各種の資料を考察し、決定する。

4　以上の数字を、出入作面積を考慮して、属人面積に組変える。

B　収穫高について

1　予想収穫高調査時の郡市、町村別収穫高の計算

予想収穫高調査に出張所長から報告された町村別反収を基礎とし、粒数調査及び被害調査の成績等を参考として、郡市、町村別反収を決定し、別に決定した町村別面積とから郡市町村別収穫高を計算し、その県計が中央決定の予想収穫高に合致する様に修正決定する。

2　推定実収高調査時の郡市及び町村別推定反収比率の計算

推定反収比率は次の何れかによって計算する。

(1)　早場地帯

早場地帯では、要綱通りに県平均、郡市別並びに出張所別の坪刈反収を計算し、これを基礎とし、検見及び被害調査結果を

参考として、郡市別及び町村別推定反収比率を計算する。

(2) 中間地帯

中間地帯では検見を強化すると共に早場地帯に準じて坪刈反収を計算し、これを基礎に郡市別及び町村別推定反収比率を計算する。

(3) 晩場地帯

晩場地帯では検見を強化し、検見結果と判明せる坪刈の結果、その他あらゆる資料を綜合検討して、郡市別及び町村別推定反収比率を計算する。

3 推定実収高決定後の郡市、町村別収穫高の決定

推定実収高調査終了後前記二の推定反収比率を再検討し、中央における推定実収高公表後直ちにその実収高に合致する様に、郡市別及び町村別実収高を作成する。

V 資料作成方法

A 面積について

1 決定作付面積を出張所（又は郡）に分割する。

出張所別には一応推計してあるのであるから、それを基礎に決定する。出張所別数字の計は中央決定に合わせること。ただし、ラウンドの範囲内で動かし、或いは県間の出入作を考えることは差支えない。昨年及び一昨年の結果、分散及び過去の数字をふり返り、又各標本階層を検討する等して変動の方向、大いさを判定して決定する。決定の際又は案を作成後、出張所長其の他各方面の有職者の意見を聞いて参考にすべきである。

2 出張所内の数字を町村別に分割する。

小さな標本より推定する時は、抽出変動が比較的大きくなるから、出来る限り実情をよく察し、変動を是正する必要がある。幸い今年は本格的な調査に入つて2年目であり、資料も不完全乍ら揃いつゝある。水稲の作付面積は比較的変化が少いから、昨年の標本をあわせ推計に用いても一般の町村に於いては大きな誤りがなく、この変化は抽出変動に比し小さいであろう。

標本として用いるものは

実測調査 i) 今夏の推計に用いたもの

ii) 今夏の標本

ii) 二十五年冬作の標本、但し水田に全面的に水稲が作付されると考える場合に限る。又は殆ど全面的に植え

られ、地目変換の変動が遥かに大きいと考えられる場合も標本に入れて良いが、決定の場合考慮する必要がある。

(五) 二十四年夏作の標本（四節の注意点参照）

具体的計算方法は次に述べる通りである。何れも(イ)(ロ)両方法があるが、(ロ)はこれを適用し得ない場合もあり、計算の労力も数倍かゝると思われるから、何れが良いかを判定し、実情によりその一つを選ぶ、小さな標本より推定するのであるから、その変動を是正するよう細心の注意を払う必要がある。この為過去の資料及びその後の変化の実情をつかみ、これに繩のび率、畦畔歩合を考慮して一つの案を立てる事が出来よう。又階層とそれに属する単位区及び標本単位区を検討して、変動を推察しなければならない。例えば階層の性格より外れる標本が抽出されている場合、平均と思われるものより相違している場合を判定する。この様に変動を察するには実情によく精通している必要がある。更にチェック調査を行い不審の点を明かにし、或はデータの信用し得る事を確める。又各種の資料を集めて参考にせねばならない。一挙に正しい値にもつて行くのは至難のことであり、過去の数字を訂正しながら一応これに根拠をおいて決定するのも止むをえない。又短期間にこれ等の計算を行いえない場合もある。この場合上記の計算を行わず、出張所のわく内で分割する方法をとる必要もあろう。これ等の決定に際し現地に精通せる出張所長その他有識者の意見を取り入れ或いは出張所長と協同で行い、或いは先ず出張所長に作成を依託するなどの方法が取られるべきは当然の事である。

3

1) 実測調査のとりまとめ

(イ) 推計単位の繩延率を一律に各町村に用いる方法

町村別の標本が得られない場合。標本が割当てられていても極めて少く、偏りが予想される場合、又は繩延に町村毎の有意差が認められない場合、などにおいて推計単位に於ける繩延率を各町村に共通に用いる。

(ロ) 町村内の標本により各町村別に繩延率を求める方法

この場合には対象町村に属する標本のみによりその繩延率を計算するのであるが標本が少いから面積階層の枠は外す。計算は要綱に準じて行えば良い。

即ち

$$\gamma = \frac{\sum_{h} \frac{N_h}{n_h} \sum_{k} \frac{M_{hk}}{m_{hk}} \sum_{\ell} Z_{hk\ell}}{\sum_{h} \frac{N_h}{n_h} \sum_{k} \frac{M_{hk}}{m_{hk}} \sum_{\ell} Y_{hk\ell}}$$

M_{hk} は標本単位区の水田総筆数
m_{hk} は実測筆数
$Z_{hk\ell}$ は実測筆の実測水田面積
$Y_{hk\ell}$ はそれに対応する台帳面積

$\sum_{k}$ 内の和はkの場合には推計単位内の全標本を(1)の場合は対象町村内にある標本のみを用いる。従ってkの場合に $\sum \frac{M}{m} Z$ 及び $\sum \frac{M}{m} Y$ は共に様式1号の1に計算ずみである。

N_h は対象町村の h 階層の単位区総数で、n_h はkに於ては推計単位の h 階層の標本単位区数、(1)に於ては対象町村内のもののみである。

2) 対地調査の取りまとめ

原則として、既調査単位区を標本として併せて用いる。従って既調査の分でA階層に属するものを今年の適応する階層に混入して用いる。この際単位区の切換により単位区のすべてが対地調査されぬものもその調査範囲の数字を加えて良い。

この際本年夏作の基準によらねばならない。特に次の点に注意する（注意参照）

a 既調査単位区の作付率に本年と著しい変動の認められる場合。

b 単位区の整備により既調査単位区が組変えられ、作付率に本年の標本と比較し明らかな偏りの認められる場合

c 耕地カードの台帳面積に昨年と著しい相違がある場合

かゝる場合には既調査単位区は推定に用いない

推定法としては実測調査に準じて(1)或は(2)により計算する。即ち

(1) 推計単位の面積階層毎の作付率を求めて一律に各町村に用いる方法

$$\frac{\sum_{i} \sum_{j} Y_{ij}}{\sum_{i} Y_i} \qquad \frac{\sum_{i} \sum_{j} X_{ij}}{\sum_{i} y_i}$$

X_{ij} は標本単位の台帳基準作付面積
Y_{ij} は台帳面積
y_i は当該町村の i 階層の台帳面積

$\sum X / \sum Y$ は様式2号の2に計算ずみである。

(ロ) 町村別標本により各町村別に面積階層の作付率を求める方法

推計式は前式に準ずる。但しΣXΣYはともに当該町村の分のみを用いる。

〔注意一〕 昨年と本年とで台帳の整理を行い、町村の一部に著しい地目変換を認めてガードの訂正を行った場合（例えば飛行場跡など）及び昨年と変化が認められる場合（例えば水害跡の植付不能又は復旧など）には、その部分を除いて上記の方法を適用し、変化の部分を加える方法によつて良い。

〔注意二〕 上記(イ)、(ロ)の方法を皆層別に混用してよい。

3) 従って対象町村の作付面積は一×二により計算される。

4. 以上は属地面積であるが、これを属人面積に組変える必要がある。

出入作面積については昨年の調査があるから、この変化については町村当局と協議して訂正する。勿論過去及びその他の資料を検討するには属人面積で比較せねばならないことが多いであろう。過去の数字は縄のびを考慮せず、畦畔面積を含んでいる。即ち台帳面積の集計であると考えてよい、従つてガードの台帳面積集計が、畦畔を除いてなければ台帳基準作付面積が、過去の水準に依る作付面積である。推計単位別には、様式二号二、五欄の計に計算されている。これにA階層を加えたものである。町村別にも同様の計算が表われるであろう。過去の数字と比較するにはこの数字でなければならない。もし畦畔を除き、或いは部分的に除いてあれば、この歩合を見積り、台帳基準作付面積に加える。

以上の注意は、郡別或いは出張所別に検討する際にも必要である。

B 収穫高について

1 郡市町村別予想収穫高の計算

事務所長は予想収穫高調査時に出張所長より報告された町村別反収につき、粒数調育成積、作況調査由並びに被害調査田調査成積被害調査成積その他あらゆる資料を参考に検討を加え、郡市町村間の均衡に重点を置き、郡市町村別の反収及び収穫高を三応計算し、その県計が中央決定の予想収穫高に合致する様修正を行い、予想収穫高調査時の郡市町村別収量を決定する。

なお以上の決定には予想収穫高調査時以後の作柄の変化は織込まないものとする。

2 郡市町村別推定反収比率の計算

1) 早場地帯（坪刈が完了し坪刈成積全部を計算に利用出来る地帯）

a 出張所内町村別反収の計算

出張所長は要綱に示された推計式（様式第四〇号の二、三）を用いて出張所及び第二次階層別の坪刈反収平均値（精籾重

が判らない所では反当未調製生籾重から推定の乾燥歩留により乾燥精籾重を推定し、出張所の平均値を計算し、最後に籾摺歩合を乗じ玄米容量を算出する）を計算する。

次に上記の資料を基礎に検見及び被害調査成績その他の資料を参考とし、町村別の第二次階層別反収を推定し、これに階層別面積比率を乗じ、町村別推定反収を次の町村別反収計算表により計算する。

町村別反収計算表

町村名＼第2次階層名													町村別反収
	①反収	②面積比率	③①×②	①反収	②面積比率	③①×②	①反収	②面積比率	③①×②	①反収	②面積比率	③①×②	Σ③

此の際特に町村間均衡に留意し、不均衡があれば、階層別反収を再検討する等の措置を講じ慎重を期するものとする。

b　出張所間均衡の検討

事務所長はブロック又は郡毎に出張所長を集めて協議会を開催し、各出張所長がaで計算した出張所平均、第二次階層別平均刈反収及び第二次階層別推定反収、町村別推定反収、検見並びに被害調査成績を基礎にブロック又は郡内各出張所間の均衡を検討する。

此の際出張長が提出する資料は前記の各計算表の外、次の通りとする。

i)　作況調査田及び被害調査田収量調査成績

ii)　被害一般調査成績

iii)　町村別第二次階層区分、全面積比率、階層別坪刈反収及び推定反収書入地図、

c　事務所長は各出張所で計算した坪刈反収に基き、県及び郡市別坪刈反収を計算し、これを基礎に作況調査田、被害調査田の成績、被害調査成績、検見結果その他あらゆる資料を参考にbで一応決定した各出張所別及び町村別反収を検討し郡市町村別並びに県平均推定反収を決定し、県平均を一〇〇とする郡市別、郡市平均を一〇〇とする町村別推定反収比率を計算す

る。

2) 中間地帯（坪刈が大部分終了し坪刈成績が一応計算出来る地帯）

a 検見の強化

事務所長は晩場地帯に準じ、統一された検見眼により郡市間、出張所間、町村間の均衡を調整し得る様な検見強化の計画を樹立するものとする。

b 出張所内町村別推定反収の計算

出張所長は検見を強化すると共に坪刈成績につき粒数調査成績を取纏めたと同様の方法（様式第四〇号の一、三）により出張所別及び第二次階層別平均反収を計算し、これと検見並びに被害調査成績その他あらゆる資料を綜合検討し、町村別に第二次階層別反収を推定し、町村別反収計算表により階層別面積比率を乗じ町村別推定反収を計算する。

c 協議会の開催

事務所長は早場地帯で述べたと同様にブロック又は郡毎に協議会を開き、出張所長の決定した反収を検討する。

此の際出張所長の準備すべき資料は早場地帯の資料に準ずる。

d 事務所長は出張所長の計算した坪刈反収に基き郡市別坪刈反収を計算し、早場地帯のcに準ずる方法で郡市町村別反収を検討決定の上、郡市町村別反収を検討決定の上、郡市町村別推定反収比率を計算する。

3) 晩場地帯（前記以外の地帯）

a 郡間均衡の調整

事務所長は郡市間の均衡を図るため、事務所職員及び出張所長をして合同検見を実施せしめ、出来得れば坪刈を実施し基準となるべき郡内一、二の町村につき出来るだけ作況第二次階層別に反収を定め、町村の反収を決定する。

此の際必要なる資料は次の通りであつて、関係出張所長が印刷準備する。

i) 該当町村の作況第二次階層区分並びに面積比率書入地図（此の地図には標本単位区及び作況調査田の所在を記入する）

ii) 標本筆の未修正一坪当全粒数、全稔実歩合、平年反収、検見反収、坪刈成績（但し終了した分のみ）一覧表

iii) 作況調査田の最長稈及び全株調査による坪当全粒数並びに坪当稔実粒数並びに坪当稔実粒数、稔実歩合、坪刈成績一覧表

iv) 被害調査成績、並びに被害調査田の成績（前項に準ずる）

被害調査成績については特に損傷程度別地帯の減収歩合

b　出張所間均衡の調整

事務所長はブロック又は郡毎に各出張所長の検見眼の統一を図るため合同検見を行わしめ、aで決定された反収を基礎に、aと同様の方法により各出張所毎に基準となるべき一、二の町村の反収を定める。

此の際必要なる資料はaと同様であり、各出張長が準備する。

c　町村間均衡の調整

各出張所長は更に町村内の検見を行い、既に判明した坪刈成績につき様式第四〇号一三の様式により一応階層別平均より出張所平均を計算し、検見及び被害調査成績並びにその他の資料とを綜合検討し、作況第二次階層毎の反収を定め、町村別反収計算表により階層別面積ウェイトを乗じて町村別反収を計算すると共に町村毎に作況第二次階層別反収書入地図を作成する（坪刈が終つた標本単位区はその地点及び平均反当未調整生籾重又は精籾重量等を記入する。）。

d　協議会の開催

次に事務所長はブロック又は郡毎に協議会を開き早場地帯のbと同様に検討を行い町村別反収を一応定める。

此の際各出張所長が提出する資料はcで作成した計算表並びに図表及びその他必要なる資料とする。

e　事務所長は上記協議会の結果と、既に終了した坪刈の成績により計算した郡市出張所の坪刈反収、その他のあらゆる資料綜合検討し、郡市町村別反収を決定の上県平均反収を計算し、更に郡市、町村別推定反収比率を計算する。

3　推定実収高決定後の郡市町村別収穫高の決定について

推定実収高調査終了後速かに前記推定反収比率の再検討を行い、推定実収高の中央決定公表後直ちに決定に合致する郡市町村別数字を作成し、作況報告審議会の議を経て決定する。

此の場合の郡市町村別推定実収高は属人で表わすものとする。

昭和二十六年冬作調査要綱

第一章　総　則

一　根拠法

この調査は統計法に基く農業統計調査規則によつて行う。（指定統計第三七号作物調査）

二　調査対象作物

秋まき麦類（北海道の春まき麦類を含む）

春植ばれいしよ

第二類作物（なたね、えんどう、そらまめ、内地の春まき麦類）

三　調査の種類、調査期日及び報告期限

(1)　作付面積調査

対象農作物並びに調査項目	調査方法	本省あて報告期限		備考
麦類（種類別）、なたね、そらまめ、えんどう、春植ばれいしよの作付面積	作付面積抽出調査（ききとり調査）	四月三〇日		
麦類（田畑別）、なたね、そらまめの作付面積	作付面積抽出調査（現地調査）	五月二十五日	下記を除くその他の都府県	
		六月十一日	東北、北陸、東山	
麦類、ばれいしよ、なたね、そらまめ、えんどうの作付面積	作付面積調査（報告調査）	五月二十五日	下記を除くその他の都府県	
		六月十一日	東北、北陸、東山	
麦類、ばれいしよ、雑穀作付面積	作付面積調査（申告調査）	六月三〇日	北海道	
麦類、ばれいしよ、冬作雑穀の作付面積	作付面積抽出調査（現地調査）	七月三〇日	北海道	

対象農作物並びに調査項目	調査方法	本省あて報告期限	備考
麦類（品種別）、ばれいしょ（品種別）作付面積	作付面積調査（報告調査）	十二月三十一日	
麦類、なたね、そらまめ、ばれいしょの分散計算		十二月三十一日	

(2) 収獲高調査

作物名	調査項目	地区別（付記参照）	調査期日	本省あて報告期限	公表期日
麦類	第一回作柄概況調査	都府県	四月一日	四月十日	四月十六日
		北海道	六月十五日	六月二十二日	七月二日
	第二回作柄概況調査	都府県	五月一日	五月十日	五月十五日
	予想収獲高調査	第一区	五月二十五日	六月五日	六月十九日
		第二区	六月一日	六月八日	
		第三区	六月十五日	六月二十日	七月二日
		北海道	七月二十五日	八月四日	八月十日
	推定実収高調査	都府県	収獲期	七月二十五日	八月十日
		北海道	収獲期	十月十七日	十月二十五日
ばれいしょ	作柄概況調査	第一区	五月一日	五月十日	五月十五日
		第二区			
		第三区	六月一日	六月八日	六月十九日
		北海道	六月十五日	六月二十二日	七月二日
	予想収獲高調査	第一区	五月二十五日	六月五日	六月十九日
		第二区	六月一日	六月八日	
		第三区	七月五日	七月十六日	八月十日
		北海道	八月十日	八月十七日	八月二十五日

| | | |

とがある。

(2) 統計調査部長は本省職員並びに統計調査事務所職員よりなる調査班を作り、事務所長及び出張所長の行う調査をチエックする。

(3) 特別の被害が発生したときは、統計調査部長は当該地方被害調査調整官室長及び関係事務所長に指示し、被害特別調査を行わしめる。

第二章　作付面積調査

第一節　調査方針

一、この調査の対象となる農作物は秋播麦類（但し北海道については春播麦類を含む）、なたね、そらまめ、えんどう及び春植馬鈴薯とする。

二、推計単位は麦類については郡単位に、その他の対象農作物は県単位とする。但し麦類の推計単位は実情に応じ郡を合併又は分割することができる。

三、目標精度は県別に変動係数で麦類については一・五％その他の対象農作物については三％とする。

四、調査を分けて、現地調査、作物調査員報告調査（註一）（以下単に報告調査という）及びききとり調査とする。（註二）北海道以外は申告調査を行わない。

（註一）　作物調査員報告調査とは、作物調査員に調査票を配布し、担当調査区における農家の作付面積などの報告をもとめる方法である。

（註二）　北海道については報告調査、ききとり調査共行わない。

五、現地調査は対地調査と実測調査とに分れ、耕地カード集計面積を基礎として、比推定によつて麦類の田畑別作付面積を推計する。同様に単純推定によつてなたね並びにそらまめの（註）作付面積を推計する。なお、対象農作物の種類によつて時期を異にする調査は行わない。

（註）　そらまめは千葉、三重、兵庫、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎及び熊本の各県で行う。

六、ききとり調査は農業動態調査に附随して行い、農家からのききとりによつて、麦類の種類別作付面積及びなたね、そらまめの作付面積を推計する。

七、報告調査によつて麦並びに春植馬鈴薯の品種別作付面積をもとめる。

八、現地調査の資料は、すべて耕地面積推計の資料とする。

九、北海道についてはその特殊事情により調査方法等を別に定める。

十、この要綱は基本的な事項を記するにとどめ、要綱の範囲内における具体的な実施方法は地方の実情によつて事務所長が別に定める。

第二節　階層わけ

階層わけは麥の現地調査についてのみ行い、その他の対象農作物、並びに報告調査、ききとり調査については行わない。然し、将来、麥以外の農作物についても、或いはききとり調査についても階層わけして調査を行う計画であるから、これに対する観察と資料の整備などを行うことが必要である。なお、以下に記す階層の種類などは基準として示すものであるから、推計単位の実情によつて最適に取捨することが必要である。

一、予備調査

予備調査はこの調査の精度に大きな影響を及ぼすものであるから、従来の調査資料、経験、他機関の資料などにより、要すればききとり、概観を行うなど労力の許す限り綿密に行う。予備調査の範囲は先ず階層わけの基準となる麥の作付割合と、この想定作付割合に変動を及ぼす単位区の性格についてである。このうち、

(i) 麥の作付割合については各位区毎に、田麥、畑麥別に算定する。その方法は、直接には単位区ごとに作付割合をもとめる。(註)これが困難な場合には村内の地帯別に次いで字別に麥の本年における作付面積を予想し、これら単位区ごとに田麥、畑麥の作付割合をもとめる。この場合、明かに単位区ごとに、麥の作付面積のないと思われる単位区、又は面積の判明している単位区はそれによる。

(註)　直接に単位区ごとの作付面積を想定し、作付割合をもとめても差支えない。その場合の想定面積は面積階層の区分に使用してもよい。

(ii) 単位区の性格は

(イ) 耕地の種類……　田畑別（畑は田に比し一般に変動が大きい）

(ロ) 栽培の方法……　普通栽培、特殊栽培（高畦、畦落、間作、混作などの特殊栽培は普通栽栽に比し変動が大きい。）

以上は、すべてについて調査する必要がない。地方の実情によつて適宜取捨して差支ない。従つてこの項目の外に調査すべき項目もありうる。たとえば耕地の平担、傾斜などの如き項目が必要であれば調査しておく。

(iii) 以上の外に交通不便地や堤外地、開墾地、市街地（宅地を含む）、旧軍用地、急傾斜地などのうち、単位区の整備が他の一般の単位区と著しく相異し、抽出調査より除外することが合理的であると思われる場所とその概略の作付面積を調査しておく。

二、特殊階層

交通不便地及び前項の堤外地、開墾地、市街地、旧軍用地、急傾斜地などは特殊階層を設け、別途の方法で調査することができる。但し、この階層は出入作の多い場合は設けない。この特殊階層をわけて特殊階層甲と特殊階層乙とに分ける。

(i) 特殊階層甲は交通不便なる単位区の階層である。これはさらに不便の程度により、交通極めて不便階層（甲）と交通不便階層（甲）とに分ける。特殊階層甲の委作付面積は県単位三%を限度とし、しかも交通極めて不便階層は一%限度とする。

(ii) 特殊階層乙は集団入植地は勿論、地元開墾地、堤外地、旧軍用地、市街地、急傾斜地のうち単位区の整備ができていないか、できていても見積などの面積を基礎とするなど他の一般単位区の場合と著しく相違し、抽出調査より除外することが合理的である場所で、しかも特殊階層甲に含まれるものを除きこれに含める。

特殊階層乙は更に単位区の整備の状況により二つに分ける。そのうち整備できていない階層（乙）と整備したがその面積は見積りによつたもの（乙）とである。

三、地域階層

推計単位の実情によつて地域階層を設けることができる。地域階層は郡を合併した場合とか明かに性格の異なる地域を組合されて推計単位とした場合などは設けると作業上も便利である。地域階層を設ける方法は、一以上の出張所の範囲内で設ける。

四、性格階層

推計単位から特殊階層を除き、各抽出単位区の性格により階層わけする。性格階層は第一次には次の通り階層わけする。但し、その推計単位の実情によつてそのすべてを設ける必要がない。

Ⅰ 田のみの単位区階層
Ⅱ 畑のみの単位区階層
Ⅲ 田畑混在の単位区階層

第二次には次の如く階層わけすることができる。

Ⅰ 田のみの単位区階層
　A 特殊栽培
　B 普通栽培
Ⅱ 畑のみの単位区階層
　C 特殊栽培
　D 普通栽培

Ⅲ　田畑混在の単位区階層

田畑混在の単位区の階層は田麦、畑麦の作付割合を考慮してその孰れか多い方につき、特殊栽培あれば階層わけすることができる。

（註）　第二次階層は以上のうち実情に応じ適宜取捨して設ける。従つて第二次階層は設けない場合もありうる。

五、作付面積階層

各性格階層は作付割合によつて階層わけする。作付割合階層は予備調査によつて調査された田畑別作付割合の高低による。作付割合のない階層のうち、自然的にも慣習上からもはつきり作付がない階層と然らざる階層とにわける。これを性格階層に拘りなくまとめてP階層とする。作付割合階層の間隔は現状把握の程度にもよるが、（註）性格階層の単位区数による。

（註）　現状把握が正確であれば間隔を小さくする程よいが然らざる場合は2～3個を限度とする。

六、面積階層

各階層は単位区数によつて面積階層を設けることができる。面積階層は各単位区ごとのカード面積（又は想定面積）によつて階層わけする。面積階層の切りかたは各階層共、等単位区数になる如く区分して行く。

第六節　抽出

一、標本の大いさ

対地調査並びに実測調査の標本の大いさは、各推計単位ごとの諸条件によるから、実情に応じて定めて差支えない。普通、推計単位数が十の県であれば一推計単位の対地調査を百五十単位区、実測調査をその六分の一にすれば県単位で変動係数一・五%の精度となる。これらの算出表は分散の節で示してあるから、事務所長は実情に応じて決定されたい。特殊階層乙$_2$の標本数は枠外とする。

二、標本の配分

標本の配分は田麦、畑麦各々についてウエート、作付割合階層ウエート、面積階層ウエートと各々について階層の数を考慮したウエートと面積平均値との積をもとめ、両者の和と単位区数との積をもとめ、それに比例して配分する。但し作付のない階層は、単位区数に比例した数の五分の一～六分の一とする。配分は作付のない階層を先に定め、残りをその他の階層え配分する。各階層共一個以上の標本を配分する。

性格階層と作付割合の階層ウエートは次表のとおりである。

(i) 性格階層のウエート（w_1）

田のみ｛特殊 六
　　普通 五
畑のみ｛特殊 七～六・五
　　普通 六
混在……田｛特殊四・五
　　普通四
　　畑｛特殊 五・五
　　普通 五

(ii) 面積階層ウエート（w_3）

	w_3
階層を設けなかつた時	五～六
二個に分けた時 小	四～五
二個に分けた時 大	三
三個に分けた時 小	四～五
三個に分けた時 中	三
三個に分けた時 大	三

(iii) 作付割合階層のウエート（w_2）

		w_2
階層を設けなかつた時		五～六
二個に分けた時	小	五
	大	四
三個に分けた時	小	五
	中	三
	大	三

各階層の標本数は次のごとく定める。

先づ作付のあるかもしれない階層の標本数（n_1）は

$$n_1 = 150 \times \frac{\text{作付のあるかも知れない階層の単位区数}}{\text{作付のある階層の単位区数の合計}} \times \frac{1}{5} \quad (\text{又は} \frac{1}{6})$$

（作付のあるかも知れない階層の単位区数）

従つて各階層のウエート（W）は、

$W = w_1 w_2 w_3 m + w_1' w_2' w_3' m'$

但し、mは面積平均値である。

〔'〕を附してある記号は畑麦のウエートで、附してない記号は田麦のウエートである。

w_1 w_2 w_3の値はウエート表にでている。

作付のある階層の標本数（n）は

$$n = (150 - n_1) \times \frac{\text{単位区数} \times W}{\Sigma(\text{単位区数} \times W)}$$

但しここでは特殊階層及びはつきり作付のない階層は除かれている。

抽出は対地調査の標本は任意系統抽出法により、実測調査は任意抽出法による。抽出の順序は対地調査が終了後その調査成績の提出をまつて、それと引換えに実測調査の標本名を通知する。

第四節　現地調査

現地調査の目的は、特殊階層並びに標本単位区につき、麦類を田畑別にその作付割合を調査し、その作付割合を実測により修正することによつて、これらの作付面積を属地的に推計するにある。なお、なたね、県によつてはそらまめ、春植馬鈴薯の作付面積が同時に推計することができる。現地調査の方法は、対地調査と実測調査とに分れ、対地調査を先にし、これが終了後実測調査を行う。特殊階層については一般の階層とは別に調査する。

一、対地調査

(i) 準備調査としては、標本単位区ごとに、現地野帳に、市区町村、単位区の名称、番号、耕地カード集計面積（田畑別）、階層符号、出張所名、調査者氏名を記入し、次に調査区番号、耕作者名、土地台帳から字、番地、台帳面積（本地、内外畦畔別面積地目を記入する。さらに当該範囲の耕地図を転写する。

(ii) 現地に於て標本単位区内を一筆毎に、すべてを見廻り、現況地目、作付作物名、その面積（麦については種類別田畑別）、休耕地、潰廃地面積及び耕地面積（田畑別）を記入する。

(iii) この場合の面積は、作付面積及び休耕地面積は二十五年冬作の場合と同じく台帳基準面積とする。面積の算定は一筆ごとにすることが望ましいが境界不明でこれができ難い場合は、単位区内で合筆して見積るか、又は単位区全体で算定しても差支えない。

二、実測調査

(i) 実測調査は平板測量を原則とする。実測調査の目的は、対地調査を修正することと、後日、他資料と併せて耕地面積の繰延率を算出することにある。又附随的に地図を作る。

(ii) 測量着手前に必ずアリダート、間縄を焼整しておく。

(iii) 現地に於ては単位区内の耕地はすべてを測量する。但し、金筆測量が非常に困難なる場合は一部の調査を行うことができる。この場合は単位区内の半分又は三分の一と連続して測量する。

(iv) 実測調査はすべて、水平面積で、求積することは勿論である。

三、特殊階層

特殊階層甲のうち、交通不便なる階層（甲2）はきゝとり其の他により、交通極めて不便なる階層（甲1）は実情に応じ適当なる方法で調査する。特殊階層乙1は見廻り其の他の方法で実施調査し、特殊階層乙2は現地調査を行う。

第五節　推計並びに分散

一、推計

(イ) 推計式

台帳面積との比推計による場合

$$\sum_i \left\{ \left(\frac{\sum_k X_{ijk}}{\sum_k Y_{ijk}} y_{ij} \right) \times \left(\frac{\sum_k Z_{ik}}{\sum_k X_{ik}} \right) + \left(\frac{\sum_k X'_{ijk}}{\sum_k Y'_{ijk}} y'_{ij} \right) \right\} \times \left(\frac{\sum_k Z'_{ik}}{\sum_k X'_{ik}} \right) \quad \cdots\cdots (1)$$

X …… 見積面積　　Y …… 耕地カード集計面積

i …… 性格階層符号　　j …… 作付割合及面積階層符号　　k …… 単位区番号

であり、第一項は田麦作付面積に関し［′］を附してある第二項は畑麦に関するものである。

(ロ) 耕地カード集計面積との比推定を用いなかつた場合には(1)式の各項の $\frac{\sum X}{\sum Y} y$ の代りに $\frac{N}{n} \sum X$ の単純推定値を使えばよい。

(ハ) 麦の作付面積は以上の外、特殊階層よりえられる面積を加えたものである。

二、分散

(1) 分散式

近似的に次式を得る

$$\sum_i \left\{ r^2_i \sum_j \frac{N^2_{ij}}{n_{ij}} \left[(\sigma^2_{Xij} + R^2_{ij} \sigma^2_{Yij} - 2R_{ij}\rho_{Xij}Y_{ij}\sigma_{Xij}\sigma_{Yij}) + (\sigma^2_{X'ij} + R'^2_{ij}\sigma^2_{Y'ij} \right. \right.$$

$$-2R'_{ij}\rho_{X_{ij}X'_{ij}}\sigma_{X'_{ij}}\sigma_{X_{ij}})+2(\rho_{X_{ij}X'_{ij}}\sigma_{X_{ij}}\sigma_{X'_{ij}}+R_{ij}R'_{ij}\rho_{Y_{ij}Y'_{ij}}\sigma_{Y_{ij}}\sigma_{Y'_{ij}}$$

$$-R'_{ij}\rho_{X'_{ij}X_{ij}}\sigma_{X'_{ij}}\sigma_{X_{ij}}-R_{ij}\rho_{Y_{ij}X'_{ij}}\sigma_{Y_{ij}}\sigma_{X'_{ij}})]+\frac{N_i^2}{n_i'^2}(\sigma_{Z_i}^2+r_i^2\sigma_{X_i}^2-2r_i\rho_{Z_iX_i}\sigma_{Z_i}\sigma_{X_i})\}$$

$$=\sum_i\{r_i^2\sum_j\frac{N_{ij}^2}{n_{ij}}\sigma_{ij}^2\{(X+X')-(RY+R'Y')\}+\frac{N_i^2}{n_i'}\sigma_i^2(Z-rX)\} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots (2)$$

茲で　r …… 実測による見積面積の修正率 $\left(=\dfrac{\Sigma(Z+Z')}{\Sigma(X+X')}\right)$

R …… カード集計面積（田）に対する田麥の作付率

R' …… カード集計面積（畑）に対する畑麥の作付率

N …… 単位区総数

n、n' … nは対地調査する標本単位区数、n'は実測調査をする標本単位区数

(2)　(2)式を標本数算定に使えるように簡略にする。

$$\sigma^2\{(X+X')-(RY+R'Y')\}\fallingdotseq\sigma^2\{(X+X')-R(Y+Y')\}$$

（Rは耕地カード集計面積に対する麥の作付歩合）

として　$(C.V)^2=\dfrac{2(1-\rho_{XY})C_X^2}{n}+\dfrac{2(1-\rho_{ZX})C_Z^2}{n'}$ …… (3)

ここで

$\rho_{XY}=0.8$

$\rho_{ZY}=0.95$

$C_X=0.4\sim0.6$

$C_Z=0.6$

C_X ／ a	1／4	1／5	1／6	1／8	1／10
○・四	一三〇 三・七%	一五一 四・〇	一七四 四・三	二一〇 四・八	二六五 五・三
○・六	一八一 四・四	二〇三 四・七	二一六 四・九	二七一 五・四	三一六 五・八

(註)

(イ) $a = \frac{n'}{n}$

(ロ) 各欄の上欄は目標精度四%に必要な標本数、下欄は対地標本数一五〇の時の精度（%）

第六節　ききとり調査

この調査の目的は二十六年産麦の種類別面積、なたね、そらまめ、その他冬作作付面積と二十五年産夏作雑穀の収穫面積と収穫高（これによつて反収を推計する）を把握するにある。ききとり調査の方法は農業動態調査に附随して行われ、昭和二十六年二月一日現在において出張所別に二〇分の一の農家について抽出して調査する。

A　二十六年産冬作々付面積並びにその他については

(i) 麦類については秋播麦類につき、その種類別、田畑別（畑については普通畑、樹園地の間作別）作付面積及びこれらのうち青刈用の作付面積。

(ii) 麦類については更に二十五年度産作付面積に比較し、その増減の有無、増減の面積。

(iii) なたね、そらまめ、えんどう、蔬菜及びその他の冬作物についても麦と同様田畑別（畑については普通畑、樹園地の間作別）作付面積。

(iv) 次に休耕、休閑など現在作付していない田畑特別耕地面積。

(v) なお、春植馬鈴薯の田畑別作付予定面積。

B　二十五年産夏作雑穀については

(i) とうもろこし（青刈、未成熟、干燥種実用別）あわ、もろこし、きび、ひえ、そば（夏秋別）、だいづ、（夏秋別未成熟、干燥種実用別、畦畔、青刈別）、あづき（夏秋別）、さゝげ、いんげん、（未成熟、干燥種実用別）及びらっかせいの収穫面積と収穫高。

(ii) 畦畔だいずの収穫面積、各作物共青刈したもの及び未成熟で収穫したものは収穫高のききとりはしない。

第七節　報告調査

この調査の主たる目的は麦、馬鈴薯の品種別作付面積を調査するにある。併せて麦の種類別作付面積を世帯別に稲のもち、うるち、

水稲の早中晩別作付面積及び世帯別稲作戸数、麦作戸数、及び麦、なたね、えんどう、そらまめの作付面積をうるにある。そのために作物調査員につき、その担当区域内における昭和二十六年産の麦、馬鈴薯の品種別作付面積、麦の種類別、二十五年産稲のもち、うるち別、水稲の早中晩生種別作付面積及び世帯別稲麦作戸数、麦、なたね、えんどう、そらまめの作付面積につき報告をもとめる。従つてこの調査もアンケート調査の一種である。

調査を行う前に、調査の脱漏、重複を避けるため、作物調査員の担当調査区の範囲を明確にしておかなくてはならない。

この調査を行う方法は

一、時期は馬鈴薯の作付終了直後に行う必要がある。

二、報告をもとめる方法は報告用紙（様式第二号）に、その地方で栽培されると思われる麦、馬鈴薯の品種名を記入し、それを配布して一定期日後に回収する。

但し実情に依つては、作物調査員からききとり記入することもやむをえない。

三、調査の正確を期するため、報告用紙配布に当り、作物調査員につき調査の目的を充分徹底しておき、協力をもとめなければならない。

第三章　麦類収穫高調査及び被害調査

第一節　調査方針

一、本章で調査する麦の種類は、秋播の小麦、大麦、稞麦、えん麦及びらい麦とする。ただし北海道においては春播をあわせて調査する。

二、作柄概況調査は平年及び前年の反収を一〇〇とする作況指数並びに被害状況を調査する。

付記：本省においては面積きき取り調査の結果も参考として概略の予想収穫高を計算する。

三、予想収穫高調査は単位区を作況階層にわけて一郡平均五〇の標本単位区を抽出し、その中から麦別二筆の標本筆を副次抽出し、うち一筆につき、小穂数調査を行い、あわせて町村別に検見を行う。

四、推定実収高の推計単位は郡単位（面積調査におけると同一）とする。目標精度は県別麦別で変動係数を一・五％とし、三で抽出した一郡平均五〇の標本単位区、各単位区麦別二筆の標本筆（うち一筆は小穂数調査を行つた標本筆とする）について坪刈調査を行い、あわせて町村別に検見を行う。

（作付の少い麦については付記参照）

五、作況調査圃は一県平均二〇〇筆を設置し、標本調査並びに一般検見の基準とする。

六、被害調査は見積り及び検見の結果をとりまとめて被害面積及び減収量を推定する。ただし立毛皆無面積は市町村長の通知を参考にして確認調査を行う。

七、被害調査の基準反収は平均反収とし、麦別に県別の平年反収を本省において決定のうえ、事務所長に通知する。事務所長はこのわく内で市町村別を決定し、出張所長は市町村別平年反収を参考として必要に応じて被害地帯別または被害筆別に最も妥当と認める平年反収を見積る。

八、一県平均四〇筆程度の被害調査圃を、被害のあつた地帯に設置し、被害地帯の検見の標準とするとともに減収推定尺度の修正及び作成の資料とする。

九、被害調査調整官室長は被害調査の基準及び方法の統一を図り、かつ減収推定尺度を作成する。

十、被害状況を迅速にはあくするため被害速報を強化する。

十一、別に本省より統計調査事務所を通じて作物報告員に調査票を配付し、作況等についてアンケート調査を行う。また施肥量及び作況について、一般農家を対象としてメイルサンプリング調査を行う。

十二、収量は貫量及び麦石で表わす。ただし麦石は重量を下記の換算表により換算したものであり、実際の容量を意味しない。

麦別	小麦	大麦	稞麦	えん麦	らい麦
一石当重量	三六・五貫	二九貫	三七貫	二一貫	三七・七貫

付記：一、ある種の麦の作付面積が著しく少い、下表の県においてはその麦については標本調査を省略して、第二類作物（第五章参照）に準ずる調査を行う。

大麦	稞麦	えん麦	らい麦
秋田、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知	青森、秋田、山形、富山、石川、福井	北海道を除く他の都府県	北海道、長野を除く他の都府県

二、ある種の麦の作付が比較的少い県においては、事務所長の判断により、必ずしも郡単位に推計せず、数郡を合せて推計単位とし、あるいは県を推計単位とすることがある。

三、二に該当する県においてある地帯に著しく作付の少い場合は、その地帯においては一に準ずる調査を行い、その他の地帯においてのみ標本調査を行う。

第二節　麦類作況調査圃

一、設置基準

作況調査圃は一県平均二〇〇筆を設置するものとし、前年設置した作況調査圃を継続設置するほか本年新たに増加するものについては、事務所長は前年の作況調査圃分布状態を検討のうえ、麦の種類別、品種別、田畑別、作付面積等を考慮して出張所に割り当てる。なお作付面積の少い麦についても県当り最低二〇筆を目標に設置する。

出張所長は新たに増加するものを前年の方法に準じて選定するほか、前年設置したものについても品種の転換または選定の不適当等の理由により管内を代表すると認められないものがある場合は選びかえる。

付記：作況調査圃には間混作等の特殊栽培のものは選ばない。

二、調査箇所の選定

(1) 生育調査及び出穂期後三〇日調査

生育調査及び出穂期後三〇日調査は、同一箇所について行う。調査箇所の選定は、別図に示すようにまず任意系統的に六畦を選び、次に圃場を二区にわけ、各区で対角線を引き、調査畦との交点を求め、ここを調査箇所とする。なお、広巾播、多条播等で畦長十二尺（二尺ずつ六箇所）の面積が非常に大きくなる場合は総面積がおおよそ二分の一坪位に止まる程度に、一箇所当りの畦長または条数を縮少する。

なお調査箇所の両端に割竹等を立てて、目印を残しておく。

(2) 坪刈調査

坪刈調査箇所の選定は、任意系統的に六畦を選び、まず第一畦につき畦長l_1、二分の一坪当畦長K_1を見積り、l_1をk_1で除し二分の一坪ずつの区数m_1を算出し、一～m_1からランダムに刈取区C_1を抽出し、手前の端から$K_1 \times (C_1 - \backslash)$の距離にある点を刈取基点として、畦巾を測定し、正確に二分の一坪分の畦長を計算して刈取箇所とする。第二畦以下については、下記により系統的に刈取区を選定し、第一畦に準じて刈取箇所を決定する。

第二畦の二分の一坪ずつの区数をm_2とすれば、刈取区C_2は

$$C_2 = C_1 + \frac{3}{10}m_2$$

として計算する。

ただしもし$C_2 \vee m_2$ならば$C_2 = C_2 - m_2$を計算してC_2を刈取区とする。

第三畦については、$C_3 = C_2 + \frac{3}{10}m_3$とし、もし$C_3 \vee m_3$ならば、

$C_3 = C_3 - m_3$とする。

（例） $m_1 = 11$　$m_2 = 12$　$m_3 = 12$　$m_4 = 13$　$m_5 = 13$　$m_6 = 14$　\

一つ　$C_1 = 4$　とすれば

$$C_2 = 4 + \frac{3 \times 12}{10} = 7.6 \fallingdotseq 8$$

$$C_3 = 7.6 + \frac{3 \times 12}{10} = 11.2 \fallingdotseq 11$$

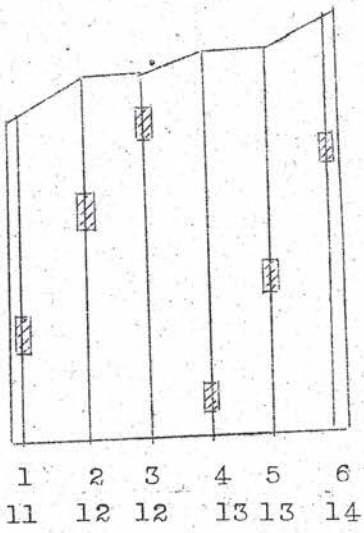
$$C_4 = 11.2 + \frac{3 \times 13}{10} \fallingdotseq 15.1$$

この場合は、$C_4 > m_4$ であるから

$$C_4 = 15.1 - 13 = 2.1 \fallingdotseq 2$$

$$C_5 = 2.1 + \frac{3 \times 13}{10} = 6.0$$

$$C_6 = 6.0 + \frac{3 \times 14}{10} = 10.2 \fallingdotseq 10$$



三、調査項目、時期、方法及び報告時期

調査時期	調査項目	調査項目の説明、調査要領	調査方法	調査数	報告単位	測定単位	最小桁 調査	最小桁 報告	報告時期
適宜	反当施肥量	一	聞取	一	一反	貫	〇・一	〇・一	播種後十五日目頃調査。ただし播種
	播種期	一	聞取	一	一	月日	一	一	
	反当播種量	条（撒）播（植）の場合は坪当畦長より取り得る二尺間数。すなわち坪当畦長を二尺で除した商。株播の場合は坪当の播種株数。	聞取	一	一反	升	〇・一	〇・一	
	坪当二尺間数又は坪当株数		測定	一坪づつ六箇所	一坪	個又は株	〇〇一	〇〇一	

	発芽の良否	草丈	坪当茎数	残存株歩合（注二）	出穂期	坪当遅れ穂数	坪当被害穂数	坪当有効穂数
生育調査（注一）	後日数は調査個ごとに毎年一定とする。発芽歩合八〇%以上を良、七九～六〇%を中、五九%以下を不良とする。	地際より一番高い葉先までの長さ（枯葉を含む）。その場合これは調査箇所ごとの二〇株等分したそれぞれ最長茎。株播の場合は調査箇所ごとの最長茎を測定する。	本葉第一葉が展開したものを分けつとし、これに母稈の数を加える。条播（撒播）の場合は調査箇所ごとに一尺間（植播）の場合は二株間を、株播の場合は一株を測定し、連続して測定する。	播種株数に対する残存株数の歩合。播種の場合は調査箇所を中心にそれぞれ一〇〇株について調査する。なお播種株数の調査を坪当りの数字は株当りに換算する場合に乗ずるものである。	全茎数の四〇～五〇%が出穂した日。	一粒も稔実しない（注四）及び稈長が最長稈の二分の一以下のもの坪当穂数。前に茎数調査をしたが一二尺又は一二株につき数える。	一粒も稔実しない（注四）被害穂の坪当穂数。遅れ穂に準じて調査する。	遅れ穂と被害穂を除いた穂の坪当
観察	1	測定 六〇本	測定 一二株又は一二尺	測定 六〇〇株	観察 1	測定 一二株又は一二尺	測定 一二株又は一二尺	測定 一二株
1	1	一本	一坪	1	1	一坪	一坪	一坪
1	1	本	本	%	月日	本	本	本
1	1	〇・一	一	一	一	一	一	一
1	1	〇・一	一	〇・一	一	一	一	〇・一

作柄概況報告時

適期

出穂期後三十日調査（注三）

調査時期	調査項目	調査項目の説明、調査要領	調査方法	調査数	報告単位	測定単位	最小桁 調査	最小桁 報告	報告時期
	穂数			又は一二尺					
	稈長	右に調査した有効穂の中から任意系統的に一〇箇所につき一〇本ずつ計六〇本を下記の穂長、その他の精密調査用として抽出した後、六〇本につき地際より穂首までの長さを測定する。	測定	六〇本	一本	cm	〇・一	〇・一	
	穂長	穂首より穂先（芒を含まぬ）までの長さ。	測定	六〇本	一本	cm	〇・一	〇・一	
	茎径	上より二番目の節の直径。測定に当つては測定器を葉の方向に茎に直角に入れて測定する。	測定	六〇本	一本	mm	〇・一	一〇	
出穂期後三十日調査（注三）	（小麦）坪当全小穂数（注五）	一穂ごとに全小穂数（不稔実小穂数を含む）を数え、坪当りに換算する。	測定	六〇本	一坪	個	一	一〇	
	（小麦）坪当不稔実小穂数（注四）	一穂ごとに不稔実小穂数を数え坪当りに換算する。	測定	六〇本	一坪	個	一	一〇	
	（小麦）坪当稔実小穂数（注四）	一穂ごとに、坪当全小穂数と不稔実小穂数との差を算出してそれを坪当りに換算する。	算出	六〇本	一坪	個	一	一〇	
	（大麦、稞麦）坪当中央列全粒数（注五）	一穂ごとに片側中央列の全粒数（不稔実粒数を含む）を数え、坪当りに換算する。	測定	六〇本	一坪	粒	一	一〇	
	（大麦、稞麦）坪当中央列不稔実粒数（注五）	一穂ごとに片側中央列の不稔実粒数を数え、坪当りに換算する。	測定	六〇本	一坪	粒	一	一〇	
	（大麦、稞麦）	一穂ごとに片側中央列全粒数と不	算出	六〇本	一坪	粒	一	一〇	

予想収穫高報告時

	稔実粒数との差を算出してそれを坪当りに換算する。					
	一箇所十本ごとにまとめて稔実粒数を数え、坪当りに換算する。	測定	六〇本	一坪	粒	—
	坪当稔実粒数 坪当稔実小穂数	算出	—	1	粒	—
出穂期後三十日調査（注三）	（大麦、稞麦） 中央列換算 坪当稔実粒数（注五）	算出	—	一坪	粒	—
	（六条麦） 坪当中央列稔実粒数 × 六 （二条麦） 坪当中央列稔実粒数 × 二	算出	—	一坪	粒	—
	（大麦、稞麦、六条） 三列調査換算 坪当稔実粒数（注五）	算出	—	一坪	粒	—
	坪当三列調査稔実粒数 × 二					
	（大麦、稞麦、六条） 中央列換算 稔実粒数修正率	算出	—	—	%	〇・一
	3列調査換算坪当稔実粒数 / 中央列換算坪当稔実粒数 × 100					〇・一
	稔実歩合	算出	—	—	%	〇・一
	（小麦） 坪当稔実小穂数 / 坪当全小穂数 × 100 （大麦、稞麦） 坪当中央列稔実粒数 / 坪当中央列全粒数 × 100					〇・一

予想収穫高報告時

調査時期	調査項目	調査項目の説明、調査要領	調査方法	調査数	報告単位	測定単位	最小桁 調査	最小桁 報告	報告時期
	坪当生穂重	上の調査後すみやかに一箇所十本ごとにまとめて穂重を測定し、坪当りに換算する。ただし小麦では稔実粒数を数える前に生穂重を測定する。	測定	六〇本	一坪	匁	〇・一	一	推定実収高報告時
	成熟期	全穃数の大部分の穂首が黄化した日。	観察	一	一月日		一	一	
	反当未調製生全麦量（又は生穂重）（注六）	未調製生全麦重の場合は二分の一坪ずつ六箇所、合計三坪を坪刈りし、脱穀のうえわら屑等のきよう雑物を取り除いてひよう量し、反当に換算する。生穂重の場合は上記三坪分の穂を摘み取つてひよう量し、反当に換算する。	測定	三坪	一反	貫	〇・〇〇一	〇・〇一	
	反当上麦重	下記の規格に合格するように屑麦を選別した乾燥上麦の重量。（主要食糧検査規格二五年五月三十一日） 一升重　水分含量　整粒歩合 小麦三〇匁以上　一三・〇%以内　六五%以上 大麦二五〇匁　一四・〇%　〃　〃 稞麦二四五匁　〃　一四・〇%　〃　〃	測定	三坪	一升	貫	〇・〇〇一	〇・〇一	
	上麦一升重	上の上麦の一升重量。三回以上測定。	測定	一升ずつ三回以上	一升	匁	一	一	
	上麦千粒重	上の上麦の千粒重量。二〇瓦ずつ三回以上測定して千粒重に換算する。	測定	二〇瓦ずつ三回以上	一〇〇〇粒	g	〇・一	〇・一	

反当上麦粒数	反当上麦粒数 $\frac{\text{反当上麦重(匁)} \times 3.75 \times 1,000}{\text{上麦千粒重} \times 300}$	算出	一	粒	一	0.1
反当上麦容量（麦石換算）	反当上麦重(匁)／升重(匁)×100 ただし一升重 小麦　三六五匁 大麦　二九〇匁 裸麦　二七〇匁とする	算出	一	反	石	0.001 0.001
反当屑麦重	上麦を除いた屑麦の重量。ただし下記の規格によるものとする。 一升重　水分含量　整粒歩合 小麦三五〇匁以上　一三.五%以内　三〇%以上 大麦二七〇匁　〃　一四.〇%　〃　〃 裸麦二五〇匁　〃　一四.〇%　〃　〃	測定	三	坪	貫	0.001 0.01
屑麦一升重（注七）	屑麦を充分日乾したものの一升重量。三回以上測定。	測定	一升ずつ三回以上		匁	一 一
屑麦千粒重（注七）	屑麦を充分日乾したものの千粒重量。一〇gずつ三回以上測定して千粒量に換算する。（全屑麦重量と全屑麦粒数から換算してもよい）	測定	一〇瓦ずつ三回以上		g	0.1 0.1
坪当屑麦粒数	$\frac{\text{反当屑麦重(匁)} \times 3.75 \times 1/1000}{\text{屑麦千粒重} \times 300}$	算出	一	坪	粒	1 10
反当乾燥全麦重	反当上麦重 ＋ 反当屑麦重	算出	一	反	貫	0.001 0.01
乾燥歩留	$\frac{\text{反当乾燥全麦重}}{\text{反当未調製生全麦重（又は反当生穂重）}} \times 100$	算出	一	一	%	0.1 0.1

調査時期	調査項目	調査項目の説明、調査要項	調査方法	報告単位	測定単位	最小桁 調査	最小桁 報告	報告時期
収穫期調査	上麦重歩合	反当上麦重 / 反当脱穀全麦重 ×100	算出	1	%	0.1	0.1	規定実収高報告時
	上麦粒数歩合	坪当上麦粒数 / 坪当上麦粒数＋坪当屑麦粒数 ×100	算出	1	%	0.1	0.1	

注一、生育調査は実情に応じ三月二十日及び四月十日の二回実施しても差支えない。

二、残存株歩合は気象条件によって欠株となったもののみを欠株として調査する。

三、出穂期後三十日調査において報告に支障がある事務所に限り、出穂期後二十五日まで繰り上げてもよい。ただし毎年出穂期後の日数は一定になるようにする。

四、一粒でも稔実粒のある小穂を稔実小穂とし、一粒も稔実粒のない小穂を不稔実小穂とする。この場合稔実粒とは、子房の発達が頴の半ば以上に達したもののことである。なお不稔実は被害等により子房の発達が頴の半ばに達しないものと、全然不稔のものと合せたものとする。

五、小穂数調査は小麦では全部の小穂数を数えて坪当りに換算する。大麦、裸麦のうち六条麦ではランダムに片側を選び、三列（中央列と側列二列を別々に）の粒数を数え、中央列換算と三列調査換算の両者の稔実粒数を坪当りに換算する。二条麦ではランダムに片側を数えて坪当りに換算する。これを標本筆の調査方法とくらべるとき、小麦では同じであるが、大麦、裸麦については標本筆では片側の中央列だけを数えることになっているから、注意しなければならない。なお、大麦、裸麦については、従来の要綱で小穂数と呼んでいたものを本年から中央列粒数と呼ぶことにする。

六、刈取を行うか、摘穂を行うかはあらかじめ麦別に事務所長が統一しておくものとする。

七、屑麦一升重、屑麦千粒重の調査に当つて、試料が僅少のため調査が困難な場合は、県単位に同一品種をまとめてひよう量する。

第三節　被害調査

二　基準反収

(一)　基準反収は減収量推定の基準であつて、一定の地域について定め、その地域の平年反収をとる。

(二)　麦別、県別の基準反収は中央作況決定審議会で決める。

事務所長は中央作況決定審議会で決定した麦別の基準反収をもととして市町村別基準反収を決定し、出張所長に指示する。出張所長は必要に応じて小字別、単位区別、又は筆別の基準反収を決める。

二　被害面積及び減収量

一筆（又は一枚）の圃場の予想（又は推定）反収が基準たる平年反収より減少した場合はその筆を被害筆とし、その差を反当減収量とする。これにその圃場の作付面積を乗じてその筆（又は一枚）の減収高とする。

一定の地域の被害筆の面積の総和が被害面積であり、その被害筆の減収量の総和が減収量である。

被害面積及び減収量は次の被害程度別に調査する。即ち一〇％未満、一〇～三〇％、三〇～五〇％、五〇～七〇％、七〇～九〇％、九〇～一〇〇％まで、立毛皆無の七区分とする。

三　被害調査の種類及び被害報告の種類、被害概況報告及び被害速報

(一)　被害臨時調査

顕著な被害が発生し事務所長又は出張所長が必要と認めたときに実施する。

(二)　被害定期調査及び立毛皆無面積調査

予想収穫高及び推定実収高調査時に実施する。

(三)　被害特別調査

統計調査部長の指示により調査する。

(四)　被害調査圃調査

(五)　被害概況報告

作柄概況調査と同時にそれまでの被害を取りまとめて報告する。

(六)　被害速報

被害発生のつどすみやかに報告する。

四　市町村長の被害通知

出張所長は被害調査の資料として下記により市町村長から被害通知が得られるようにあらかじめ依頼しておく。

(一) 被害発生時

被害が発生したときはただちに適宜の方法によりその状況について通知を受ける。

(二) 定期調査時

定期調査に間に合うように次の通知を受ける。

(i) 被害通知票（様式第十一号）

(ii) 立毛皆無面積通知票（様式第十二号）

五 被害臨時調査

(一) 調査時期

出張所長は被害が発生したときは必要に応じてその被害を調査するのに最も適当な時期を選んで調査する。

(二) 調査方法

市町村長からの通知その他の情報により現地を巡回し、被害地帯を定め、作物の損傷状況と平年反収とにより適宜の階層に分け、階層ごとの被害面積、平年反収及び減収率を見積り、その地帯の被害面積及び減収量を被害程度別に推定する。

(三) 被害調査團の設置

事務所長は出張所長の意見等を聞いた上でできうる限り被害調査團を受けて被害調査の標準とする。（九参照）

(四) 事務所長の検討

事務所長は必要に応じて出張所間の調査の統一を図り、更に出張所長の報告を検討し、適宜現地調査を行つて出張所間の調査結果の均衡を図る。

(五) 報告

出張所長は、調査のつど被害臨時調査報告書（様式第十三号）を作成し、事務所長に報告する。事務所長は必要と認めたときは、被害臨時調査報告書（様式第十三号）を作成し、統計調査部長に報告する。

（注）被害概況報告又は定期調査の際にこの結果を参酌する。

六 被害定期調査

(一) 調査時期及び報告時期

予想収穫高及び推定実収高の調査時に調査、報告する。

(二) 被害の種類の定め方

同一圃場にある作物に同時に、又は時期を異にして二種以上の被害の原因が重複して作用しているときは、主要な原因によつて被害の種類を定める。

（注）この場合減収量は被害の種類別に分割しない。

又被害面積は延べ面積としない。

㈢ 出張所長の調査及び報告

現地を巡回して一般検見により、それまでに臨時調査を行つた被害についてはその後の変化を、それ以外の被害については臨時調査に準じて被害程度別に、調査時現在における被害面積及び減収量を見積る。このさいあわせて無被害地帯の面積及び増収量を見積り、さらに予想収穫高あるいは推定実収高とも比較検討して矛じゅんのないよう注意して、被害定期報告書（一）（様式第十五号の一）を作成し、事務所長に報告する。

㈣ 事務所長の取りまとめ及び報告

事務所長は出張所長の定期報告書（様式第十五号の一）を検討し、それまでに報告された被害臨時調査報告書、被害調査圃の調査成積、その他の成積等を参考にするほか、無被害地帯の増収量をも検討して、被害程度別に被害面積及び減収量を決定し、被害定期報告書（一）及び（二）（様式第十五号の一及び二）を作成して統計調査部長に報告する。

なお写一通を被害調査調整官室長（以下室長という）に送付する。

七 被害特別調査

㈠ 調査の指示

統計調査部長が必要と認めたときは、調査の実施を関係事務所長に指示するとともに担当室長に調査計画の立案を命ずる。

㈡ 調査計画の決定

室長は関係事務所長と協議会を開き、次の事項を定める。

(i) 損傷程度別減収率

(ii) 調査班の編成

(iii) 調査の日程

(iv) その他必要な事項

㈢ 調査の実施

事務所長は協議会で定められた計画に従つて現地調査を行い被害面積及び減収量を見積る。被害調査圃の設置については被害臨時

調査の場合に準ずる。

(四) 調査結果の検討

室長は調査終了直後適宜の場所において再び関係事務所長と協議会を開き、調査結果を検討する。

(五) 報告

(i) 事務所長は協議会の開催の後五日以内に被害特別調査報告書（様式第十三号に準ずる）一通に、参考資料を添えて統計調査部長に報告する。

なお室長に写一通を送付する。

(ii) 室長は協議会開催の後五日以内に調査結果に議事録、参考資料及び意見を添えて統計調査部長に報告する。

なお関係事務所長に写一通を送付する。

八 立毛皆無面積調査

(一) 立毛皆無の状態の分け方

立毛皆無は、作付はしたが立毛がまつたくなくなつた場合であつて、その状態は次のとおりに分ける。

(i) 流失埋没

作付はしたが、流失埋没して立毛がまつたくなくなつた場合であつて、耕地そのものの流失埋没を意味しない。

(ii) 青刈りすきかえし

生育の途中で作物を青刈またはすきかえしてその跡に作物を作付しない場合である。

(iii) 転作

生育の途中で作物を青刈すきかえしをした上、その跡に最初と異なる作物を作付した場合である。

流失埋没、全面枯死等で転作とする。

(iv) 建物、道路等の敷地

作付はしたが建物、道路等の敷地になつて立毛のなくなつている場合で、予定地は含めない。

(v) 全面枯死

一枚の圃場全部の作物が枯死した場合である。

(二) 立毛皆無面積の取扱い

(i) 流失埋没、青刈すきかえし、転作、建物道路等の敷地

圃場の一部分でも該当するときは、その部分の面積を集計する。

(ii) 全面枯死

該当する圃場の一枚毎の面積を集計する。但し一枚の圃場の一部分が(i)乃至(iv)の立毛皆無となり、残余の部分が全部枯死している時はその部分は全面枯死とする。

(三) 調査時期及び報告時期

予想収穫高及び推定実収高の調査時に調査報告する。

(四) 出張所長の調査

前記市町村長の通知（様式第十二号）に基いて悉皆現地確認を行い、状態別及び被害の種類別に立毛皆無面積を調査するのを原則とする。

もし労力その他の事情で悉皆調査ができないときは次の方法等による。この場合には状態別及び被害の種類別の内訳は市町村長の通知の比率によつて定めてもよい。

(i) 抽出単位区を選んで調査する方法

a 市町村長の通知を単位区ごとに整理し、その中の立毛皆無面の大きさにより二～三階層に分け、各階層から二以上の標本単位区をランダムに抽出する。

b 標本単位区の全筆について、耕地図その他により市町村長の通知と現地の状態とを比較し、通知と実地調査結果との比率によつて市町村ごとに立毛皆無面積を推計する。

(ii) 大被害のため単位区の区別もわからないように広範囲に立毛皆無になつたときは、その周辺を巡回し、その中に含まれる単位区の作付面積の合計を考慮して立毛皆無面積を見積る。

(五) 事務所長の調査

出張所長の調査結果について必ず若干の標本位区を選んで、現地確認を行い、出張所長の調査方法及び結果を検討して所長決定を行う。

(六) 報告

(i) 出張所長の報告

立毛皆無面積の調査成績を取りまとめ、立毛皆無面積報告書（様式第十六号）を作成して事務所長に報告する。

(ii) 事務所長の報告

事務所長は出張所長報告を検討して所長決定を行い、立毛皆無面積報告書（様式第十六号）を作成して統計調査部長に報告する。
なお室長に写一通を送付する。

九　被害調査圃調査

被害地帯の検見の標準とし、あわせて減収推定尺度を作成するために実施する。

(一)　種　類

被害調査圃は調査者及び調査内容により次の種類とする。

(i)　被害調査圃A

事務所長の直轄調査とする。とくに管内の重要な被害一～三種類について被害発生後五～一〇筆を設置し、減収推定尺度の作成に必要な項目について調査する。なお被害の種類は数年継続して調査出来るものを選び、調査労力及び距離的条件等をも考慮して定める。具体的にはブロックごとに事務所長と室長と協議して定める。

(ii)　被害調査圃B

事務所長の指示により出張所長が調査する。被害発生のつど被害地帯の検見の標準として事務所長が設置するものとし、被害の現地調査を行つたさいその地帯の被害を代表し得る筆を選ぶ。

(二)　筆　数

被害地帯に適当な作況調査圃、作況試験甲の圃場があれば、これを被害調査圃に利用する他、別に小麦、大麦、裸麦を通じて一県およそ四〇筆（A＋B）を限度として設置する。なお作況標本筆で被害調査圃に利用できるものはなるべく多く利用する。

(三)　調査時期及び調査項目

調査時期及び調査項目は、被害の種類によつて異なる。本要綱別表でひとおりの項目を示すが、事務所長は被害の実状に応じて室長と協議の上、最も適切な時期及び項目を定める。

なお出穂期後三〇日調査及び収量調査は作況調査圃の調査に準じて行う、但しBについては出穂期後三〇日調査は省略してもよい。

作況調査圃を利用した場合に調査の項目及び時期が作況調査圃と一致したときは、作況調査圃の成績をもつてこれに当てる。

なお室長は減収推定尺度の作成その他被害調査に関する技術的検討を行うため、別途被害調査圃について調査を行うことがある。

(四)　調　査　方　法

調査圃場における調査箇所の基点は、作況調査圃の坪刈箇所選定の方法（p一一二～一三参照）に準じて六箇所を選定する。各基点より二尺間の畦長を取り、これを調査区画とする。各調査区画について草丈（又は稈長）、茎数（又は穂数）及び損傷程度を調査す

る。損傷程度は各調査区画を単位として調査項目ごとに総合的に観察して調査する。（別表調査項目参照）

草丈（又は稈長）、茎数（又は穂数）の調査は、作況調査圃の調査に準ずる。

株播の場合は各基点から一〇株づつ六箇所で六〇株を調査する。

調査圃場で損傷程度の明らかに区別されるときは、その部分を区別し、その区分ごとに上記の調査を行い、その区分ごとの損傷程度を調査する。この場合にはその後の調査はその区分ごとに行うものとする。

(五) 減収推定尺度作成の資料の収集

事務所長は被害調査圃Aの調査により減収推定尺度を作成する場合の標準として、本年無被害地区の収量に関する資料例えば次のような資料を出来るだけ多く収集する。

(i) 被害調査圃の中で無被害と認められる区画（又は株）があるときはその収量調査成績

(ii) 地力耕種その他の条件が最も類似すると認められる無被害の作況調査圃、作況試験甲及び作況標本筆の本年の収量調査成績

(六) 報告

(i) 出張所長の報告

出張所長が被害調査圃Bについて調査を行つたときは、そのつど野帳（様式第十七号の二）の写一部を、又調査終了後に野帳（様式十七号の一、様式第二十号の三）の写一部を事務所長に提出する。

(ii) 事務所長の報告

事務所長は被害調査圃A、Bの成績を取りまとめて、被害調査成績一覧表（様式第十八号）を作成し、推定実収高報告時に統計調査部長に報告する。

なお推定実収高報告後二〇日以内に、被害調査圃Aの野帳（様式第十七号の一及び二、様式第二〇号の二及び三）の写一通及び前項五）の減収推定尺度作成の資料を室長に送付する。

一〇 被害概況報告

出張所長及び事務所長は作柄概況調査と同時にそれまでの被害を取りまとめて被害概況報告書（様式第十四号）を作成し、事務所長及び統計調査部長に報告する。

一一 被害速報

(一) 目的

速報はもつぱら被害発生の状況を迅速には握することを目的とする。

(二) 方　法

事務所長は精度に捉われることなく各種の情報に基いてすみやかに報告を行うこととし、その後の調査及び報告に当つては少しも速報に抱束されない。

この際次のような資料を準備しておくことが望ましい。

(i)・管内地図に次の事項を記入したもの。

麦別品種別及び田畑別作付比率（町村別或は出張所別に）

播種進度、生育の時期、作況指数、常習被害地帯等

(ii) 平年及び今年の気象資料

(三) 時　期

農作物に重大な被害が発生した場合はもちろん一般社会においてその発生を予想する程度の気象異変の発生した場合（注）及び発生のおそれある場合には、事務所長はその概要（被害のない場合にはその旨）を即刻統計調査部長に速報する。予想収穫高調査時以後においては被害状況の変化のつどただちに速報を行うようにとくに注意する。

（注）たとえば各種の気象警報の発せられた場合、又は地方新聞紙上に被害の有無が掲載されるような場合などである。

(四) 報　告

第一報：速報すべき事態が発生したならば、すみやかに電話又は電報で次の事項について報告する。

被害発生の有無、時期、場所、被害種類、麦の種類、被害面積及び減収量の見込等

第二報以下：出張所長の速報、その他の資料、又は臨時調査の結果等をもととして、さきの速報を修正する必要を認めた場合は、すみやかに電報又は文書より、状況に応じて必要な回数だけ報告する。

(五) 出張所長の速報

出張所長の速報については事務所長が定める。

(六) 室長への通知

事務所長が必要と認めたときは室長へも速報する。

別表　被害調査（調査項目及び調査時期）

調査項目	説明及び調査要領	損傷の表し方	病害	風害	雨害	水害	湿害	凍霜害	雹害	旱害	雪害	その他	被害種類	調査時期	回調査数
発病程度	※作物被害調査資料2「麦類病害について」の損傷程度の表わし方による。	発病程度発病歩合 × 100	○								本年は北陸地方で打合せをした調査方法による。	事務所長が左の場合を考慮して定める。	病害	病害による損傷が顕著になつたとき調査する。	被害の種類、性質により実情に応じてきめる。
発病歩合	同上		○												
埋没程度	埋没部分とは播種当時の地際（不明ならば根際）よりかぶつた土砂の表面まで。	各茎の埋没部分の長さの合計 / 各茎の草丈の合計 × 100		○		○							風害	風による顕著な被害が起きたとき調査する。	
埋没部分の枯死程度	茎毎に茎葉の色につき緑を0とし全部が枯死したものを100として埋没茎葉部の枯死部分の程度に応じて指数を定める。	Σそれぞれ調査した茎の指数 / 調査全茎数		○		○									
茎葉の枯死程度	茎葉ごとに緑を0とし茎葉面の全枯死を100としてそれぞれの茎葉面積に対する枯死部分の程度に応じて指数を定める。	Σそれぞれ調査した茎葉の指数 / 調査全茎葉数		○		○				○			雨害	降雨がつづき被害が顕著になつたとき調査する。	
茎葉の折損程度	茎葉ごとに無折損を0とし茎葉の全部消失を100としてそれぞれの茎葉面積に対する折損部分の程度に応じて指数を定める。	同上		○					○						
脱粒程度	脱粒の全然ないものを0とし，全部脱粒したものを100として指数を定める。	Σ調査した穂の指数 / 調査穂数		○						○			水害	退水後に調査する。必要なときは侵水中にも調査する。	
不稔歩合	完全穂を0として完全不穂を100として指数を定める。	同上			○	○									
穂発芽歩合	穂発芽の全然ないものを0とし，全部穂発芽したものを100として指数を定める。	同上			○	○							湿害	土壌が湿潤なために起つた作物の損傷が顕著になつたとき調査する。	
倒伏程度	麦類試験調査基準，倒伏伏況の項をもととして調査しこれを指数化する。	Σ調査した茎の指数 / 調査全茎数		○	○	○			○						
立上り程度	倒伏した後立上つたものを上に準じて調査する。	同上		○	○	○							凍霜害	脱粒又は異常な寒波の襲来により麦の損傷が起きたとき調査する。	
茎葉の変色程度	茎葉の枯死程度に準ずる。	同上				○	○			○					
根腐れ程度	抜取ができれば個体ごとに調査する。健全根を0とし根の全部が腐敗したものを100としてそれぞれ根の全体に対する腐敗歩合に応じて指数を定める。	Σ調査した根の指数 / 調査全個体数				○	○						雹害	降雹の直後に調査する。	
心葉の枯死程度	心葉の枯死した茎数を数える。	心葉の枯死した茎数 / 調査全茎数 × 100						○							
幼穂の枯死程度	抜取りのできる場合に調査する。	同上						○					旱害	旱魃のため被害の兆候が明らかとなつたとき調査する。	
畸型穂（白穂を含む）程度	畸型穂数を数える。	畸型穂数 / 調査全穂数 × 100						○		○					
おくれ穂発生程度	おくれ穂数を数える。	おくれ穂数 / 調査全穂数 × 100						○		○			雪害	融雪後一定の間隔をおいて調査する。	
穂首の折損程度	不稔穂，穂首の折れたものを数える。	穂首折損穂数＋不稔穂数 / 調査全穂数 × 100							○						
粒の腐敗及び変質	1穂の中で粒の完全なものを0とし全く腐敗又は変質したものを100として指数を定める。	Σ調査した穂の指数 / 調査全穂数			○										

〔注〕一、この表はA、B、共通のものとし、その被害の種類、発生時期、作物の生育程度により適当な調査項目を選択しあるいは追加する。具体的には事務所長とブロックの室長と協議してとりきめる。

二、調査は要綱記載のとおり調査単位（条播は二尺間の畦長、株播は一株）ごとに実施する。損傷程度の調査は、調査の標準を作るため必ず一～二調査単位についての上記の「損傷の表わし方」に示す調査を実施し、これにもとづいて各調査単位ごとに総合的に観察により調査する。

第四節　作柄概況調査

第一回　四月一日現在
第二回　五月一日現在
ただし北海道は六月十五日現在の一回

一　調査方法

出張所長は、面積調査における対地調査等の機会を利用して、作況を調査し、平年及び前年の反収に対する作況指数を算出し、またききとり調査の結果を参考として作付面積を見積り、事務所長に報告する。事務所長は、出張所長の報告、試験成績及びその他の資料を参考として、平年及び前年の反収に対する作況指数を算出し、また作付面積を見積つて次の報告書を作成し、所定の期日までに統計調査部長に報告する。なお事務所長は、第二回作柄概況報告時には、ききとり調査及び現地調査の資料を参考として作付面積の一応の所長決定を行い報告する。

付記：本省においては、作況指数と上記の作付面積をもとにして概略の像想収穫高を算出する。

二　報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
一　第一回作柄概況報告書	様式適宜	様式第二十四号
二　第二回作柄概況報告書	同上	様式第二十五号
三　被害概況報告書	様式第十四号	様式第十四号
四　麦類作況調査副調査成績一覧表一生育調査	様式第二十一号の一	〃
五　参考資料	〃	様式適宜

付記：北海道は六月二十二日報告の際に第一回報告書（様式第二十四号）と第二回報告書（様式第二十五号）の両者を提出する。ただし重複する事項については第一回報告書（様式第二十四号）に記入する。

「前年度統計の修正意見」を第二回作柄概況報告書（様式第二十五号）に記入する。これは前年度の調査成績を再検討するとともに、供出数量、農家保有量その他の消費統計等を参考とした場合考えられる前年の反収及びその算出基礎についての意見を報告するものである。

第五節　作況標本単位区の抽出

一郡平均五十の作況標本単位区を抽出して調査するものとし、まず下記の「郡を通じての階層」（面積調査の特殊階層乙2）の面積標本単位区は、そのまゝ作況標本単位区とする。ただしその数は、郡単位最高五に止める。次に事務所長は、残りの標本単位区を、主として昭和二十五年産麦作付面積（麦別を要しない）により按分して各出張所に割り当てる。

なお面積調査の特殊階層甲ノ甲2、及び乙ノについては標本調査を行わず、検見によって反収を豫想（推定）する。

付記：「郡を通じての階層」の標本単位区数は、実情により、五以上に増加してもよい。ただし、増加分は一郡平均五十の標本単位区数に含めない。

一　階層分け

㈠　郡を通じての階層（面積調査の特殊階層乙2）

集団入植地、地元開懇地、堤外地、旧軍用地、市街地、急傾斜地等。

㈡　出張所内の階層

出張所長は面積の豫備調査に基いて、まず管内の単位区を、田麦と畑麦のいずれが作付けてあるかを見積り、これにより田の階層と畑の階層（第一次階層）にわける。田麦と畑麦が混在する単位区については、田麦のみについて田の階層にリストし、さらに畑麦のみについて畑の階層にリストする。なお必要に応じ田又は畑をさらにいくつかにわけてもよい。（たとえば田を平畦と高畦に分けたり、畑を普通栽培と特殊栽培に分ける等）

次に出張所長は、反収の高低によって、単位区を二ノ三の第二次階層にわける。反収の高低はでき得れば本年の作柄によることとし、それが困難な場合は、いわゆる何俵どおりの平年反収による。この場合、単位区ごとに階層を決めるのが最もよいのであるが、数個の単位区を合わせた程度の区域（たとえば小字）について決めてもよい。ただし、その中に同一階層とするのが不適当な単位区があれば、その単位区は除いて、他の適当な階層に入れる。

付記：上記の階層わけの組合わせを表示すると次のようになる。

第一次階層		第二次階層
平畦の田	×	反収高位
畑高畦の田		反収中位
普通栽培の畑		反収低位
特殊栽培の畑		

二　標本単位区の抽出

㈠　階層別麦作付面積の概算

出張所長は面積調査における豫備調査による麦作付想定面積及び報告調査等を参考として、作況階層別麦作付面積（麦別を要しない）を概算する。

(二) 階層別標本単位区の割当

出張所長は麦類作況階層別作況標本単位区数割当計算表（様式第二十六号の一）により、事務所長から割り当てられた標本単位区数を上記一）の概算麦作付面積に比例して各階層に割り当てる。この場合どの階層にも少くとも一つは標本が割り当てられるように階層わけを行うものとする。

標本単位区の割当が終了したならば、直ちに割当計算表を事務所長に提出する。

(三) 標本単位区の抽出

出張所長は単位区に階層別の通し番号をつけ、任意系統抽出法により割り当てられた標本単位区を抽出する。ただし事務所長は豫め単位区をリストする場合の順序を定めて、出張所長に通知しておく。

なお出張所長は、任意系統的に抽出するための最初の数を別に本省から送付するランダム表によつて決定する。

付記：もし同一階層内の単位区別の麦作付面積に著しい差異のある場合は、割り当てられた標本数に合わせて、階層内の麦の作付面積が、ほぼ同じくらいのブロックにわけ、それぞれのブロックから一つずつランダムに抽出するのがよい。

(四) 単位区群の編成

上記により抽出した標本単位区に、ある種類の麦の作付がないか、あつても筆数が少い場合は、同一階層の近接した単位区二～三を組み合わせて一つの単位区群を編成し、その麦については単位区群の中から次の節に述べる方法により標本筆を抽出する。また抽出した標本単位区に、麦の作付がない場合は、同一階層の近接の単位区を標本とし、要すればそれをもとにして単位区群を編成する。

ただし上記のいずれの場合にも、その地帯に作付の少い麦については、必ずしも範囲を拡げて作付筆を求める必要はない。

付記：ある種類の麦の作付がないか、あつても筆数が少い場合の単位区群の編成は麦別に行う。たとえば抽出した標本単位区に小麦と大麦の作付はあるが、裸麦の作付がないか、あつても筆数が少い場合には小麦と大麦については、その標本単位区から標本筆を抽出し、裸麦についてのみ単位区群を編成して標本筆を抽出する。

第六節　豫想収穫高調査及び被害調査

第一区　九州、四国　五月二十五日現在

第二区　中国、近畿、東海、関東　六月一日現在

第三区　東山、北陸
東北
北海道　六月　十五日現在
七月二十五日現在

標本筆の小穂数調査及び一般検見並びに立毛皆無面積の現地確認を行つて調査する。

一　標本筆の調査

(一)　標本筆の抽出

出張所長は豫想収穫高調査に先立ち、第五節により抽出した標本単位区（群）の地図を持つて現地を巡回し、麥の作付筆に麥麥別の通し番号をつけ、ランダム表により二筆ずつを抽出する。もし特殊階層乙2の標本単位区が、田畑混在の単位区のときは、田畑別、麥別に二筆ずつ抽出する。ただしいずれの場合も二筆のうち、最初に抽出した一筆は、小穂数調査及び坪刈調査の両調査を行う筆とし、他の一筆は坪刈調査のみを行う筆とする。

この場合、通し番号のつけ方は事務所で一定しておく。又面積の特別に小さい筆は除外するものとし、その基準は事務所長が決定する。

(二)　調査圃場の選定

上記により抽出した小穂数調査標本筆につき(二)に記す方法により一筆三箇所を選定し、穂数調査はその三箇所について行い、小穂数調査はうち一箇所について行う。〔(三)別図参照〕ただし標本筆が幾枚かの圃場にわかれている場合には、ランダムに一枚を選定して、その中の三箇所で調査する。

付記：この際一枚ずつの面積が小さくて、一枚について三箇所を選ぶのが適当でないと認められる場合にはランダムに三枚を選定して、それぞれにつき一箇所ずつ調査してもよい。その基準は豫め事務所長が定めておく。

(三)　調査箇所の選定

出張所長は、調査圃場につき、まず長い方の対角線の端を基点に定め、（別図参照）全畦数を数えた後、任意系統抽出法により三畦を抽出する。

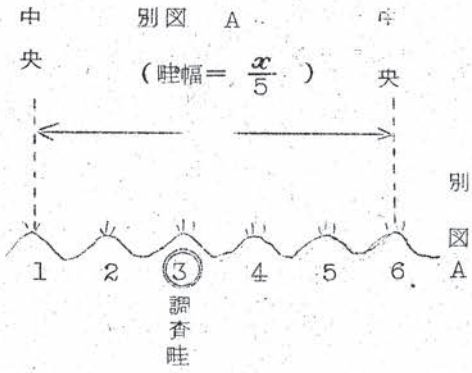
次にこの三畦と長い方の対角線の交点において、それぞれ畦長二尺の間（株播においては二株）を選定して調査箇所とし、この三箇所について、後に述べる方法により穂数調査を行い、中央の一箇所については、小穂数調査を行う。

なお調査箇所は、作況調査票に略図を記入し、かつ調査箇所の両端に割竹等を立てて、目印を残しておく。

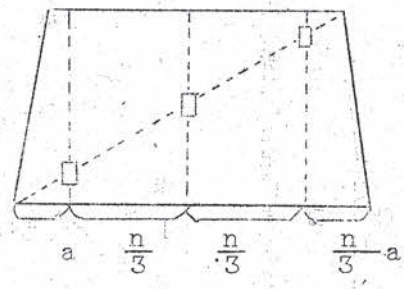
付記：

畦幅の測定

別図 A



別図A



畦数＝n

aは1～$\frac{n}{3}$の中からランダム表を用いて抽出する。小穂数調査は中央の調査箇所Bにおいてのみ行う。

一　多条播については、そのすべての条につき、畦長二尺間又は二株ずつを選定する。

なお雁木栽培については、第八節二又は三による。

二　圃場内の作柄が著しく不均等な場合は、第二節二、一）及び第八節五により箇所数を増加して調査する。

三　小穂数調査は、穂数調査を行った三箇所について行ってもよい。

(四)　畦巾の測定並びに坪当畦長の算出

出張所長は上記により選定した調査箇所につき、一箇所ごとにその畦を挟む六畦の間の長さを測定し、その1/5をもってその箇所における畦巾とし（別図A参照）、さらにこの畦巾をもって三十六平方尺を除して坪当畦長を求める。ただし畦により畦巾が著しく違う場合は調査畦だけの畦巾を直接測定する（別図B参照）。

(五)　なお横雁木栽培あるいは広巾播の場合の調査は第八節二による。

株播における坪当株数の調査

第八節の一「株播における刈取箇所の決定」に準じ、一坪分に相当する畦長を測定して、その中の株数を直接調査する。

この際欠株は株数に数えるものとする。

(六)　穂数の調査

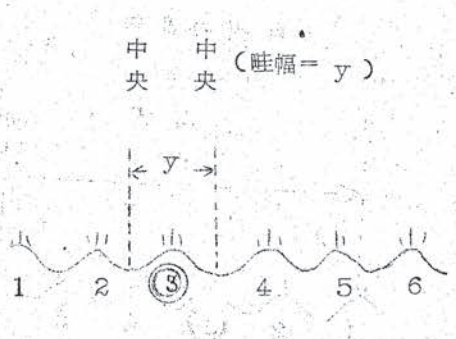
出張所長は前記の方法により選定した調査箇所二箇所につき、遅れ穂及び被害の穂数を折り倒しながら数え、最後に残った有効穂数を数えて、それぞれ作況調査票に記入する。

付記：遅れ穂及び被害穂については作況調査圃の調査基準による。

(七)　小穂数の調査

小穂数の調査は前記の通り、穂数調査を行った三箇所のうち、中央の一箇所について行うものとする。

別図 B



(i) 調査茎の選定

出張所長は上記の有効穂数に基いて、任意系統的に一箇所につき二十本の調査茎を選び、次項に記す方法により全小穂数並びに不稔実小穂数を調査する。この場合基点となる調査茎はランダム表によつて抽出する。

なおできうれば耕作者の了解を得て、調査茎の穂をきり取り、調査箇所ごとに区別して出張所に持参し調査のうえ、麦の収量高調査完了時まで乾燥保存する。

(ii) 全小穂(粒)数及び不稔実小穂(粒)数の調査と稔実小穂(粒)数の計算

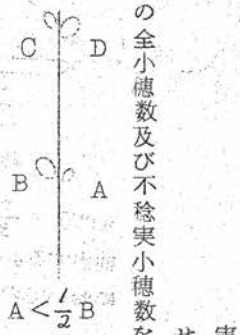
a 小麦、えん麦及びらい麦

出張所長は調査茎につき、まず一穂の全小穂数を数え、作況調査票に記入する。この際穂の上端又は下端の小穂がその次の小穂に比べて、体積で$\frac{1}{2}$に足りない場合は除外する。(別図参照)。

次に出張所長は不稔実小穂数を数えて、作況調査票に記入する、ただし不稔実小穂には実際の不稔実小穂のほかに、被害のため子房の生長が頴の半ばに達せず、したがつて屑麦程度にもなり得ない小穂を含ませる。

出張所長は上記の全小穂数及び不稔実小穂数を集計して坪当りに換算し、さらに坪当稔実小穂数を算出する。

b 大麦及び裸麦



の場合はA・Cを除外する。

出張所長は調査茎の穂につき、ランダムに片側を選び、その中央列につき全粒数と不稔実粒数を数え、小麦等と同じ順序により、坪当稔実粒数(ただし片側中央列調査の数字)を求め、二条麦については二を、六条麦については六を乗じて坪当稔実粒数を算出する。ただし、稔、不稔の判定は小麦に準ずる。

(六) 標本筆の豫想反収及び被害状況調査

出張所長は穂数調査及び小穂数調査をもとし、品種、被害の程度、肥培管理及び気象条件等を斟酌し、標本筆の反収を豫想して作況調査票に記入する。また出張所長は標本筆の主な被害原因名を作況調査票に記入し、さらに不時出穂、遅れ穂の発生及

び一穂中の不稔の有無並びにその程度等を調査して記入する。

二　一般検見

出張所長は市町村の被害通知を参考として、被害の概要を豫め承知して管内を巡回し、被害面積（立毛皆無及び被害程度別）と無被害面積を見積り、それぞれ作物の損傷及び生育の現況につき検見を行い、それ等を総合して、市町村別の反収を豫想する。この場合調査時以後の気象条件は平年並と仮定する。ただし特に作柄に大きな影響を与える要素が豫想されるときは、その状態と影響を意見として付記する。

三　立毛皆無面積の調査

出張所長は定期調査の際に第三節八により立毛皆無面積の調査を行う。

四　調査成績の取りまとめ

(一)　標本調査成績の取りまとめ

標本筆の坪当有効穂数、坪当全小穂数、稔実小穂数（大麦と裸麦では粒数）及び標本筆の豫想反収の平均を下記の式により計算し、出張所長は様式第二十九号の一、事務所長は様式第二十九号の二により報告書を作成する。

(1)　出張所の平均

$$Xa = \frac{1}{Sa}\sum_{i=1}^{}\left(\frac{\sum_{i=1}^{}Xij}{ni} \times Si\right) + \sum_{i=1}^{}\left(\frac{\sum_{i=1}^{}X'ij}{n'i} \times S'i\right)$$

一　坪当有効穂数は三箇所平均の坪当有効穂数
作況調査票（様式第二十八号表）のA

二　坪当全小穂（粒）数及び稔実小穂（粒）数は一穂平均の全小穂（粒）数又は稔実小穂（粒）数に坪当有効穂数を乗じたもの
作況調査票（様式第二十八号表）のB（B'）、C（C'）、又は（十八）、（十九）

三　豫想反収はその筆の豫想反収、作況調査票（様式第二十八号表）の（三十四）

Xij　標本筆の測定値

sa si ni　階層の標本筆数

階層別表別作付面積（面積測定調査における麦作付想定面積をもとゝし、報告調査を参考として見積る。）

出張所の麦別作付面積　すなわち　$Sa = \sum Si + \sum S'i$

上式の第一項は田麦の推計〔γ〕を付した第二項は畑麦の推計であつて、それぞれ出張所の田及び畑麦の作付面積を用いて推計

する。

(一) 郡の平均

$$\bar{X}_A = \frac{1}{\Sigma A}\left\{\Sigma(X_a \times S_a) + \Sigma(X'_a \times S'_a)\right\}$$

$\bar{X}_A$ 郡の平均値

S_A 郡の麦別作付面積 すなわち $S_A = \Sigma S_a + \Sigma S'_a$

第一項及び「'」を付した第二項は出張所の平均の場合に準ずる。

なお特殊階層乙₂の調査成績は郡ごとに田畑別麦別に算術平均し、様式第二十九号の二に示す順序により、他の階層の調査成績とともに集計する。

(二) 県の平均

$$\bar{X} = \frac{1}{S}\left\{\Sigma(\bar{X}_A \times S_A) + \Sigma(\bar{X}'_A \times S'_A)\right\}$$

S 県の麦別作付面積

付記：郡及び県平均の計算に用いる出張所と郡の麦別作付面積は、できれば事務所長の決定面積を用いる。もしこれがなければ出張所の面積は、出張所の平均値計算に用いた階層別麦別作付面積の合計を用い、郡の面積はさらにそれを合計したものを用いる。

(三) 特殊階層甲₁、甲₂及び乙₁の調査成績の取りまとめ

特殊階層甲₁、甲₂及び乙₁の調査成績は、収穫見込面積及び豫想収穫高を取りまとめて様式第三十二号の三に記入する。

五 報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
一 麦類豫想収穫高報告書	様式第三十号	様式第三十一号
二 同上付表	一	様式第三十二号の一、二、三
三 麦類作況調査標本数一覧表	様式第二十七号の一	様式第二十七号の二
四 麦類作況階層別作況標本単位区数割当計算表	様式第二十六号の一	一
五 穂数、小穂（粒）数及び豫想反収計算表	様式第二十九号の一	様式第二十九号の二

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
六 麦類作況調査圃調査成績一覧表 二出穂期後三十日調査	様式第二十一号の二	一
七 麦類作況調査圃調査成績県平均計算表 二出穂期後三十日調査	一	様式第二十二号の二
八 麦類坪当稔実小穂（粒）数頻度表	一	様式第三十五号の一
九 被害定期調査報告書	様式第十五号の一	様式第十五号の一、二
十 立毛皆無面積報告書	様式第十六号	様式第十六号
十一 参考資料	一	様式適宜
十二 作況報告審議会議事録	一	同上
十三 特別調査報告書（特別調査を行つた場合）	一	同上

第七節 推定実収高調査及び被害調査

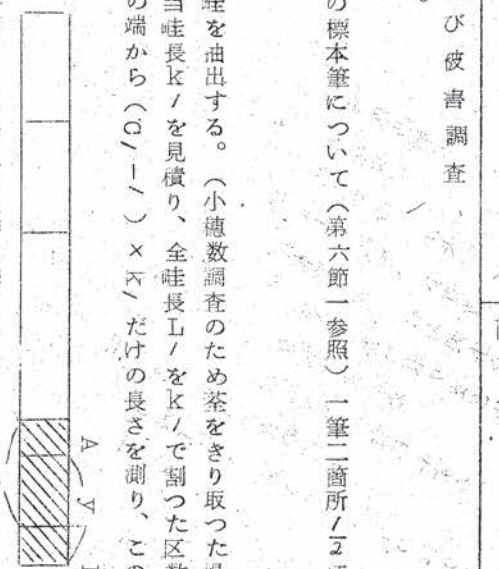
標本筆の坪刈、一般検見及び立毛皆無面積の現地確認を行つて調査する。

一 標本筆の坪刈調査

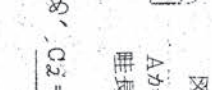
豫想収穫高調査前に抽出しておいた標本単位区（畔）ごとに麦別二筆の標本筆について（第六節一参照）一筆二箇所1/2坪ずつ合計一坪の坪刈、その他の調査を行う。

(一) 刈取基点の選定

出張所長は豫想収穫高調査における同様の方法により改めて二畦を抽出する。（小穂数調査のため茎をきり取つた場合は重複させないこと。）次に第一畦につきおゝよその畦巾に基き1/2坪当畦長K/を見積り、全畦長L/をK/で割つた区数m/を算出し、一 m/の中からランダムにC/を抽出する。次に畦の手前の端から（C/－1）×K/だけの長さを測り、この点を刈取の基点とする。



Aから畦長yを測る代りにA'から手前に畦長yを測り、A'、B'を刈取箇所にする。



第二畦については、同様にしてL2、K2及びm2を求め、$C_2' = C/ + \frac{m_2}{2}$ とし（ただしこの場合$C_2 \leqq m_2$ならば$C_2 = C_2$ $-m_2$ とする。）、以下第一畦に準ずる。

(二) 畦巾の測定と刈取畦長の算出

出張所長は抽出された二畦につき、それぞれ刈取の畦長（次項参照）の間において、二箇所ずつ豫想収穫高調査におけると同様の方法によつて調査畦ごとに畦巾を測定し、さらに1/2坪当畦長を畦ごとに算出する。

(三) 刈取箇所の決定

出張所長は、畦ごとに刈取の基点から1/2坪当畦長を測り、その二点の間を刈取箇所に決定する。（株播の場合は第八節参照、なお刈取箇所は作況調査票に略図を記入する。）

この際畦の向うの端に達してなお足りない場合は改めて向うの端を基点として手前に向つて1/2坪当畦長を測りその二点の間を刈取箇所に決定する（別図並びに同説明参照）。

(四) 刈取（又は摘穂）及び調製

通常の方法によつて刈り取つた麦は、直ちに脱穀し、未調製生全麦重（注）をひよう量しそのまゝ乾燥する。次に脱芒機にかけて脱粒し、唐箕を用いて上麦と屑麦とに選別してひよう量する。この場合乾燥は普通程度に行う。なお摘穂を行つた場合は、生穂重をひよう量し、乾燥後そのまゝ脱芒機にかけて脱粒する。

この際刈取を行うか、摘穂を行うかは麦別に豫め事務所長が統一しておくものとする。

註：第二節　作況調査圃三の「調査項目の説明、調査要領」参照のこと。

付記：火力乾燥を行う場合は乾燥が過度にならぬように注意する。

二　一般検見

出張所長は上記の坪刈調査のほかに、補足的な一般検見を行い、町村別、田畑別の反収を推定しかつ被害報告書を作成する。

三　立毛皆無面積の調査

豫想収穫高調査の場合に準ずる。

四　調査成績の取りまとめ

(一) 標本調査成績の取りまとめ

標本筆の反当未調製生全麦重（または生穂重）、反当乾燥上麦重、反当乾燥屑麦重及び標本筆の推定反収の平均値は第六節四に記した穂数、小穂数及び豫想反収の平均値計算に準じて計算する。ただし計算に用いる出張所と郡の作付面積は中央決定に基いて事務所長が決定したものを用いる。

(二) 特殊階層甲ノ、甲2及び乙ノの調査成績の取りまとめ

特殊階層甲ノ、甲2及び乙ノの調査成績は、収穫面積及び推定実収高を取りまとめて様式第三十八号の三に記入する。

五　分散の計算及び報告

分散は標本筆の反当上麦重について下記により計算のうえ、推定実収高報告後三十日以内に様式第四十五号により、統計調査本部長に報告する。

(一)　郡単位平均値の分散

$$VA = \frac{1}{S_A^2} \sum\sum \left(Si^2 \times \frac{\sigma_{ij}^2}{n_1} \right)$$

SA　郡の麦別作付面積

Si　階層別麦別作付面積

n　階層の標本筆数

σ_{ij}^2　階層内の筆間反収の分散（付記参照）

(二)　県単位平均値の分散

$$V = \frac{1}{S^2} \sum (S_A^2 \times V_A)$$

S　県の麦別作付面積

(三)　標準偏差σ及び変動係数C.V.、Vの計算

郡及び県の分散に基き、次式により計算する。

$$\sigma = \sqrt{V} \qquad C.V. = \frac{\sigma}{X} \times 100\ \%$$

V　郡又は県の分散

X　郡又は県の平均値

付記：階層内の筆間反収の分散σ_{ij}^2の計算方法

階層内の筆間反収の分散σ_{ij}^2は二十五年度冬作調査要綱分散式中の$\sum X_{ij}^2 - \frac{(\sum X_{ij})^2}{n_1}$に相当するもので、$n_1 - 1$

これは昭和二十五年夏作収穫高の分散計算に準じてRangeによって推定する。すなわち次のとおりである。

一　標本筆が十以下の場合

$1j^2 = a^2n \times (\text{Range } X1j)^2$

$X1j$ 標本筆の反収

Range $X1j$ 標本筆反収の中の最大値と最小値との差

a^2n 標本数 n に応じて定められる常数（左記表のとおり）

n	an	a^2n
二	○、七○九二	○、五○三○
三	○、五二六三	○、二七七○
四	○、四五六六	○、二○八五
五	○、四一六七	○、一七三六
六	○、三九○六	○、一五二六
七	○、三七一七	○、一三八二
八	○、三五七一	○、一二七五
九	○、三五○九	○、一二三一
十	○、三四四八	○、一一八九

二　標本筆が十以上の場合

㈠　標本数をグループに等分割できる場合

階層の標本数を一つのグループが五　七個の標本筆を含むように m 個のグループに等分割すれば

$$\sigma ij^2 = \frac{1}{m}\sum_{r=1}^{m} a^2n \times (\text{Range } Xij)^2 = \frac{a^2n}{m}\sum_{r=1}^{m} (\text{Range } Xij)^2$$

㈡　標本数を等分割できない場合

階層の標本筆を五　七個の標本筆に等分割できないとき、たとえば十三個の場合は六個と七個の二つのグループに分ける。

すなわち、一般に標本数を $ni = \sum_{e=1}^{m} ne$ で表わされる m 個のグループにわけたときは

$$aij^2 = \frac{1}{m}\sum_{r=1}^{m} \{ a^2 ne \times (\text{Range } Xij)^2 \}$$ となる。

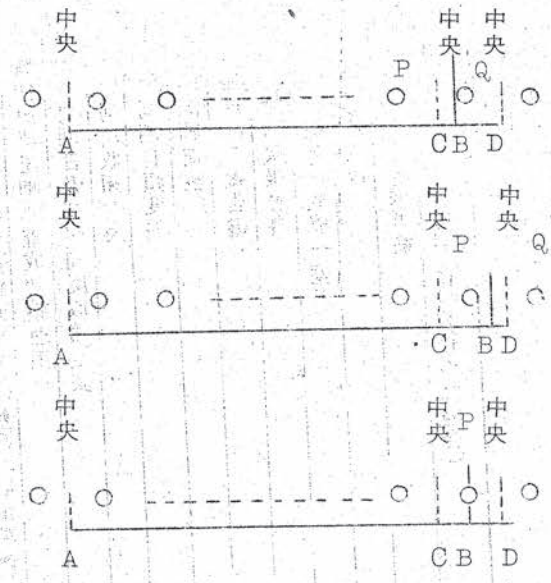
ただし、Range X_{ij} は個数 ne個のr番目のグループの Range を示す。

六 報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
一 麦類推定実収高報告書	様式第三十六号	様式第三十七号
二 同上付表	一	様式第三十八号の一、二、三
三 麦類作況調査標本数一覧表	様式第二十七号の一	様式第二十七号の二
四 推定（坪刈）反収計算表	様式第二十九号の一	様式第二十九号の二
五 麦類作況調査圃調査成績一覧表 三収量調査	様式第二十一号の三	一
六 麦類作況調査圃調査成績県平均計算表三収量調査	一	様式第二十二号の三
七 麦類作況調査圃調査成績整理表	一	様式第二十三号の一、二、三
八 麦類坪刈期日及び坪刈反収頻度表	様式第三十三号	一
九 麦類坪刈反収頻度表	一	様式第三十五号の一
十 麦類坪刈期日頻度表	一	様式第三十四号
十一 麦類作況調査整理表	様式第四十三号の一、二	様式第四十三号の一、二
十二 被害定期調査報告書	様式第十五号の一	様式第十五号の一、二
十三 立毛皆無面積報告書	様式第十六号	様式第十六号
十四 被害調査圃調査成績一覧表	一	様式第十八号
十五 参考資料	一	様式適宜
十六 作況報告審議会議事録	一	同上
十七 特別調査報告書（特別調査を行つた場合）	一	同上

一　株播における刈取箇所の決定（別図参照）

出張所長は豫め基点を株間の中央に定めておき（A点）、基点から1/2坪分に相当する畦長を測定して一応の刈取の終点（B点）を定め、その位置に基き、次により刈取箇所を決定する。ただし刈取の実施に当つては作柄が特に不均等でない限り、二畦分の端数をまとめて第二畦のP株又はQ株（別図参照）から刈り取ることがある。



㈠　B点が株間の中央に来た場合　AB間の全部の株を刈り取る。

㈡　B点に一番近い株が向側にある場合

図に示すところによりCD、CBを測定し、Q株の全茎数の$\frac{CB}{CD}$を手前から数えて、それまでを刈り取る。

㈢　B点に一番近い株が手前にある場合

P株の全茎数の$\frac{CB}{CD}$を手前から数えて、それまでを刈り取る。

注：いいかえれば株の一部を刈らないで残す。

㈣　B点が株の上に落ちた場合

B点の落ちたところの株をPとし、その$\frac{CB}{CD}$まで刈り取る。

付記：多条株播については上に準じ、要すれば条ごとにこれらの測定を行う。ただし刈取に当つては特に不均一でない限り、数条分の端数をまとめて一つの条のP（又はQ）のいずれか中庸の株から刈り取る。

二　横雁木栽培の調査

㈠　豫想収穫高調査

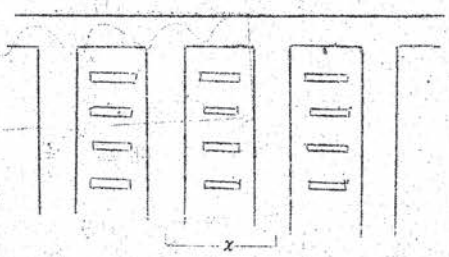
㈠　調査箇所の選定

出張所長は、雁木床を普通栽培の畦と見て、これと同様の方法により調査する雁木床三つを決定する。次にそれぞれの雁木床上で調査圃場の対角線と交叉する地点の条をとり、さらにその条の長さ（麦の生えている部分の長さ）を二等分し、その一方をランダムに抽出して調査箇所に定める（別図C参照）。

㈡　雁木床巾の測定

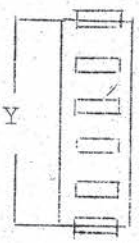
別　図　A

雁木床巾の測定



別　図　B

条巾の測定



条巾 ＝ $\frac{Y}{5}$

別　図　C

小穂数の調査



条を二等分していずれかをランダムに選ぶ。

出張所長は、調査する雁木床の両側の水路の中線間の距離を測定して雁木床巾とする（別図A参照）。なを種々の計算に際しては雁木床巾は普通栽培の畦巾に相当するものと考える。

(三)　条巾の測定

出張所長は、普通栽培における畦巾の測定に準じ、調査する条を含めて六条の間の長さを測り、その1/5をもつて条巾とする（別図B参照）。種々の計算に際しては条巾は普通株播栽培の株間に相当するものと考える。

(四)　穂数及び小穂数調査

出張所長は(一)の調査箇所につき第六節一の六及び(七)により穂数及び小穂数を調査する。

(二)　推定実収高調査

(一)　刈取箇所の選定

出張所長はさきに定められた方法により、二つの雁木床を改めて決定し、さらに刈取の基点を定める。ただし基点は条間に置くものとする。次に基点から1/2坪分に相当する区域の条数を下記により算出のうえ刈取終点を決定する。

(二)　刈取条数の決定

出張所長は豫想収穫高調査におけると同じ方法により、刈取箇所の雁木床巾及び条巾を測定し、次式により刈取条数を算出する。

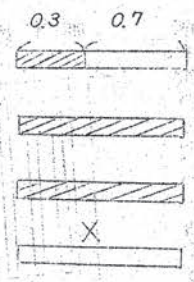
$$Z = \frac{3600}{X \times Y} \times \frac{1}{2}$$

ただしZ……刈取条数

X……雁木床巾（単位寸）

Y……条　巾（単位寸）

ただし刈取条数の端数は、次の条の麦の生えている部分の長さを一とし、端数に相当する長さを刈り取るものとする（別図参照）。



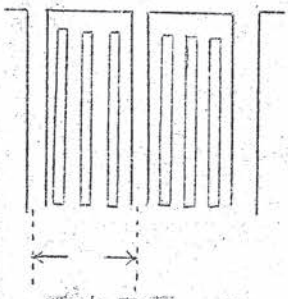
刈取条数が2.3となつた場合を示す。

付記：

一　横雁木栽培の床巾の広いものは平畦栽培として取り扱い、その分け方の基準は実状に即して事務所長が決定する。

二　広巾播における畦巾の測定は雁木栽培における雁木床巾の測定に準じ、一畦分のみを測定する。

雁木床幅の測定



三　縦雁木栽培の調査

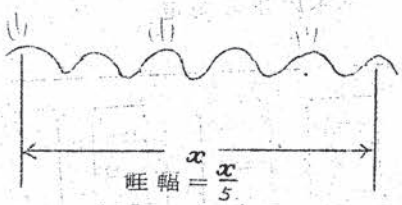
出張所長は雁木床を普通栽培の畦とみて平畦多条栽培に準じて調査を行う。ただし雁木床巾の測定は横雁木栽培に準ずる。なお雁木床上の多数の多いもの（たとえば四条以上）は平畦栽培として取り扱い、そのわけ方の基準は実情に即して事務所長が決定する。

四　畦落栽培の調査

㈠　畦落栽培の明らかな場合

標本筆の播巾が普通であつて、畦巾が明らかにその地域の標準畦巾の二倍又は三倍等整数倍であると認められる場合は、作付面積調査において利用度を考慮して1/2又は1/3とするので、反当収量調査においては、落された畦にもすべて麦があるものと考えて、畦巾を測定し、それに基いて坪当畦長を算出して坪刈（小穂数）調査を行い、反当（又は坪当）の数字を算出する（別図参照）。

㈡　畦落栽培の明らかでない場合



混作、あるいは後作付等の関係によつて、畦巾が標準畦巾よりも広い場合は作付面積の調査において、

修正率 $\frac{\text{標準畦巾}}{\text{調査畦巾}}$

を乗じて作付面積を修正するので、現況の畦巾を測定し、坪当畦長を算出して坪刈（小穂数）調査を行い、修正率の逆数 $\frac{\text{調査畦巾}}{\text{標準畦巾}}$ を乗じて反当（又は坪当）の数字を算出する。

ただし、混作、後作等には無関係に栽培技術上標準畦巾よりも広くしてある場合はこの修正を行わない。

㈢　特殊栽培の場合

たばこの混作等特殊栽培が行われる地方において、作付面積を作付全面積のたとえば七割などと修正するような慣行のある地方では、七割の逆数一、四二九を乗じて反当（又は坪当）の数字を算出する。

㈣　高畦栽培の場合

高畦栽培については従来どおり、作付全面積を作付面積とするから、反当（又は坪当）の数字を修正しない。

五　作柄が著しく平均等な標本筆の調査

(一)　豫想収穫高調査

(i)　調査箇所の選定

作況調査圃生育調査箇所の選定に準じて六箇所を選定する。

(ii)　畦巾の測定並びに坪当畦長の算出

出張所長は調査箇所ごとに畦巾を測定し、作況調査票に記入し、坪当畦長を求める。

(iii)　穂数並びに小穂数の調査

一般の場合に準ずる。ただし作況調査票は一筆につき数枚を使用する場合がある。この場合の計算方法については出張所長は特に注意する。

(二)　推定実収高調査

先ず標本筆を検見して、作柄により一、二、三に区分し、各区の面積を見積り、各区の中で、それぞれの作柄を代表する箇所を選んで刈取箇所とし、箇所ごとに坪当畦長（又は株数）を計算する。次に一筆当りの刈取面積一坪を、上の見積面積に按分して各区の刈取面積を定め、それぞれの刈取箇所で、その面積に相当する畦長（又は株数）を計算して刈り取る。

この際一箇所当りの刈取畦長があまり短かかつたり、株数が端数であつたりする場合は、適宜面積を広げて刈り取つたうえで、その中から計算により刈取面積に相当する分を取りわける。

第九節　施肥量及び作況のメイルサンプリング調査

各統計調査事務所において行う麦類の作況及び収量調査の参考資料とするために、一般麦作農家を対象として、反当施肥量及び作況について、次の要領によりメイルサンプリング調査を行う。

一　調査方法

(一)　事務所ごとに麦作総農家数の1/200を調査農家とする。ただしこれによつて算出した農家数が400戸未満の事務所は400戸（秋田は300）に増加し、800戸を超過する事務所は800戸にとどめる。（別表　事務所別調査票配付数一覧表参照）

(二)　事務所長は管内麦作市町村の1/3を調査市町村として任意系統的に抽出し、抽出全市町村の麦作総農家数に対する当該市町村の麦作農家数の比率に応じて調査農家数を市町村別に割り当て、その数だけの調査票を一括して担当出張長に送付する。

(三)　出張所長は事務所長から市町村別に割り当てられた数の調査農家を昭和二十五年冬作物作付面積申告調査農家名簿（生産世帯の分）により任意系統的に抽出し、調査期日の五日前に調査農家にとどくように調査票を郵送する。

(四) 調　査　票

様式第五十一号の一参照。ただし北海道については様式を別に定める。

(五) 調査票の回収及び集計

調査票（回答票）は調査農家より直接統計調査事務所長に郵送し、当該事務所長においてこれを集計する。集計方法は算術平均とする。

(六) 調査期日及び投函期限

地区別	調査期日	投函期限
第一区（九州、四国）	四月一日	四月二日
第二区（中国、近畿、東海、関東）		
第三区（東山、北陸、東北）	五月十日	五月十一日
北海道	七月十日	七月十一日

二　報　告

事務所長は前項の集計結果を様式第五十一号の二（ただし北海道については様式を別に定める。）により下記の期日までに統計調査部長に報告する。

第一区及び第二区　四月三十日
第三区　六月十日
北海道　八月四日

（別表）事務所別調査票配付数一覧表

事務所名	配付数	事務所名	配付数	事務所名	配付数	事務所名	配付数	事務所名	配付数
札幌	七二〇	茨城	八〇〇	福井	四〇〇	兵庫	八〇〇	愛媛	六七〇
北見	四〇〇	栃木	六〇〇	山梨	四〇〇	奈良	四〇〇	高知	四〇〇
函館	四〇〇	群馬	六五〇	長野	八〇〇	和歌山	四〇〇	福岡	八〇〇
帯広	四〇〇	埼玉	八〇〇	岐阜	六六〇	鳥取	四〇〇	佐賀	四〇〇
青森	四〇〇	千葉	八〇〇	静岡	八〇〇	島根	五〇〇	長崎	五八〇
岩手	五四〇	東京	四〇〇	愛知	八〇〇	岡山	八〇〇	熊本	七九〇
宮城	五二〇	神奈川	四〇〇	三重	六四〇	広島	八〇〇	大分	六三〇
秋田	二〇〇	新潟	五三〇	滋賀	四四〇	山口	六〇〇	宮崎	五一〇
山形	四〇〇	富山	四〇〇	京都	四〇〇	徳島	四〇〇	鹿児島	八〇〇
福島	七五〇	石川	四〇〇	大阪	四二〇	香川	四六〇		

第四章　ばれいしよ収穫高調査及び被害調査

第一節　調　査　方　針

一　作柄概況調査は麦類に準じ平年及び前年の反数を一応一〇〇とする作況指数、並びに被害状況を調査する。
なお平年反収は県ごとに事務所所長が決定し、作柄概況とあわせて報告する。

二　予想収穫高調査は県単位二〇〇～三〇〇筆の特定調査筆を設け、そのなかからさらに一〇〇筆を選んで試堀を行い、付近耕地の作柄、及びあわせて行う町村別の一般検見等を総合して収穫高を予想する。試堀期日は第一区五月二十五日、第二区は六月一日、第三区は七月五日、北海道は八月十日前後に実施する。

三　推定実収高調査は上記の県単位二〇〇～三〇〇筆の特定調査筆について坪堀を実施し、あわせて予想収穫高調査時に準じ検見を行い実収高を推定する。

四　被害調査は麦類に準じ検見により被害面積並びに減収量を調査する。
ただし被害面積及び減収量の程度別は不要である。

五　別に本省より、統計調査事務所を通じて作物報告員に調査票を配付し、作況及び反当収量等についてアンケート調査を行う。

第二節　作　柄　概　況　調　査

第一区　九州、四国　　五月一日現在
第二区　中国、近畿、東海、関東　　同
第三区　東山、北陸、東北、北海道　　六月一日現在
　　六月十五日現在

一　調　査　方　法

麦類作柄概況調査に準ずる。

二　報　告　書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
一　作柄概況報告書	様式適宜	様式第二十四号
二　被害概況報告書	様式第十四号	様式第十四号

付記・前年度統計についての修正意見も表類に準じて報告する。

第三節　予想収穫高調査及び被害調査

第一区　五月二十五日現在
第二区　六月　一　日現在
第三区　七月　五　日現在
北海道　八月　十　日現在

一　特定調査筆の調査

(一)　特定調査筆の選定

事務所長は県単位二〇〇～三〇〇筆の特定調査筆をばれいしょ作付田畑別、地種、移入種別、品種別の分布等を考慮して出張所に割り当てる。

出張所長は上記に準じ管内を代表する筆を選定し特定調査筆とする。ただし間混作等の特殊栽培の筆は選ばない。

(二)　試堀筆の選定

事務所長は県単位一〇〇筆の試堀筆を出張所に割り当てる。出張所長は既に選定した特定調査筆の中から(一)に準ずる方法により試堀を行う筆を選定する。

(三)　試　堀　調　査

出張所長は試堀筆につき下記の方法によつて試堀調査を行う。

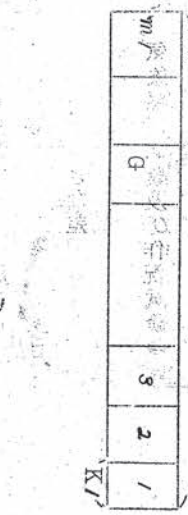
(i)　試　堀　期　日

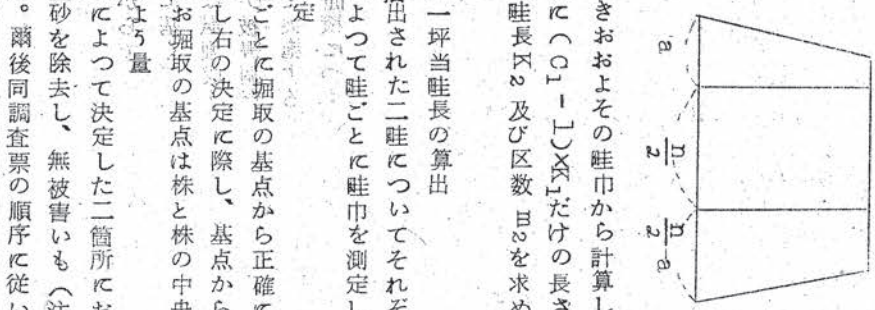
試堀期日は第一区は五月二十五日、第二区は六月一日、第三区は七月五日、北海道は八月十日前後とし試堀は毎年一定期日に実施する。

(ii)　堀取基点の選定

出張所長は麦類の坪刈調査に準ずる方法により二畦を抽出する。

次に第一畦につきおおよその畦巾から計算した見積りの一坪当の畦長 K_1 で全畦長 ℓ_1 を除して区数 n_1 を求め、ランダムに C_1 を抽出する。次に $(C_1 - 1)K_1$ だけの長さを測り、この点を堀取の基点とする。第二畦については同様にして、全畦長 ℓ_2 及び見積りの坪当畦長 K_2 及び区数 n_2 を求め、$C_2 = C_1 + \frac{n_2}{2}$ とし（ただし $C_2 \geq n_2$ の場合は $C_2 = C_2 - n_2$ とする。）以下第一畦に準ずる。





(iii) 畦巾の測定と一坪当畦長の算出

出張所長は抽出された二畦についてそれぞれ堀取の基点を中心にして二箇所ずつ「ばれいしよ作況調査票」（様式第三十九号）に示すところによつて畦ごとに畦巾を測定し、さらに一坪当畦長を畦ごとに算出する。

(iv) 堀取箇所の決定

出張所長は畦ごとに堀取の基点から正確に一坪当の畦長を測り、その二点の間（一坪当）を堀取箇所に決定し二点間の株数を調査する。ただし右の決定に際し、基点から畦の向う端までが一坪分に足りない場合は、向う端から手前に一坪分の畦長を測るものとする。なお堀取の基点は株と株の中央におく。

(v) 堀取並びにひよう量

出張所長は(iv)によつて決定した二箇所において、それぞれ麦類の場合に準じ、坪当株数の端数を四捨五入した整数株を堀り取り（注一）、土砂を除去し、無被害いも（注二）、と被害いもとに区別して各々の重量を測定のうえ、作況調査票（様式第三九号）に記入する。爾後同調査票の順序に従い、整数株修正率を乗じて二坪当の重量の修正値を算出し、反当の重量を計算する。

注一　ばれいしよ作況調査票（様式第三十九号）裏面参照、なお横雁木栽培の場合も同票による。

注二　試堀の際の無被害いもと屑いもとに分けない。これは試堀の時期に小さないもでもその後肥大する可能性があつて区別し

難いからである。

(四) 試堀成積に基く反収の予想

出張所長は試堀成積を基とし、収量予想資料（三の注参照）、被害発生状況等を参考としてその筆の反収を予想する。

二 一般検見及び被害調査

麦類に準じて実施する。なお検見の際は、試堀を行つた特定調査筆の予想反収を検見の基準とする。また立毛皆無面積については地下部にいもが出来た後に虫害によつて地上部が全部なくなつたような場合はこれを立毛皆無面積としない。

三 調査成績の取りまとめ

(一) 反収の予想

出張所長は下記の調査成績を取りまとめ事務所長に報告する。

(i)(i) 試堀期日および試堀反収出張所別頻度表（様式第三十三号）

(ii) 町村別検見反収（様式第三十号）

事務所長は上記の報告を取りまとめて県平均を算出し、これを基礎にして従来の試験成績、試堀成績等に基く収量予想資料（注）を参考のうえ、さらに品種の変遷、堀取時期の変動、被害発生状況等をしんしやくして予想反収の決定を行う。このさい堀取以後の気象条件は一応平年並として反収を予想する。ただし平年と特に大きな差異が予測される場合は、その状態、並びにそれによる影響を所長意見として付記する。

注 収量予想資料は肥大曲線、回帰による収量予想式等であつて、気象感応試験及び作況試験の成績、並びに従来の試堀反収と坪堀反収、あるいは試堀反収と推定反収（中央修正）との関連に基いて事務所長が作成する。なお収量予想資料は予想収穫高報告の際あわせて報告する。

(二) 被害調査及び立毛皆無面積調査の取りまとめ

麦類に準ずる。

四 報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
一 予想収穫高報告書及び付表	様式第三〇号	様式第四十号
二 試堀期日及び試堀反収出張所別頻度表	様式第三三号	――
三 試堀期日頻度表	――	様式第三十四号
四 試堀反収頻度表	――	様式第三十五号の一
五 被害定期調査報告書	様式第十五号の一	様式第十五号の二
六 立毛皆無面積報告書	様式第十六号	様式第十六号
七 参考資料	――	様式適宜
八 作況報告審議会議事録	――	〃

第四節　推定実収高調査及び被害調査

一　特定調査筆の調査

㈠　坪堀調査

県単位二〇〇～三〇〇筆の特定調査筆について試筆に準ずる方法によつて、一坪ずつ三箇所計三坪の堀取を行い、上いも（五匁以上）、屑いも（五匁未満）、被害いも（被害を受けて食用にならぬもの）に分けて、それぞれの重量を測定し、予想収穫高調査に準じて反当の収量を計算する。ただし堀取の際に生じた傷いものうち、傷がなければ上いもであると考えられるものは上いもに加える。

㈡　特定調査筆の検見反収

坪堀の結果を基としてその筆の反収を推定する。

二　一般検見、被害調査及び立毛皆無面積の調査

予想収穫高調査に準ずる。ただし一般検見は町村別、田畑別に行う。

三　調査成績の取りまとめ

予想収穫高調査に準ずる。

四報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
一推定実収高報告書	様式第三十六号	様式第四十一号
二同上付表		様式第四十二号
三坪掘期日及び坪掘反収出張所別頻度表	様式第三十三号	―――
四坪掘期日頻度表	―――	様式第三十四号
五坪掘反収頻度表	―――	様式第三十五号の一
六作況調査整理表	様式第四十四号の二	様式第四十四号の二
七被害定期調査報告書	様式第十五号の一	様式第十五号の二
八立毛皆無面積報告書	様式第十六号	様式第十六号
九参考資料	―――	様式適宜
十作況報告審議会議事録	―――	〃

第五章　マイナークロップスの調査

第一節　調　査　方　針

一　調査対象作物

第二類作物　　なたね（田畑別）
　　そらまめ（未成熟、乾燥子実別）
　　えんどう（　〃　）
　　春まき麦類（種類別ただし北海道を除く）

二　予想収穫高調査

㈠　作付面積の調査は第二章作付面積調査によるのであるが、第二章で作付面種調査を行わないものについてはきき取り等によつて調査する。

㈡　予想反収の調査は検見及びききとり調査による。

㈢　予想収穫高調査時に前年度統計の修正を行う。

三　推定実収高調査及び被害調査

㈠　推定実収高調査

(i)　なたね及びそらまめの推定反収の調査は出張所当り一筆ぐらいの特定調査筆の坪刈を実施し、これによつて得た検見基準により検見調査を行う。さらに作付面積の多い左記の県においては、一五〇～二〇〇筆の特定調査筆を設け、県推計が行れる程度の坪刈を実施する。

なたね　福島、茨城、埼玉、千葉、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島

そらまめ　千葉、三重、兵庫、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本

(ii)　えんどう及び春まき麦類の推定反収の調査は検見及びききとり調査による。

㈡　被害調査は推定実収高調査時に検見及びききとりにより調査を行い、あわせて立毛皆無面積を調査する。

四　なたねの作況に関するアンケート調査

麦類の作況に関するアンケート調査と同時に、本省より統計調査事務所を通じて作物報告員に調査票を配付し、なたねの作況及び反当収量等についてアンケート調査を行う。

第二節　予想収穫高調査

一　作付面積

(一)　なたね、そらまめ及びえんどうの作付面積調査は県段階においては、作付面積調査（第二章参照）による諸調査の結果を総合して推計する。ただし出張所においては調査員報告調査を基とし、各種調査を行つたときの状況、過去の統計資料等を参考として一応の見積りを行う。

(二)　春まき麦類の作付面積は、秋まき麦類その他の作付面積または作況調査の際の現地巡回、市町村よりのききとり調査及び過去の統計資料等を参考として調査する。

二　予想反収

前期一、二）の春まき麦類の作付面積調査に準じ、検見及びききとりの結果等に基いて予想する。

三　前年度統計の修正

予想収穫高調査時において、事務所長は前年度統計の再検討を行い、不備の点を修正する。この際本年度の予想収穫高及び前年対比の作況、他官庁の前年度の業務統計その他の調査資料も参照する。

四　報告

(一)　出張所長は上記の調査結果をとりまとめ、下記(三)の報告書を作成し、事務所長の定める期限までに事務所長に報告する。

(二)　事務所長は各出張所長の報告を審査し、県計をもとめ、これを基とし、各種資料を参考にして検討のうえ、所長決定を行い、その結果を下記（三）の報告書により所定の期現までに統計調査部長に報告する。

(三)　報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
予想収穫高報告書	様式第四十六号	様式第四十六号

付記・事務所長が必要と認めた場合は出張所長に市町村別一覧表（様式適宜）を提出させる。

第三節　推定実収高調査及び被害調査

一　推定反収の調査

(一)　なたね及びそらまめの推定反収

(1)　特定調査筆の調査

a　特定調査筆の選定

事務所長は出張所当りなたね、そらまめ各一筆ぐらい〔第一節三、一〕に記した該当県の該当作物については三～四筆ぐらいの特定調査筆をばれいしよの特定調査筆選定に準じた方法によつて出張所に割り当てる。ただし作付面積の少い出張所には設けなくてもよい。出張所長は割り当てられた筆数に応じ、田畑別、品種別等を考慮して出張所管内を代表する圃場を選んで特定調査筆とする。ただし特定調査筆には、間作または混作の特殊栽培のものは選ばない。

b　坪刈調査の実施

特定調査筆について下記の方法により一筆三箇所、計三坪の坪刈を行う。

イ　刈取基点の選定

ばれいしよの坪掘調査のときに準ずる方法により調査畦三畦を抽出し、さらにばれいしよの場合と同様に、各畦における刈取の基点を決定する。

ロ　刈取箇所の選定

ばれいしよ坪掘の場合に準じ刈取畦ごとに畦巾を測定し、それぞれ一坪分ずつの株刈を行う。詳細については坪刈調査票（様式第四十九号ノ）の裏面に記載の要領による。

ハ　刈取、調製及び秤量

なたね

上に記した方法によつて選定した刈取箇所において、それぞれ一坪ずつ（端数株を四捨五入した整数株）を刈り取り、三箇所分を区別して出張所に持ち帰り、総分枝数（注）の調査を行う。

総分枝数の調査は刈取箇所の順序に第一畦から株ごとに並べて通し番号をつけ、任意系統的に十株を抽出し、これについて総分枝数を数える。

注　総分枝数とは主莖、第一次分枝、第二次分枝、第三次分枝等分枝の総数をいう。

この場合分枝とは五莢以上着生している枝までとし、四莢以下のものは一分枝に数えない。

次に乾燥、脱粒し、唐箕を用いて上粒（検査規格品以上のもの）と屑粒とにわけ、それぞれの反収量を計算する。なお、容量への換算は一升重を三二〇匁とする。

そらまめ

上に記した方法によつて選定した刈取箇所において、それぞれ一坪分ずつ（端数株を四捨五入した整数株）の莢を摘み取り、三箇所分をまとめて出張所に持ち帰り、乾燥、脱粒後唐箕を用いて上粒（検査規格以上のもの）と屑粒とにわけ、それぞれの反当収量を計算する。なお、容量への換算は一升重を三三六匁とする。

ニ　調査成績の取りまとめ

特定調査筆の調査成績を単純に算術平均し（様式第五〇号）、県平均坪刈反収を算出する。

(ii)　検見及びききとりによる調査

上記の特定調査筆による坪刈の結果を基準として検見を行う。なお未成熟収穫の分については都道府県とも検見及びききとりにより調査する。

㈡　えんどう及び春まき麦類の推定反収

予想収穫高調査の場合に準じ、検見及びききとりにより調査する。

二　被害調査

出張所長は上記の推定反収調査を行う際に、各作物の被害状況について検見及びききとり調査を行う。ただしそらまめ及びえんどうについては乾燥子実の分のみを対象とする。なおその際に、立毛皆無面積をあわせて調査する。

三　報告

㈠　出張所長は右記の調査結果を取りまとめ、左記㈢の報告書を作成し、事務所長の定める期限までに事務所長に報告する。

㈡　事務所長は各出張所長の報告を審査し、県計をもとめ、これを基とし、坪刈の結果等を参考として所長決定を行つたうえ、左記㈢の報告書の様式により所定の期限までに統計調査部長に報告する。

㈢　報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
推定実収高報告書	様式第四十七号	様式第四十七号
同上付表	――	様式第四十八号
被害報告書	様式第十九号	様式第十九号

様式第五〇号　様式第五〇号

特定調査筆調査結果表

付記

一　出張所長の推定実収高及び被害報告書には、事務所長が必要と認めた場合は市町村別一覧表（様式適宜）を添えて提出させる。

二　事務所長は特定調査筆調査結果表により、県計を計算し、これを出張所長報告書（様式第五〇号）の写に添えて提出する。

－201－

第六章　アンケート調査

麦類、ばれいしょ及びなたね等の作況及び収量等について、各統計調査事務所において行う標本調査及び検見調査の参考資料とするために、市町村に配置している作物報告員を対象とし、上記の作物の作況、反当収量及び作付面積の増減等について、次の要領により定期的にアンケート調査を行う。

第一節　調査項目及び調査時期

調査項目	調査期日	投函期日
麦類及びなたね第一回作柄概況調査（北海道を除く全国）	四月一日	四月二日
麦類及びなたね第二回作柄概況調査（北海道を除く全国） ばれいしょ（五月一日現在）作柄概況調査（北海道を除く全国）	五月一日	五月二日
麦類、なたね及びばれいしょ予想収穫高調査（一、二区） ばれいしょ（六月一日現在）作柄概況調査（三区）	六月一日	六月二日
麦類、なたね及びばれいしょ作柄概況調査（北海道） 麦類及びなたね予想収穫高調査（三区）	六月十五日	六月十六日
ばれいしょ予想収穫高調査（三区）	七月五日	七月六日
麦類及びなたね実収高調査（北海道を除く全国）	七月十五日	七月十六日
麦類及びなたね予想収穫高調査（北海道）	七月二十五日	七月二十六日
ばれいしょ実収高調査（一、二区） ばれいしょ予想収穫高及びなたね実収高調査（北海道）	八月十日	八月十一日
ばれいしょ実収高調査（三区）	九月十日	九月十一日
麦類及びばれいしょ実収高調査（北海道）	十月五日	十月六日

備考一　麦類の第一区とは、九州、四国、第二区とは中国、近畿、東海、関東と第三区とは東山、北陸、東北とする。

二　八月十日及び九月十日調査のばれいしよ実収高調査の際には、水陸稲、かんしよ作柄概況調査及び予想収穫高調査をあわせて実施する計画である。

第二節　調　査　方　法

一　調査市町村及び作物報告員の選定

(一)　調査市町村は昭和二十五年冬作調査及び夏作調査の際に選定したアンケート調査全市町村とする。

(二)　作物報告員は当該調査市町村内に居住する作物報告員（昭和二十五年冬作調査及び夏作調査の際に選定した全作物報告員）を対象とする。

二　調　査　事　項

(一)　作柄概況調査

作物報告員自身が観察した調査日現在の作況を平年及び理想的な作柄をそれぞれ一〇〇とした場合の作況指数（麦類は各種類別の指数）で報告する。

なお、第一回目の調査に際しては、前年の作付面積を一〇〇とした場合の本年の作付面積の指数をあわせて報告する。

(二)　予想収穫高調査

作物報告員自身の観察または調査に基く調査日現在の予想反収（麦類は各種類別の反収）を報告する。

(三)　推定実収高調査

予想収穫高調査に準ずる。

三　調査票の配付、回収及び集計

(一)　調査票は本省において作成し、調査期日以前に統計調査事務所長に一括して送付する。統計調査事務所長は調査市町村を管轄する出張所に対し、所要数の調査票を一括して送付する。出張所長は各調査期日の五日前に作物報告員にとどくように調査票を郵送する。

(二)　調査票（回答票）は作物報告員より直接本省に郵送し、本省においてこれを集計する。

四　調　査　票

様式第五十二号より第六十四号まで参照。

付記

注意事項

昭和二十五年度におけるアンケート調査は水稲、陸稲、麦類について、それぞれ作物報告員を区別して実施したが、昭和二十六年度においては、作物別に作物報告員を区別せずに、いずれもの調査も、現在配置している全作物報告員を対象として実施する。

昭和二十六年夏作調査要綱

まえがき

一　要綱作成の基本方針

1　米の事後割当制に対応して予想収穫高調査を強化し、第一回都道府県（以下、県という。）別予想収穫高を九月二十五日に、第二回予想収穫高を十月二十五日に公表する。（前年は十月二十五日の一回であつた。）なお、米につき推定実習高調査に基く割当数量の補正がある事が予想されるので、同調査の精度は、前年度に近いものを維持するように努める。（県段階で面積調査のCV〇・四%、作況調査のCV〇・六%）

2　面積調査については、主要作物の作付面積の外に、耕地面積の調査をも行う。この際、地目変換の高い地帯については、しつ皆調査を行う。なお、各作物間の作付面積の関係を明りようにするため、主要作物以外の雑穀、野菜及び主なる工芸作物の作付面積をも調査する。特に、水陸稲については、品種別、世帯別、耕作規模別の作付面積を調査し、更に、入作地の調査をも行う。

3　主要農作物の予想収穫高並びに推定実収高について、おおむね、前年に準ずる内容の調査を行う外、だいすの主要生産県においては、その実収高についても、標本調査（坪刈）を行う。

4　被害調査は、従来の方法により平年反収よりの減収量を調査する外に、「被害発生直前の予想収量」よりの減収量を原因別に調査して、各種被害対策の資料に供する。なお、従来の速報を強化し、農業生産に関する応急対策の資料として提供する。

5　水稲の平年反収は、農産課及び農業保険課と協議の上、決定して地方に通知し、統計調査と農業保険の減収量査定基準の一致に努める。

6　表式調査、アンケート調査及び水稲施肥量の郵送調査を、おおむね、前年どおり実施する外、甘藷、雑穀その他主要な野菜の作付面積と収穫高につき、統計調査事務所を通じて郵送調査を行う。

二　調査一覧表

1　面積調査

調査方法 / 作物別	現地調査		きき取り調査（農家からの）	報告調査 町村長への依頼調査	表式調査及び郵送調査	作付計画聞取り調査
	対地並びに実測	対地				
水稲（耕地）	水田（本地畦畔別）面積 畑面積 地目変換の特殊階層につき、しらべ調査			品種別入作地作付面積		
陸稲	推計作付面積	五、〇〇〇町以上の県の推計作付面積	世帯別耕作規模別作付面積 同右 五、〇〇〇町以下の県の推計作付面積	品種別入作地作付面積	作物別作付面積	計画作付面積（主要なるもの）
甘藷	同右	同右	五、〇〇〇町以下の県の推計作付面積			同右（主要なるもの）
野菜	推計作付面積	同右			同右（表式のみ）	同右（主要なるもの）
果樹	同右	同右			同右（表式のみ）	
主なる工芸作物	同右	同右				

2 収量調査

調査方法 / 作物別	実測（粒数、坪刈その他）調査 作況調査			特定調査	検見調査	アンケート調査	表式調査	郵送調査
	精密調査	標本調査		筆調査				
水稲	精密調査	予想、実収			概況予想、実収	概況予想、実収		施肥量
陸稲		同右			同右	同右		

甘藷		予想、実収	同右	同右			実収
マイナークロップス	だいず	（主要県）実収	（一般県）実収	予想、実収	同右	予想、実収	同右
	雑穀		実収（主要なもの）	同右		同右	同右
	野菜					実収	同右
	果樹（りんご）					同右 予想、実収	
	（みかん）	（予備調査）					
	工芸作物					実収（あまは予想、実収）	
	緑肥飼料用作物と採種圃					実収	

（付記）秋植馬鈴薯は、りんご、みかんとともに第三類作物として表式調査を行う。
なお、この要領の概要並びに前年の要綱との相違点についての一覧表は、末尾に添えてある。

第一章　総則

一　根拠法

この調査は、統計法に基く農業統計調査規則によつて行う。（指定統計第三十七号　作物調査）

二　調査対象

主要作物

米（水稲及び陸稲）

甘藷

雑穀（夏作の主要な雑穀）

その他の作物

第一類作物（夏作の雑穀及びあま）

第三類作物（秋植馬鈴薯、りんご及びかんきつ類）

第四類作物（主として秋野菜、果樹及び工芸作物）

第五類作物（主として夏野菜、果樹及び工芸作物）

三　調査及び報告期日

1　作付面積調査

対象作物名	調査項目	地区別	調査方法	本省あて報告期限	公表期日
水稲その他の作物	計画作付面積	全国	聞取り調査	六月十五日	
水陸稲	世帯別、耕作規模別作付面積	全国	きき取り調査	八月十七日	八月二十五日
	推計作付面積速報	全国	現地調査（きき取り調査）	九月十日	九月二十五日
	推計作付面積	全国	現地調査（きき取り調査）	九月二十五日	十月二十五日
	入作地作付面積	全国	町村長依頼調査	十月三十一日	
水稲	品種別作付面積	全国（除北海道）	報告調査	十一月三十日	
		北海道	申告調査		
甘藷	推計作付面積速報	全国	現地調査（きき取り調査）	九月十日	九月二十五日
	推計作付面積	全国	現地調査（きき取り調査）	十月十二日	十月二十五日
雑穀その他	推計作付面積	全国	現地調査（きき取り調査）	十月十二日	十月二十五日

2　収穫高調査

対象作物名	調査項目	地区別	調査方法	調査期日	本省あて報告期日	公表期日
水稲	第一回概況調査	全国	一般検見	六月十日	六月十八日	
	第二回概況調査	全国	一般検見	七月十日	七月十七日	
	第三回概況調査	全国	一般検見	八月十日	八月十七日	八月二十五日
	第一回予想収穫高調査	全国	一般検見及び作況調査圃の粒数調査	九月十日	九月十七日	九月二十五日

第二回予想収穫高調査	全国	粒数調査	十月十日			十月二十五日
推定実収高調査	北海道、東北、北陸	坪刈調査	収穫期	十一月二十日	十月十七日（所長決定及収の電報報告十月十四日）	
	北海道、東北、北陸以外の地区		収穫期	十二月五日		十二月二十四日
陸稲 第一回概況調査	全国	一般検見	六月十日	六月十八日		
第二回概況調査	全国	一般検見	七月十日	七月十七日		
第三回概況調査	全国	一般検見	八月十日	八月十七日		八月二十五日
第一回予想収穫高調査	全国	一般検見	九月十日	九月二十五日		九月二十五日
第二回予想収穫高調査	全国	粒数調査	十月十日	十月十七日		十月二十五日
推定実収高調査	全国	坪刈調査	収穫期	十二月五日	十二月二十四日	十二月二十四日
甘藷 第一回概況調査	全国	一般検見	七月十日	七月十七日		
第二回概況調査	全国	一般検見	八月十日	八月十七日		八月二十五日
第三回概況調査	全国	一般検見	九月十日	九月十七日		九月二十五日
予想収穫高調査	全国	試掘及び郵送調査	十月十日	十月十七日		十月二十五日
推定実収高調査	全国	坪掘及び郵送調査	収穫期	十二月五日	十二月二十四日	十二月二十四日
その他の作物 第一類 作物	全国	坪刈調査、表式調査及び郵送調査	十月		十一月二十五日	
第三類 作物 予想収穫高調査	全国	表式調査	十月十日		十月三十一日	十一月 十日
推定実収高調査	全国	表式調査	十二月		一月三十一日	三月 十五日
第四類作物 推定実収高調査	全国	郵送調査及び表式	十二月		一月三十一日	三月 十五日
第五類作物 推定実収高調査	全国	郵送調査及び表式	九月		十月三十一日	十一月 三十日

対象作物名	調査項目	調査方法	調査期日	本省あて報告期限	備考
水陸稲（注）	一般調査	1一般検見 2減収推定尺度の適用 3被害調査圃による修正	適期	1事務所長が必要と認めたとき直ちに、2本省から要求されたとき直ちに	
水陸稲、甘藷その他必要と認められた作物	特別調査	同右	その つど部長の指定する時期	調査終了後の協議会の後五日以内に	
水稲	被害調査圃調査	1減収推定尺度の適用 2検見 3作況調査圃に準ずる調査	適期	十二月五日	
水陸稲（注）	増減収第一回調査	1作況標本筆推計 2一般検見	十月十日	十月十七日	
	第二回	同右	収穫期	北海道、東北、北陸十一月二十日上記以外の地方十二月五日	
	速報 第一報	十	十	被害が発生したら直ちに	電報、電話等
	速報 第二報	一	一	被害発生から三日目に	
	速報 第三報	現地達観	被害発生後五～七日	被害発生から十日目に本省に到着するように	文書報告
	速報 第四報以下	1一般検見 2減収推定尺度の適用	必要に応じて	必要に応じて	
水陸稲、甘藷	必要な作物	同右	六月十日	六月十八日	
第一類作物		検見（表式調査）	九月十日	九月二十五日	
第三類作物	第一回	表式調査	十月十日	十月三十一日	
第四類作物		同右	十二月	一月三十一日	
第五類作物	定期	同右	九月	十月三十一日	
水陸稲、甘藷		1一般検見 2減収推定尺度の適用	七月十日	七月十七日	
水陸稲、甘藷、夏作雑穀、くわ、工芸作物	水陸稲				
果樹その他被害調査を行う作物全部	同右				

第一類作物	第二回	検見（表式調査）	十月	十一月二十五日
第三類作物報告		表式調査	十二月	一月三十一日
水陸稲、甘藷	第三回	1一般検見 2減収推定尺度の適用	八月十日	八月　十七日
同右	第四回	同右	九月十日	九月　十七日
同右	第五回	同右	十月十日	十月、十七日
同右	第六回	同右	収穫期	北海道、東北、北陸十一月二十日上記以外の地方十二月五日

（注）陸稲について調査するのは、次の十都県である。茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、熊本、宮崎、鹿児島

四　特別調査

1　統計調査事務所（以下、事務所という。）長は、調査班を作り、統計調査事務所（以下、出張所という。）長の行う調査をチェックする。なお、隣接数県と合同調査班を組織してチェック調査を行う事がある。

2　統計調査部長（以下、部長という。）は、本省職員並びに事務所職員より成る調査班を作り、事務所長及び出張所長の行う調査をチェックする事がある。

3　特別の被害が発生したときは、部長は、当該地方被害調査調整官室長（以下、室長という。）及び関係事務所長に指示し被害特別調査を行わしめる。

第二章　作付面積調査

第一節　調査方針

一　調査の対象は、水稲、陸稲、甘藷、雑穀、野菜及び主なる工芸作物とする。

二　調査の項目は、水稲については、品種別、世帯別、耕作規模別及び入作地作付面積とし、その他は、全作付面積又は栽培面積とする。

三　調査の方法は、現地調査並びに報告調査及びきき取り調査とする。但し、北海道については、報告調査及びきき取り調査を行わず、申告調査を行う。

四　現地調査においては

1　推計単位は、水稲については、出張所単位を原則とし、その他の対象作物については、事務所単位とする。

2　現地調査は、耕地面積調査と同時に行うから、階層分けや抽出配分等は、耕地面積調査と総合して行う。

3　目標精度は、変動係数で水稲については一。五%、その他については三%とする。

4　対象作物は、水稲については、全国、その他の作物については、次に指定する事務所において調査する。

陸稲　茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、熊本、宮崎、鹿児島

だいず　札幌、北見、函館、帯広、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、愛知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

甘藷　茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、静岡、愛知、三重、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

とうもろこし　札幌、北見、函館、帯広

いんげんまめ　札幌、北見、函館、帯広

あずき　札幌、北見、函館、帯広

ひえ　青森、岩手

きび　帯広

あま　帯広

じょちゆうぎく　札幌

はっか　北見

5　その他の事務所において集団的に栽培されるか、あるいは十分に階層分けする事ができうれば、県単位又は郡単位に現地調査する事は、有意義である。

6　調査方法は、水稲については台帳基準面積、その他の作物については実面積を見積る対地調査による。

7　推計方法は、耕地カード集計面積を基礎とした比推定法による原則とする。

8　推計は、水稲及び指定された作物については単独で、野菜その他については総合して行う。

五　きき取り調査によって、世帯別、耕作規模別作付面積及び畑作物作付面積を調査する。

六　報告調査によって、品種別作付面積を調査する。

七　入作地調査は、市町村長に依頼して行う。但し、北海道については行わない。

八　北海道、高知県の二期作及びその他の地方においては、特殊事情により調査方法を別に定める。

九　この要綱は、基本的な事項を記するに止め、要綱の範囲内における具体的な実施方法は地方の実情によつて事務所長が別に定める事ができる。

十　調査の結果については、水稲は郡別に、その他は事務所別に作付面積を公表する。

第二節　階層分け

一　予備調査

1　推計単位の編成は、従来の実績、関係出張所の可動労力及び郡別市町村別資料の作成事情などを考慮して行う。

2　推計単位の組替えによる推定基礎の不統一は、精度に悪影響を与えるから、あらかじめ、同一基準に整理しておく。たとえば、耕地カード面積が農地台帳土地台帳など基礎がまちまちである場合は、いずれか一方に整理しておく。

3　実測、対地共、既調査単位区を利用する場合は、あらかじめ、その単位区の調査成績を検討し、本要綱の基準に同一であるか否かを、確かめておく。

4　対地調査の階層分けは、地目変換率と作付率によつて行うから、その程度などにつき資料を収集しておく。

5　作付率の予備調査は、計画面積の調査成績、きき取り、概観などよる。

6　階層分けは、特殊階層と一般階層とに分け、一般階層は、更に、対地、実測ともに性格階層と面積階層とを設ける。

7　この階層分けは、一般的な標準を示すものであるから、推計単位の実情によつて最適に取捨する。

二　特殊階層

目標とする単位の精度をよくするために、特殊階層を設ける事ができる。

たとえば、

S_1　焼畑、切替畑の単位区階層

現況、焼畑、切替畑の単位区の階層で水田を含まないものとする。

S_2　交通きわめて不便な単位区階層

この階層に含まれる単位区面積は、水田面積において県単位〇・五%、畑面積において一%を最大限度とする。

S_3　地目変換のはなはだしい単位区や、筆界、単位区界が判然としない単位区階層

市街地、開懇地などで、水田の地目変換の程度がはなはだしいか、耕地整理地で換地処分未済の単位区において筆界、単位界の不明りような単位区は、この階層に入れる。

S_4 耕地カード面積が見積りによる単位区階層（三～四）

水田の台帳面積が不明であるか、地目変換がはなはだしいため、耕地カード面積が台帳面積によらず見積り実面積によつた場合、その単位区を他の単位区と区分して調査する。

三　一般階層

1　水田を含む単位区階層

(ハ)　対地調査

対地調査によつて地目変換率及び作付率を調査し、耕地面積並びに作付面積を推定する。

対地調査の階層分けは、まず、単位区を水田を含む単位区と、畑のみの単位区に分ける。

但し、田畑混在の単位区が多い場合は、水田を含む単位区を水田のみの単位区と田畑混在の単位区に分ける事ができる。更に各々の階層を単位区の性格により細分した後、面積階層に分ける。

たとえば、

a　性格階層

A　既調査の単位区階層

昭和二十五年冬作調査以後に対地調査した単位区であつて、その後、地目変換が無いと認められるもの、但し、水稲作付面積調査のためには、この外に、水稲の作付変動が無い事が必要である。畑のみの単位区は、既調査単位区階層を設けない。（畑を含む単位区は、畑作物調査の場合に、各々該当する階層に入れて計算する。）

C　つぶれ地の多い単位区階層（四～七）

市街地、水害跡地、炭坑地、施設周辺等の内、台帳田が現況畑その他の地目に変換したと認められる単位区である。これは程度によつて分ける事ができる。なお、この階層において、台帳面積を基準として調査が不可能な程度のはなはだしい単位区は、特殊階層S_3に含む事は、もちろんである。

D　作付変動の多い単位区階層（四～七）

常習干ばつ地、通し苗代及びひえ、野菜、さとうきび等の水田栽培慣行がある単位区。

E　新田の多い単位区階層（四～七）

台帳における水田以外の地目が、水田に変換したと認められる単位区。

F　耕地整理地の単位区階層（二）

耕地整理済の単位区がこれに属する。この場合の耕地整理済地とは、区画整理した地区で、しかも、換地処分の終了したものをいう。但し、換地処分未済のものにおいても、耕地カードが現況により整備されてあれば、これに入れる。

G　その他の単位区階層（三～四）

（付記一）　既対地調査単位区の内、その単位区の X_{ij} が g_i と同一基準（同一種類の台帳を基礎にした事など）である場合は、既調査の単位区の階層を設け、所属階層の標本として推計に使用しうる。但し、D階層については、耕地面積推計には使えるが、水稲作付面積推計には使えない。

（付記二）　階層分けは、地域又は地帯ごとに集団的に階層分けを行い、特に明らかである場合を除き、単位区ごとの階層分けは避ける。

（付記三）　性格が重複する場合は、S_1 S_2……S_4　AC……G の順序による。

（付記四）　階層末尾のかっこ内は、その階層の抽出ウエートである。

b　面　積　階　層

水田の各階層は、単位区数により面積階層を設ける。水田面積階層の個数は、二～四個とし、階層内の水田面積の変動係数がプールして1／3程度を目標とする。C、E階層にして田畑混在の単位区の多い場合は、面積の低い階層は、特に細分する。面積階層は、各単位区共、耕地カード面積によるが、現況面積が明らかである場合は、それの見積り面積によるを妨げない。

(2)　実　測　調　査

実測調査の階層分は、水田を含む単位区についてのみ行い、畑のみの単位区は、階層分けを行わない。

a　性　格　階　層

この階層分けは、耕地カード面積に対する現況面積の比、すなわち、いわゆる、なわのび、なわちぢみの有無多少により階層分けする。ここでいうなわのび率とは、対応する耕地カード面積が畦畔面積を含まなければ、真のなわのび率であり、対応する耕地カード面が畦畔面積を含むならば、それは耕地カード集計面積に対する本地面積率である。

たとえば、

I　なわちぢみの有る単位区階層（四～五）

施設周辺、谷間、農道、道路等を含む単位区。

II　なわのびのない単位区階層

耕地整理地、平たん地の単位区。

Ⅲ　なわのびの有る単位区階層（二）

平たん地の単位区。

Ⅳ　なわのびの多い単位区階層（三）

山間地、丘陵地、開懇地、鉄道沿線の単位区。

（付記一）　Ⅲ、Ⅳの階層は、実情によつて、まとめて同一階層とする事ができる。

（付記二）　階層分けは、地域又は地帯ごとに集団的に階層分けを行い、特に明らかである場合を除き、単位区ごとの階層分けは避ける。なお、既調査の単位区を階層分けに利用する場合は、地域又は地帯別性格判定の資料とするにとどめる。従つてなわのび率の高い既調査の単位区が、なわのび率の低い階層に入る場合もありうる。

（付記三）　階層末尾のかつこ内は、その階層の抽出ウエートである。

（付記四）　内外畦畔の別により、階層を変える事ができる。

b　面積階層

各階層は、耕地カード面積により階層分けする。面積階層の個数は、二～四個とし、階層内の水田面積の変動係数が、プールして1／3程度を目標とする。

面積階層区分は、各単位区共、耕地カード面積による。

2　畑のみの単位区階層

畑のみの単位区は、対地調査のみについて階層分けし、実測調査の階層分けは行わない。

町村別に対象作物を畑面積で割り、作付割合を求め、その近い町村を集めて県を数個の地域階層に分ける。但し、だいずについては、畦畔栽培面積を除いたものを用いる。

地域階層を作付割合により階層分けして、作付割合階層を設ける事ができる。階層分けの基準は、対象作物の有無多少によつて行う。単位区ごとに困難な場合は、部落別あるいは地帯別に決定する。

第三節　抽出

一　標本の大きさ

1　水稲

第五節の分散式を、標本の大きさ決定のために近似的に簡略化すると、

$$V \fallingdotseq R^2 \sum \frac{N_i^2}{n_i}\sigma^2(X_i - R_i Y_i) + \frac{R^2}{(1+K)^2}\sum_h N_h^2\left(\frac{1}{n_h} + \frac{K^2}{n''_h}\right)\sigma^2(Z_h - R' Y_h)$$

となる。

上式より $(C.V.)^2 = \frac{2(1-\rho)C^2}{n} + 2(1-\rho')C'^2\frac{1}{(1+K)^2}\left(\frac{1}{n} + \frac{K^2}{n''}\right)$

$$= \frac{2(1-\rho)C^2}{n} + \frac{2(1-\rho')C'^2}{n''}$$ となる。但し、

n、n'' は、各々対地実測標本単位区数。（実測は換算したもの）

C、C' …… プールした水田面積の変動係数。

ρ、ρ' …… プールした各々の相関係数。

従って

(1) 実測標本単位区は、昭和二十五年冬作以降の既調査を主とし、昭和二十四年夏作調査の分は、補足的に用いるにとどめる。すなわち、昭和二十五年冬作以降調査標本単位区は、階層ごとの標本のかたよりなどを見込み、四〇単位区は使えるはずである。（畑麦地帯は、これより相当少ない。）これを基準とし、なお、労力事情を考慮し、今回は八単位区を新たに加える。不足単位区数は、昭和二十四年夏作調査の分を全筆換算の上、これに加え六十単位区以上とする。

(2) 対地標本単位区数は、母集団の整理が十分に行われた推計単位は、$C = C' = 0.3$、$\rho = 0.94$、$\rho' = 0.98$ が期待されるから、$C.V. = 1.5\%$ をうるには、$n'' = 60$ とすれば、$n = 70$ となる。

(3) 既対地調査単位区を標本として使用する場合は、単位区の整備、作付率のの変動、階層ごとの標本分布などを見込んで新たに抽出する。

2 畑作物

畑作物の標本の大きさは、県単位四〇〇～八〇〇を標本とする。但し、田畑混在の単位区数が多い場合は、これより少なくする事ができる。

以上の標本数は、推計単位の実情に応じ、推計単位ごとに事務所長が定める。

二　標本の配分並びに抽出

1　実測調査単位区の階層

実測単位区数を各階層に配分する。配分は、性格ウエイト、面積ウエイト及び単位区数の積に比例してあん分する。各階層に有る既調査の単位区数（全筆実測に換算）と配分数との差を新たに実測する。抽出は、既調査単位区を除き任意抽出法による。

2　対地調査単位区の階層

(1)　水田を含む単位区

標本単位区数を各階層に配分する。配分は、性格ウエート、面積ウエート及び単位区数の積に比例してあん分する。抽出は、任意系統抽出法による。既調査の単位区を標本として推定する場合には、その単位区数と配分数との差を新たに抽出する。その場合の抽出は、任意抽出法による。

(2)　畑のみの単位区

標本の大きさを各階層へ配分する。各階層への配分は、まず、地域階層ごとに配分し、次いで、作付割合階層ごとに配分し、次いで、作付割合階層ごとに地域階層の割当の範囲内で配分する。

地域階層への配分は、まず、作物別にウエートを付ける。このウエートは、作付面積の大小、重要度、作付分布状態により定める。配分は、各作物の換算面積の内、主なるもの二、三個を取り、その計に比例して標本を配分する。

地域階層内で各階層への配分は、単位区数及び階層ウエートの積による。抽出は、任意系統抽出法による。

第四節　現地調査

一　調査区分

調査は、しつ皆調査する階層と抽出調査する階層とに区分する。しつ皆調査は、特殊階層S3につき、対地調査の方法によつて行い、S4は抽出調査を行う。なお、S1、S2は聞取りその他の調査により、A階層は、水稲並びに耕地面積調査を行わない。

二　対地調査

1　水稲作付面積は、耕地面積調査に準ずる。但し、S3階層並びに畑のみの階層の水稲作付面積は、見積り実面積による。

2　畑作物については、見積り実面積による。但し、畦作物については、利用実面積による。

3　実測調査

平板による全筆測量とする。

第五節　推計並びに分散

1 推　計

1 水稲作付面積

$$\left(\Sigma \frac{\Sigma X_{ij}}{i \Sigma Y_{ij}}\ yi\ +\ A\right) \times r\ +\ S_2+S_3+S_4$$

$$r = \frac{r_1 + Kr_2}{1+K} \qquad r_1 = \frac{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma Z_{hk}}{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma Z_{hk}} \qquad r_2 = \frac{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma \frac{M_{hk}}{m_{hk}} \Sigma Z_{hki}}{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma \frac{M_{hk}}{m_{hk}} \Sigma Y_{hki}}$$

X'_{ij} …… 対地標本単位区の台帳基準水稲面積
Y_{ij} …… 対地標本単位区の耕地カード集計面積
Y_{hk} …… 実測標本単位区の台帳対応面積
Z_{hk} …… 実測標本単位区の実測本地面積
A …… 既調査（対地調査）階層の台帳基準水稲面積
r …… なわのび率（注）
r_1 …… 全筆実測調査のなわのび率
r_2 …… 一部実測調査のなわのび率
K …… r_2のr_1に対するウエイト
i …… 対地調査面積階層符号
j …… 対地調査単位区番号
yi …… i階層の耕地カード集計面積
h …… 実測調査面積階層符号
k …… h階層の単位区番号
l …… k単位区の筆番号

N …… h階層の単位区総数
n …… h階層の標本単位区数
M_{hk} …… 一部実測標本単位区の総筆数
m_{hk} …… 一部実測標本単位区の標本筆数

（注）Yが畦畔を含まない場合は、なわのび率であるが、しからざる場合は、Yに対する本地面積率である。

2　畑作物作付面積

$$\sum_i \frac{\sum_j X_{ij}}{\sum_j Y_{ij}} y_i + S1 + S2 + S3$$

i……水田並びに畑を含む単位区階層符号　　y_i……耕地カード集計面積

X_{ij}……畑作物見積り作付実面積　　$S1 + S2 + S3$ ‥特殊階層 S1 S2 S3 の作付実面積

Y_{ij}……畑耕地カード集計面積

（付記）　水田のみの階層に作付された畑作物は、単純推定による。

二　分　　散

1　水　　稲

分散式は、比較的小さな項を省略すると、

$$V = R'^2 \sum \frac{N_i(N_i - n_i)}{n_i} \sigma^2(x_i - R_i Y_i) + \frac{R^2}{(1+K)^2}\left\{\sum_h \frac{N_h(N_h - n_h)}{n_h} \sigma^2(Z_h - R' Y_h)\right.$$

$$\left. + K^2 \sum\left\{\frac{N_h(N_i - n'_h)}{n'_h} \sigma^2(Z_h - R' Y_h) + \left(\frac{N_h}{n'_h}\right)^2 \sum_k \frac{M_k(M_k - m_k)}{m_k} \sigma^2(Z_{hk} - R' Y_{hk})\right\}\right\}$$

$$\fallingdotseq R'^2 \sum \frac{N_i(N_i - n_i)}{n_i} \sigma^2(X_i - R_i Y_i) + \frac{R^2}{(1+K)^2}\left\{\sum_h N_h^2\left(\frac{1}{n_h} + \frac{K^2}{n'_h}\right)\sigma^2(Z_h - R' Y_h)\right.$$

$$\left. + K^2 \sum_h \left(\frac{N_h}{n'_h}\right)^2 \sum_k \frac{M_k(M_k - m_k)}{m_k} \sigma^2(z_{hk} - R' Y_{hk})\right\}$$ 但し、

R_i……i 階層の ΣX_{ij} と ΣY_{ij} の比　　R'……推計単位のなわのび率

$\sigma\dot{x}i^2, \sigma Yi^2, \sigma Zh^2, \sigma Yh^2, \rho Zhk^2, \sigma Yhk^2$ ……各々 Xi, Yi, Zh, Yh, Zhk, Yhk の分散

$$R \cdots\cdots\cdots\cdots \frac{\Sigma \frac{\Sigma Xij}{\Sigma Yij} - yi + A}{\Sigma yi + yA}$$

（但し、AはA階層の作付面積、y_A はA階層のカード集計面積）

その他は、推計式の項に準ずる。

2 畑作物

$$V \fallingdotseq \sum_i \frac{Mi(Ni - ni)}{ni} \sigma 2(xi - Riyi)$$

但し

Ri …… i 階層の ΣXij と ΣYij との比

その他は、1）水稲の項に準ずる。

第六節 ききとり調査

一 調査の目的

米並びに主要なる畑作物につき、作付面積（永年作物については、栽培面積）を調査し、米については、耕作者の世帯別、耕作規模別作付面積を、他の主要な畑作物については、作付面積（栽培面積）をうるにある。但し、北海道については行わない。

二 調査の方法

1 ききとり調査は、階層分けして行う。

2 階層分けは、地域階層と性格階層とする。

3 地域階層は、調査対象畑作物の町村別作付歩合によつて分ける。町村別作付歩合は、予備調査や計画面積などを資料として、できるだけ現況に近いものを計算する。

4 地域階層は、更に、調査区の性格により水田、中間、畑の三階層に分けて性格階層とする。

5 標本の大きさは、県単位一、〇〇〇調査区とする。

6 標本の配分は、性格階層の所属調査区数により按分する。

7 標本調査区のリスト表は、消費世帯、準生産世帯などの調査もれの無いよう入念に作製する。

8　標本調査区より五戸の世帯を抽出して、標本世帯とする。

9　抽出の方法は、任意系統抽出法による。

10　面接調査は、標本世帯につき様式第八号の一により行う。

三　米の世帯別、耕作規模別作付面積の推計

米（水陸稲計）の作付面積を、生産世帯、準生産世帯、消費世帯及び特殊生産世帯に分け、生産世帯は、更に、〇～〇、三反、〇、三～〇、五反、〇、五～一、〇反、一、〇～一、五反、一、五～二、〇反、二、〇～三、〇反、三、〇～四、〇反、四、〇～五〇反、五、〇～六、〇反、六、〇～八、〇反、八、〇～一〇、〇反、一〇、〇反以上の階層に区分し、各階層ごとに、戸数と水陸稲別作付面積を推計する。

（付記1）　生産世帯とは、田作のみのもの又は田作と畑作と兼ねたもの三畝以上。

（付記2）　準生産世帯とは、田作のみのもの又は田作と畑作と兼ねたもの二畝以上三畝未満。

（付記3）　消費世帯とは、田作のみのもの又は田作と畑作と兼ねたもの二畝未満。

（付記4）　畑作のみのものの生産世帯は、五畝以上。

（付記5）　畑作のみのものの準生産世帯は、三畝以上五畝未満。

（付記6）　畑作のみのものの消費世帯は、三畝未満。

（付記7）　特殊生産世帯とは、作付延面積のいかんにかかわらず、学校、会社、試験場など従来の準農家に当るものをいう。

第七節　計画面積調査、報告調査及び入作地調査

一　計画面積調査

1　この調査の目的は、作付面積予備調査を兼ねて、アウトルックの資料とするために、農家の作付計画面積をうるにある。

2　調査の対象とする作物は、全国的又は地方的に見て、作付面積の大きいもの又は経済的価値の大きいものとする。

3　調査項目は、調査作物ごとに前年の作付計画面積及び作付増減率とする。

4　調査の時期は、四月、五月の冬作作付面積調査に付帯して行う。

5　調査の方法は、冬作作付面積調査の立会に出た耕作者につき聞取りを行い、なお、一般の傾向を聞取る。

二　報告調査

1　水稲の品種別作付面積については、作物調査員より一括調査する。

2　その方法は、あらかじめ、様式第九号の一による調査票を配布し、所定の期日までにその結果を聞取る。なお、この様式第九号の一による調査票の配布による調査は、実情によって省略する事ができる。

3　水稲の品種別作付面積調査を実施するために、あらかじめ、品種の俗名調査を行う。その方法は、過年度の申告調査や他機関の調査を基礎とし、なお、農家からの聞取りによって俗名をしつ皆調査し、これを系統的に分類して、あらかじめ、作物調査員に示しておく。

三　入作地調査

1　この調査は、水田並びに稲作付面積の属地調査面積を属人調査面積に組替えるために行う。

2　この調査における入作地とは、当該市区町村の地域内にある耕地に、その地域以外の居住者が陸稲並びに水田に作物を耕作をしている耕地をいい、私有地たると官有地たるとを問わない。

3　この調査は、市区町村長に依頼して行う。その方法は、出張所長は、様式第三号昭和二十六年筆別入作地調査表による調査を、市区町村長に配布し、調査方を依頼する。市区町村長の出張所長への提出期限は、八月十七日限りとする。

4　出張所長は、市区町村長から提出された調査表を出作市区町村ごとに整理し、これを九月二十五日までに出作側市区町村長に提示し承認を求め、出入作面積を確定する。もし、この場合、確認し難いものが生じたときは、現地において関係者立会の上、出張所長が認定する。

第八節　調査の報告

一　出張所長の報告

1　事務所長へ、この調査の設計等に必要な分散などの資料を、あらかじめ、報告しておくものとする。

2　計画面積調査の結果は、所定の期日までに様式第十一号により抽出調査と概観調査結果を報告する。

3　現地調査並びにきき取り調査の階層分けは、別紙、様式第四号の一及び二により、リスト表を作成し、事務所長に報告する。水稲については、この報告を省略し、自ら、標本の配分、抽出を行う事ができる。

4　現地調査は、様式第七号の一～六にそのまま記入し、意見を付して事務所長へ報告する。

二　事務所長の報告

1　計画面積調査の結果は、様式第十一号に取りまとめ、かつ意見を付して六月十五日までに報告する。

2　現地調査の報告を受ければ、様式第七号の七／十二に取りまとめ、次に、それに十分検討を加え、要すれば、適宜現地について調査を行って、その結果とともに報告する。

3　水陸稲の推計作付面積速報は、様式第十二号により県計を報告する。

4　陸稲のきき取り調査についても、前項同様とする。

5　入作地調査の報告は、様式第十三号による。

6　畑作物の作付面積は、様式第七号の五～十二により記載し、意見を付して報告する。

7　前年並びに前々年の決定又は修正決定に対する意見があれば、その理由とともに報告する。

三　検討の要領

検討の要領は、実情により定むべきであるが、次の事項については、必ず検討の上、その結果を意見の中に折り込み報告する。

1　現地調査、きき取り調査等の結果を相互に比較検討し、なお、従来のこの種の成績を参照して、著しい相違については、十分なる詳明考察を考える。

2　抽出調査については、標本分布のかたよりの有無と、あればその状況と次いで分散の大小の概略な見通しにつき、検討を加える。

3　畑作物の綜合作付面積の検討は、様式第七号の十二によるを便利とする。

4　過去の統計値に対する比較、特に、前年に対する比較を綿密に行い、増減があれば、その地域別と原因別及び競合作物の変動について考察する。

5　他機関の調査結果があれば、一応検討する。

四　調査表等の保存

1　現地調査野帳は、保存年限三箇年、同整理表、計算表十箇年にし、保存責任者は、野帳、同整理表は出張所長、計算表は事務所長とする。

2　報告調査票は、保存年限五箇年とし、保存責任者は、出張所長とする。

第三章　水稲収穫高調査

第一節　調査方針

一　作況調査圃は、一県当りおよそ二〇〇筆を設置し、前年同様、詳細な調査を行う。

二　概況調査は、三回行う。第一、第二回概況調査は、六月十日及び七月十日現在の生育状態を調査する。第三回概況調査は、八月十日現在の作況を調査し、平年及び前年の反収を一〇〇とする作況指数で表わす。

（付記）　本省においては、第三回概況調査による作況指数と別に調査する作付面積をもとに、概略の予想収穫高全国計を計算し、公表する。

三　第一回予想収穫高調査は、九月十日現在で一般検見を行うとともに、あわせて作況調査圃の粒数調査を行い、収穫高を予想する。

四　第二回予想収穫高調査は、標本筆及び作況調査圃の粒数調査並びに町村別の一般検見を行って、収穫高を予想する。なお、標本筆

の粒数調査は、一推計単位、（五参照）平均六〇の標本単位区を抽出し、次に、各二筆の標本筆を副次抽出して、内一筆について行うものとする。

五　推定実収高の推計単位は、出張所又は出張所をいくつか合わせたものとする。目標精度は、変動係数二、五％（県単位〇、六％）とし、四で抽出した一単位区当り二筆の標本の坪刈調査を行い、更に、作況調査圃の収穫期調査、町村別一般検見を行って、実収高を推定する。

六　町村別予想収穫高及び推定実収高資料の作成は、前年どおり行う。水陸稲を合わせて考えた耕作規模別統計を作成する。

七　屑米の基準は、唐箕及び新型穀粒篩を一定の方法で使用して、調製決定する。

八　別に、本省より事務所を通じ、作物報告員に調査票を配付して、作況についてアンケートを行う。又、施肥量及び作況について、一般農家を対象として郵送調査を行う。

九　社量は、石及び貫で表わす。但し、玄米四〇貫を一石として換算する。

第二節　水稲作況調査圃

一　設置目的

作況調査圃は、検見及び標本筆調査方法の基準とする外、標本筆において行うと同一事項を詳細に調査するとともに、その他の事項についても、特別の調査を行って、標本調査成績の検討修正資料とする。更に、調査成績を累年集積して作況の早期予想の資料とし、又、標本調査成績との相関を求め、これに基いて調査圃の成績による反収の推定を行う。

二　設置筆数

1　事務所当り、おおむね、二〇〇筆とする。

三　設置基準

県内をいくつかの地域（郡別あるいは県南、県北等適当に決める。）に分け、地域ごとの概略の作付面積により設置筆数をあん分し、次に、地域ごとに作況階層（山間、平たん、被害ひん発地帯等）（注1）の基準を決め、これに基いて各出張所管内を階層分けし、階層別概略作付面積に比例して出張所ごとに階層別設置筆数を割当てる。（注2）更に、品種別作付割合に基き、出張所ごとの品種別設置筆数についても指示する。（注3）

各出張所では、指示された作況階層及び品種につき、それぞれ出張所管内を代表（注4）すると認められる筆を作況調査圃に選ぶ。この場合、前年度設置した作況調査圃中、上記の選定条件に著しく不適当と認められるものがあれば、選び換えるが、その他は、そのまま継続調査する。なお、調査圃は、できるだけ今後数年間継続できるものを選ぶ。

（注1）階層の種類は、県の実情に応じ適宜決定するが、作況階層は、標本筆調査の作況階層と同一にしておくと成績を利用する上に便利である。なお、ここにいう被害ひん発地帯とは、被害を受ける危険性が多く反収が不安定な地帯であつて、面積が相当多い場合にのみ設ける。

（注2）階層別筆数を割当てる場合は、作況階層別の分散の大小、出張所の職員数等を考慮し、一箇所にかたよらないよう留意する。

（注3）品種は、作付面積の多い順に選ぶものとし、その合計が県全体の作付面積のおおむね八〇％以上となるように決める。但し、これにもれた品種の中で、作付が県全体の五％以上を占めるものがあれば、加える事とする。県全体として見れば、作付の少ない品種であつても、ある地帯では重要な品種は、設置品種の中に加える。設置に当つては、まず、早中晩生別に筆数を割当て、各々の中で作付の多い品種から順に作付割合に応じ選んでよい。

品種別作付割合は、各種機関のなるべく新しい資料を利用し、できるだけ町村別、作況階層別に調査する。

（注4）階層ごとに、指示された品種が多く栽培されている地帯を選び、地力、反収が階層の中庸と思われる筆を選ぶ事とする。

四　調査項目、時期及び方法

別冊「収量調査必携」一、二参照。

五　収穫期調査の注意

調査圃の収穫期調査は、出張所では未調製生籾重及び未調製乾燥籾重（未調製生籾をそのまま乾燥したもの）の秤量までとし、その後の調査は、県内数箇所（注）に集めた上、事務所職員の直接指導の下に行う事とする。

（注）集める箇所数は、器具、機材の整備状況及び事務所職員の直接指導能力とを考慮して決める。

六　調査成績の取りまとめ

地域別に階層ごとの算術平均を求め、階層別面積の加重平均によつて地域別平均を計算し、更に地域別面積の加重平均により県平均を算出する。但し、立毛皆無となつたものは、一応除外して計算する。

第三節　概況調査

概況調査は、麦類作況調査及び夏作面積調査等の機会を利用して現地巡回並びに聞取り等を行い、六月以降八月まで毎月十日現在の生育あるいは作柄の概況を調査して報告する。

一　第一回（六月十日現在）は、苗代の播種状況及び苗の生育状況等について調査して報告する。

第一回　六月十日現在
第二回　七月十日現在
第三回　八月十日現在

二　第二回（七月十日現在）は、田植進行状況、活着の良否及び初期生育状況等について調査して報告する。

三　第三回（八月十日現在）は、夏作面積調査等の機会を利用して作況を調査し、平年及び前年の反収を一〇〇とする作況指数を報告する。なお、「前年度統計の修正についての意見」をあわせて報告する。

（付記）本省においては、第三回概況調査の作況指数と別に調査する作付面積をもとに、概略の予想収穫高全国計を計算し、公表する。

四　報　告

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
第一回概況報告書 第二回概況報告書 第三回概況報告書	様式第二二四号	様式第二二一号 様式第二二二号 様式第二二三号
作況調査圃調査成績報告票 作況調査圃調査成績一覧表		様式第二二五の一
参考資料		様式適宜

第四節　第一回予想収穫高調査（九月十日現在）

第一回予想収穫高調査は、九月十日現在の作況につき一般検見を行うとともに、あわせて作況調査圃の粒数調査を行つて、収穫高を予想する。又、標本筆の粒数調査を終つた地帯があれば、その結果等をも参考とする。

一般検見に当つては、管内の地帯別平年反収地図を作成し、これをもとに検見を行い、収穫高を予想する。（別冊、収量調査必携Ⅲ一参照）なお、作況調査圃の調査は、下記のとおり行う。

一　調査時期

九月五日を中心とし、前後二～三日の間に行う。但し、調査日前、既に出穂期後二十五日に達した調査圃については、その期日に「出穂期後二十五日調査」の全項目を調査する。

二　調査時までに出穂した調査圃の調査

1　出穂期後二十五日調査を終つた調査圃については、その最高穂の調査成績から坪当未修正全粒数を計算し、出穂期後二十五日調査のできない調査圃の成績と合わせて平均する。最高穂全粒数修正率、全株の稔実歩合等は、所長決定の資料として別に計算する。

2　出穂したが二十五日に達しない調査圃については、二〇株を選定して株ごとに最高穂の全粒数を数え、これに調査株の有効穂数を乗じ、更に、その調査圃の坪当株数を乗じて坪当未修正全粒数を計算する。坪当稔実粒数を算出するための最高穂全粒数修正率

及び稔実歩合は、既存の調査成績その他諸種の資料を参考として、それぞれ推定し、坪当未修正全粒数県平均値に適用して坪当稔実粒数を算出する。

三　調査時に出穂していない調査圃の調査

調査時に出穂していない調査圃については、二〇株を選定して株ごとに草丈が最高の茎の幼穂の全粒数を数え、これに調査株の有効茎数（収量調査必携Ⅰ、二、注四参照）を乗じ、更に、坪当株数を乗じて坪当未修正全粒数を計算する。なお、坪当稔実粒数の計算は、前項二）に準じて行う。

四　報告

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
予想収穫高報告書	様式第三四号	様式第三五号
第一回予想収穫高報告書付表	様式適宜	様式第三六号
作況調査圃調査成績報告票	様式第二四号	—
作況調査圃調査成績一覧表	—	様式第二五の一
参考資料	—	様式適宜

第五節　作況標本単位区の抽出

作況標本単位区数は、一推計単位（注）平均六十とし、推計単位の水稲作付面積及び前年調査結果による分散の大小並びに労力事情等を考慮して割当てる。

出張所においては、出張所内の単位区を作況階層に区分し、割当てられた標本単位区を抽出する。

（注）推計単位は、出張所又は出張所をいくつか合わせたものとし、水稲の作付面積が二、〇〇〇～三、〇〇〇町ぐらいを標準とする。又、推計単位の数は、一県一六ぐらいを標準とするが、実情によつて増減する場合は、県の目標精度〇、六%を維持するようにする。

一　階層分け

出張所内の特殊階層（注）に属する単位区を除き、水田のある単位区を下記の如き性格による作況第一次階層に分け、次に、反収の高低により二～三の作況第二次階層に分け、更に、面積階層に分ける。

（注）ここにいう特殊階層は、面積調査における特殊階層S2、すなわち、交通不便な単位区階層で、水田面積において県単位〇、五%を最大限度とする。

第一次階層	ウエイト
一　被害地帯	四～五
二　山間地帯（階段状水田の多い地帯）	二～三
三　平たん部（山ろくの平たん部を含む）	二

×

第二次階層
反収高位
反収中位
反収低位

×

面積階層
各県の実情に応じ水田面積の大小により二～三の面積階層に分ける。

階層分けに際しては、前年調査成績を分析検討して階層分けの改善を図り、精度の向上に努める。従つて、第一次階層の性格で、上記の外、反収が著しく異なるかあるいは反収の変動が大きい地帯は、別個な階層として分ける方がよく、第一、第二次階層中、反収差及び反収変動差が小さいものは、適宜合併するなどの措置を講ずる。

被害階層は、市町村長の通知を参考にして現地調査を行い、被害がまとまつて発生している地帯を被害階層とする。

第二次階層分けは、単位区ごとに本年の作柄による事とするが、困難であれば、平年反収で分けてもよい。

面積階層は、精度に大きく影響するので、できるだけ細かく分けた方がよいのであるが、階層の数を多くする事は、後の作業が困難となるので、単位区の水田面積の分布を見て二～三の階層に分ける程度とする。なお、水田面積が非常に大きい単位区は、あらかじめ二町歩ぐらいに分割してリストするものとする。

一　標本単位区の抽出

1　階層別水稲作付面積の概算

階層別にリストした全単位区の台帳面積を階層別に計算して、概算の水稲作付面積とする。この場合、各面積階層の概略の平均値を、階層の単位区数に乗ずるなどの簡便な方法によつて計算してよい。

2　階層別標本単位区の割当

出張所長は、割当てられた標本単位区数を、1）の「概算の水稲作付面積」に第一次階層のウエイト（注）を乗じたものに比例して各階層に割当てる。この場合、どの階層にも少なくも一つは、標本単位区が割当てられるように階層分けを行うものとする。

（注）一に示した第一次階層のウエイトは、一つの例であるから、前年の調査結果を分析して実情に合うウエイトを用いてさしつかえない。

3　標本単位区の抽出

出張所長は単位区に階層別の通し番号を付け、任意系統抽出法により割当てられた標本単位区を抽出する。なお、任意系統的に抽出するための最初の番号は、乱数表（注）を用いて決定する。

（注）本要綱の収量調査に用いる乱数表は、別冊「収量調査必携」Ⅶに記載。

（付記）単位区を階層別にリストする際には、水稲の作付の無い単位区はあらかじめ、除外するのであるが、たまたま抽出された標本単位区に水稲の作付が無い場合は、同一階層に属する隣接の単位区を代りの標本単位区とする。

第六節　第二回予想収穫高調査（十月十日現在）

第二回予想収穫高調査は、標本筆の粒数調査並びに一般検見を行い、作況調査圃の出穂期後二十五日調査の結果及びその他の資料等を総合して収穫高を予想する。既に、坪刈成績のわかる所では、坪刈結果を折り込んで、できるだけ予想収穫高を確実にする。特殊階層については、標本調査を行わず、一般検見により別個に収穫高を予想する。

なお、報告書の提出期限は十月十七日限りであるが、立毛皆無面積及び予想反収の所長決定数を十月十四日までに必着するように電報で速報する。

一　標本筆の粒数調査

1　標本筆の抽出

現地調査に先立ち、第五節により抽出した標本単位区につき、水稲作付筆リストを作成し、このリスト及び標本単位区の地図を持つて現地を巡回し、水稲作付筆を確認して通し番号を付け、乱数表を用いて二筆を抽出する。但し、二筆の内、最初に抽出した一筆は、粒数と坪刈の両調査を行う筆とし、その他の筆は、坪刈調査のみを行う筆とする。

（付記一）　水稲作付筆リスト作成の際の筆の順序、標本筆が数枚に分れている場合の取り方及び調査対象から除外する小さい筆の面積限界等は、事務所長が決定する。

（付記二）　山間地帯、被害地帯等では、単位区内の筆間分散が大きいので、できるだけ標本筆数を一単位区当り三筆に増加する方がよく、筆の抽出は、単位区内の作付面積（できなければ筆数）を反収により上中下に三等分し、上中下からそれぞれ一筆ずつ、計三筆を抽出するとよい。

三筆抽出した場合は、反収、中の筆について、粒数調査を行うものとする。

（付記三）　事務所長が必要と認めた場合は、上記により抽出した全筆につき、粒数調査を行う事がある。

2　調査箇所の決定

上記により抽出した粒数調査標本筆につき、ランダムに一筆三箇所を選び（収量調査必携Ⅱ、一参照）「水稲作況調査票」（様式第二十八号）に示す順序により栽植密度を調査し、各箇所において六株又は七株ずつ計二十株につき、穂数（注一）並びに各株の最高穂（注二）の全粒数及び稔実粒数（注三）を調査し、更に、同調査票を用いて坪当全粒数及び坪当稔実粒数を計算する。この際、耕作者の了解が得られれば、調査穂を抜取り調査箇所ごとに区別し、調査後、収穫高調査完了時まで乾燥保存する。

（注1）　穂数は、無効穂数、被害穂数及び有効穂数を調査する。その基準は、作況調査圃の調査基準による。

（注2）　いずれも作況調査圃の調査基準による。（収量調査必携Ⅰ、二参照）

二　1　般　検　見

市町村長の被害通知を参考として、被害の概要をあらかじめ承知しておき、地帯別平年反収地図を持つて管内を巡回し、作物の生育及び損傷の現況につき検見を行い、それらを総合して市町村別の収穫高を予想する。（収量調査必携Ⅲ、参照）

この場合、調査時以後の気象条件は、平年並と仮定する。但し、特に作柄に大きな影響を与える要素が予想されるときは、その状態と影響を意見として付記する。

三　調査成績の取りまとめ

標本筆の坪当有効穂数、坪当全粒数、坪当総実粒数の平均を下記の式により計算する。

1　出　張　所　の　平　均

$$Ma = \frac{1}{S} \sum_{ij} \left(Sij \times \frac{\sum_{k=1}^{nij} Xijk}{nij} \right)$$

$Xijk$……標本筆の調査成績

nij……第2次階層内の調査させる標本筆数

Sij……第2次階層別概略作付面積

Sa……出張所の概略作付面積（$Sa=\Sigma Sij$）

もし　1単位区2筆ないし3筆の粒数調査を行つた場合は、$Xijk$は、標本単位区の平均値となり、nijは、標本単位区数となる。

2　郡　の　平　均

$$X_A = \frac{1}{S_A} \Sigma (Sa \times Xa)$$

Xa……出張所の平均値

SA……郡の概略作付面積（$SA=\Sigma Sa$）

3 県の平均

$$X=\frac{1}{S}\cdot\Sigma(SA\times XA)$$

S……県の作付面積（$S=\Sigma SA$）

4 報告

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
予想収穫高報告書	様式第三四号	様式第三五号
第二回予想収穫高報告書付表	様式・適宜	様式第三七号
作況調査票本数一覧表	様式第二七号	
平均粒数計算表	様式第二九号	様式第三一号
作況調査圃調査成績報告票	様式第二四号	
作況調査圃成績一覧表		様式第二五号の二
参考資料	—	様式・適宜

第七節 推定実収高調査

格別の被害が無い場合は、標本筆の坪刈調査及び作況調査圃の収穫期調査を行い、あわせて一般検見を行つて収穫高を推定する。特殊階層については、予想収穫高調査時と同様、一般検見によつて別に推定する。

もし、予想収穫高調査時の被害地帯外に相当の被害が起つた場合は、新たに被害地帯を区別し、第一次階層のウエイトを考慮して、標本単位区数並びに筆数を追加抽出して調査を行う。この場合は、立毛皆無となつた単位区は階層から除外し、階層別単位区数並びに概算作付面積を計算し直しておく。

一 坪刈その他の調査

予想収穫高調査に抽出しておいた標本単位及び新たに被害地帯に追加抽出した単位区ごとに二筆（内一筆は粒数調査を行つた筆）につき、通常一筆二箇所、一坪ずつ合計二坪の坪刈調査を行う。

（付記）事務所長が必要と認めた場合は、山間地帯、被害地帯について、は一単位区当り三筆の坪刈を行う事がある。

1 刈取箇所の選定

「水稲作況調査票」（様式第二十八号）記載の順に、「収量調査必携」II、二に示す方法によって刈取箇所を選定する。

2　坪刈の実施

上記によって選定した刈取箇所について、通常円形坪刈器を用いて坪刈を行う。但し、円形坪刈器を使用した場合は、栽植密度は測定しない。なお、刈取部分が圃場の周辺からはみ出すような場合は、はみ出さない程度に中心を数条内側に移動させる。

3　特別な場合の坪刈方法

(1)　筆内の作柄が不均一な被害地帯あるいは山間部の水田では、円形刈を行わず、「収量調査必携II、二、三」に示す方法により一筆四箇所、1－2坪ずつ合計2坪の株刈を実施する。

(2)　並木植等のように畦巾の非常に広いものについては、陸稲の場合に準じて条刈を実施する。

4　脱穀及び調製

筆ごとに、刈取株を一まとめにして脱穀し、未調製生籾重（注一）を秤量し、出張所に持帰ってそのまま乾燥し、未調乾燥籾重（注一）を秤量後、事務所長の指手した調製場所に集め、事務所職員の直接指導の下に唐箕選（注二）を行い、精籾重、粗重（注三）を秤量する。なお、唐箕充重は、計算によって算出する。

（付記一）　上記、未調製生籾の乾燥及び唐箕選は、坪刈を行った全筆の全量について行うのを建前とする。但し、労力上困難であれば、筆別に一定重量をとって調査し、あとで換算するか又は粒数調査を行った筆のみについて調査し、他の筆については、その乾燥、調製歩合を用い、精籾重、粗重等を計算するものとし、いずれの方法を選ぶかは事務所長が決定する。

（付記二）　脱穀は、千歯又は人力脱穀機を使用し、ていねいに行い、動力脱穀機は、原則として使用しないものとする。但し、やむを得ず動力脱穀機を使用する場合は、籾が飛散せぬよう特に留意する。

（付記三）　被害地帯等について、作況調査圃の籾摺歩合を適用する事が不適当と認められるときは、被害地帯の一般標本筆について補完的に籾摺調査を行い、被害地帯の標本調査結果に適用する事がある。その際の筆数及び標本の取り方は、事務所長が決定するものとし、標本の選び方は、ランダム性を失わぬよう特に注意する。

なお、補完調査の結果は筆別に報告する。

（注1）未調製生籾とは、脱穀後、箕及び唐箕を用いず、わらくずその他のきょう雑物を取除いた程度のものである。未調製乾燥籾は、未調製生籾をそのまま乾燥したものである。

（注2）唐箕及び新型穀粒篩を、本省指示の方法により使用して選別する。（使用法は収量調査必携I、三参照）

（注3）作況調査圃調査基準による。（収量調査必携I、二及び三参照）

二　坪刈結果の速報

坪刈結果は、現場で所定のはがきに記入の上、近くのポストに投入し事務所長あて速報する。

三　一般検見

前記の坪刈調査の外に、補足的な一般検見を行い、市町村別の収穫高を推定する。

四　平均反収の計算

1　出張所階層における取りまとめ

標本農家の反当未調製生籾重、反当未調製乾燥籾重、反当精籾重につき、下記の式により別々に計算する。もし、被害等によって籾あるいは唐箕先重が非常に多くなるような場合は、これらをあわせて報告する。

平均値の推計式

$$\bar{X}a = \frac{\sum_i \sum_j \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \sum_k \frac{S_{ijk}}{m_{ijk}} \sum_{l=1}^{m_{ijk}} X_{ijkl}}{\sum_i \sum_j \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \sum_k S_{ijk}}$$

i …… 第1次及び第2次階層

j …… 面積階層

X_{ijkl} …… 標本農家の反収

m_{ijk} …… 調査標本筆数

S_{ijk} …… 標本単位区の水稲作付面積（反）

n_{ij} …… 面積階層内の標本単位区数

N_{ij} …… 面積階層内の単位区数

立毛皆無となった標本農家は、平均値の計算より除外する。

2　郡段階及び県段階における取りまとめは、予想収穫高調査の際と同様である。

五　分散の計算

1　出張所段階における分散式

$$Va=\frac{1}{Sa^2}\sum_i\sum_j\left\{\frac{N_{ij}^2}{n_{ij}}\left(\sigma^2x_{ij}+R^2\sigma^2s_{ij}-2\rho x_{ij}s_{ij}\sigma x_{ij}\sigma s_{ij}\right)+\left(\frac{N_{ij}}{n_{ij}}\right)^2\sum n_{ij}\frac{S_{aijk}\sigma^2x_{ijk}}{m_{ijk}}\right.$$

$$\left.+\left(\frac{N_{ij}}{n_{ij}}\right)^2\sum n_{ij}\left(\frac{S_{ijk}}{m_{ijk}}\right)^2\sum m_{ijk}\frac{L^2_{ijkl}}{l_{ijkl}}\sigma^2w_{ijkl}\right\}\cdots\cdots\cdots(1)$$

i …… 第1次及び第2次階層

j …… 面積階層

σ^2w_{ijkl} …… 標本筆内刈取箇所の収量(坪当)の分散

l_{ijkl} …… 標本筆内の刈取箇所数

L_{ijkl} …… 標本筆の面積

m_{ijk}, S_{ijk}, n_{ij}, N_{ij}は、平均値推計式の記号と同一である。

σ^2x_{ijk} …… 標本単位区内の標本筆反収の分散

$\rho x_{ij}s_{ij}$ …… 面積階層内の面積と収量との相関係数

X_{ij} …… 面積階層別総収量

S_{ij} …… 面積階層別作付面積

$$R=\frac{\sum_i\sum_j X_{ij}}{\sum_i\sum_j S_{ij}}$$

σ^2s_{ij} …… 面積階層別面積の分散

σ^2x_{ij} …… 面積階層別収量の分散

Sa …… 出張所の作付面積

上記(1)式では、推計が複雑であるから、実際には簡略化して、次の(2)式により計算する。

$$Va = \frac{1}{Sa^2} \sum_i \sum_j X^2 ij \left\{ \frac{Ci^2}{nij} + \frac{1}{mij} \left(C^2 ij + \frac{C^2 w}{l} \right) \right\} = \frac{V'a}{S^2 a} \quad \cdots\cdots\cdots \quad (2)$$

Xij …… 面積階層別総収量

$$Ci \equiv \left\{ \text{Range} \left(\frac{Xijk - RSijk}{RSij} \right) \right\} a ni$$

$Xijk$ …… 標本単位区の総収量

Sij …… 面積階層の区間の中央値（平均面積）、但し、

最小の面積階層においては、その2／3、最大の面積階層においては、その1／3を採る。

R …… 出張所の平均反当収量

$\left\{ \text{Range} \left(\frac{Xijk - RSijk}{RSij} \right) \right\}$ …… i 作況階層の各標本単位区の $\frac{Xijk - RSijk}{RSij}$ について最大値と最小値の差

ani …… ni に応じて定まる常数、ni は i 作況階層の標本単位区数

nij …… 面積階層内の標本単位区数

mij …… 面積階層別坪刈標本筆数 $= \sum_{k=1}^{nij} mijk$

$$Cij \equiv \frac{\text{Range}(Xijkl)\, a mij}{\frac{1}{mij} \sum_{k}^{nij} \sum_{l=1}^{mijk} Xijkl}$$

$Xijkl$ …… 標本筆の坪刈反収

$\text{Range}(Xijkl)$ …… 面積階層内坪刈標本筆の $Xijkl$ の最大値と最小値の差

$C^2 w$ は、作況調査圃の前年の成績をプールして代用する事とする。

$$C^2w = \frac{\Sigma C^2 w i}{\text{調査圃筆数}}$$

$$C^2 w i \equiv \frac{\text{Range}(X\ in)\ a\ ni}{\bar{X}_i}$$

$\bar{X}i$ …… 坪刈箇所当りの平均収量

Xim …… 坪刈箇所ごとの収量

Range (Xij) …… 坪刈箇所につき Xim の最大値と最小値の差

l …… 標本筆内の刈取箇所数

変動係数 $CVa = \frac{\sqrt{Va'}}{Sa \times Xa}$　　Xa …… 出張所平均反収

2　郡段階における分散

$$V_A = \frac{1}{S^2_A} \sum_a V'a \equiv \frac{V'_A}{S^2_A} \qquad S_A = \Sigma Sa$$

$$CV_A = \frac{\sqrt{V'_A}}{S_A \times \bar{X}_A} \qquad X_A \text{……} \text{郡の平均反収}$$

3　県段階における分散

$$V = \frac{1}{S^2} \Sigma V'_A \equiv \frac{V'}{S^2} \qquad S = \Sigma S_A$$

$$CV = \frac{\sqrt{V'}}{S \times X} \qquad X \text{ ……} \text{県の平均反収}$$

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
(1) 推定実収高報告書	様式第三四号	様式第三五号
(2) 推定実収高報告書付表	様式適宜	様式第三八号
(3) 作況調査標本数一覧表	様式第二七号	—
(4) 平均反収計算表	様式第三〇号の一、二	様式第三一号
(5) 作況調査圃成績報告票	様式第二四号	—
(6) 作況調査成績一覧表	—	様式第二五号の三
(7) 参考資料	—	様式適宜
(8) 分散計算表	様式第四一号の一～三	様式第四一号の四及び様式第四二号
(9) 標本筆作況調査整理表	様式第三九号	様式第三九号
(10) 作況調査圃調査整理表	様式第四〇号	様式第四〇号

（注）(8)(9)(10)は一月末日までに報告する。

第八節　郡市町村別統計及び耕作規模別統計の作成

食糧行政その他の要請に答えるため、郡市町村別の予想収穫高及び推定実収高を決定し、郡別統計は、これを公表し、市町村別統計は、関係方面よりの要求があつた場合、提示する。

耕作規模別の予想収穫高及び推定実収高は、県単位に調査する。

一　郡市町村別統計の作成

1　郡市町村別予想収穫高統計の作成

郡市町村別予想収穫高は、第二回予想収穫高調査の際、標本筆並びに作況調査圃の調査成績を基礎に一般検見を行い、市町村間、出張所間、郡間の均衡に留意しつつ、別に定める収穫見込面積を用い、属地並びに属人でそれぞれ一応の予想収穫高を決定し、中央において県別の予想収穫高が決定公表されたならば、これに基き再計算の上、各方面の意見をも参考にして検討を加え、属地並びに属人の郡市町村別予想収穫高を決定し、属人の郡別統計を公表する。

その時期は、おおむね、中央における県別予想収穫高公表後、二週間以内とする。

2　郡市町村別推定実収高統計の作成

郡市町村別推定実収高は、推定実収高調査の際の標本筆並びに作況調査圃の調査成績及び補足的な一般検見により、前記1に準じ、属地並びに属人で一応の郡市町村別推定実収高を決定し、中央における県別推定実収高の公表に基き、再計算の上、各方面の意見をも参考として検討を加え、属地並びに属人の郡市町村別推定実収高を決定し、属人の郡別統計を公表する。その時期は、おおむね、中央における県別推定実収高公表後、一箇月以内とする。

3　郡市町村別推定反収比率の作成

上記、郡市町村別推定実収高決定前に、郡市町村別推定実収高の提示につき関係機関より特に要請があつた際には、上記2の事務所で一応決定した郡市町村別推定実収高あるいは坪刈結果等により、前記1）の郡市町村別予想収穫高に検討修正を加えた数字を基礎に、県平均又は郡平均を一〇〇とする属人の郡市町村別推定反省比率を計算の上、別に定める収穫面積とともに提示する。

4　統計の公表又は提示についての注意

統計を公表又は提示する場合は、それら数字の意味、利用の際の注意事項等につき詳細解説を行い、統計が誤用されないように特に留意する。

5　報　告

郡市別推定実収高（属人）が決定したならば、直ちに、作付面積、立毛皆無面積、収穫面積、反収、収穫高について報告する。

二　耕作規模別統計の作成

1　米の耕作規模（水陸稲の作付面積を合計して考えたもの）別に反収を調べ、別に調査する耕作規模別作付面積（第二章、第六節参照）を用いて耕作規模別収穫高を算定する。

2　第二回予想収穫高調査時に、県別耕作規模別予想収穫高を計算し、更に、推定実収高調査後、耕作規模別推定実収高統計を作成する。

3　耕作規模別予想反収は、本年の作況標本筆の検見結果を、耕作規模別に整理した成績と一九五〇年世界農業センサス抽出調査票を集計した反収から求める。

4　耕作規模別推定反収は、作況標本筆の坪刈結果を、耕作規模別に集計して求める。

（付記）耕作規模別統計の作成に関する細部の事項は、別に定める。

第四章　陸稲

第一節　調査方針

一　概況調査は、水稲に準じ三回行うものとし、第一、第二回は、六月十日及び七月十日現在の生育状態を調査し、第三回は、八月十日現在の作況を調査し、平年及び前年の反収を一〇〇とする作況指数で表わす。

二　第一回予想収穫高調査は、九月十日現在の作況を一般検見により調査し、（粒数調査を行つた地帯は、その成績をも参考とする。）収穫高を予想する。

三　第二回予想収穫高調査は、関東七都県、熊本、宮崎及び鹿児島の十都県について、県単位二〇〇の標本単位区を、陸稲の前年作付面積によりあん分して出張所に割当て、面積調査の標本単位区中、陸稲の作付のある標本単位区の中から作況標本単位区を抽出し、次に、一単位区二筆の標本筆を副次抽出して、内一筆につき粒数調査を行い、あわせて一般検見を行つて、収穫高を予想する。

上記以外の県では、一般検見を行つて、収穫高を予想する。

四　推定実収高調査は、上記十都県では、三で抽出した一標本単位区二筆の坪刈調査及び一般検見を行う。又、上記以外の県では、一出張所一筆程度の特定調査筆の坪刈りを行い、これを基準として一般検見を行い、収穫高を推定する。

五　町村別予想収穫高及び推定実収高資料の作成は、水稲に準じて行う。

六　屑米の基準は、水稲に準ずる。

七　作物報告員を対象として、作況についてアンケートを行う。

八　収量は、石及び貫で表わす。但し、玄米四十貫を一として換算する。

第二節　概況調査

第一回　六月十日現在
第二回　七月十日現在）
第三回　八月十日現在

概況調査は、水稲に準じ現地巡回並びに聞取り等を行い、六月以降八月まで毎月十日現在の生育あるいは作柄の概況を調査する。

一　第一回（六月十日現在）は、播種及び発芽状況について調査して報告する。

二　第二回（七月十日現在）は、第一回以後の生育状況について調査して報告する。

三　第三回（八月十日現在）は、夏作面積調査等の機会を利用して作況を調査し、前年及び平年の反収を一〇〇とする作況指数を報告する。なお「前年度統計の修正についての意見」を合せて報告する。

（付記）本省においては、上記、作況指数と別に調査する作付面積をもとに、概略の予想収穫高全国計を計上の上、公表する。

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
第一回概況報告書	様式適宜	様式第二二号
第二回概況報告書	様式適宜	様式第二二号
第三回概況報告書	様式適宜	様式第二三号
参考資料	—	様式適宜

第三節　予想収穫高調査（第一回九月十日現在　第二回十月十日現在）

一　第一回予想収穫高調査

第一回予想収穫高調査は、九月十日現在の作況につき一般検見を行つて、収穫高を予想する。但し、標本筆の粒数調査を行つた地帯は、その結果を参考にする。

一般検見の方法は、水稲に準ずる。（収量調査必携Ⅲ参照）

報　告

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
予想収穫高報告書	様式第三四号	様式第三五号
第一回予想収穫高報告書付表	様式適宜	様式第三六号
参考資料	—	様式適宜

二　第二回予想収穫高調査

第二回予想収穫高調査は、前記十都県では標本筆の粒数調査及び一般検見を行い、もし坪刈調査を行つた地帯があれば、その結果をも参考にして収穫高を予想する。その他の県では、一般検見を行うものとする。

1　十都県における標本筆の粒数調査

(イ)　標本単位区の抽出

陸稲の標本単位区数は、県単位二〇〇とし、前年の面積に比例して出張所に割当てる。

出張所においては、面積標本単位区の中で陸稲の作付のある単位区に通し番号を付け、乱数表を用いて最初の番号を決め、任意系統的に割当てられた作況標本単位区数を抽出する。

（付記）　陸稲の作付面積がきわめて少ない単位区は、始めから除外するものとし、その面積限界は、事務所長が決定する。

(2) 標本筆の抽出

上記、作況標本単位区の中の陸稲の作付筆に通し番号を付け、乱数表を用いて二筆を抽出し、最初に抽出した筆について粒数調査を行う。

(3) 調査個体の選定

上記の標本筆について、ランダムに二箇所を選んで調査箇所とし、それぞれ坪当畦長を計算する。次に、一箇所当り畦長二尺間の穂数を数え（収量調査必携Ⅳ、一参照）、任意系統的に十本を選んで調査茎とし、水稲に準ずる方法で粒数を調査し、作況調査票に示す順序により坪当全粒数、坪当　実粒数を計算する。

2　一般検見

一般検見は、水稲に準ずる方法で行い、町村別に収穫高を予想する。

3　標本筆調査成績の取りまとめ

平均値の計算

一筆ごとの成績を県単位に合計、平均する。

$$\bar{X} = \frac{\sum Xi}{ni} \qquad Xi \cdots\cdots \text{標本筆の調査成績}$$

$$ni \cdots\cdots \text{標本筆数}$$

4　報告

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
予想収穫高報告書	様式第三一四号	様式第三一五号
第二回予想収穫高報告書付表	様式適宜	様式第三一七号
粒数調査成績一覧表	様式第三三号	様式第三三号
参考資料	—	様式適宜

第四節　推定実収高調査

前記十都県では、標本筆の坪刈調査並びに一般検見を行い、その他の県においては、特定調査筆の坪刈成績を基準として一般検見を行い、収穫高を推定する。

一　標本筆の坪刈調査

予想収穫高調査前に抽出しておいた一単位区一筆の標本筆につき、一筆三箇所一坪ずつ合計三坪の坪刈その他の調査を行う。

1　刈取箇所の選定

水稲の作柄不均一な場合の刈取に準ずる方法で、刈取箇所を決定する。（収量調査必携Ⅳ、二参照）

2　坪刈の実施

上記で選定した刈取箇所につき、「収量調査必携」Ⅳ、二に示す方法並びに陸稲作況調査票の順序により条刈を行う。

3　刈取後の調製処理及び反当収量への換算は、水稲に準ずる。

二　特定調査筆の坪刈調査

上記標本筆の坪刈に準ずる。

三　一般検見

第二回予想収穫高調査と同様に一般検見を行い、町村別の収穫高を推定する。

四　標本筆調査成績よりの平均反収の計算

第二回予想収穫高調査の平均値の計算式を用いて計算する。

五　分散の計算

標本調査を行つた十都県では、次の式により分散の計算を行う。

1　県段階の分散の計算

$$V = \frac{1}{n}\frac{1}{k}\sum_{i}^{k} a_i \times (\text{Range of } X_i)^2$$

n ……標本数

k ……nを5～7筆ずつグループにしたグループの数

ni …… グループ内の筆数、すなわち、$n = \sum_{i=1}^{k} ni$

a^2ni …… ni により定まる常数

Range Xi …… 各グループ内に含まれる標本筆反収の最大値と最小値の差

分割の際は、各グループに含まれる筆数ができるだけ等しくなるように分け、グループ内に含まれる数は、5～7の間が一番よい。

なお推計単位ごとに上式に準じて分散の計算を行う事ができる。

a^2ni の値は、次の通りである。

ni	2	3	4	5	6	7	8	9	10
a^2ni	0.5030	0.2770	0.2085	0.1736	0.1526	0.1382	0.1275	0.1231	0.1189

六　報　告。

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
(1) 推定実収高報告書	様式第三四号	様式第三五号
(2) 推定実収高報告書付表	様式適宜	様式第三八号
(3) 平均反収計算表	様式第三三号	様式第三三号
(4) 参考資料	—	様式適宜
(5) 標本筆及び特定調査筆作況調査整理表	様式第三九号	様式第三九号
(6) 分散計算表	—	様式適宜

（付記）(5)、(6)は一月末日までに報告する。

第五章　甘藷収穫高調査

第一節　調査方針

一　概況調査は、三回行うものとし、第一回は七月十日現在で苗床期及び挿苗後初期生育の状況を調査し、第二回及び第三回は、そ

れぞれ八月十日及び九月十日現在の作況を調査して、平年及び前年の反収を一〇〇とする作況指数で表わす。

二　特定調査筆は、前年調査した筆の中から、改めて県単位三〇〇～五〇〇筆を選定して本年の特定調査筆とする。

三　予想収穫高調査は、特定調査筆について九月二十日前後に試掘を実施し、あわせて付近耕地の作柄及び町村別の一般検見を行つて収穫高を予想する。

四　推定実収高調査は、上記の特定調査筆について収穫期に坪掘を行い、予想収穫高調査時に準じて収穫高を推定する。

五　水稲に準じ、作況及び反収等について、アンケート並びに郵送調査を行う。

第二節　概況調査

第一回　七月十日現在
（第二回　八月十日現在）
第三回　九月十日現在

概況調査は、夏作面積調査等の機会を利用して現地巡回並びに聞取り等を行つて、生育状況あるいは作況を調査して報告する。

一　第一回（七月十日現在）は、苗床における伏込の早晩、萌芽及び苗の生育状況、挿苗期の早晩、活着の良否、挿苗後初期生育の状況を調査して報告する。

二　第二回（八月十日現在）、第三回（九月十日現在）は、作況を調査して前年及び平年の反収を一〇〇とする作況指数を報告する。

又、第二回には、前年度統計の修正意見をあわせて報告する。

（付記）　本省においては、第三回作況指数と別に調査する作付面積から概略の予想収穫高全国計を計算して公表する。

三　報　告

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
第一回概況報告書	様式適宜	（様式第二二号
第二回概況報告書	様式適宜	様式第二三号
第三回概況報告書	様式適宜	様式第二六号
参考資料	—	様式適宜

第三節　予想収穫高調査（十月十日現在）

予想収穫高調査は、特定調査筆の試掘調査並びに一般検見を行つて、収穫高を予想する。

一　特定調査筆の調査

1　特定調査筆の選定

特定調査筆は、県単位三〇〇～五〇〇筆設置するものとし、その数は、既存の調査成績、栽培事情、労力等を考慮して事務所長が決定する。又、出張所別の数は、甘藷の作付面積、品種の分布、耕種条件等を考慮して決定する。但し、作付の少ない岩手、秋田の二県は、一出張所一筆程度を設置して検見の基準とし、北海道、青森の二道県は、特定調査筆の調査を行わず、検見により調査してさしつかえない。筆の選定は、前年設置した特定調査筆を検討整理して本年の特定調査筆とする。但し、間混作等特殊栽培の筆は選ばない。

2　試掘調査

試掘調査は、特定調査筆につき下記により行う。

(1)　試掘期日

九月二十日前後に実施し、なるべく前三箇年の試掘期日に一致させる。

(2)　調査方法

一筆二箇所ずつ一箇所一坪、計二坪を掘取り、被害藷と無被害藷とに分けて秤量する。（収量調査必携参照）

(3)　試掘調査に基く反収の予想

試掘成績をもととし、肥培管理、被害状況等を考慮して試掘後の肥大率を推定し、その筆の反収を予想する。

二　一般検見

特定調査筆の予想反収を基準として一般検見を行うとともに、被害状況を調査して町村別に反収を予想する。

三　調査成績の取りまとめ

1　特定調査筆平均反収の計算

(1)　試掘反収の平均

(2)　特定調査筆予想反収の平均

(1)及び(2)について出張所ごとに算術平均し、次に、出張所の面積を加重して県平均反収を計算する。

2　予想反収の決定

上記1の結果をもととし、品種の変遷、被害状況、一般検見の結果等を総合して予想反収を決定する。この場合、調査時以後の気象条件は、一応平年並とする。但し、作柄に特に大きな影響を与える要素が予測される場合は、その状態と影響を意見として付記する。

四　報　告

報告書名	
予想収穫高報告書及び付表	出張所長報告
試掘期日及び試掘反収ひん度表	様式第三四号
参考資料	様式第四四号
	—

事務所長報告	
様式第四七号	
—	
様式適宜	

第四節　推定実収高調査

一　特定調査筆の調査

特定調査筆について、収穫期に一筆につき三箇所、一箇所当り一坪、計三坪の坪掘を行い、上藷、屑藷、被害藷に分けて秤量する。なお、上藷は、十匁以上とする。（収量調査必携参照）

二　一般検見

予想収穫高調査に準じて行う。

三　調査成績の取りまとめ

予想収穫高調査に準じて行う。

四　報　告

報告書名	
推定実収高報告書	出張所長報告
同　右　付　表	様式第三四号
坪掘期日及び坪掘反収ひん度表	—
作況調査整理表	様式第四四号
参考資料	様式第五〇号
	—

事務所長報告	
様式第四八号	
様式第四九号	
—	
様式第五〇号	
様式適宜	

第六章　被害調査

第一節　概要

一　調査の目的

この要綱による被害調査は、所定の作物を対象として、じん速的確に、被害面積及び減収量を調査し、被害の実態を明らかにして応急対策の外、農業共済保険等、各種の災害対策の資料を作成する事を目的とする。

二　調査する作物

調査する作物は、水稲、陸稲、甘藷、夏作雑穀、くわ及び事務所長が特に必要と認めた作物の外、特定の地方における工芸作物及び果樹とする。

ここにいう夏作雑穀とは、次の十二種類の作物である。

だいず、とうもろこし、いんげんまめ、あずき、ささげ、あわ、ひえ、きび、もろこし、そば、りょくとう、らっかせい。

ここにいう特定の地方における工芸作物及び果樹とは、次の十二種類の作物である。

1　工芸作物

ホップ（北海道、山形、福島、長野、山梨）、てんさい（北海道）、ラミー（茨城、石川、熊本、宮崎、鹿児島）、い（岡山、広島、福岡、熊本）、しちとうい（熊本、大分）、こんにゃく（宮城、福島、茨城、群馬、静岡、三重、岡山、広島、山口、徳島）、ちゃ（茨城、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島）、じょちゅうぎく（北海道、岡山、広島、香川）、あま（北海道）、たいま（栃木、富山、長野、広島、熊本）

2　果樹

りんご（青森、岩手、長野）、みかん（神奈川、静岡、広島、愛媛、熊本、大分）

三　調査の体系

被害調査は、一般調査、特別調査を基幹とし、被害調査圃調査を行つて補足するとともに、速報及び定期報告により被害状況を明らかにする外、作況標本筆からの推計と一般検見などの結果とから増減収調査を行う。

一般調査とは、被害発生のつど、水稲の個々の被害について、事務所長及び出張所長の行う調査をいう。

特別調査とは、特に数県にわたる大被害が発生し又はその他の必要により、部長の指定した場合において、水陸稲、甘藷その他について、室長及び関係事務所長が行う調査をいう。

被害調査圃調査とは、事務所長が、水稲の減収推定尺度の資料を作成し、事務所長及び出張所長が水稲の被害の検見の検討に資するため、被害調査圃について行う調査をいう。

被害速報とは、大災害については、もちろん、地方的に問題となる被害の発生した場合において、災害の応急対策に資するため、事務所長が水陸稲及びその他の対象作物について、被害の有無、程度等について、直ちに行う報告をいう。

定期報告とは、一般調査、特別調査、被害調査圃調査等の結果を総合して、事務所長及び出張所長が、所定の時期において行う報告をいう。

増減収調査とは、事務所長が水陸稲について、十月十日及び収穫期において、作況標本筆からの推計と一般検見等による見積りとを総合して、筆ごとの平年反収を基準として、被害面積及び減収量、増収面積及び増収量を計算する調査をいう。

四　被　害

「被害」とは、通常、栽培の開始される慣行の時期から具体的に収納されるまでの期間において、災害のため、作物に損傷又は異常な変化（以下において両者を一括して単に損傷という。）を生じて、減収する事をいう。（注）

被害の取扱われる期間は、次のとおりである。

水稲については、播種から収納舎に入れられるまで。但し、にお積みの所では、におに積むまで。

陸稲、雑穀については、右の場合に同じ。

甘藷については、挿苗から掘取まで。

くわについては、脱苞から最終蚕期の摘取まで。

ちやについては、発芽から最終番茶の摘取まで。

果樹については、花蕾期から最終の収穫まで。

その他の作物については、右記に準じて事務所長が決める。

（注）1　たとえば、干ばつ、こう水などのため、著しく播種遅延又は植付遅延したために生ずる減収及び刈取後、圃場において、乾燥中、降ひょう又はこう水により脱粒又は流失、穂発芽などのため生ずる減収は、被害とする。

2　たとえば、次の減収は、被害として取扱わない。

(1)　いわゆる常習被害地帯において、通常と見なされる減収。

(2)　肥培管理が不十分な事による減収。但し、肥培管理の十分か不十分かは、社会通念によつて決める。又、たとえば、施肥の量又は種類をあやまつて減収した場合の如く、耕作者において計画的で無かつた減収は、被害とする。

(3)　永年作物の収穫物以外の被害。

五　基準収量、基準反収及び被害面積

「基準収量」とは、作物の減収量を決めるときに基準とする収量をいい、その反当の値を「基準反収」という。

「被害面積」とは、災害のため、作物に減収を生じた面積をいう。（注）

（注）　たとえ、災害があつても、単に作物に損傷を生じただけで、減収の認められないときは、被害面積としない。

六　被害程度の区分

被害程度の区分は、一〇％未満、一〇～三〇％、三〇％～五〇％、五〇～七〇％、七〇～九〇％、九〇％及び立毛皆無の七区分とする。但し、水稲及び陸稲以外の作物については、被害程度の区分を省略してもよい。

七　調　査　の　単　位

作物の被害の単位は、一枚の圃場とする。（注）

一枚の圃場について、損傷個体の収量と損傷の無い個体の収量とをならして、全体として減収しているときは、その圃場には被害があつたとする。

但し、現地調査においては、現地巡回及び被害の検見に便利なように、単位地域を決めて調査する。地域の大きさは、被害の広さ強さによつて異なるが、なるべく、小字ぐらいの広さとする。

（注）この要綱では、このような被害のあつた圃場だけを集めて、被害面積及び減収量を決めるから、一枚の圃場にでも被害があれば、他の圃場の収穫とならされる事なく、被害として調査されるたてまえである。

第　二　節　基準反収及び平年反収

一　基準反収及び反当減収量

基準反収は、原則として被害発生の直前における予想反収とする。（注一）

基準反収の求め方は、被害の発生した地域の平年反収に、その被害の発生直前の作況指数を乗じて計算し、あるいは別の方法によつて、更に、確実に被害発生の直前の予想反収が求められるならば、その方法による。（注二）もし、被害発生の直前の作況指数又は予想反収が求められないときは、平年反収をそのまま基準反収とする。

反当減収量の求め方は、基準反収に減収歩合を乗じて計算し、あるいは作物の損傷を観察測定して、減収量を決めるなどの方法による。

（注1）基準反収は、減収測定の原点であつて、調査に便利なように決める。被害調査の基幹たる一般調査及び特別調査は、作物の損傷を観察して、現地で減収推定尺度を適用して減収歩合を決めていくから、減収量を決める場合において、直接に関係するのは、被害発生の直前の予想反収であるので、原則として、これをもつて基準反収とする。

（注2）たとえば、水稲の出穂後において、穂数、粒数、穂及び粒の発育状態、坪当り株数からその被害の発生直前の反収を見積つて、基準反収とする。

二　平年反収

平年反収は、県、町村、その他の地域について、本年の栽培が開始される以前において、本年の収穫として予想される反収とする。

1　県平均の平年反収

水稲については、中央作況決定審議会にはかつて決める。

本年水稲について決められた平年反収は、次のとおりである。

	石		石		石		石
北海道	一・八六	埼玉	二・一六	岐阜	二・二〇	鳥取	二・二二
青森	二・一〇	千葉	二・〇六	静岡	二・二八	島根	二・〇一
岩手	二・〇八	東京	二・〇六	愛知	二・三〇	岡山	二・二九
宮城	二・〇八	神奈川	二・三九	三重	二・一一	広島	二・〇七
秋田	二・二四	新潟	二・四〇	滋賀	二・四六	山口	一・九七
山形	二・三八	富山	二・二七	京都	二・二五	徳島	二・〇三
福島	二・二〇	石川	二・三五	大阪	二・五〇	香川	二・二五
茨城	二・〇八	福井	二・二三	兵庫	二・三六	愛媛	二・一八
栃木	二・〇三	山梨	二・五五	奈良	二・四〇	高知	一・五八
群馬	二・三〇	長野	二・五〇	和歌山	二・一〇	福岡	二・三三
佐賀	二・五二						
長崎	一・九四						
熊本	二・三八						
大分	二・二三						
宮崎	一・八六						
鹿児島	一・九〇						

2　町村平均の平年反収

事務所長は、上記平均の平年反収をもととし、それぞれ町村平均の平年反収を決めて、出張所長に指示する。

3　その他の地域の平年反収

出張所長は、必要に応じて単位区別又は筆別等の平年反収を決める。

4　陸稲、甘藷については、事務所長は、それぞれ自ら、県平均の平年反収を決めるとともに、水稲に準じて町村平均の平年反収を決めて、出張所長に指示する。

5　その他の作物については、被害の発生のつど、その地域について、事務所長が決める。（注）

（注）出張所長は、被害調査を行う場合において、一応、平年反収を決めて、調査結果を事務所長に報告し、事務所長は、これを検討して平年反収を決める。

第三節　速　　報

作物に重大な被害が発生した場合には、もちろん、一般社会において被害を予想する程度の気象異変の発生した場合（注）及び発生のおそれある場合には、事務所長は、その概要（被害の無い場合には、その旨）を即刻、部長に速報する。予想収穫高調査の後においては、被害概況の変化のつど、直ちに、速報を行うように特に注意する。

（注）たとえば、各種の気象警報の発せられた場合又は地方新聞紙上に被害の有無が掲載されるような場合などである。

一　事務所算の速報

1　時　　期

(1)　第一報　速報すべき事態の発生したとき、直ちに。

(2)　第二報　速報すべき事態が発生してから三日目に。

(3)　第三報　速報すべき事態が発生してから十日目に本省に到達するように。

(4)　第四報以下　必要に応じて。

2　速報する作物

速報は、被害調査を行うすべての作物について行うが、特定の地方の工芸作物及び果樹（注）については、本年度は、予備調査の程度とする。

（注）第一節、二参照。

なお、これらの作物について、特に注意すべき被害は、次のとおりである。

ホップ（風水害、風害、露菌病）、てんさい（風水害、褐斑病）、ラミー（風水害、風害）、い（風水害、風害）、しちとうい（風水害、風害）、こんにやく（風水害、腐敗病）、ちや（霜害、潮風害、病虫害）、によちゆうぎく（風水害、風害、萎核病）、

あま（風水害、風害、菌核病）、たいま（風水害、雹害）、りんご（風水害）、みかん（風水害）

3　回　数

水陸稲、甘藷については、通常三回とするが、被害の広さ、強さ、性質に応じて必要な回数だけ行う。たとえば、千害などは、十日ごとに速報する。但し、夏作雑穀、工芸作物及び果樹については、第一報は、省略してもよい。

4　速報事項

(1)　被害の種類、発生の日時、場所

(2)　作物の種類

(3)　被害面積及び減収量

但し、第一報は、特に、じん速を尊ぶから、減収量の見込の代りに、減収歩合にしてもよい。又、たいした被害が無くても、速報すべき事態が発生したときは、その旨を明確にして速報する。

5　方　法

(1)　第一報及び第二報

電信、電話その他なるべく早く速報できる方法による。

この場合においては、特に、調査を行わないで、その時までに集った情報に基いて速報する。

(2)　第三報以下

現地達観に基いて文書報告を行う。

6　様　式

(1)　第一報及び第二報

特に、様式を決めない。

(例)　第一報　（一）八月十五日風水害、県南、水稲、甘藷、被害じん大。あま半減」県名

（二）イリス台風による被害なし」県名

第二報　八月十五日風水害、××河堤防決かい、○○、○○、○○、○○、（主要な被害郡名）激じん」水稲被害二、八○○町、内冠水中三○○町、七割以上五○○町、減収一五、○○○石」甘藷八○○町、内七割以上一○○町、減収一二○、○○○貫」あま七○町倒伏」県名

(2)　第三報以下

被害速報（様式第五三号）により報告する。

二　出張所長の速報

三　事務所長の行う速報に準じて、事務所長が決める。

三　室長への通知

事務所長が必要と認めたとき、室長へも速報する。

第四節　調査方法

被害は、時と所とを選ばずに発生し、その程度も一定しないから調査しにくいといわれる。しかしながら、他の現象と同じように、被害も又、原因があつて起るのであつて、ただ、その関係が比較的に明らかでないというにすぎない。この点を理解して、被害の発生しやすい場所、時期に対して、重点的に準備を整え、被害調査の平常化に努める事が肝要である。

あらかじめ、被害の発生しない内から、必要な資料を作成して備えつけ、その他できるだけ必要な態勢を整えておき、一たん被害が発生したら、直ちに能率的に調査を行う。しかる後、現地において作物の損傷を観察し、減収推定尺度によつて減収歩合を決め、被害面積及び減収量を決める。作物の損傷は、原則として災害によつて生じたものに限る。（第一節、四参照）

被害がつかみにくいため、ごくわずかな被害でも見のがすまいと努めるあまり、大局を逸するような事があつてはならない。

一　一般調査の方法

1　出張所長の調査方法

被害の概況をつかんでから現地調査を行い。単位地域ごとに、作物の損傷状況を観察して減収推定尺度を適用し、減収歩合を決めて、町村の被害面積及び減収量を決める。

現地調査の結果は、野帳に記録し、その後において資料の得られるに従つて、随時修正を行う。

(1)　概況をつかむ事

町村長の通知、聞取り、病害虫発生予察、その他の情報により、現地調査を行う前に、被害発生の場所、種類、程度の概略をつかんでおく。

町村長に対しては、被害発生のつど、被害通知票により通知が得られるよう、あらかじめ、依頼しておく。

(2)　現地調査

被害調査野帳、地形図、耕地図あるいは見取図、地帯別平年反収地図等の外、品種分布など被害調査に必要な資料を携行し、現地を巡回して損傷地帯を決め、現地調査の単位地域ごとに被害の検見を行い、被害程度別に被害面積及び減収歩合を決める。

a　調査時期

作物の損傷状況から被害を調査するのに最も適当な時期とする。

b　損傷面積の決め方

現地調査の単位地域ごとに損傷階層を分け、作付面積に対する場合などから損傷面積を見積る。

c　立毛皆無面積の決め方

立毛皆無面積は、損傷面積の内、作付したが立毛の全く無くなつた面積であつて、流失埋没、青刈すきかえし、転作、全面枯死、建物道路の敷地の五種類の状態に区分する。

調査の方法は、町村長の被害通知票を参考にして、次のように行う。

小面積の場合は、すべて現地において確認する。大面積の場合には、その周辺を巡回し、その中に含まれる単位区の作付面積を考慮して立毛皆無面積を見積る。

立毛皆無の状態の種別は、現地調査により決める。

立毛皆無は、特殊の損傷状況を表わすから、現地調査では原則として一つの損傷階層とする。

d　減収歩合の決め方

損傷階層における損傷状況に対して、減収推定尺度又は一定の経験的標準を当てはめて、減収歩合を決める。

本省で示した減収推定尺度は、基本尺度であるから、現地における被害発生の時期、場所、耕種条件等を考慮の上、補正条件を決めて使用する。

e　被害面積の決め方

損傷面積から減収の認められない面積をさし引いて、被害面積とする。

f　記帳

現地調査の結果を、損傷階層ごとに被害調査野帳に記録する。

(3)　取りまとめ

現地調査が終了したら、直ちに調査結果を通覧検討し、現地調査の単位地域間及び町村間の均衡に注意し、必要と認めるならば、減収推定尺度の調整及び被害面積に対して修正を加えた上、町村ごとに被害面積及び減収量を取りまとめ、被害一般調査報告書（様式第五四号）に記入する。

修正の根拠は、被害調査野帳に記録する。

a　被害面積の取りまとめ方

損傷階層の被害面積を、被害程度の区分により町村ごとに集計する。

b　減収量の取りまとめ方

町村内が、明らかに平年反収を異にするいくつかの地帯に分割できる場合、又は被害の発生した地帯の平年反収が、町村平均の平年反収と相当に差のある場合においては、それらの地帯ごとに、町村平均の平年反収をもととして平年反収を決め、この平年反収に、この被害発生直前の作況指数を見積り乗じて基準反収を決め、更に、この基準反収に、その地帯に属する損傷階層別の被害面積及び減収歩合を乗じ、その結果を町村ごとに集計して町村の減収量とする。

市町村の減収量＝Σ〔（被害地帯の基準反収）×Σ（損傷階層別被害面積×減収歩合）〕　この場合は、立毛皆無は原則として地帯を分けて取扱う。

(4)　修　正

1の(2)による現地調査の後において、被害調査圃の調査成績、作況調査で行う現地巡回、粒数調査又は坪刈調査の成績、あるいは町村長の通知その他の情報により、調査され、被害の絶対量及び町村間の均衡から見て、被害面積及び減収量の修正を必要と認めたときは、随時(3)による取りまとめの結果に対して修正を行い、その結果を取りまとめて、被害一般調査報告書（様式第五四号）に記入する。

修正の根拠は、被害調査野帳に記録する。

2　事務所長の調査方法

事務所長は、出張所長からの連絡その他の情報により、出張所長の調査を指導し、更に、適宜、自ら現地調査を行い、出張所長の報告を検討して、出張所間の調査結果の均衡を図る。

この場合における調査方法は、出張所長の調査に準ずる。

事務所長は、室長と協議し又は出張所長の意見を聞いた上で、必要な場所に水稲の被害調査圃を設けて、被害の検見の標準及び減収推定尺度の作成に資する。

調査の結果は、取りまとめて、被害一般調査報告書（様式第五四号）に記入する。

二　特別調査の方法

1　調査の指定

部長は、事務所長の速報、室長の報告に基き、数県にわたり大被害の発生したとき又はその他必要と認めたときは、特別調査の

指定を行い、調査の実施を関係の室長及び事務所長に指示するとともに、当該室長に対して、適期に調査できるように、調査計画の立案を命ずる。

2　調査計画の決定

室長は、関係事務所長と協議会を開き、次の事項を決める。

(1)　損傷程度別減収率

(2)　調査班の編成

(3)　調査の日程

3　調査の実施

事務所長は、協議会で決められた計画に従って現地調査を行い、被害面積及び減収量を見積る。被害調査圃の調査については、一般調査に準ずる。

4　調査結果の検討及び取りまとめ

室長は、調査が終了したら直ちに、適宜の場所において、再び事務所長と協議会を開き、調査結果を検討する。

事務所長は、協議会の後、直ちに成績を取りまとめて被害特別調査報告書を作成し、参考資料を整理する。

室長は、同様に協議会の後、直ちに成績を取りまとめて被害特別調査報告書を作成し、協議会議事録、参考資料を整理し、室長意見を作成する。

三　被害調査圃調査の方法

1　調査圃の設置

被害調査圃の設置は、被害の発生後、一般調査又は特別調査の際などに行う。事務所長は、水稲について被害調査圃を設置する。

被害調査圃は、その圃場内の損傷状況がなるべく均等であり、しかも、全般的な損傷状況に対して典型的な圃場の内から、調査労力及び距離的条件等を考慮して決める。

但し、設置された調査圃は、その後において、更に、被害が発生しても、被害調査圃として調査を設ける。

調査圃を設置したときは、調査圃の場所、被害の種類、等数について、水稲第一、二回予想収穫高及び推定実収高調査報告の際に、本省に報告し、あわせて室長に通知する。

2　調査圃の種類

調査者及び調査の目的によって、A、Bの二種類とする。

(1) 被害調査圃 A

事務所長の直轄調査とし、減収推定尺度の作成を主な目的とし、あわせて被害の検見の標準とする。

対象とする被害は、ブロックとして特に重要な被害の内から一～二種類を選ぶ事とし、なるべく数年間継続して調査する。上記の種類に該当する被害の無い県では、その県の主要な被害を対象とする。

事務所長は、右記に基いて室長と協議の上、調査する被害の種類、設置する場所を決める。

(2) 共害調査圃 B

事務所長は、出張所長の意見などを聞いた上で、被害地帯を代表しうる圃場を選んでBとする。事務所長の指示により、出張所長が調査する。

現地調査の際、被害の検見の標準とする。

3 調査圃数

Aは、五～一〇筆、Bは三〇～三五筆、A、B合わせておよそ四〇筆とする。

作況調査圃であつて、被害を生じ、そのまま被害調査圃として利用できるものは、右記の外に利用する。

4 調査項目

Aの調査項目の基準は、別表に示すとおりである。

事務所長は、室長と協議の上、右記の項目をもととし、被害の種類、発生の時期に応じて調査項目を決める。

Bの調査項目は、Aに準ずるが、出張所の労力、設備等に応じて簡略にする。

但し、損傷程度と収量とについては、調査を省略してはならない。

一つの調査圃について、重複して二～三の被害の原因が作用したとき、調査項目は、主として特に強く作用した原因について決め、あわせて他の原因に対する項目についても調査する。

5 調査方法

事務所長は、室長と協議の上、左記の調査方法をもととし、被害の種類、発生の時期に応じて決める。

(1) 被害調査圃 A

被害調査圃における調査箇所は、作況調査圃の収量調査箇所の選定方法に準じて、五箇所を選定し、一箇所十株ずつ、計五十株について損傷程度その他の項目について調査を行う。

損傷程度は、調査箇所の内二～三箇所について、別表の方法により個体測定を行い、その結果を標準として、残りの箇所につ

いては、株単位に総合的に観察して調査する。

草丈（又は稈長）、茎数（又は穂数）の調査は、作況調査圃に準ずる。

調査圃場は損傷程度の明らかに区別されるときは、その部分を区分し、その区分ごとに上記の方法を適用する。

収穫期調査は、上記の五〇株の中からランダムにえらんだ二〇株について粒数調査を行い更に各調査畦をはさむ二畦について一畦当り、1—2坪、計五坪刈を行い、所定の調査を行う。

(2) 被害調査圃B

事務所長は、Aに準じて、更に、簡略に決める。

6 減収推定尺度作成資料の収集

事務所長は、被害調査圃Aの調査成績により、減収推定尺度を作成する場合の基準として、本年無被害地区の収量に関する資料を、できるだけ多く収集する。たとえば、

(1) 被害調査圃の中で、無被害と認められる区画（又は株）が有するときは、その収量調査成績。

(2) 地力、耕種その他の条件が最も類似すると認められる無被害の作況調査圃、作況標本筆の収量調査成績。

7 室長の調査

室長は、減収推定尺度の作成、その他被害調査の技術的検討を行うため、別途、被害調査圃について調査を行う事がある。

四 増減収調査の方法

この調査は、水陸稲について、十月十日及び収穫期の二回において、筆ごとの平年反収を基準とする増減収程度別面積及び増減収量を県別に決めて、被害調査及び収量調査の検討の資料に供するとともに、農業共済保険の資料を作成する事を目的とする。

但し、陸稲については、左記の十都県についてのみ調査する。

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、熊本、宮崎、鹿児島

事務所長は、増減収程度別面積及び増減収量を、水陸稲作況標本筆から県単位に推計するとともに、作況調査における一般検見による見積り、推計の結果をもととし、見積りの結果及びその他の資料を参考として、調査時現在における平年反収を基準とする増減収程度別面積及び増減収量を決める。

1 作況標本筆からの推計

作況標本筆について、筆ごとに、平年反収と検見反収とを見積つて増減収率を計算し、所定の方式に従つて、県単位に平年反収を基準とする増減収面積及び増減収量を推計する。

(1) 出張所長の取りまとめ

出張所長は、作況標本筆の調査に際して、できるだけ慎重に平年反収及び検見反収を見積り標本筆ごとに増減収率を計算し、その結果を作況調査票に記入する。但し、

$$\text{増減収率}(\%)=\frac{\text{検見反収}-\text{平年反収}}{\text{平年反収}}\times 100$$

次に、その結果を、第一次作況階層ごとに、水陸稲標本筆検見一覧表（様式第五八号）に転記する。

(2) 事務所長の推計

a 事務所長は、標本筆検見一覧表により、第一次作況階層ごとに、見積平年反収及び検見反収のそれぞれの合計を、計算するとともに、標本筆の増減収率ひん度表を作る。これを水陸稲標本筆増減収計算書（一）（**様式第五九号の一**）に記入し、見積平年反収及び検見反収のそれぞれの県平均値（注一）並びにひん度表の増減収の階級別に面積（注二）を計算する。階級間隔は、五%刻みとする。

（注一） 見積平年反収の県平均値 $\bar{x}=\dfrac{\sum\frac{Si}{ni}\sum\bar{x}ij}{\sum Si}$

$$\sum\frac{Si}{ni}\sum yij$$

検見反収の県平均値、$\bar{y}=\dfrac{\sum\frac{Si}{ni}\sum yij}{\sum Si}$ 但し、

$xij\cdots\cdots$標本筆の見積平年反収

$yij\cdots\cdots$標本筆の検見反収

$ni\cdots\cdots$第1次作況階層の標本筆数

$Si\cdots\cdots$第1次作況階層の作付面積

（注二） i階層ごとに、標本筆の増減収率$\left(\dfrac{yij-xij}{xij}\right)$について、ひん度表を作り、そのひん度表の$k$番目の階級の筆数を$nik$とすれば$\dfrac{Si}{ni}nik$は$k$番目の階級に属する面積$Sik$を表わす。各階層について計算した$k$番目の階級の面積を、県で合

計すれば、県単位の k 番目の階級の面積 Sk が求められる。すなわち、

$$Sk=\sum_i \frac{Si}{ni} nik \qquad \text{但し、} \sum Sk=S\text{（県作付面積）}$$

b　前項でaで計算した見積平年反収及び検見反収の県平均値が、それぞれ第二節、二、一）に決められた平年反収（以下、中央決定の平年反収という。）及び所長決定予想（推定）反収と一致しないときは、それぞれその見積平年反収及び検見反収を修正し、その修正の度合に応じて、水陸稲標本筆増減収計算書（一二）（様式第五九号の二）により、前項aで計算した増減収階級別面積を修正する。（注）

c　右記の計算書（一二）を用いて、修正後の増減収階級別面積に、中央決定平年反収を乗じ、更に、それぞれ各階級の中央値を乗じて、増減収量を計算する。

（注）右記の標本筆からの推計に対する修正の考え方及び方法は、次のとおりである。

標本筆から推計される増減収率は、標本筆の見積平年反収を基礎として計算される。この見積平年反収は、中央決定による県単位の平年反収に基いて筆別に計算されたものではなく、標本筆ごとに見積りによつて適宜決められた平年反収であるから、その県平均値と中央決定の県単位の平年反収との間には多少の相違が生ずる。従つて、見積平年反収を基礎として計算された増減収率を、作況調査又は被害調査の検討資料として、あるいは農業共済保険の資料として利用するためには、中央決定の平年反収と標本筆から推計された見積平年反収との比率によつて修正する必要がある。同様な事は、検見反収と所長決定の予想（推定）反収との間についてもいえる。

従つて、標本筆の見積平年反収と検見反収とによつて作られた増減収率は、標本筆の見積平年反収と中央決定の平年反収との比率及び検見反収と所長決定の予想（推定）反収との比率によつて修正される。その修正の方法は、次のとおりである。

X ……中央決定の平年反収

$\bar{x}$ ……標本筆の見積による平年収収の県平均値

Y ……所長決定の予想（推定）反収

$\bar{y}$ ……標本筆の検見による予想（推定）反収の県平均値

とすれば、

標本筆から推計した県平均平年反収の修正率　$a=\dfrac{X}{\bar{x}}$

標本筆から推計した県平均予想（推定）検見反収の修正率 $b=\frac{Y}{\bar{y}}$

又、見積平年反収と検見反収から計算される標本筆の増減収率を dij とすれば、

$$dij=\frac{yij-xij}{xij}$$

従つて、標本筆の見積平年反収及び検見反収を修正して、それぞれ中央決定の平年反収及び所長決定の予想（推定）反収に一致させたとき、その増減収率が dij が、Dij に変化するとすれば、

$$Dij=\frac{byij-axij}{axij}=\frac{yij-xij}{xij}\cdot\frac{b}{a}+\frac{b}{a}-1$$

となる。但し、この場合、各標本筆の見積平年反収及び検見反収の修正は、県平均値に対する修正率を一率に用いる事とする。このようにして増減収率を修正する事により、五%に刻んだ、ばん度表の階級間隔は、5×b/a（%）の階級間隔に変化し、従つて、前項αで計算した五%刻みの階級別面積は変化する。階級別面積の修正は、これを再び元のように五刻みに直す事である。

この修正を容易にするため、ある階級の面積がいかに分割され、どの階級に入れられるかを、b/a の値に応じ、階級ごとに別表に表示した。以上の計算は、標本筆増減収計算書（二）を用いて行う。

次ぎ、b/a（同計算書の（二十二））を求め、別表から b/a に応する階級ごとの分割の割合を求めて、これに応する面積を計算し、階級別に取りまとめれば、修正された増減収階級別面積が得られる。

2　事務所長の取りまとめ

事務所長は、標本筆から推計した結果を取りまとめ。水陸稲増減収報告書（様式第六十号）の第二表に記入する。

更に、右記の結果をもととし、被害の一般調査等の結果を参考として、県単位に、筆ごとの平年反収を基準とした増減収程度別の面積及び増減収量を決め、その結果を水陸稲増減収報告書（様式第六十号）の第一表に記入する。

第５節　報　　告

被害調査の報告は、次のとおりである。

報告		事務所長報告		出張所長報告		報告作物	備考
		報告期日	報告書名	報告期日	報告書名		
速報	第１報	被害発生の直後	—	事務所長が決める	事務所長が決める	水陸稲、甘藷夏作雑穀くわその他被害調査を行う作物全部、但し水陸稲、甘藷以外の作物は第１報を省略してもよい。	第１報、第２報は電報又は電話による、事務所長が必要と認めたときは室長に速報する。
	第２報	被害発生後３日目	—	同上	同上		
	第３報	同上10日目	被害速報（様式53号）	同上	同上		
	第４報以下	必要に応じて	同上	同上	同上		
一般調査報告		必要と認めたときは調査終了後直ちに、部長から要求されたときに直ちに	被害一般調査報告書（様式第54号）	必要と認めたときは調査終了後直ちに、事務所長から要求されたときは直ちに	被害一般調査報告書（様式第54号）	水陸稲（注１）	事務所長が必要と認めたときは写１通を室長に送付する
特別調査報告		調査終了後の協議会の５日以内に	被害一般調査報告書（様式第54号）に準ずる	事務所長報告に間に合うように事務所長が決める	被害一般調査報告書（様式第54号）に準ずる	水陸稲、甘藷その他必要と認められた作物	事務所長は特別調査で決められた時期に写１通に参考資料を添えて室長に送付する。
定期報告	第１回	6月18日	被害定期報告書（様式第55号の１）	事務所長が決める	被害定期報告書（様式55号の１）	水陸稲及び甘藷	特に調査する事なくそれまでの速報、一般調査、特別調査の結果を総合して作成する。なお事務所長は写１通を室長に送付する。
		9月25日	被害定期報告書（様式第55号の２）	同上	被害定期報告書（様式第55号の２）	第１類作物	
		10月31日	同上	同上	同上	第３類作物 第５類作物	
		1月31日	同上	同上	同上	第４類作物	
	第２回	7月17日	被害定期報告書（様式第55号の１）	同上	被害定期報告書（様式第55号の１）	水陸稲及び甘藷	
		11月25日	被害定期報告書（様式第55号の２）	同上	被害定期報告書（様式第55号の２）	第１類作物	
		1月31日	同上	同上	同上	第３類作物	
	第３回	8月17日	被害定期報告書（様式第55号の１）	同上	被害定期報告書（様式第55号の１）	水陸稲及び甘藷	
	第４回	9月17日	同上	同上	同上	同上	
	第５回	10月17日	同上	同上	同上	同上	

報告		事務所長報告		出張所長報告		報告作物	備考
		報告期日	報告書名	報告期日	報告書名		
第6回		11月20日	同上	同上	同上	同上(注2)	
		11月5日	同上	同上	同上	同上(注3)	
被害調査圃調査		12月5日	被害調査圃調査成績一覧表（様式第57号）	調査のつど	被害調査圃調査野帳(1)(2)(3)（様式第56号）の(1)(2)(3)	水稲	事務所長は被害調査圃Aについては12月20日までに野帳の写1通に減収推定尺度作成資料を添えて室長に送付する
増減収調査報告	第1回	10月17日	増減収報告書（様式第60号）増減収計算書(2)（様式第59号の2）	事務所長が決める	作況標本筵検見一覧表（様式第58号）	水陸稲（注1）	事務所長は写1通を室長に送付する
	第2回	12月5日	同上	同上	同上	同上	

（注1） 陸稲について一般調査及び増減収調査を行う地方は、下記のとおりである。
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、熊本、宮崎、鹿児島

（注2） 北海道、東北、北陸

（注3） 北海道、東北、北陸以外の地方

別表1　　被害調査圃　調査項目（1）気象被害

調査項目	損傷程度の表わし方	説明	風害	水害	塩害	干害	冷害
葉の折損程度	$\frac{\Sigma \text{葉の折損指数}}{\text{調査全葉数}}$	無折損を0とし全部折損したものを100として最上葉より3葉について1枚ごとに指数で表わす	○				
茎（穂）の損傷程度	$\frac{\text{折損茎(穂)数}}{\text{調査全茎(穂)数}} \times 100$	全茎（穂）数に対する折損茎（穂）数を調査する穂については有効穂について調査する	○				
籾の変色程度	$\frac{\Sigma \text{調査した穂の指数}}{\text{調査全穂数}}$	穂ごとに変色籾の無い穂を0とし、籾が全部変色した穂を100として指数で表わす	○				
脱粒歩合	同上	穂ごとに枝梗の状態により達観的に脱粒数の指数を調査する。	○				

調査項目	損傷程度の表わし方	説明	風害	水害	塩害	干害	冷害
不稔歩合	同上	穂ごとに全粒数に対する不稔粒数の指数を調査する、但し白穂を含む	○	○	○	○	○
白穂(枯死穂)数歩合	$\frac{\text{白穂(枯死穂)数}}{\text{調査全穂数}} \times 100$	全穂数に対する白穂(枯死穂)数の指数を調査する、白穂とはほとんど稔実粒の無い穂をいう	○	○	○	○	○
倒伏程度	$\frac{\Sigma\text{調査した茎の指数}}{\text{調査全茎数}}$	直立を0とし地面に付着したものを100として倒伏の角度によって指数で表わす	○	○			
汚染及びじんあいの付着度	$\frac{\Sigma\text{調査した株の指数}}{\text{調査全株数}}$	株ごとに達観により汚染及びじんあいの付着程度を調査し全然汚染及びじんあい付着の無いものを0とし完全に汚染し及びじんあいの付着しているものを100として指数で表わす		○			
茎葉の腐敗枯死程度	同上	株ごとに腐敗程度を調査し無被害を0とし全株腐敗を100として指数で表わす		○	○		
穂発芽歩合	$\frac{\Sigma\text{調査した穂の指数}}{\text{調査全穂数}}$	穂ごとに稔実粒数に対する穂発芽粒数の歩合を調査する、穂発芽とは芽切れ程度以上のものとする		○			
葉の変色程度	$\frac{\Sigma\text{変色葉の指数}}{\text{調査全株数}}$	葉の折損程度の調査に準ずる		○	○	○	
埋没程度	$\frac{\Sigma\text{調査株指数}}{\text{調査全株数}}$	株平均草丈と埋没部分との長さを指数で表わす		○			
枯死茎(穂)数歩合	$\frac{\text{枯死茎(ホ)}}{\text{調査全茎(ホ)}} \times 100$	50株の内枯死茎(ホ)数を数える		○	○	○	
枯死株歩合	$\frac{\text{枯死株}}{50} \times 100$	50株の内枯死株数を数える		○	○	○	
畸型穂数歩合	$\frac{\Sigma\text{畸型穂数}}{\text{調査全穂数}} \times 100$	全穂数に対する畸型穂数の%を調査する				○	
草丈(稈長)指数	$\frac{\text{被害穂の平均草丈}}{\text{正常平均草丈}} \times 100$	その地帯又は同一圃場内の同一品種の正常な生育を遂げた健全株と考えられる株の平均草丈(稈長)に対する指数を調査する				○	
その他出穂遅延等			○	○	○	○	○

別　表　2　　被害調査圃　調査項目　(2)　病虫害

調査項目		損傷程度の表わし方	説　明	稲熱病	胡麻葉枯病	白葉枯病	紋枯病	小粒菌核病			螟虫	うんか	黒椿象
病害	病斑密度	$\frac{\Sigma\text{調査茎(葉)の指数}}{\text{調査全茎(葉)数}}$	最上葉より3枚の葉について病斑の無いものを0とし全茎葉面積に対する病斑面積を指数で表わす	○	○	○							
	罹病茎(穂)歩合	$\frac{\text{罹病茎(穂)数}}{\text{調査全茎(穂)数}}\times 100$	全茎(穂)数に対する罹病茎(穂)数歩合を調査する	○			○	○					
	葉の枯死程度	$\frac{\Sigma\text{葉の枯死指数}}{\text{調査全葉数}}\times 100$	株別に最上葉より3枚の葉について枯死葉数の指数を達観により調査す			○							
	穂の罹病程度		完全不稔穂数と穂首枝梗等の罹病歩合とを指数で表わす	○									
	倒伏程度		気象被害の場合に準ずる				○	○					
	罹病葉数歩合	$\frac{\text{罹病葉数}}{\text{調査全葉数}}$	全葉数に対する罹病葉数の割合を調査する	○	○	○							
虫害	被害茎(穂)数歩合	$\frac{\text{被害茎(穂)数}}{\text{全茎(穂)数}}\times 100$	全茎(穂)数に対する被害茎(穂)数を調査する								○		○
	草丈、稈長指数	$\frac{\text{被害圃の平均草丈}}{\text{正常平均草丈}}\times 100$	気象被害の場合に準ずる									○	
	穂の被害程度		病害罹病程度に準ずる									○	○
	株当り虫数	$\frac{\Sigma\text{虫数}}{\text{調査株数}}$	株当りの平均虫数を調査する										○

(注1)　この表は、被害調査圃A、B共通のものとし、その被害の種類、発生時期、作物の生育程度により、適当な調査項目を選択し、あるいは追加するものであつて、事務所長は、室長と協議して具体的に取り決める。

(注2)　調査圃場の調査個数2～3箇所について、上記の方法により個体測定を行い、更に、それらの個所について、総合的に観察により調査して、調査の標準を作り、それを標準として株ごとに総合的に観察により調査する。

第七章　マイナークロップスの調査

第一節　調査方針

マイナークロップスの調査は、左表に見るとおり、主として表式調査により実施する外、だいず及び主要な雑穀については、若干の実測調査をも実施する。又、雑穀（第一類作物）及び野菜（第四類及び第五類作物）について、郵送調査をあわせて行う。この外、だいずについては、アンケート調査を行う。

作物別＼調査方法	作物の種類	実測（坪刈）調査			検見調査	アンケート調査	表式調査	郵送調査
		標本調査	特定調査筆調査					
だいず	第一類	実収（主要県）	実収（一般県）		予想、実収	概況予想、実収	予想、実収	実収
雑穀	同右		実収（主要なもの）		同右		同右	同右
野菜	第四、五類						実収	同右
果樹（りんご、みかん）	第三、四、五類						同右	
	第三類	（予備調査）					予想、実収	
工芸作物	第一、四、五類						実収（あまは予想、実収）	
緑肥飼料用作物採種	第四類						実収	

（注）　秋植馬鈴薯は、りんご、みかんとともに第三類作物として表式調査を行う。

一　実測調査

1　だいずの作付の多い県においては、県単位三〇〇筆程度の坪刈調査を行い、だいずの作付の少ない県においても、若干ずつの坪刈調査を行う。

2　各県のだいず以外の主なる雑穀についても、若干ずつの坪刈調査を行う。

3　りんご、みかんなどにつき予備調査を実施する。

二　郵送調査

雑穀及び野菜につき、事務所を通じて一、〇〇〇～一、六〇〇戸の農家を対象に、郵送調査を行う。但し、調査期日は、第一類（除あき）十一月十日、第四類十二月二十日、第五類九月二十日とし、事務所において集計の上、報告する。報告期日は、それぞれ調査期日から一箇月後とする。

三　アンケート調査

だいずにつき、アンケート調査を水陸稲及び甘藷のアンケート調査にあわせて行う。

第二節　予想収穫高調査

一　調査対象作物及び計上単位

第一類作物

だいず（未成熟（貫）乾燥子実（石））	さ さ げ（石）	き び（石）	
とうもろこし（未成熟（貫）乾燥子実（石））	らっかせい（さや付）（斤）	もろこし（石）	
いんげんまめ（未成熟（貫）乾燥子実（石））	あ わ（石）	そ ば（石）	
あ ず き（石）	ひ え（石）	りょくとう（石）	
あ さ（乾燥した茎（貫）種子（斤））			

第三類作物

秋植馬鈴薯（貫）	みかん（貫）	雑かん（貫）	
りんご（貫）	オーブルオレンヂ（貫）		

（注）　雑かんには、きんかん、レモン、ゆず、だいだい、はっさくかん、ぽんかん、ぶんたん、ひゅうがなつみかん、いよかん、さんぼうかん、グレープフルーツ等を計上する。

二　調査事項及び調査方法

1　作付面積、栽培現在面積、栽培現在樹数

出張所長は、別紙様式の調査票（様式第六十一～六十四号）により予想収穫高調査時期までに、管内の市町村長などよりの聞取

り調査を行い、あるいは標本抽出による面積調査の結果などをもととし、市町村別の作付面積、栽培現在面積又は栽培現在樹数を推定する。

2　予想反収

出張所長は、右記、面積調査の場合に準じ、額別の各作物の予想反収について、所定の調査時期に管内の市町村を巡回し、あるいは水陸稲及び甘藷などについての現地調査、その他各種調査の機会を利用して検見調査又は聞取り調査などを行い、かつ、当該調査時期までの気象条件、肥培管理状況、過去における作況と実収との関連状況などを考慮して、市町村別に各作物別の予想反収を推定する。

3　前年度統計の修正

出張所長は、本年の予想収穫高調査あるいはその取りまとめの機会などを利用して、前年度統計の調査又は集計などについて、再検討を行い、不備の点を修正して事務所長に報告する。事務所長は、右記、出張所長の報告の外に、本年度の予想収穫高及び前年対比作況、他官庁などの前年度の業務統計その他の調査資料を参考として前年度統計の再検討を行い、不備の点を修正する。

三　報告

1　出張所長報告

出張所長は、上記の調査の結果を市町村ごとに検討し、又、作物別に内容を審査した上、左記3の報告書を作成し、事務所長の定める期日までに事務所長に報告する。

2　事務所長報告

事務所長は、各出張所長の報告を審査し、事務所計を求め、各種資料を参考にして検討の上、所長決定を行い、その結果を左記3の報告書の様式により所定の期限までに部長に報告する。

この際、事務所単位の面積、栽培樹数並びに収穫高を左表の位にラウンドし、反収も、それに基いて計算した値を記入するものとする。

表式調査による報告数字のラウンデング

○面　積	全部「町」にラウンドする。	
○栽培樹数（果樹及びはぜ）	一〇、〇〇〇本以上のもの	一、〇〇〇本にラウンドする
	一〇、〇〇〇本未満のもの	一〇〇本にラウンドする

○収穫高

石によるもの	一、〇〇〇石以上のもの 一、〇〇〇石未満のもの	一〇石にラウンドする 石にとどめる（ラウンドしない）
貫によるもの	一〇、〇〇〇貫以上のもの 一〇、〇〇〇貫未満のもの	一〇〇貫にラウンドする 一〇貫にラウンドする
斤によるもの		
あき種子	全部「斤」にとどめる（ラウンドしない）	
その他	一〇、〇〇〇斤以上のもの 一〇、〇〇〇斤未満のもの	一、〇〇〇斤にラウンドする 一〇〇斤にラウンドする
円によるもの（じょちゆうぎく販売苗）	一〇、〇〇〇円以上のもの 一〇、〇〇〇円未満のもの	一、〇〇〇円にラウンドする 一〇〇円にラウンドする

3 報告書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
予想収穫高報告書	様式第六十一～六十六号	様式第六十一～六十六号

（付記）事務所長が必要と認めた場合は、出張所長に市町村別予想収穫高一覧表（様式適宜）を提出させる。

第三節 推定実収高調査

一 調査対象作物及び計上単位

第一類作物 ｝前節参照
第三類作物
第四類作物

なす……（貫）　とうもろこし……（貫）　結球はくさい……（貫）

だいこん　（貫）
かぶら　（貫）
にんじん　（貫）
ごぼう　（石）
いちじく（乾燥したもの）　（貫）
へちま（果肉を去り乾燥したもの）　（貫）
わた（乾燥した実棉）　（貫）
ぶどう　（貫）
日本なし　（貫）

（注）くり、はぜは、耕地で肥培管理されているものを調査する。

緑肥用作物〔れんげ、青刈だいず、その他〕（生草）　（貫）
飼料用作物〔れんげ、青刈えん麦、青刈とうもろこし、その他〕（生草）　（貫）
ちや　栽培現在面積（反）
くわ　栽培現在面積（反）

第五類　作物

きゆうり　（貫）
しろうり　（貫）
かぼちや　（貫）
い（備後い、乾燥したもの）　（貫）
しちとうい（乾燥したもの）　（貫）
あい（乾燥したもの）　（貫）

さといも　（貫）
ねぎ　（貫）
春播きやぺつ　（貫）
てんない　（石）
こんにやくいも　（貫）
はつか（乾燥したもの）　（貫）
こうぞ（黒皮、未さらし、白皮）　（貫）
西洋なし　（貫）
くり　（貫）

すいか　（貫）
とまと　（貫）
たまねぎ　（貫）
たばこ（乾燥したもの）　（貫）
あさ（皮麻、精麻）　（貫）
こりやなぎ（乾燥したもの）　（貫）

非結球つけな　（貫）
れんこん　（貫）
みつまた（黒皮、地気、白皮）　（貫）
ラミー（はく皮乾燥したもの）　（貫）
さとうきび　（斤）
はぜ　（貫）
かき　（貫）

秋播きやぺつ　（貫）
ほうれんそう　（貫）
たけのこ　（貫）
じよちゆう（乾燥した花）　（貫）
うぎく（販売に供した苗）　（円）
やくよう、にんじん（乾燥したもの）　（貫）

（注）　たけのこは、耕地で肥培管理されているものを調査する。

なつみかん	（貫）	おうとう	（貫）	うめ	（貫）
もも	（貫）	びわ	（貫）		

採種園

採種用野菜							
だいこん	（升）	かぼちや	（升）	ほうれんそう	（升）	クローバー	（升）
かぶら	（升）	すいか	（升）	そらまめ	（升）	セラデラ	（升）
にんじん	（升）	なす	（升）	えんどう	（升）	その他	（升）
ごぼう	（升）	とまと	（升）	いんげんまめ	（升）		
ねぎ	（升）	キヤベツ	（升）	その他	（升）		
たまねぎ	（升）	結球はくさい、非結球つけな	（升）				
きゆうり	（升）						
採種用緑肥及び飼料用作物							
れんげ	（升）	ザートウイツケン	（升）				
青刈だいず	（升）	ヘアリーヴエツチ	（升）				
もくしゆく	（升）	ルーピン	（升）				

二　調査事項及び調査方法

1　推定実収高調査

(ｲ)　作付面積、栽培現在面積、栽培現在樹数、収穫面積

a　第一類及び第三類作物

出張所長は、予想収穫高調査の際に、調査した作付面積又は栽培現在面積及び栽培現在樹数について、推定実収高調査時までに、各種の資料を参考として再検討を行い、不備の点を修正する。

b　第四類及び第五類作物

出張所長は、推定実収高調査時において、前節の予想収穫高調査の際における面積調査の方法に準じ、これを調査して計上する。

なお、各作物別の調査事項は、左表のとおり（○印を付したもの）とする。

作物別		作付面積	栽培現在面積	収穫面積	栽培現在樹数
第一類作物		○			
第三類作物	果樹		○		○
	秋植馬鈴薯	○			
第四類及び第五類作物	一年性の野菜及び工芸作物	○			
	多年性野菜及び工芸作物（除はぜ及びちや）		○	○	
	果樹及びはぜ		○		○
	ちや及びくわ		○		
	緑肥用作物、飼料用作物及び種子採			○	

（注）　い及びちとういは、一年性作物として取扱う。

(2)　推定反収

a　坪刈調査

(a)　だいず

だいずは、作付面積約一〇、〇〇〇町以上の県においては、畑作だいずにつき三〇〇筆の標本筆を抽出して坪刈調査を行い、その他の県においては、特定調査筆の坪刈調査を行つて、推定反収決定の資料とする。

イ　県別標本筆数及び特定調査筆数

(イ)　標本筆を抽出し坪刈を行う県（作付面積約一〇、〇〇〇町以上）

北海道（札幌、北見、帯広）、青森、岩手、宮城、福島、茨城、埼玉、長野、鹿児島

但し、水田畦畔だいずについては、標本調査を行わず、一出張所一筆程度の特定調査筆を設置して、坪刈を行い、検見の基準とする。

(ロ)　一出張所平均五筆程度の特定調査筆を設置して、坪刈を行う県（作付面積約三、〇〇〇町以上）

北海道（函館）、秋田、山形、栃木、群馬、千葉、新潟、山梨、岐阜、愛知、岡山、長崎、熊本、宮崎

(ハ) 右記(イ)、(ロ)以外の県

右記(イ)、(ロ)以外の県においては、検見の基準とするため、一出張所一筆程度の特定調査筆を設置して、坪刈を行う。

ロ 標本筆の抽出

面積標本単位区の内、畑作だいすのある単位区につき、任意系統的に一五〇を抽出して標本単位区とする。（収量調査必携参照）

又、標本筆は、一標本単位区二筆づつ任意系統的に抽出するものとし、その最初の番号は、乱数表により定める。

ハ 特定調査筆の選定

作付面積の大小により出張所別の筆数を決定し、品種、作柄及び栽培様式（たとえば、水田畦畔だいず、畑作だいず等）等が出張所管内を代表するものを選定する。

ニ 坪刈調査

畑作だいずについては、甘藷に準ずる方法により三坪刈を行い、水田畦畔だいずについては、坪当畦長を算出して二坪分の畦長を刈取る。（収量調査必携参照）なお、調製は、箕又は唐箕を用いて行い、上粒と屑粒の重量を秤量の上、上粒は、三四・四貫を一石として容量に換算する。

ホ 坪刈成績の取りまとめ

畑作だいず、水田畦畔だいず別に、坪刈結果を算術平均し、県段階で両者の作付面積を加重して平均する。

(b) だいず以外の雑穀

だいず以外の雑穀については、経済的に重要なものは、労力等を考慮して一出張所一筆程度の特定調査筆を設置して坪刈調査を行い、検見基準とする。

b 郵送調査

第一類、第四類及び第五類作物中の野菜について行う。（第九章、第二節参照）

c 検見及び聞取り調査

出張所長は管内の各市町村について、各作物の推定反収を、所定の推定実収高調査時に、前節の予想反収調査の場合に準じ検見又は聞取りによって調査する。

2 前年度統計の修正

出張所長及び事務所長は、第四類及び第五類作物の推定実収高調査時において、前節二の3に記載の方法に準じて、前年度統計の再検討を行い、不備の点を修正する。

三　報　告

1　出張所長報告

出張所長は、右記の調査の結果を取りまとめ、左記3の報告書を作成し、事務所長の定める期日までに事務所長に報告する。

2　事務所長報告

事務所長は、各出張所長の報告を審査し、事務所計を求め、これをもととし、坪刈調査及び郵送調査の結果その他各種の調査資料を参考として所長決定を行つた上、左記3の報告書の様式により所定の期日までに部長に報告する。

この際、事務所単位の面積、栽培樹数並びに収穫高を予想収穫高報告の場合に準じてラウンドし、反収もそれに基いて計算した値を記入するものとする。

3　報　告　書

報告書名	出張所長報告	事務所長報告
推定実収高報告書	様式第六十七～七十号	様式第六十七～七十号
標本筆又は特定調査筆調査結果表	様式第五十二号	様式第五十二号

（付記）　出張所長の推定実収高報告書には、事務所長が必要と認めた場合は、市町村別推定実収高一覧表（様式適宜）を添えて提出させる。

第八章　アンケート調査

水陸稲、甘藷、だいずの作況及び収量等について、事務所において行う標本調査及び検見調査の参考資料とするために、市町村に配置している作物程告員を対象とし、右記、作物の作況、反当収量及び作付面積の増減等について、アンケート調査を次の要領によつて行う。

第一節　調査項目及び調査時期

調査項目		調査期日	投函期日
水陸稲、甘藷、だいず	第一回概況調査 (二区)	七月　十日	七月　十一日
	(一区)	七月　十五日	七月　十六日
水陸稲、甘藷、だいず	第二回概況調査 (全国)	八月　十日	八月　十一日
水陸稲、甘藷、だいず（乾燥したもの）	第一回予想収穫高調査 (全国)	九月　十日	九月　十一日
水陸稲、甘藷	第二回予想収穫高調査 (一区)	十月　一日	十月　二日
	(二区)	十月　十日	十月　十一日
水陸稲、甘藷、だいず	推定実収高調査 (一区)	十一月　十日	十一月　十一日
	(二区)	十一月　二十日	十一月二十一日

(1) 一区とは、北海道、東北、関東、北陸、長野、鳥取、島根とし、二区は、東山（除長野）東海、近畿、中国（除鳥取、島根）四国、九州とする。

(2) 七月十日、十五日、八月十日及び九月十日調査の水陸稲、甘藷の概況調査及び予想収穫高調査は、麦類及びなたね、馬鈴薯の推定実収高調査とあわせて調査する。

第二節　調査方法

一　調査市町村及び作物報告員の選定

1　調査市町村は、昭和二十六年冬作調査の際、選定した同一市町村とする。

2　作物報告員は、当該市町村内に居住する作物報告員（昭和二十六年冬作調査の際、選定した同一作物報告員）とする。

二　調査事項

1　概況調査

作物報告員自身が観察した調査日現在の作柄を、平年及び理想的な作柄をそれぞれ一〇〇とした場合の作況指数で報告する。

なお、第一回目の調査に際しては、前年の作付面積を一〇〇とした場合の本年の作付面積の指数をあわせて報告する。

2　予想収穫高調査

作物報告員の観察又は調査に基く調査日現在の予想反収を報告する。

なお、だいずの予想収穫高調査は、九月十日現在調査の際に一回行う事とする。

3　推定実収高調査

作物報告員の観察又は調査に基く調査日現在の推定反収を報告する。

三　調査票の配付、回収及び集計

1　調査票は、本省において作成し、調査期日以前に事務所長に一括して送付する。事務所長は、調査市町村を管轄する出張所長に対して所要数の調査票を一括して送付する。出張所長は、各調査期日より五日前に作物報告員に届くように調査票を郵送する。

2　調査票（回答票）は、作物報告員より直接本省に郵送し、本省においてこれを集計する。

四　調査票

作物報告員に配付する調査票は、アンケート調査時期一覧表とともに、本省において別途、作成して事務所長に一括して郵送する。

第九章　郵送調査

第一節　水稲の施肥量及び作況調査

事務所において行う水稲の作況及び収量調査の参考とするために、一般農家を対象として、水稲の施肥量及び作況について、次の要領により郵送調査を行う。

一　調査方法

1　調査票の回収率を平均五〇％、事務所ごとの回収票数を二〇〇～四〇〇枚と予定し、事務所管内の水稲作付面積の大きさに比例して、事務所別の調査農家数を本省において決定する。

但し、事務所別の調査農家数は、最低四〇〇戸、最高八〇〇戸とする。（様式第七十一号、事務所別調査農家数一覧表参照）

2　事務所長は、管内市町村を地勢により、平たん部、準平たん部、山間部および都市近郊（都市又は都市周辺の村）の四階層に分け、本省より割当てられた調査農家数を各層ごとの水稲作付面積（昭和二十五年産水稲の市町村別作付面積による）の大きさに比例して割当てる。事務所長は、又、出張所長から農業動態調査の農業事業体名簿に記載された市町村別農家数を報告させ、各層ごとに所属市町村の農家数を累計し、これより層別の調査農家を任意系統的に抽出し（六十頁の例参照）、階層記号、市町村番号並びに市町村別の抽出農家数及び抽出番号を担当出張所長に通知するとともに、所要数の調査票を一括して当該出張所長に送付する。

3　出張所長は、農業動態調査の農業事業体名簿に記載された農家の中から、事務所長より通知された抽出番号に該当する農家を取り出し、その住所、氏名と階層記号、市町村番号及び抽出番号を調査票（往復はがき返信裏の右下の記入欄）に記入し、調査期日

より五日前に当該農家に届くように調査票を郵送する。

4　調査票の様式は、様式第七十三号による。

5　調査票（回答票）は、調査農家より、直接、事務所に郵送する。

二　調査期日及び報告期限

調査地域	調査期日	報告期限
北海道、東北、北陸及び長野	八月一日	八月十七日（作況指数のみ） 八月二十五日（施肥量及び作況指数）
その他の地域	八月二十五日	九月十七日

（注）　北海道、東北、北陸及び長野の八月二十五日報告の作況指数は、八月十七日報告の分の回収票に、その後の回収票を加えて集計報告する。

三　調査成績の取りまとめ

回答票の集計は、事務所において、次の事項について行う。

1　調査票の回収率

(1)　総回収率 r_1　　$r_1 = \frac{\text{回収票数}}{\text{配付票数}} \times 100$

(2)　有効回収率 r_2　　$r_2 = \frac{\text{有効票数}}{\text{配付票数}} \times 100$（注）

（注）有効票とは、集計締切日までに回収した調査票の内、無記入のもの、記載の不明りょうなもの、明らかに誤記と認められるものなど、利用できないものを除いた残りの調査票をいう。なお、集計締切日は、事務所において調査票の回収状況、集計所要時間及び報告期限の3者をにらみ合わせて決める。

2　反当施肥量

(1)　肥料種類別の反当施用量

a　各層ごとの反当施用量 $\bar{X}i$　　$\bar{X}i = \frac{1}{ni}\sum_{j=1}^{ni} Xij$

N ……　事務所管内の総農家数

Ni ……　階層内の総農家数

ni ……　階層内の標本農家（有効回答農家以下同様）数

X_{ij} …… 階層内の1標本農家の反当施用量

b　事務所管内の反当施用量　$\bar{X}$　$\bar{X} = \frac{1}{N}\sum_{i=1}^{R}\frac{N_i}{n_i}\sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}$　R …… 階層数

(2) 肥料成分別の反当施用量

bについて、別に送付する肥料成分表により、成分別の反当施用量を算出する。

(3) 事務所管内の平年対比作況指数　$\bar{X}'$　$\bar{X}' = \frac{1}{N}\sum_{i=1}^{R}\frac{N_i}{n_i}\sum_{j=1}^{n_i} X'_{ij}$　X'_{ij} …… 階層内の1標本農家の平年対比作況指数

(4) 報　告

事務所長は、以上集計した結果を様式第七十七号（但し、北海道、東北、北陸及び長野の八月十七日報告の作況指数は、別に送付する様式による。）により、所定期日までに部長に報告する。

第二節　甘藷及びマイナークロップスの推定実収高調査

各事務所において行う甘藷及びマイナークロップスの推定実収高調査の参考資料とするために、一般農家を対象として、甘藷、第一類（除あま）第四類及び第五類作物（野菜のみ、以下同様）の作付面積及び推定実収高について、次の要領により郵送調査を行う。

一　調査対象作物

甘藷及び第一類作物（除あま）甘藷、あわ、きび、ひえ、とうもろこし（未成熟のものを含む）、もろこし、だいず、あずき、らっかせい、いんげんまめ（未成熟のものを含む）、ささげ、りょくとう、そば

第四類作物　さといも、だいこん、かぶら、にんじん、ごぼう、ねぎ、なす、春播きやべつ、結球はくさい、非結球つけな、れんこん

第五類作物　たまねぎ、きゅうり、しろうり、かぼちゃ、すいか、とまと、秋播きやべつ、ほうれんそう、たけのこ

二　調査期日及び報告期限

調査項目	調査地域	調査期日	報告期間
甘藷及び第一類作物（除あま）推定実収高調査	全国	十一月十日	十二月五日
第四類作物推定実収高調査	全国	十二月二十日	一月二十日
第五類作物推定実収高調査	全国	九月二十日	十月二十日

三　調査方法

(1)　調査票の回収率を平均三〇%、事務所ごとの回収票数をほぼ三〇〇～五〇〇枚と予定し、各事務所管内の各類別作物の総作付面積の大きさに比例し、事務所別の各類別作物の調査農家数を本省において決定する。但し、事務所別の各類別作物の調査農家数はそれぞれ最低一、〇〇〇戸、最高一、六〇〇戸とする。（様式第七十一参照）

(2)　事務所長は、調査ごとに、昭和二十五年度表式調査による市町村別の各類別作物の総作付面積の大きさにより管内市町村を三～四階層に分け（甘藷及び第一類作物推定実収高調査の場合は、第一類作物の総作付面積の大小により階層分けを行う。）本省より割当てられた調査農家数を各層ごとの各類別作物の総作付面積の大きさに比例して層別に割当て、以下第一節における同様の方法によつて調査農家を抽出し（例参照）、階層記号、市町村番号並びに市町村別の抽出農家数及び抽出番号を担当出張所長に通知するとともに、所要数の調査票を一括して当該出張所長に送付する。

例

階層	第五類作物（野菜）作付面積	市町村数	総農家数	調査農家数
	町			戸
イ層	三七〇	三二	一六、一六一	三八八
ロ層	三〇〇	五一	二二、八七〇	三〇七
ハ層	二二一	六三	二九、〇一一	二二六
ニ層	八九	四五	二〇、七一一	七九
合計	九八〇	一九一	八八、八五三	一、〇〇〇

イ層の所属市町村より三八八戸の調査農家を抽出すれば、次の表の通りである。（抽出農家の最初の番号を乱数表により五、抽出間隔を四十二戸とした場合）

市町村番号	総農家数	総農家数の累計	抽出農家数	スタート番号
	戸	戸	戸	
1	480	480	12	5
2	531	1,011	12	29
3	478	1,489	12	2
4	432	1,921	10	28
5	475	2,396	11	16
6	393	2,789	10	3
7	548	3,337	13	30
8	483	3,820	11	28
9	601	4,421	15	7
10	523	4,944	12	36
11	441	5,385	11	17
12	464	5,849	11	38
13	469	6,318	11	36
14	521	6,839	12	29
15	499	7,338	12	12
16	501	7,839	12	17
17	487	8,326	12	20
18	452	8,778	10	37
19	534	9,312	13	5
20	471	9,783	11	17
21	610	10,393	15	8
22	530	10,923	12	28
23	487	11,410	12	2
24	491	11,901	12	19
25	577	12,478	13	32
26	463	12,941	12	1
27	553	13,494	13	42
28	495	13,989	11	35
29	657	14,646	16	2
30	523	15,169	13	17
31	503	15,672	12	40
32	589	16,261	14	41

右表において、一の市町村における抽出農家は、五、四七、八九、一三一、一七三、二一五、二五七、二九九、三四一、三八三、四二五、四六七番の十二戸、二の市町村における抽出農家は、累計農家番号の五〇九番（四六七＋四十二）相当する二十九番を最初にして、七十二、一一三、一五五、一九七、二三九、二八一、三二三、三六五、四〇七、四四九、四九一番までの一二戸である。以下の市町村についても同様にして抽出する。他の階層についても同じとする。

(3) 出張所長は、農業動態調査の農業事業体名簿に記載された農家の中から、事務所長より通知された抽出番号に該当する農家を取り出し、その住所氏名と階層記号、市町村番号及び抽出番号を調査票（往復はがき返信裏の右下の記入欄）に記入し、調査期日より五日前に当該農家に届くように調査票を郵送する。

(4) 調査票の様式は、様式第七十二及び七十四～七十六号による

(5) 調査票（回答票）は、調査農家より直接、事務所に郵送する。

四 調査成績の取りまとめ

回答票の集計は、各事務所において、次の事項について行う。

(1) 調査票の回収率

(1) 総回収率 γ_1　$\gamma_1 = \dfrac{\text{回収票数}}{\text{配付票数}} \times 100$

(2) 有効回収率 γ_2　$\gamma_2 = \dfrac{\text{有効票数}}{\text{配付票数}} \times 100$

2 反当収量

(1) 本年反収 $\bar{X}$

$$\bar{X} = \frac{\sum_{i=1}^{R} \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}}{\sum_{i=1}^{R} \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} Y_{ij}}$$

N_i……階層内の総農家数

n_i……階層内の標本農家（有効回答農家、以下同様）数

X_{ij}……階層内の1標本農家の収穫高

Y_{ij}……階層内の1標本農家の作付面積

R……階層数

(2) 前年反収　本年の場合と同様の方法により算出する。

3 前年作付面積に対する本年作付面積の割合 γ　$\gamma = \dfrac{\sum_{i=1}^{R} \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} Y_{ij}}{\sum_{i=1}^{R} \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} Y'_{ij}} \times 100$　Y'_{ij}……階層内の標本農家の前年作付面積

五 報　告

事務所長は、以上集計した結果を様式第七十八号又は七十九号（第五類作物推定実収高調査の報告様式は、様式第七十九号に準ずる。）により、所定期日までに部長に報告する。

六 未回答農家に対する再調査

調査票の回収率を高めるとともに、今後の調査計画の樹立の参考資料とするために、特に必要と認める県を指定して、未回答農家については、調査票の再配付あるいは聞取りなどを試験的に行う。

〔付〕　概要及び前年の要綱との相違点

作物名	耕地面積	稲							水		
項目	水田（本地、畦畔面積）	畑面積	計画作付面積	作付面積増減状況	世帯別、耕作規模別作付面積	推計作付面積	入作地作付面積	品種別作付面積	概況 第一回 第二回 第三回
推計単位目標精度	出張所一五%	県一三%	—	全国	—	出張所一五%	—	—	
標本数	対地七〇実測八	対地〇〇八〇〇	—	九四〇〇戸	—	対地七〇実測八	—	—	アンケート（全国）九四〇〇戸 郵送（県平均）四〇〇八〇〇
調査本法	見積りと平板測量	見積り	聞取り	アンケート	きき取り	見積りと平板測量	市町村長に依頼	作物調査員からの聞取り	アンケート郵送一般検見
調査期日	—	—	—	—	—	—	—	—	六一〇 七一〇 八一〇
報告期日	一一三〇	同右	六一五	七一七	八一七	九一五	一〇三一	一一三〇	六一八 七一七 八一七
公表期日	一一五	同右	—	—	—	一〇三五	—	—	— — 八三五
前年の要綱との相違点	水稲作付面積と同じ標本を用いる	畑作物面積と同じ標本を用いる	新たに加えた	前年どおり	新たに加えた	推計単位数（全国）（本年）一一五〇（前年）一六六八 標本単位区数（全国）（対地八〇五〇〇 実測九一〇〇）（一一六七六〇〇 一一五〇〇〇） 目標精度（県）〇四% 本年は地目変換のはなはだしい階層はしつ皆調査を行う、他は前年どおり	新たに加えた	同右	六一八と七一七は新たに加えた（アンケートは六一八のものは行ない）

作物名	水稲					
項目	第一回予想収穫高	第二回予想収穫高	推定実収高	作況調査圃	被害一般	被害特別
推計単位目標精度	—	県	出張所 二五%	—	—	—
標本数	アンケート（全国）九四〇〇戸	アンケート 九四〇〇戸 標本筆 一二五〇	アンケート（全国）九四〇〇戸 標本筆 一二〇	—	—	同右
調査方法	アンケート、一般検見、作況調査圃	アンケート一般検見、標本筆稔実粒数調査	アンケート坪刈	精密調査	一般収穫推定検見尺度適用被害調査圃に修正る	
調査期日	九・一〇	一〇・一〇	収穫期	—	適期	部長の指定した時期
報告期日	九・一七	一〇・一七	早場 一一 晩場 一二	—	所長が必要と認めたとき本省の要求したとき	部長の指定した時期
公表期日	九・二五	一〇・二五	一二・二四	—	—	—
前年の要綱との相違点	前年は概況として作況指数のみを公表	標本単位区数並びに標本筆数（県平均）（本年）一二五〇 一五〇〇（前年）	推計単位数（全国）（本年）一〇二九 一六六八 標本単位区数（県平均）一二五〇 一五〇〇 標本筆数（全国）一二三五〇〇 二三〇五〇〇 目標精度（県）一〇・六% 一〇・四%	筆数（県平均）（本年）二〇〇 （前年）一七〇	被害程度区分を一〇%、一〇～一七〇%、五〇～一〇〇%、三〇～五〇%、三〇%並びに一～九〇%に立毛害無に細分し更に調査野帳を決め調査を強化した	被害程度を被害一般と同じく細分した外は更に調査野帳を決め調査を強化した

作物名	水稲							陸稲					
項目	被害調査圃	増減収	被害速報	施肥量	耕作規模別反収	計画作付面積	作付面積増減状況	世帯別、耕作規模別作付面積	推計作付面積	入作地作付面積	前年の要綱との相違点
推計単位目標精度	—	県	—	県	—	—	—	—	県三%	—	
標本数	—	予想収二五〇 二五〇〇	—	四〇〇〜六八〇〇戸	—	—	—	—	きき取り三〇〇〇戸対地四〇〇〜八〇〇	—	
調査方法	減収推定尺度作成作況調査圃に準ずる	作況標本筆上り推計一般検見	一般検見減収推定尺度適用	郵送	検見、調査、聞取り、坪刈り	聞取り	—	きき取り	きき取りあるいは見積り	市町村長に依頼	前年の要綱との相違点
調査期日	—	一〇・一〇 収穫期	被害発生後五〜七日	早場八・一 晩場八・一五	—	—	—	—	—	—	
報告期日	一二・五	早場一〇・一七 晩場一一・二〇 一一・五	被害発生後三回以上	早場八・二五 晩場九・一七		六・一五	七・一七	八・一七	九・二五	一〇・三一	
公表期日	—	—	—	—		—	—	—	一〇・二五	—	
前年の要綱との相違点	種類、調査項目を前年より整理した	被害程度を被害一般と同じく細分し更に検討修正の方法を決めた	前年より強化	前年アンケート、郵送を併用したが本年は郵送のみ	新たに加えた（陸稲と合わせて米の耕作規模別として（調査）	新たに加えた	前年どおり	新たに加えた	推計単位、標本数、目標精度は前年どおり、本年は地目変換のはなはだしい階層はしつ皆調査を行う	新たに加えた	

作物名	項目	推計単位目標精度	標本数	調査方法	調査期日	報告期日	公表期日	前年の要綱との相違点
陸稲	概況 第一回 第二回 第三回	—	アンケート（全国）九四〇〇戸	アンケート一般検見	六、一〇 七、一〇 八、一〇	六、一八 七、一七 八、一七	— — 八、二五	六、一八と七、一七は新たに加えた（アンケートは六、一八のみは行わない）
	第一回予想収穫高	—	—	同右	九、一〇	九、一七	九、二五	前年は概況
	第二回予想収穫高	県	アンケート（全国）九四〇〇戸 標本筆二〇〇	アンケート一〇都県は粒数調査他は一般検見	一〇、一〇	一〇、一七	一〇、二五	前年の標本筆数は一〇〇、粒数調査を行う県に宮崎を加えた
	推定実収高	県	アンケート（全国）九四〇〇戸 標本数四〇〇	アンケート坪刈一般検見	収穫期	二、二五	二、二四	前年の標本筆数は二〇〇、坪刈調査で推計する県に宮崎を加えた
	被害一般	—	—	一般検見減収推定尺度適用	適期	所長が必要と認めたとき本省の要求したとき	—	一〇都県については被害程度を水稲と同じく細分し更に調査野帳を決め調査を強化した
	被害特別	—	—	同右	部長の指定したとき	部長の指定したとき	—	水稲に準ずる
	増減収	県	予想一〇〇 実収四〇〇	作況標本筆からの推計一般検見	一〇、二〇 収穫期	一〇、二七 一二、五	—	新たに加えた
	被害速報	—	—	一般検見減収推定尺度適用	被害発生後五～七日	被害発生後三回以上	—	前年より強化した
	耕作想像別反収	—	—	検見調査粒数取開り坪刈	—	—	—	新たに加えた（水稲と合わせて米耕作規模別として調査）

作物名	甘								諸		だいず
項目	計画作付面積	作付面積増減状況	推計作付面積	概況 第一回 第二回 第三回	予想収穫高	推定実収高	被害特別	被害速報	計画作付面積	推計作付面積	
推計単位 目標精度	—	—	県 三%	—	県	県	—	—	—	県	
標本数	—	—	きき とり 三〇〇〇戸 対地 四〇〇〇 八〇〇	アンケート（全国） 九四〇〇戸	同右及び調査筆 三〇〇〜五〇〇	同右及び郵送 四〇〇〜八〇〇戸	—	—	—	きき とり 三〇〇〇戸 対地 四〇〇〇 八〇〇	
調本方法	聞取り		きき とり あるいは見積り	アンケート 一般検見	アンケート 試掘	アンケート 郵送坪掘	一般検見 減収推定尺度適用	同右	きき とり	きき とり あるいは見積り	
調査期日	—	—	—	七一〇 八一〇 九一〇	一〇一〇	収穫期	部長の指定したとき	被害発生後五〜七日	—	—	
報告期日	六一五	七一七	九一五	七一七 八一七 九一七	一〇一七	一二五	部長の指定したとき	被害発生後三回以上	六一五	九一五	
公表期日	—	—	一〇一五	八一五 九一五	一〇一五	一二一四	—	—	—	一〇一五	
前年の要綱との相違点	新たに加えた	前年どおり	前年どおり	七一七は新たに加えた	前年の調査筆は四〇〇〜五〇〇、他は前年どおり	郵送を新たに加えた 調査筆の前年は四〇〇〜五〇〇	新たに加えた	前年より強化した	新たに加えた	前年どおり	

作物名	すいだ				第1類 作物				第3類
項目	予想収穫高	推定実収高	被害速報	計画作付面積	推計作付面積	予想収穫高	推定実収高	被害速報	計画作付面積	予想収穫高
推計単位目標精度	—	県	—	—	県	—	県	—	—	—
標本数	アンケート（全国）九四〇〇戸	郵送一〇〇〇〇～一六〇〇〇戸標本筆三〇〇	—	—	郵送一〇〇〇〇～一六〇〇〇戸ききとり三〇〇〇戸対地四〇〇～八〇〇	—	郵送一〇〇〇〇～一六〇〇〇戸	—	—	—
調査方法	アンケート様式	郵送、九道県は坪刈他は検見	一般検見減収推定尺適用	聞取り	郵送、ききとりあるいは見積り	表式	郵送、表式	一般検見減収推定尺適用	聞取り	表式
調査期日	九一〇	収穫期	被害発生後五～七日	—	—	九一〇	収穫期	被害発生後五～七日	—	一〇一〇
報告期日	九二五	一二一五	被害発生後三回以上	六一五	一〇一二	九一五	一二一五	被害発生後三回以上	六一五	一〇三一
公表期日	一〇二五	一二二四	—	—	一〇二五	一〇二五	一二二四	—	—	一二三〇
前年の要綱との相違点	アンケートを新たに加えた	本年は九道県においては坪刈より推計を行う、他は前年どおり	前年より強化した	主要なもののみ、新たに加えた	前年どおり（雑穀を一括して推計する）	前年どおり	前年どおり	前年より強化した	主要なもののみ、新たに加えた	前年どおり

作物名	作物		第4類作物				第5類作物			
項目	推定実収高	被害速報	計画作付面積	推計作付面積	推定実収高	被害速報	計画作付面積	推付作付面積	推定実収高	被害速報
推計単位目標精度	—	—	—	県	県	—	—	—	—	—
標本数	—	—	—	郵送（一〇〇〇～一六〇〇戸対地四〇〇～八〇〇）	郵送（一〇〇〇～一六〇〇戸）	—	—	郵送（一〇〇〇～一六〇〇戸対地四〇〇～八〇〇）	郵送（一〇〇〇～一六〇〇戸）	—
調査方法	同右	一般検見	聞取り	郵送、見積り（野菜のみ）	郵送表式	一般検見	聞取り	郵送見積り	郵送表式	一般検見
調査期日	収穫期	被害発生後五～七日	—	—	収穫期	被害発生後五～七日	—	—	収穫期	被害発生後五～七日
報告期日	一三一	被害発生後三回以上	六、一五	一〇、一二	一三一	被害発生後三回以上	六、一五	一〇、一二	一〇三一	被害発生後三回以上
公表期日	三、一五	—	—	一〇、一五	三、一五	—	—	一〇、一五	一、三〇	—
前年の要綱との相違点	前年どおりんご、みかんのみとし新たに加えた		新たに加えた	新たに加え、但し推計は野菜、工芸作物の別に行う	前年どおり	新たに加えた、但し、くわ、てんさい、ラミー、こんにゃく、ちゃ	主要なもののみ、新たに加えた	新たに加え、但し推計は野菜工芸作物の別に行う	前年どおり	新たに加えたい、但し、ホップ、いしもとういきょうじょちゅうぎくたいま

（付記）　陸稲の粒数調査を行う都県は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、熊本、宮崎、鹿児島、である。

だいずの坪刈調査を行う道県は、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、埼玉、長野、鹿児島である。

水陸稲の早場は、北海道、東北、北陸の各道県で、晩場は、それ以外の各県である。

郵送の早場は、北海道、東北、北陸及び長野の各道県で、晩場は、それ以外の各県である。

昭和二十六年耕地面積調査要綱

第一節　調査方針

一　この調査は統計表に基いて行う（指定統計第三七号）。

二　調査の対象は水田並びに畑の面積とし特に水田については畦畔、本地別面積を推定する。

三　推計単位は水田については統計調査事務所出張所（以下出張所という）単位を原則とし、畑については県単位とする。

四　目標精度は変動係数で水田については出張所単位一・五%、畑については県単位三%とする。

五　調査はしつ皆調査と抽出調査とに分れる。しつ皆調査は対地調査により、抽出調査は対地調査と実測調査とによつて行う。対地調査の方法は台張面積を基準として見積る。実測調査は別に定める方法により調査する。

六　抽出調査による推計は耕地カードによる集計面積を基礎とし比推定法により推定する。

七　この調査は作付面積調査と同時に行うから、階層分けや抽出などは作付面積調査と総合して行う。従つて本要綱は耕地面積調査と直接関係のない作付面積調査についてもあわせて記する。

八　この調査要綱は基本的な方針を述べるにとどめ、その具体的な標本数等の決定はこの要綱の範囲内で事務所長が定める。

九　推計結果の報告期限は一一月三十日とし公表は一二月二十五日とする。

第二節　階層分け

一　予備調査

(1)　推計単位の編成は従来の実績、関係出張所の可動労力及び郡別、市町村別資料の作成事情などを考慮して行う。

(2)　推計単位の組替えによる推定基礎が統一を欠く場合は精度に悪影響を与えるからあらかじめ同一基準に整理しておく。たとえば耕地カード面積が農地台張、土地台張など基礎がまちまちである場合は、いづれか一方に整理して置く。

(3)　実測、対地共既調査単位区を利用する場合はあらかじめその単位区の調査成績を検討し、本要綱の基準に同一であるか否かを確かめておく。

(4)　対地調査の階層分けは地目変換率によつて行うから、その程度などにつき資料を収集しておく。

(5)　作付率の予備調査は計画面積の調査成績、聞取り、概観などによる。

(6)　階層分けは特殊階層と一般階層とに分け、一般階層は更に、対地、実測調査ともに性格階層と面積階層とを設ける。

(7) この階層分けは一般的な標準を示すものであるから、推計単位の実情によつて最適に取捨する。

二 特殊階層

目標とする単位の精度をよくするために特殊階層を設けることができる。

たとえば

S1 焼畑、切替畑の単位区階層

現況焼畑、切替畑の単位区の階層で水田を含まないものとする。

S2 交通きわめて不便な単位区階層

この階層に含まれる単位区面積は水田面積において県単位〇・五%、畑面積において一%を最大限度とする。

S3 地目変換のはなはだしい単位区や、筆界単位区界が判然としない単位区階層

市街地、開墾地などで田の地目変換の程度がはなはだしいが、耕地整理の換地処分未済の単位区において筆界、単位界の不明りような単位はこの階層に入れる。

S4 耕地カード面積が見積りによる単位区階層

水田の台帳面積不明であるが地目変換がはなはだしいため耕地カード面積が台帳面積によらず見積り実面積によつた場合、その単位区を他の単位区と区分して調査する。

三 一般階層

(1) 水田を含む単位区階層

i 対地調査

対地調査によつて地目変換率並びに作付率を調査し、耕地面積並びに作付面積を推定する。

対地調査の階層分けはまず単位区を水田を含む単位区と畑のみの単位区とに分ける。但し田畑混在の単位区の多い場合は水田を含む単位区を水田のみの単位区と田畑混在の単位区に分ける事ができる。次いで各々を特殊階層と一般階層に分け、更に各々の階層を単位区の性格により細分した後、面積階層に分ける。

たとえば

a 性格階層

A 既調査の単位区階層

昭和二十五年冬作調査以後に対地調査した単位区であつてその後地目変換が無いと認められるもの、但し水稲作付面積

調査のためにはこの外に水稲の作付変動が無い事が必要である。畑のみの単位区は既調査単位区階層を設けない。（畑を含む単位区は畑作物調査の場合に各々該当する階層に入れて計算する。）

B　つぶれ地の多い単位区階層（四－七）

市街地、水害跡地、炭坑地、施設周辺等の内台張水田が現況畑その他の地目に変換したと認められる単位区である。これは程度によつて更に分ける事ができる。なおこの階層において台張面積を基準として調査が不可能な程度のはなはだしい単位区は特殊階層 D_3 に含む事はもちろんである。

C　作付変動の多い単位区階層（四－七）

常習干ばつ地、遅し苗代及びひえ、野菜、さとうきび等の水田栽培慣行がある単位区

D　新田の多い単位区階層（四－七）

台帳における水田以外の地目が水田に変換したと認められる単位区

E　耕地整理地の単位区階層（二）

耕地整理済の単位区がこれに属する。この場合の耕地整理済地とは区画整理した地区で、しかも換地処分の終了したものをいう。但し換地処分未済のものにおいても、耕地カードが現況により整備されてあればこれに入れる。

F　その他の単位区階層（三－四）

（附記一）既対地調査単位区内その単位区の $Y_i \beta_i \gamma_i$ と同一基準（同一種類の台帳を基礎にした事など）である場合は、既調査の単位区階層を設けず、所属階層の標本として推計に使用しうる。但し、D階層については、耕地面積推計には使えるが水稲作付面積推計には使えない。

（附記二）階層分けは地域又は地帯ごとに集団的に階層分けを行い、特に明らかである場合を除き単位区ごとの階層分けは避ける。

（附記三）性格が重復する場合は $S_1\ S_2 \cdots AC \cdots$ の順序による。

（附記四）階層末尾の括孤内はその階層の抽出ウェートである。

b　面積階層

水田の各階層は単位区数によつて面積階層を設ける。水田面積階層の個数は二－四個とし、階層内の水田面積の変動係数がプールして三分の一程度を目標とする。C・E階層にして田畑混在の単位区の多い場合は面積の低い階層は特に細分する。面積階層は各単位区共、耕地カード面積によるが現況面積が明らかである場合はその見積り面積によるを妨げない。

ii 実測調査

実測調査の階層分けは水田を含む単位区について行い、畑のみの単位区は階層分けは行わない。

a 性格階層

この階層分けは耕地カード面積に対する現況面積の比、すなわち、いわゆるなわのびなわちぢみの有無多少により階層分けする。こゝでいうなわのび率とは、対応する耕地カード面積が畦畔面積を含まなければ、真のなわのび率であり対応する耕地カード面積が畦畔面積を含むならば、それは耕地カード面積に対する本地面積率である。

たとえば、

Ⅰ なわちぢみの有る単位区階層（四ー五）

施設周辺、谷間、農道、道路等を含む単位区

Ⅱ なわのびの無い単位区階層

耕地整理地、平たん地の単位区

Ⅲ なわのびの有る単位区階層（二）

平たん地の単位区

Ⅳ なわのびの多い単位区階層（三）

山間地、丘陵地、開墾地、鉄道沿線の単位区。

（附記一）ⅢⅣ階層は実情によつてまとめて同一階層とする事ができる。

（附記二）階層分けは地域又は地帯ごとに集団的に階層分けを行い、特に明らかである場合を除き単位区ごとの階層分けは避ける。なお既調査の単位区を階層分けに利用する場合は地域又は地帯別性格判定の資料とするにとどめる。従つてなわのび率の高い既調査の単位区がなわのび率の低い階層に入る場合もありうる。

（附記三）階層末尾かつこ内はその階層の抽出ウエートである。

（附記四）内外畦畔の別により、階層を変える事ができる。

b 面積階層

各階層は耕地カード面積により階層分けする。面積階層の個数は二ー四個とし階層内の水田面積の変動係数がプールして三分の一程度を目標とする。

面積階層区分は各単位区共耕地カード面積による。

(2) 畑のみの単位区階層

畑のみの単位区は対地調査のみについて階層分けし、実測調査の階層分けは行わない。

町村別に対象作物を畑面積で割り、作付割合を求め、その近い町村を集めて県を数個の地域階層に分ける。

但し、だいずについては畦畔栽培面積を除いたものを用いる。

地域階層を作付割合により階層分けして作付割合階層を設ける事ができる。階層分けの基準は対象作物の有無、多少によって行う。単位区ごとに困難な場合は部落別あるいは地帯別に決定する。

第三節　抽　出

1　標本の大きさ

(1) 水　田

第五節の分散式を標本の大きさ決定のために近似的に簡略化すると

$$V \fallingdotseq R^2 \sum \frac{N_i(N_i-n_i)}{n_i}\sigma^2(X_i-R_iY_i)+\frac{R^2}{(1+K)^2}\sum N_h\left(\frac{1}{n'_h}+\frac{K^2}{n''_h}\right)\sigma^2(Z_h-R'Y_h)$$

となる

上式より $(C.V.)^2 \fallingdotseq \frac{2(1-\rho)C^2}{n}+2(1-\rho')C'^2\left(\frac{1}{1+K}\right)^2\left(\frac{1}{n}+\frac{K^2}{n''}\right) \fallingdotseq \frac{2(1-\rho)C^2}{n}+\frac{2(1-\rho')C'^2}{n'''}$

をうる。但し

n ……対地標本単位区数

n_h, n''_h ……全筆、一部実測標本単位区数（一部実測は換算したもの）

C, C' ……プールした水田面積の変動係数

ρ, ρ' ……プールした各々の相関係数

従つて

実測標本単位区は昭和二十五年冬以降の既調査を主とし、昭和二十四年夏作調査の分は補足的に用いるにとどめる。すなわち、昭和二十五年冬作以降調査標本単位区は階層ごとの標本のかたよりなどを見込み四〇単位区は使えるはずである。（麦畑地帯はこれより相当少い）これを基準とし、なお労力事情を考慮し今回は八単位を新たに加える。不足単位区数は昭和二十四年夏作調査の分を全筆換算の上これに加え、六〇単位区以上とする。

ii　対地標本単位区数は母集団の整理が十分に行われた推計単位は、$C=C'=0.3$　$\rho=0.94$　$\rho'=0.98$が期待されるから、$C.V.=1.5\%$をうるには$n'=60$とすれば$n=70$となる。

iii　既対地調査単位区を標本として使用する場合は単位区の変化、作付率の変動、階層ごとの分布などを考慮して新たに抽出する。

(2)　畑

畑面積は畑作物作付面積の附帯調査として調査されるから、その標本の大きさも畑作物の作付割合等によつて計算された標本の大きさすなわち県単位四〇〇―八〇〇単位をそのまゝ使用する。但し、田畑混在の単位区数が多い場合はこれより少くする事ができる。

以上の標本数は推計単位の実情に応じ推計単位ごとに事務所長が定める。

二　標本の配分並びに抽出

(1)　実測調査単位区の階層

実測単位区数を各階層に配分する。配分は性格ウエイト、面積ウエイト及び単位区数の積に比例してあん分する。各階層にある既調査の単位区数（全筆実測に換算）と配分数との差を新たに実測する。抽出は既調査単位区を除き、任意抽出法による。

(2)　対地調査単位区の階層

i　水田を含む単位区

標本の大きさを各階層に配分する。配分は性格ウエイト、面積ウエイト及び単位区数の積に比例してあん分する。抽出は任意系統抽出法による。

既調査の単位区を標本として推定する場合には、その単位区数と配分数との差を新たに抽出する。その場合の抽出は任意抽出法による。

ii　畑のみの単位区

標本の大きさを各階層に配分する。

各階層への標本の配分はまず地域階層ごとに配分し、次いで作付割合階層ごとに地域階層の割当範囲内で配分する。地域階層の配分はまず作物別にウエートをつける。このウエートは作付面積の大小、作付分布状態により定める。配分はそのウエートと単位区数との積を計算し、主なるもの二―三個を取り、その計に比例して標本を配分する。

地域階層内で各階層への配分は、単位区数及び階層ウエートの積による。抽出は任意系統抽出法による。

第四節　現地調査

一　調査区分

調査はしつ皆調査する階層と抽出調査する階層とに区分する。しつ皆調査は特殊階層S_3につき対地調査の方法によつて行い、S_1、S_2は抽出調査を行う。なおS_1、S_2は聞取りその他の調査により、A階層は調査を行なわない。

二　対地調査

(1) 標本単位区ごとに土地台帳より地番、地目、台帳面積及び畦畔面積などを野帳に記入する。別に該当範囲の耕地図を転写しておく。

(2) 現地においては、耕地図により一筆ごとに見廻り、水田、畑及びその他の地目毎に台帳面積を基準として、その割合面積を野帳に記入しておく。台帳基準面積とは一筆内が二以上の地目に分れている場合、各地目が占める割合をもつて台帳面積をあん分した面積である。

(3) 但しその割合が極端に異なる場合、その小さな方の面積を正確に見積り差をもつて他の面積とする。

(4) この場合の畦畔の取扱いは、単位区に畦畔が含まれているが、否かによる。例えば単位区に畦畔面積が含まれている場合は、畦畔面積を含めて見積る事が大切である。

(5) 台帳面積に変化があれば、その原因を簡単に記入しておく、例えば、開田、開畑、流失、埋没等と記入するがごとくである。

(6) 筆の境界不明の場合は明らかになるまで合筆して調査する。又単位区の境界不明の場合は、二単位合併して調査してもよい。

(7) なお台帳基準面積の取り方は、明らかに拡張、かい廃あれば、その割合で台帳基準面積とする。この基準は一筆の面積に左右されるから、なわのび等との関連において推計単位ごとに定めておく。

(8) 特殊階層S_3については台帳面積を基準として調査が出来かねるから見積り実面積による。

(9) 作付割合の少ない階層、変動の大きい階層の標本単位区は二～三個の同一階層の隣接単位区をもつて単位区群を組んで調査する事ができる。

(10) 水稲の作付面積は耕地面積調査に準ずる。

(11) 畑作物については、見積り実面積による。但し、畦畔作物については、利用実面積による。

三　実測調査

平板による全筆測量とする。

畦畔は、カード集計面積に含まれているいないにかかわらず正確に調査する。実測調査の詳細については別途指示する。

第五節　推計並びに分散

一　推　計

推計式は

(1)　水田本地面積

$$\left(\Sigma i \frac{\Sigma X_{ij}}{\Sigma Y_{ij}} y_i + A\right) \times r + S_2 + S_3 + S_4$$

$$r = \frac{r_1 + K r_2}{1 + K}, \quad r_1 = \frac{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma Z_{hk}}{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma Y_{hk}}, \quad r_2 = \frac{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma \frac{M_{hk}}{m_{hk}} \Sigma Z_{hkl}}{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma \frac{M_{hk}}{m_{hk}} \Sigma Y_{hkl}}, \quad K = \frac{1}{3} \sim \frac{1}{4}$$

但し

X_{ij} ……　対地標本単位区の台帳基準水田面積
Y_{hk} ……　実測標本単位区の台帳対応面積
A ……　既調査（対地調査）階層の台帳基準水田面積
r_1 ……　全筆実測なわのび率
K ……　r_2 の r_1 に対するウエート
j ……　対地調査単位区番号
N_h ……　h 階層の単位区総数
M_{hk} ……　一部実測標本単位区の総筆数
Y_{ij} ……　対地標本単位区の耕地カード集計面積
Z_{hk} ……　実測標本単位区の実測本地面積
r ……　なわのび率（註）
r_2 ……　一部実測なわのび率
i ……　対地調査階層符号
y_i ……　i 階層の耕地カード集計面積
n_h ……　h 階層の標本単位区数
m_{hk} ……　一部実測標本単位区の標本筆数

（註）　Y が畦畔を含んでいない場合はなわのび率であるが、しからざる場合は Y に対する本地面積率である。

(2)　水田畦畔面積

$$\frac{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma Z'_{hk}}{\Sigma \frac{N_h}{n_h} \Sigma Z_{hk}} \times \left[\left(\Sigma \frac{\Sigma X_{ij}}{\Sigma Y_{ij}} y_i + A \right) \times r + S_2 + S_3 + S_4 \right]$$

Z'_{hk} ……　標本単位区の実測畦畔面積

その他は水田本地面積の推計の項に準ずる。

(3) 水　田（耕地面積）

本地並に畦畔面積の計である。

(4) 畑

水田推計式の r は考慮しない。又 S_1 階層の面積を加える。

(5) 畑のみの階層などで水田が調査され単純推定によった場合は $\frac{\Sigma X}{\Sigma Y}y$ の代りに $\frac{N}{n}\Sigma X$ を使う。

二 分　　散

(1) 分散式は比較的小さな項を省略すると

$$V = R'^2 \Sigma \frac{Ni(Ni-ni)}{ni}\ \rho 2(\mathrm{Xi-Ri\ Yi}) + \frac{R2}{(\ /\ +K)\ 2}\left\{\sum_{\mathrm{h}} \frac{N\mathrm{h}\,(N\mathrm{h}-n\mathrm{h})}{n\,\mathrm{h}}\sigma^2{}_{(\mathrm{Zh-R'Yh})} + K^2 \Sigma n\left[\frac{N\mathrm{h}\,(N\mathrm{h}-n'\mathrm{h})}{n'\mathrm{h}}\ \sigma^2{}_{(\mathrm{Zh-R'Yh})}\right.\right.$$

$$\left.\left. + \left(\frac{N\mathrm{h}}{n'\mathrm{h}}\right)^2 \Sigma \frac{Mk\,(Mk-mk)}{mk}\sigma^2{}_{(\mathrm{Zh-R'Yh})}\right]\right\}$$

$$\fallingdotseq R'^2 \Sigma \frac{Ni\ (Ni-ni\ )}{ni}\sigma^2{}_{(\mathrm{Xi-R}i\ \mathrm{Y}i)} + \frac{R2}{(\ /\ +K)\ 2}\left\{\Sigma n N^2 h\left(\frac{/}{n\,\mathrm{h}} + \frac{K^2}{n'\mathrm{h}}\right)\sigma^2{}_{(\mathrm{Zh-R'Yh})} + K^2 \sum_{\mathrm{h}} \left(\frac{Nh}{n'\mathrm{h}}\right)^2\right.$$

$$\left.\Sigma \frac{Mk\,(Mk-mk)}{mk}\sigma^2{}_{(\mathrm{Zh-R'Yh})}\right\}$$

但し

R …… 推計単位の地目変換率　　R' …… 推計単位の繭のび率

Ri …… i 階層の地目変換率

$\sigma 2\mathrm{X}i\ \ \sigma 2\ \mathrm{Y}i\ \ \sigma 2\ \mathrm{Z}\mathrm{h}\ \ \sigma 2\mathrm{Yh}\ \ \sigma 2\mathrm{Z}\mathrm{h}\mathrm{k}\ \ \sigma 2\mathrm{Y}\mathrm{h}\mathrm{k}$ …… 各々 Xi , Yi , $Z\mathrm{h}$, $Y\mathrm{h}$, $Z\mathrm{h}\mathrm{k}$, $Y\mathrm{h}\mathrm{k}$, の分散

その他は推計式の項に準ずる。

(2) 畑

$$V \fallingdotseq \Sigma \frac{Ni\ (Ni-ni\ )}{ni}\ \sigma^2{}_{(\mathrm{Xi-R}i\mathrm{Y}i)}$$

但し　Ri …… i 階層の地目変換率

第六節　調査の報告

一　出張所長の報告

(1)　階層分けは所定の基準により行い、これを別紙様式四号によりリストし事務所長に報告する。

(2)　調査結果は様式七号の一～六にそのまゝ記入し意見を付して事務所長へ報告する。

二　事務所長の報告

(1)　出張所長よりの報告は様式七号の七～十一に取りまとめて十分に検討を加え、要すれば適宜現地について調査を行い、その結果とともに報告する。

(2)　類似調査があればこれを調査し、その調査方法を付して報告する。

三　検討の要領

(1)　実測調査においては二十四年夏作調査の筆の対応の正否を検討する。
これは地番誤りや筆界の調査誤りのみならず部分的開田、開畑や一部かい廃などにおける対応面積の取り方に注意する。
二十五年以降の調査においては単位区界の取り方の正否や畦畔の取り方の正否に特に注意し示指通りであるか否かにつき検討する。

(2)　対地調査においては台帳基準面積の算定方法の正否に留意し、本年度の事務所長の定めた限界を超えて算定してあるものは修正する。

(3)　畑のみの階層から水田が調査された場合には、その標本の代表性につき調査する。その調査の方法は聞取り概観等によつて行う。

(4)　他調査資料あれば、それと本調査結果とを対比し、差又は比につき原因を考察する。

四　実測図の保存

定測図の保存年限は永久とし、その保存責任者は出張所長とする。

－300－

米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査について

二六改統部第六七三六号（作両）
昭和二十六年六月三十日

農林省農業改良局統計調査部長

統計調査事務所長　殿

米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査について（通達）

米世帯別並びに耕作規模別作付面積調査については、町村別供出限界面積並びに、月別需給推算算定の要求に応ずるため、申告調査の方法による方針をとり、先の所長会議並びに面積課長会議においてその通り説明したのであるが、今般本調査の精度を高め、もつて属地調査による推計面積に近い世帯別並びに耕作規模別作付面積を得るため、その調査方法につき、左記の通り措置することゝ決定し、左記一、二の通り変更し要綱を作成したから了知せられたく念のため右通達する。

なお二十六年度麦作を含めそれ以前において食糧庁食糧事務所において同様趣旨の調査を行つて来ていたのであるが、二十六年産米作以降は農林省の作物統計の重複を整理し、作物統計は統計調査部及統計調査事務所においてこれを行う原則を明瞭とし米世帯別及耕作規模別作付面積を正式統計として、従前の同種のものより科学的に且つ最少経費により目的的に行うことは統計調査部系統の組織において行うことゝした。従つて二十六年産米以降の食糧庁及食糧事務所が類似の資料蒐集を行うことある場合においては、これは純粋供出割当又は農家配給のための食糧台帳的な資料の蒐集作成の意味のものとして取扱うことを、当部及び食糧庁において協議決定したことを為念通知する。

記

一、米世帯別並びに耕地規模別作付面積調査方法は申告調査によらず抽出調査（きゝとり調査）による。

二、右の抽出調査は推計単位を県単位とし、畑作物作付面積きゝとり調査と併せて行う。

－301－

昭和二十六年産麦及び水稲品種別作付面積報告について

二六改統部第八七三四号の二（作面）
昭和二十六年十一月十六日

農林省農業改良局統計調査部長

統計調査事務所長　殿

昭和二十六年度産麦及び水稲品種別作付面積報告について

昭和二十六年度麦及び水稲品種別作付面積は別紙様式によつて取まとめ既定の期日までに報告されたい。

なお既に報告したものはその必要がない。

昭和26年水稲（麦）品種別作付面積集計表

県

単位町　　（　枚のうち　枚）

種類 / 品種別 / 郡市名	もち								計	うるち							計	合計
計																		町
割合																		100.00
作付面積																		町

記入注意　(1)　取り纏めは郡市別　(2)　作付割合は　%以下2位迄　(3)　作付面積合計欄は　水稲　11日6日　麦　7月3日公表の作付面積を作付割合で按分する。
(4)　用紙はABで綴込余白は右側を4cm空ける。
(5)　麦の様式は水稲に準ずる。

統計研究資料Ｊシリーズ編集委員会（五十音順）
齊藤 昭（代表）　神宮司一誠　仙田徹志　三重遷一　山口幸三　吉田嘉雄

京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野
統計研究資料Ｊシリーズ　No.1
復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）（第１分冊）
発 行 日 ： 平成 29 年 10 月
編集・発行：京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野
〒 606-8501 京都市左京区吉田本町
印 刷 所 ：創文堂印刷株式会社
〒 918-8231 福井県福井市問屋町１丁目７番地

Academic Center for Computing and Media Studies, Kyoto University
Agricultural Economics and Information Laboratory
Journal of Inner-documents concerning National Agricultural and Industrial Affairs
No.1

Reprinted Edition

The Collection of statistical survey guidelines and notices of Ministry of Agriculture and Forestry (Category of Crops)

Volume 1

Oct. 2017

Academic Center for Computing and Media Studies,
Agricultural Economics and Information Laboratory